

# 第3期障害福祉計画（平成24～26年度）

## 策定に係る基本資料

平成24年1月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

## はじめに

この資料は、第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）について厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課が通知や障害保健福祉関係主管課長会議等でお知らせしてきた資料を1冊にまとめたものです。

第1部では「第3期障害福祉計画について」と題し、第3期計画を端的にご理解いただくために、第3期計画の概要や主な変更点についてまとめています。

第2部では「資料集」と題し、平成23年12月27日に通知した基本指針等や各都道府県で計画を策定する上で参考となる資料をまとめています。特に、数値目標等を設定する際の参考として以下の資料をご活用下さい。

### 【数値目標を設定する際の参考資料】

「第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について」

（平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）

### 【サービス見込量を設定する際の参考資料】

「障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について」

（平成23年11月30日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）

### 【地域生活支援事業を設定する際の参考資料】

「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」（平成23年12月27日障企自発第1227第1号障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）

第3部では、「第3期障害福祉計画に係る数値目標等」と題し、第3期計画の数値目標及びサービス見込量の集計結果のイメージ図を掲載しています。これは各都道府県の第3期計画に盛り込まれる数値目標及びサービス見込量を平成24年4月以降、厚生労働省に報告いただき、それを集計の上、各都道府県にお知らせする予定のものです。この集計結果については、各都道府県の第3期計画の数値目標及びサービス見込量を把握する上で、ご活用下さい。

## 目次

### 第1部 第3期障害福祉計画について

#### I 概要

- I-1 障害福祉計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- I-2 第3期障害福祉計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- I-3 数値目標一覧表（第3期障害福祉計画）・・・・・・・・ 4
- I-4 サービス見込量一覧表（第3期障害福祉計画）・・・・ 5

#### II 主な変更点

- II-1 第3期障害福祉計画で変更した数値目標等・・・・・・・・ 8
- II-2 数値目標 「施設入所者の地域生活への移行」・・・・ 9
- II-3 第3期障害福祉計画における精神障害者関係の目標値について・・・・・・・・ 10
- II-4 同行援護及び相談支援のサービス量の見込方・・・・ 20
- II-5 障害福祉計画における計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・ 21
- II-6 入院中の精神障害者の地域相談支援及び障害福祉サービス見込量の算定方法・・・・・・・・ 22
- II-7 計画策定及び実施プロセスにおける新たな取組・・・・ 23

### 第2部 資料集

#### I 基本指針等

- I-1 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について（通知）（平成23年12月27日障企発1227第1号 障害保健福祉部企画課長通知）・・・・ 26
- I-2 「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」（平成23年12月27日障障地発第1227第3号 障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知）・・・・ 49

1-3	「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定について（平成24年1月20日職高発0120第1号・能発0120第3号・障発0120第9号 厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・職業能力開発局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）	50
1-4	「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について（平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）	53

## II 計画を策定する上での参考資料

II-1	第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について（平成24年1月11日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）	66
II-2	障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について（平成23年11月30日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）	93
II-3	地域生活支援事業における必須事業の実施状況について（平成23年12月27日障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）	200
II-4	第3期障害福祉計画に係るQ&A	209

## 第3部 第3期障害福祉計画に係る数値目標等

I	数値目標の集計結果	
I-1	数値目標（全国）の集計結果について	214
I-2	数値目標（各都道府県別）の集計結果について	220
II	サービス見込量の集計結果	
II-1	サービス見込量の集計結果について	228

# 第1部 第3期障害福祉計画について

## I 概要

## 基本指針について

- 基本指針は、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示)
- 障害福祉計画は、この基本指針に即して、市町村・都道府県が作成

## 【障害者自立支援法第88条及び第89条】

## (市町村障害福祉計画)

- ・ 各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

## (都道府県障害福祉計画)

- ・ 区域ごとの各年度の障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量、その確保のための方策
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

## 計画期間について

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

25年度

第1期計画期間

第2期計画期間

第3期計画期間

### 障害福祉計画の基本的理念

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

### 障害福祉計画が目指す目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成26年度を目標年度として次の数値目標を設定。

## 数値目標一覧表(第3期障害福祉計画)

		基本指針に定める数値目標
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 市町村及び都道府県	<p>平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行。</p> <p>※整備法による改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。</p> <p>平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本。</p> <p>※継続入所者の数を除いて設定するものとする。</p>
	入院中の精神障害者の地域生活への移行 都道府県	<p>都道府県は、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、次の目標値を設定。</p> <p>【着眼点1】1年未満入院者の平均退院率 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7パーセント相当分増加させることを指標。</p> <p>【着眼点2】高齢長期退院者数(退院者のうち、65歳以上であって5年以上入院していた者の数) 平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加させることを指標。</p>
3	福祉施設から一般就労への移行等 市町村及び都道府県	<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。</p> <p>平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する。</p> <p>平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。</p> <p>※利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。</p>
	公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数 都道府県	<p>平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。</p>
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 都道府県	<p>平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。</p> <p>〈目安:福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す。〉</p>
4	障害者試行雇用事業の開始者数 都道府県	<p>平成26年度において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。</p> <p>〈目安:福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す。〉</p>
	職場適応援助者による支援の対象者数 都道府県	<p>平成26年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。</p> <p>〈目安:福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援を受けられるようにすることを目指す。〉</p>
	障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等 都道府県	<p>平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指す。</p> <p>これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。</p>



## サービス見込量一覧表(第3期障害福祉計画)

## ○訪問系サービス

事項	内容
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 同行援護については、これらの事項に加え、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業(移動支援事業に限る。)の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

## ○日中活動系サービス

事項	内容
生活介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練(機能訓練)	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練(生活訓練)	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労移行支援	現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
就労継続支援(A型)	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、平成26年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の3倍以上とすることが望ましい。
就労継続支援(B型)	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。
療養介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
短期入所	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

## ○居住系サービス

事項	内容
共同生活援助 共同生活介護	福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。
施設入所支援	平成17年10月1日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、当該見込数は、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

## ○相談支援

事項	内容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。
地域移行支援	施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。
地域定着支援	居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



## II 主な変更点

### (1) 数値目標

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数 1割→3割

入所者数の削減 7%→1割

#### 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能精神障害者の減少に代わり、新たな目標値として以下の2つの目標値を設定した。

【着眼点1】1年未満入院者の平均退院率

【着眼点2】5年以上かつ65歳以上の退院者数

### (2) サービス見込量

#### 1 同行援護の追加

平成23年10月より施行された重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化に伴い、訪問系サービスのサービス見込量として同行援護を追加。

#### 2 児童デイサービスの削除

平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)による障害者自立支援法の改正を踏まえ、児童デイサービスのサービス見込量を削除。

#### 3 相談支援から計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援への変更

整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえ、「相談支援」から「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」に変更。

数値目標「施設入所者の地域生活への移行」

次の数値を基本としつつ、都道府県等において、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。なお、既に次の数値を上回る都道府県等においてはさらに高い目標値を設定されたい。

項目	基準時点	終了時点	第3期計画の数値目標の基本となる数値とその考え方
地域移行者数	平成17年10月1日	平成26年度末	3割以上 H23.10.1現在の実績 16.6%(8年間) ⇒1年割:3.3% $3.3\% \times 8 = 26.4$ (17.10月～H23.10月) 17→30%
入所者の削減数			1割以上減 現目標:7%(8年間) ⇒第3期計画分:3%(3年間)

## II-3

### 資料 2

## 第 3 期障害福祉計画における精神障害者関係の目標値について (案)

### 1 現在の目標値

- 現在の障害福祉計画においては、福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行とならび、入院中の精神障害者の地域生活への移行に関して目標値を設定することとしている。
  - 入院中の精神障害者の地域生活への移行については、具体的には、「平成 23 年度未までの退院可能精神障害者数の減少目標値 (平成 14 年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数)」を設定することとしている。
  - この目標値は、患者調査における「退院可能精神障害者」は、抽象的で、医療機関の主観によるものであるため、客観的に分析・評価することが難しく、平成 21 年 9 月の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書 (以下「あり方検討会報告書」という。) においても、「別の客観的な指標」が必要である旨が提言されていた。
- ### 2 第 3 期計画における基本的考え方
- 上記の問題点があることを踏まえ、「退院可能精神障害者の減少」という現在の目標値は、第 3 期計画では、定めないこととする。
  - その上で、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成 22 年 6 月 29 日閣議決定) においては、「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得ることとされており、「社会的入院」に関しては、さらなる取組が必要であることから、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、「社会的入院」の解消をさらに進めて行くため、退院のさらなる促進に関係する要素をより具体化、精緻化した着眼点を設定する必要がある。
  - その際、医療計画に記載すべき疾病に新たに精神疾患が追加されることを踏まえ、医療計画との連携・整合性という観点も含める必要がある。

### 3 具体的な着眼点について(案)

- 平成16年の「改革ビジョン」以来、「退院可能精神障害者の減少」と並ぶ目標値として、
    - ① 1年未満群の平均残存率に関する目標：24%以下
    - ② 1年以上群の退院率の目標：29%以上
- が設定され、「あり方検討会報告書」においても、この2つは、「今後も引き続き掲げるもの」とされている。

- 「急性期の入院期間をさらに短期化し入院長期化を防止すること」と、「長期入院者の退院促進を進めること」を分けて考える考え方は、今後も維持すべきものと考えられることから、「退院可能精神障害者の減少」に替わる目標値を検討するに当たっては、1年未満群の平均残存率と、1年以上群の退院率をベースにすることとし、より具体化・精緻化する着眼点を検討した。

#### 【1年未満群の平均残存率をベースにした着眼点】

- 1年未満群の平均残存率は、病院における早期退院の取組等により、着実な減少傾向にあり、平成20年調査では28.8%となっている。
- したがって、第3期計画においては、入院患者全体について、これまでの取組を引き続き進めて行く観点から、1年未満の平均残存率を着眼点の一つとする。
- また、「平均残存率」については、より分かりやすい表現とするため、退院に着目した「平均退院率」を用いることとする。(平均残存率+平均退院率=100%)
- なお、認知症については、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(第2R)にて検討中。

#### 【1年以上群の退院率をベースにした着眼点】

- 1年以上群は、
  - ・ 退院率としては、22%前後と上昇が見られないものの、
  - ・ 65歳未満の患者数を見ると、「1年以上5年未満」「5年以上」のいずれの入院期間別の数とも、大きく減少している。
  - ・ 一方で、65歳以上の患者数を見ると、「1年以上5年未満」「5年以上」のいずれの入院期間別の数とも、増加傾向にある。

- 65歳未満の1年以上入院者数が減少しているのは、退院に向けた病院の取組の進展や、障害福祉サービスの充実、精神障害者地域移行・地域定着支援事業の取組などが背景となっているものと考えられる。
- 一方、65歳以上の1年以上入院者数が増加しているのは、
  - ・ 1年以上5年未満の入院者数の増加は、認知症患者の増加による影響が大きい一方、
  - ・ 5年以上の入院者数の増加は、長期入院している統合失調症の入院患者が退院に結びつきにくいことが影響していると考えられ、入院期間により、背景が異なっている。
- こうしたことから、今後の目標の設定に当たっては、これまで取組が必ずしも進んでおらず、精神科病院における処遇面でも大きな課題のひとつであると考えられる長期・高齢の精神障害者（主として統合失調症患者）について、できる限り退院を促進する観点から、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」を着眼点の一つとする。



(参考)

都道府県に対しては、各着眼点に関する目標値を定める参考として、以下の指標を提示する。都道府県は、以下の指標を踏まえ、それぞれの実情に応じて、適切な目標値を定める。

(1) 1年未満入院者の平均退院率

- 直近調査(平成20年6月30日調査)における平均退院率の全国平均は71.2%であり、それを目標値である76%にするためには、平成20年6月30日調査時点の割合比で7%相当分増加させる必要があることから、「平成26年度<sup>(※1)</sup>における平均退院率を、平成20年6月30日調査比で7%相当分増加させる」ことを、目標設定に当たっての指標とする。

<sup>(※1)</sup> 平成26年度の状況は、平成27年6月30日調査で把握。

<sup>(※2)</sup> なお、入院期間は、患者の状況(初発・再発の別、発症から治療開始までの期間、疾患の種別など)により異なるので、各都道府県において平均退院率を把握し、目標を検討する場合には、その点にも留意する必要がある。

(2) 5年以上かつ65歳以上の退院者数

- 5年以上かつ65歳以上の入院患者数は、平均1,300人程度増加(平成12~20年の6月30日調査の平均)しており、毎年度の退院者数が8~9千人(患者調査から推計)であることを踏まえると、5年以上かつ65歳以上の入院患者数を増やさないようにする(又は減少に転じさせる)ためには、退院者数を現行より約20%増やすことが必要となる。

このため、「平成26年度<sup>(※1)</sup>における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況<sup>(※2)</sup>よりも20%増加させる」ことを、目標設定に当たっての指標とする。

<sup>(※1)</sup> 平成26年度の状況は、平成27年6月30日調査で把握。

<sup>(※2)</sup> 5年以上かつ65歳以上の退院者数は、現在の6月30日調査では把握していないため、直近の状況は、各都道府県において追加の調査を行う等により把握することとし、平成24年6月30日調査以降は、調査項目に追加することとする。

<sup>(※3)</sup> 各地域において、長期・高齢の精神障害者の地域移行を進めていくには、居住の場や障害福祉サービスを含めた受け皿の確保が必要であり、自立支援協議会での検討等を通じてサービス基盤を整備していくことが、より一層求められる。

※ 認知症については、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(第2R)にて検討中。

## 第3期障害福祉計画(都道府県)における 病院からの退院に関する明確な目標値の設定

- 精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に係る要素をより具体化、精緻化した着眼点を設定する。

### 【着眼点1】 1年未満入院者の平均退院率

→ 改革ビジョン以来の目標値(76%)を達成するためには、現在より7%相当分引き上げることが必要であり、「平成26年度における平均退院率を、現在より7%相当分増加させる」ことを指標とする。

### 【着眼点2】 5年以上かつ65歳以上の退院者数

→ 5年以上かつ65歳以上の入院患者数を増やさないようにするためには、退院者数を現行より約20%増やすことが必要であり、第3期計画期間では「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、現在よりも20%増加させる」ことを指標とする。

※ 認知症に関しては、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(第2R)にて検討中。

# 着眼点設定の考え方①

- 平成16年の「改革ビジョン」における目標値である、①1年未満群の平均残存率に関する目標(24%以下)、②1年以上群の退院率目標(29%以上)をベースとして、より具体化、精緻化する着眼点を設定。

## 【1年未満群の平均残存率をベースにした着眼点】

- 1年未満群の平均残存率は、平成20年調査で28.8%と着実な減少傾向にあり、これまでの取組を引き続き進めていく観点から、「1年未満の平均残存率」を着眼点とする。

(※)なお、「平均残存率」については、患者・病院いずれにもネガティブな表現であり見直すべきとの指摘も多いことから、より分かりやすい表現とするため、退院に着目した「平均退院率」を用いる。(平均残存率+平均退院率=100%)

- その中で、特に、認知症患者については、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」(第2R)にて検討中。

## 【1年以上群の退院率をベースにした着眼点】

- 1年以上群は、65歳未満の患者数は大きく減少する一方、65歳以上の患者数は増加。また、65歳以上の中で、1年以上5年未満の患者数の増加は、認知症患者の増加の影響が大きい一方、5年以上の患者数の増加は、長期入院している統合失調症の入院患者が退院に結びつきにくいことが影響。

- したがって、65歳以上の患者数に着目し、そのうち、これまで取組が必ずしも進んでおらず、精神科病院における処遇面でも大きな課題のひとつであると考えられる長期・高齢の精神障害者(主として統合失調症患者)について、できる限り退院を促進する観点から、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」を着眼点とする。

## 着眼点設定の考え方②

○ 都道府県に対しては、各着眼点に関する目標値を定める参考として、以下の指標を提示する。都道府県は、以下の指標を踏まえ、それぞれの実情に応じて、適切な目標値を定める。

### 【着眼点1】 1年未満入院者の平均退院率

○ 直近調査(平成20年6月30日調査)における平均退院率の全国平均は71.2%であり、それを目標値である76%にするためには、平成20年6月30日調査時点の割合比で7%相当分増加させる必要があることから、「平成26年度における平均退院率を、平成20年6月30日調査比で7%相当分増加させる」ことを、目標設定に当たっての指標とする。

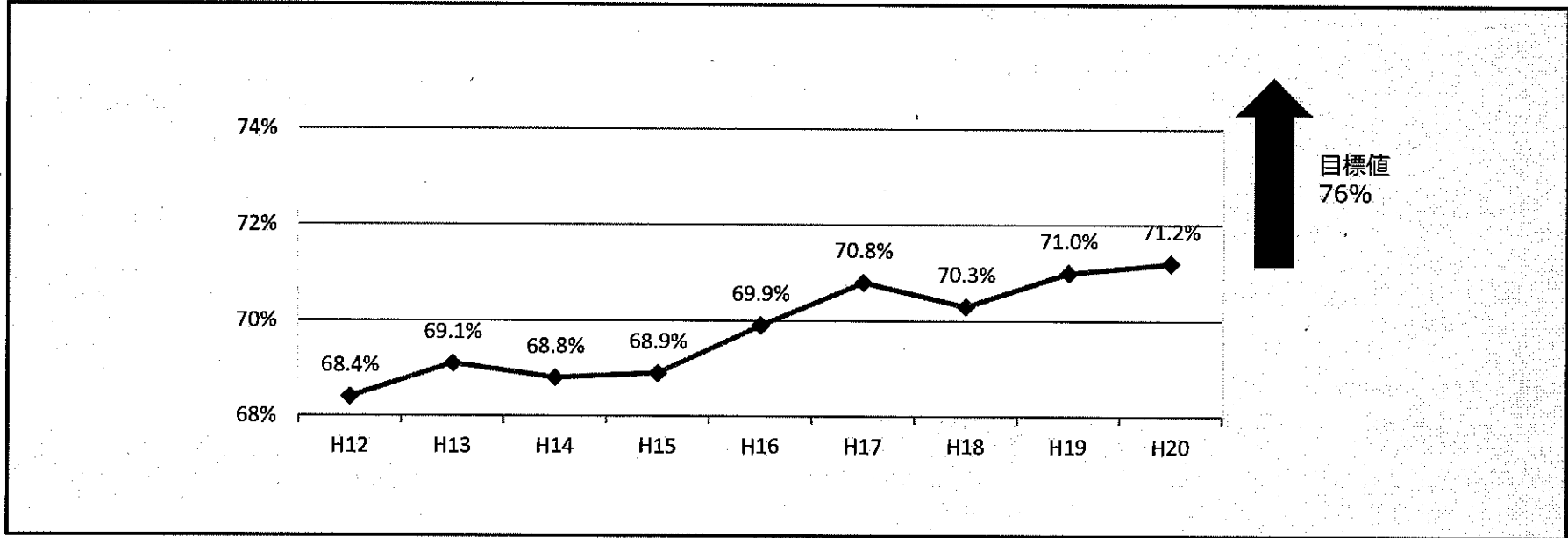
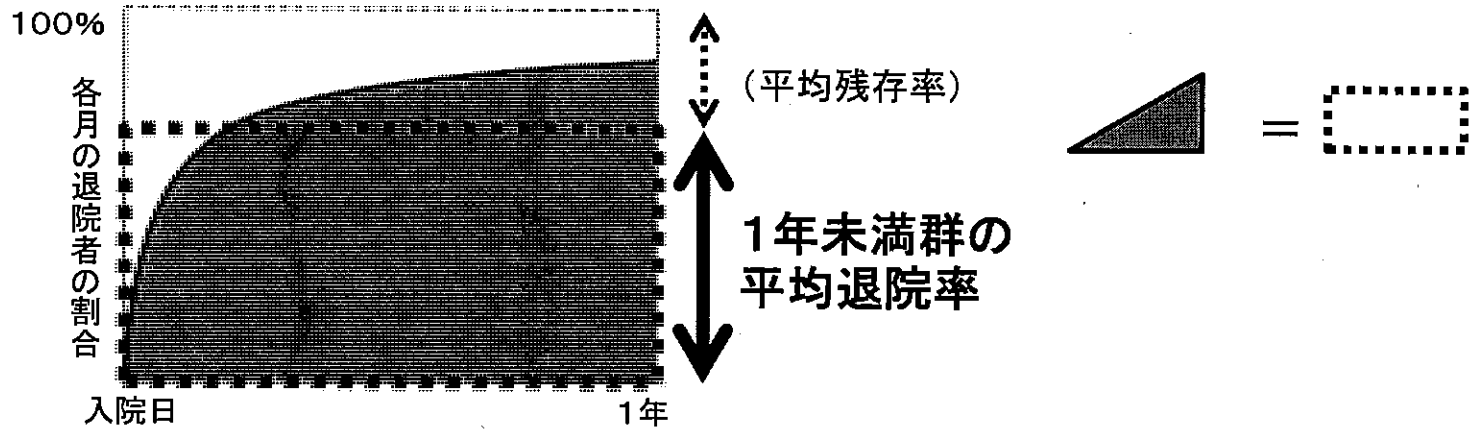
### 【着眼点2】5年以上かつ65歳以上の退院者数

○ 5年以上かつ65歳以上の入院患者数は、平均1,300人程度増加(平成12~20年の6月30日調査の平均)しており、毎年度の退院者数が8~9千人(患者調査から推計)であることを踏まえると、5年以上かつ65歳以上の入院患者数を増やさないようにする(又は減少に転じさせる)ためには、退院者数を現行より約20%増やすことが必要となる。

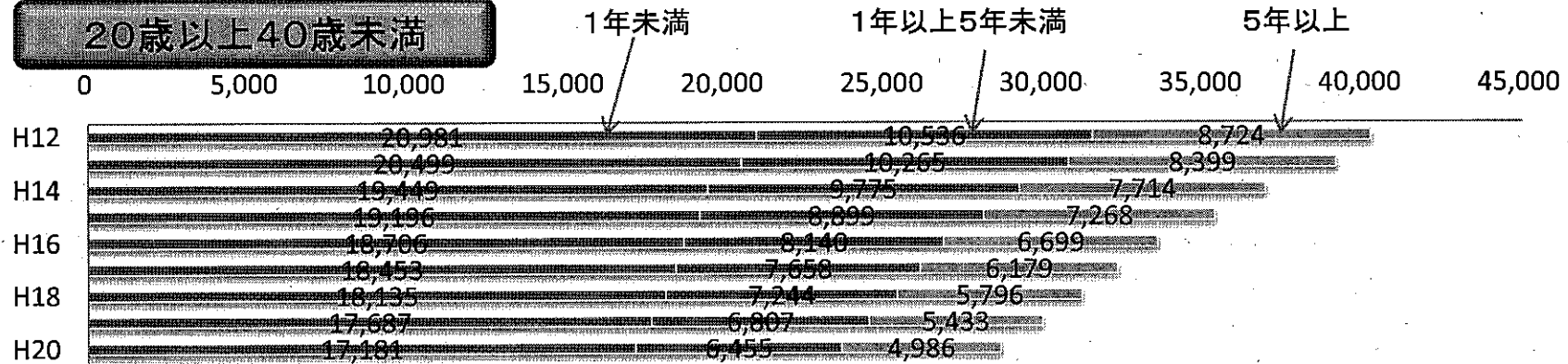
このため、「平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況よりも20%増加させる」ことを、目標設定に当たっての指標とする。

# 1年未満の平均退院率について

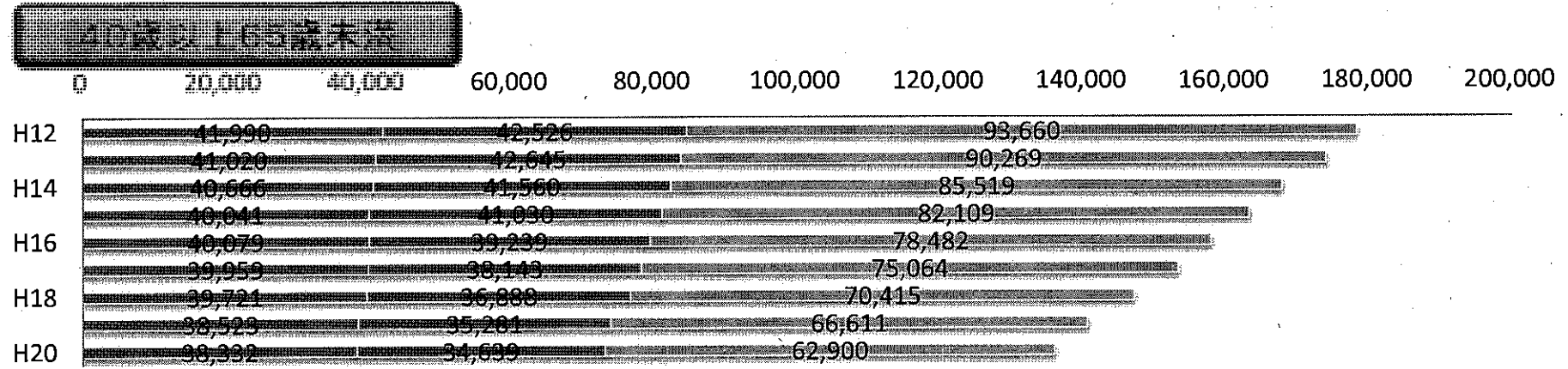
新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の退院者の割合を平均した割合



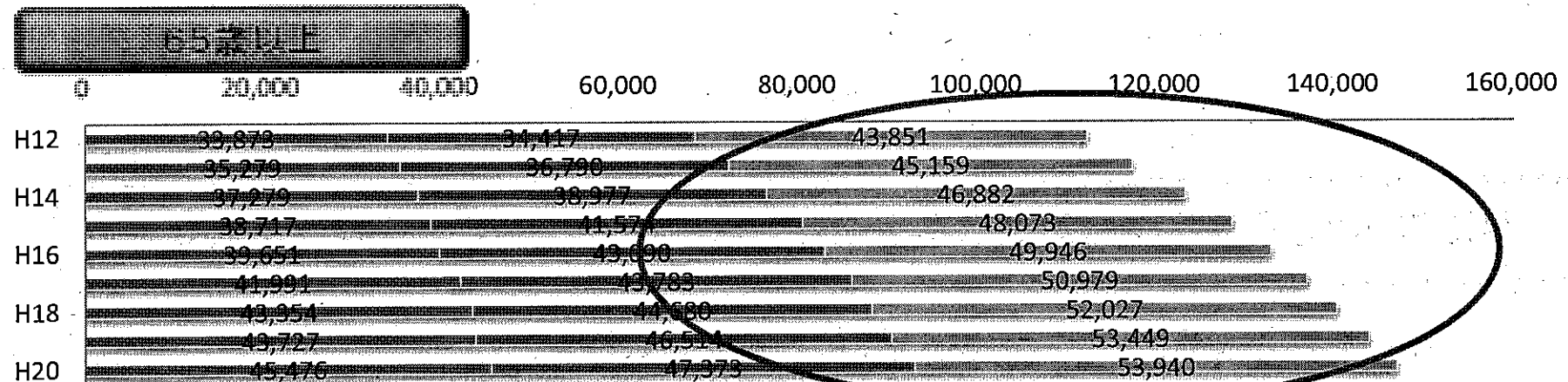
20歳以上40歳未満



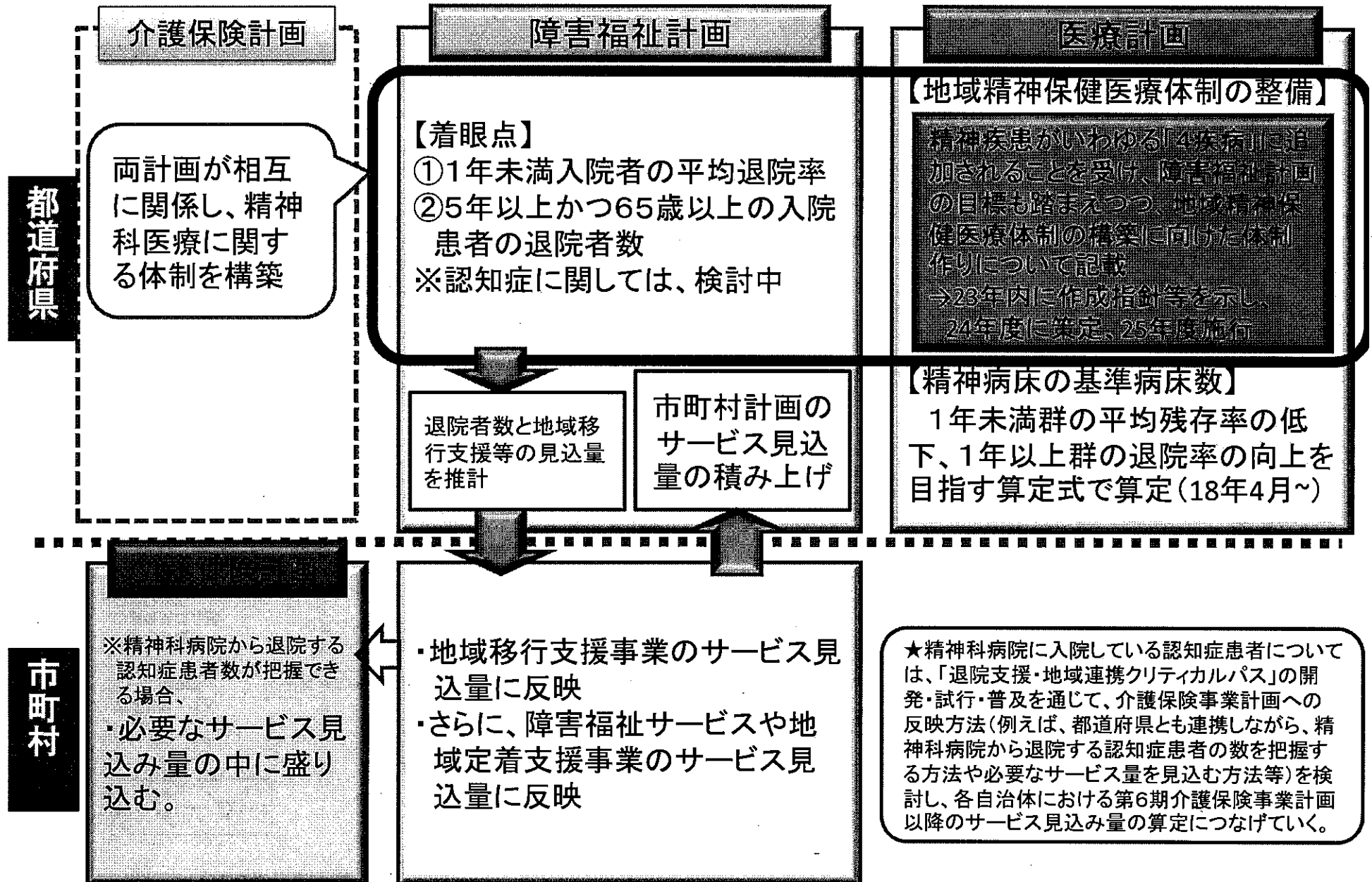
40歳以上65歳未満



65歳以上



# 医療計画及び介護保険事業計画との関係



同行援護及び相談支援のサービス量の見込方(案)

訪問系サービス

サービス種別	基本指針におけるサービス量の見込方(案)	サービス量の考え方と単位
<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護</li> <li>○重度訪問介護</li> <li>○同行援護</li> <li>○行動援護</li> <li>○重度障害者等包括支援</li> </ul>	<p>現に利用している者の数(略)等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、同行援護については、地域生活支援事業(移動支援事業)の利用者のうち、重度の視覚障害者数や障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>サービス量の考え方と単位</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。</li> <li>※5つのサービスを一体として設定することも可能。</li> <li>○単位</li> <li>サービス見込量の単位は「時間分」とし、利用者数の見込は「人」とする。</li> </ul>

相談支援

サービス種別	基本指針におけるサービス量の見込方(案)	サービス量の考え方と単位
○計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用者数等を勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数及び量を見込むこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月間のサービス利用支援及び継続サービス利用支援の利用人数を推計する。</li> <li>○単位</li> <li>利用者数及び量の見込は「人」とする。</li> </ul>
○地域移行支援	福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ※地域移行支援については、入所又は入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院又は入所前の居住地の市町村が、対象者数及び量を見込むこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月間の利用人数を推計する。</li> <li>○単位</li> <li>利用者数及び量の見込は「人」とする。</li> </ul>
○地域定着支援	地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月間の利用人数を推計する。</li> <li>○単位</li> <li>利用者数及び量の見込は「人」とする。</li> </ul>



## 障害福祉計画における計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援) の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方

計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の利用者数については、以下の考え方を踏まえ、算定すること。

- 1 計画相談支援の利用者数は、施行後3年間で計画的に、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込むこと。
- 2 新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。  
※ 現行のサービス利用計画作成費の支給対象者
  - ① 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
  - ② 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
  - ③ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることが著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者(ただし、重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。)
- 3 現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者数を計画的に拡大すること。
- 4 指定特定相談支援事業者の業務量を考慮し、月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。
- 5 障害福祉計画における継続サービス利用支援(モニタリング)については、以下のモニタリング期間と対象者数を参考に利用者数を算定する。

※ 当該モニタリング期間については障害福祉計画の見込量の算定に当たって参考として示したものであり、実際の制度の運用に当たっては、モニタリング期間の設定に当たっての標準や勘案事項等を踏まえ、例えば、2ヶ月や3ヶ月ごとの実施なども含め、個々の利用者の実情に応じて定めることとなることに留意すること。

### (1) 在宅の障害福祉サービス利用者

- ① 現行のサービス利用計画作成費の対象者等(1割程度見込む) → 毎月実施
- ② ①以外の者(9割程度見込む) → 6ヶ月ごとに1回実施

### (2) 施設入所者

→ 1年ごとに1回実施

Ⅱ-6

入院中の精神障害者の地域相談支援及び障害福祉サービス見込量の算定方法

- 市町村は、入院中の精神障害者について十分な情報を把握することが困難なこと等から、入院中の精神障害者に必要となる地域相談支援及び障害福祉サービスの見込量の算定が困難。
- このため、まずは、都道府県において、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)及び障害福祉サービスの利用者数を推計し、これを踏まえて市町村が見込量を算定することとする。

【推計方法の例】

- ① 地域移行支援の利用者数については、長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に見込む。

例えば、都道府県において着眼点を勘案して推計した1年以上入院者の退院者数のうち、「前年度実績を上回る人数」を勘案して利用者数を見込むとともに、1年未満入院者のうち特に支援が必要な者を見込む。

※ 平成22年度精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施状況 支援対象者2,272人 内退院者790人(34.8%)

※ 福祉施設入所者に係る地域移行支援の利用者数は、1年以上入所しているか否かに関わらず見込むことに留意。

- ② 地域定着支援及び障害福祉サービスの利用者数については、退院者の退院先の状況の実績等を勘案し、都道府県において着眼点を勘案して推計した退院者数を踏まえ、利用者数を見込む。

(参考) 平成20年6月退院患者数(精神保健福祉資料より)

・1年以上入院者 3,829人(家庭復帰等877人、グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等350人、高齢者福祉施設278人、転院1,536人、死亡737人、その他51人)

・1年未満入院者26,621人(家庭復帰等19,990人、グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等1,193人、高齢者福祉施設1,071人、転院3,351人、死亡778人、その他238人)

- ③ 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)及び障害福祉サービスの利用者数の見込みについて、市町村別の精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療の取得状況、入院患者数などを勘案して市町村ごとに按分。

※ 都道府県が、県内の精神科病院に入院時の住所地である市町村別の数等の調査を行い、按分する方法も考えられる。

市町村に提示

市町村が地域相談支援及び障害福祉サービスの見込量算定に反映

※市町村において、個別の実情により精神科病院の入院患者の状況を把握している場合は当該数値を基に見込む方法もあり

## 計画策定及び実施プロセスにおける新たな取組

## 1 都道府県別実績値の把握

毎年、数値目標の進捗状況について都道府県から国へ報告を行い、国にて都道府県別の集計表を作成し、都道府県にフィードバックすることとした。

## 2 中間報告の実施

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施できるよう、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について中間報告を行い、その集計結果を都道府県にフィードバックし、計画策定のための参考資料とした。

## 3 サービス量の都道府県別実績集計

第3期障害福祉計画の策定に当たって参考資料とするため、平成23年3月のサービス量の実績(国保連データ)を基に、各都道府県別に障害福祉サービスごとの人口10万人当たりのサービス区分別利用者数の都道府県別一覧表等を集計し、都道府県に示すこととした。

## 4 地域生活支援事業の必須事業の事業化の推進

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について(平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)において、必須事業を実施していない市町村に早期の事業化を求める一方、都道府県に対しては、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて、計画的に取り組むとともに、その達成状況について点検・評価を行うよう求めた。



## 第2部 資料集

### I 基本指針等

障企発 1227 第 1 号  
平成 23 年 12 月 27 日

各都道府県障害保健福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正について (通知)

日頃より障害保健福祉行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日付で告示された、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件 (平成 23 年厚生労働省告示第 478 号) につきまして、別添のとおり定めましたので、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 3 期障害福祉計画の作成に当たり御配意のほどよろしくお願い申し上げます。

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）の一部改正について（概要）

### 【趣旨】

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第87条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとしており、現行の基本指針は、平成21年度から平成23年度までの第2期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めたものである。

今般、平成22年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、当該基本指針を改正し、平成24年度から平成26年度までの第3期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めることとしたものである。

### 【主な改正内容】

#### 1 改正障害者基本法を踏まえた規定の整備【第一の一関連】

平成23年7月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）による障害者基本法（昭和45年法律第84号）の目的規定の改正内容について、障害福祉計画の基本的理念の中に盛り込む。

#### 2 整備法による障害者自立支援法の改正を踏まえた規定の整備

##### （1）相談支援体制の充実・強化【第一の三関連】

相談支援体制の充実・強化を図るため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置や、障害者への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携を図る自立支援協議会の具体的な機能や在り方を明確化する。

##### （2）障害福祉計画の作成のための体制の整備【第二の一の3関連】

市町村及び都道府県が障害福祉計画を作成するに当たり、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、同協議会を活用することとする。

**3 地域主権改革を踏まえた規定の整備【第二の一の6、第二の二及び三、第二の四の4関連】**

地域主権改革において、平成24年4月1日以降は、市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合に、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる義務が努力義務となったが、できる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい旨明確化する。

また、今般改正により、平成24年4月1日以降に障害福祉計画を定め、又は変更する場合、これまで障害福祉計画に定める事項だったものが定めるよう努めなければならぬ事項になったもの等について明確化するとともに、平成23年度中に作成する第3期障害福祉計画の作成に当たっては、従前のとおりとする。

**4 改正介護保険法等を踏まえた規定の整備【第二の三の3(一)関連】**

平成23年6月に成立した介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることを明確化する。

**5 障害者虐待防止法の成立を踏まえた規定の整備【第二の三の3(三)関連】**

平成23年6月に成立した障害者虐待防止法(平成23年法律第79号)を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みこと等の規定を盛り込むものとする。

**6 障害福祉計画の作成に係る平成26年度の数値目標設定【第二の一の2関連】**

**(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行**

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。

また、施設入所者数の設定に当たっては、改正前の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定施設等」という。)に入所していた18歳以上の者であって、整備法による改正後の法に基づき指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの(以下「継続入所者」という。)の数を除いて設定するものとする。

**(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行**

都道府県は、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、1年未満入院者の平均退院率の目標値(平成26年度の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加)及び65歳以上かつ5年以上入院していた者に関する目標値(平成26年度の退院者数を直近の数から2割増加)を設定する。



(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち 2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末における就労継続支援事業利用者のうち 3 割以上の者が就労継続支援 (A 型) 事業を利用することを目指す。  
なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

7 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み及び指定障害者支援施設の必要入所定員総数に関する留意事項【第二の二の 1 (一)、第二の三の 1 (一)、第二の三の 2 関連】

(1) 指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み

指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援 (B 型) 及び施設入所支援の必要な見込量については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

(2) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

8 その他

(1) 障害福祉計画の作成の時期【第二の四の 1 関連】

第 3 期障害福祉計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間ににおける指定障害福祉サービスの量の見込み等について定めるものであることから、平成 23 年度中に作成することが必要である。

(2) 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例【第二の四の 1 関連】

東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県 (以下「被災市町村等」という。) においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする (詳細は別紙参照)。

(3) 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により障害児支援が強化されたことも踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、指定障害児通所支援事業者等の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい旨明確化する。

その他平成 23 年度末を期限とする新体系への移行や障害福祉計画の計画期間等に関する所要の規定の整備等を行う。

## 東日本大震災により甚大な被害を受けた被災市町村等に対する特例

標記については、改正後の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）により、【第二の四の1】において、「東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のため十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。」としており、その具体的な内容については、次のとおりとする。

## 1. 策定困難な市町村及び都道府県の範囲

障害福祉計画については、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）において策定することが義務付けられているものであるが、被災市町村等においては、直ちに第3期障害福祉計画の策定を行うことが困難と考えられることから、今般、特例的に弾力的な取扱いを認めるものである。

弾力的な取扱いが認められる区域については、原則として、特に被害の甚大であった岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災3県」という。）並びにその管内の市町村に限ることとし、弾力的な取扱いを行う市町村は被災3県に、当該被災3県は厚生労働省に報告することとする。

## 2. 策定困難な市町村での弾力的な取扱い

策定困難な市町村においては、サービス見込量等を過去の傾向を基に見込む方法、第2期障害福祉計画の内容を変更せず、第3期障害福祉計画と置き換える方法などにより、暫定的な第3期障害福祉計画とすることなどが考えられるが、いずれの場合においても策定可能となった時点でこの暫定的な第3期障害福祉計画を変更することとする。

また上記の方法以外にも第2期障害福祉計画を平成24年4月1日から平成27年3月30日までの間で市町村が定める日まで延長する方法が考えられる。ただし、この場合において、平成27年3月31日までの第3期障害福祉計画期間内に、上記の弾力的な方法などにより、第3期障害福祉計画を策定する必要がある点に留意されたい。

## 3. 策定困難な被災3県での弾力的な取扱い

第3期障害福祉計画期間のうち、管内の全ての市町村が策定できるようになるまでの間は、策定困難な市町村の暫定的な第3期障害福祉計画のサービス見込量などを含めて集計したものなどを被災3県の第3期障害福祉計画のサービス見込量などとする。

また、この集計に当たっては、第2期障害福祉計画を延長した市町村のサービス見込量などについて、平成21年度から平成23年度までの分をそのまま平成24年度から平成26年度までの分と置き換えるなどして被災3県の第3期障害福祉計画の集計に加えることや、第3期障害福祉計画より新たに見込むこととなる地域相談支援や計画相談支援などについては策定困難な市町村の分は集計に加えないことなどにより、弾力的に取り扱われるたい。

また、指定障害者支援施設の入所定員総数や生活介護等の特定障害福祉サービスの見込量については、給量規制の対象となっているが、その適用に当たっては地域の実情に応じて適切に取扱い願いたい。

## 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施の市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられたほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていなかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていた。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられたところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）及び都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

また、平成二十二年十二月に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）が成立し、利用者負担の見直しや相談支援の充実等が行われることとなった。

この指針は、法の施行及び整備法による法の改正等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年度までの第三期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

### 第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 一 基本的理念

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加

を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重  
障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等  
障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づき給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備  
障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

## 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障  
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障  
希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。
- 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進  
地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進  
就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進

めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。整備法による法の改正によりサービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大があったことや地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。

また、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その位置付けを明確に示す必要がある。

その際、自立支援協議会は、関係機関等が相互に連絡し合うことにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援を行うことができるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中核となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

## 第二 障害福祉計画の作成に関する事項

### 一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

#### 1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

#### (一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズの把握に努めるほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

#### (二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、自立支援協議会を活用するとともに、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

#### (三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、特別支援学校等の行政機関、企業、医療機関等と関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進め

る。

## 2 平成二十六年年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、平成二十六年年度を目標年度として、次に掲げる事項については、それぞれの数値目標を設定することが適当である。また、数値目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第一期障害福祉計画及び第二期障害福祉計画の実績並びに地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

### (イ) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするともに、これにあわせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

### (ロ) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めたいくため、都道府県は、平成二十四年度から平成二十六年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、一年未満入院者の平均退院率（ある月から連続した十二月の各月ごとに、当該ある月に入院した者のうちそれぞれ当該各月までに退院した者の総数を当該ある月に入院した者の数で除いた数を算出し、その合計を十二で除いたものをいう。以下同じ。）の目標値及び高齢長期退院者数（退院者のうち、六十五歳以上であって、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）に関する目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年度における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数については、平成二十六年度における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

また、これと併せ、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見

直しを進める。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。なお、利用者数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考えられる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十六年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成二十六年度の目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。

また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成二十二年六月二十九日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされている等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

(一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第八十八条第七項及び第八十九条第六項においては、自立支援協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、自立支援協議会を活用することも考えられる。また、法第八十八条第八項及び第八十九条第七項においては、障害者基本法第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5 区域の設定

都道府県障害福祉計画においては、指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項



に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、指定地域相談支援(法第五十一条の第十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。以下同じ。))又は指定計画相談支援(法第五十一条の第十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。))の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域(法第八十九条第二項第一号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。))を定めるものとされており、各都道府県は、他のサービスとの連携を図る観点から、圏域を標準として当該区域を定めることが必要である。

#### 6 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会(タウンミーティング)の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

なお、平成二十四年三月三十一日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である旨に留意する必要がある。また、同年四月一日以降についても、何らかの手段によりできる限り地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが望ましい。

#### 7 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画(障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。)、地域福祉計画(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十九条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。)、医療計画、介護保険事業計画(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。))その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

### 三 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第二に掲げる事項とし、このうち同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項は定めなければならない事項とし、同表三の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策に関する事項及び同表四の項に掲げる事項は定めるよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十六年年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、現在の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（Ｂ型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

（イ） 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

特に、訪問系サービスについては、障害者等の地域生活を支える基本事業であるため、各市町村において事業を実施する事業所を最低一か所確保できるように努める必要がある。また、指定計画相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努める必要がある。なお、小規模町村等において訪問系サービスを行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すなどの工夫が必要である。さらに、障害者が地域で安心して暮らすためには、介護者が病気等になった時等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努める必要がある。

（ロ） 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見直し及び計画的な基盤整備の方策施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている市町村においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に行うために都道府県との協働により計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような市町村においては、都道府県が三の１のロによりサービスの種類及び量の見直し並びに整備計画を作成する際には、協働により作業を行うとともに、当該整備計画等において関連する内容を市町村障害福祉計画に反映することが必要である。

## 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- （一） 実施する事業の内容
- （二） 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- （三） 各事業の見込量の確保のための方策
- （四） その他実施に必要な事項

### 3 留意事項

平成二十四年三月三十一日までに市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合における市町村障害福祉計画において定めなければならない事項は、第二のこの1及び2に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項である。

#### 三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画に盛り込むことが望ましい事項は別表第四に掲げる事項とし、このうち、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みに関する事項及び同表六の項に掲げる事項は定めなければならない事項とし、同表四の項中各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項並びに同表七の項及び八の項に掲げる事項は定めよう努めなければならない事項とする。また、次に掲げる点を考慮して作成を進めることが適当である。

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十六年年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。また、指定障害福祉サービスのうち生活介護、就労継続支援（B型）及び施設入所支援の必要な量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

また、法施行以前に、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、新たに創設された指定地域相談支援又は指定計画相談支援等の確保に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

(三) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策

施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行その他地域における課題を踏まえ、これらの課題への対応が立ち後れている地域においては、必要となる指定障害福祉サービスの基盤整備を着実に行うために都道府県と市町村が協働に

より計画的に指定障害福祉サービスの基盤整備を行うことが必要である。

このため、このような地域においては、圏域単位を標準として、地域における課題を整理した上で、平成二十六年年度において障害者等の支援に必要な指定障害福祉サービスの種類及び量の見通しを明らかにすることが必要である。加えて、当該見通しを達成するために新たに必要となる指定障害福祉サービスを実施する事業所数（訪問系サービスを実施する事業所数を除く。以下同じ。）を見込むとともに、年次ごとの事業所の整備計画（以下「整備計画」という。）を作成することが必要である。なお、サービスの種類及び量の見通し並びに整備計画の作成に当たっては、別表第四に掲げる事項に留意しつつ作成することが必要である。また、作成された整備計画等の内容は、関係する市町村障害福祉計画に反映し、都道府県と市町村が一体的に取り組むことが必要である。

## 2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成二十六年年度までの各年度における指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の必要入所定員総数については、別表第三を参考としつつ、設定することが適当である。なお、必要入所定員総数については、継続入所者の数を除いて設定するものとする。

## 3 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者等を含めた自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。

### (一) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービスに係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者の養成等についても、重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録の管理等を行うことが必要である。

また、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行を踏まえ、喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成に努めることが必要である。

- (二) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価  
指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受けられないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

- (三) 障害者等に対する虐待の防止  
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

都道府県や市町村においては、自立支援協議会を活用すること等により、都道府県障害者権利擁護センター（障害者虐待防止法第三十六条第一項の都道府県障害者権利擁護センターをいう。）、市町村障害者虐待防止センター（障害者虐待防止法第三十二条第一項の市町村障害者虐待防止センターをいう。）を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

また、市町村においては、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、市町村障害者虐待対応協力者（障害者虐待防止法第九条第一項に規定する市町村障害者虐待対応協力者をいう。）と協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行うことができる体制を整備しておくことが必要である。

- 4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項  
都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

- (一) 実施する事業の内容
- (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
- (三) 各事業の見込量の確保のための方策
- (四) その他実施に必要な事項

- 5 留意事項  
平成二十四年三月三十一日までに都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合における都道府県障害福祉計画において定めなければならない事項は、

第二の三の1から4までに掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項である。

四 その他

1 障害福祉計画の作成の時期

第三期障害福祉計画は、平成二十四年度から平成二十六年までまでの三年間における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、平成二十三年度中に作成することが必要である。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県（以下「被災市町村等」という。）においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。

3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、二の1の(一)に掲げる事項については、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととし、併せて、その他の事項についても、都道府県と市町村が一体的に取り組むことができるよう都道府県と調整を行うことが望ましい。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

5 障害児支援のための計画的な基盤整備

整備法による児童福祉法の改正により障害児支援が強化されたことを踏まえ、都道府県及び市町村は、障害福祉計画の作成に併せて、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

事 項	内 容
一 就労移行支援事業の利用者数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成二十六年末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二

	<p>十六年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。</p> <p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十六年において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。</p>
<p>三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十六年度において、障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組みきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。</p>
<p>四 障害者試行雇用事業の開始者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十六年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。</p> <p>また、平成二十六年度末までに障害者雇用納付金制度に基づき職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で八百人養成されることを目指して、都道府県の労働担当部局において、障害保健福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。</p>
<p>五 数</p>	<p>職場適応援助者による支援の対象者数</p>

<p>六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>	<p>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成二十六年において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。</p>
-----------------------------------	---

別表第二

事 項	内 容
一 市町村障害福祉計画の基本的理念等	<p>市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。</p>
二 平成二十六年年度の数値目標の設定	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて平成二十六年度における数値目標を設定すること。</p>
三 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	<p>① 別表第三を参考として、平成二十六年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。          ② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。          ③ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。          ① 実施する事業の内容          ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>



	③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項
五 市町村障害福祉計画の期間及び見直し の時期	市町村障害福祉計画の期間及び見直し の時期を定めること。
六 市町村障害福祉計画の達成状況の点 検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画の達成 状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 同行援護については、これらの事項に加え、平成二十三年十月一日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、短期入所	
日中活動系サービス全体の見込量	次の①及び②を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。 ① 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センターの利用が見込まれる者の数を控除した数 ② 入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数
生活介護	現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
自立訓練（機能訓練）	現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

自立訓練（生活訓練）	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
就労移行支援	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
就労継続支援（A型）	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、平成二十六年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。</p>
就労継続支援（B型）	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>
療養介護	<p>現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
(削除)	
短期入所	<p>現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
<p>三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援</p>	
<p>共同生活援助 共同生活介護</p>	<p>福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の</p>

	<p>数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>平成十七年十月一日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十六年末において、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

四 相談支援

<p>計画相談支援</p>	<p>障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数等を勘案して、原則として三年間で計画的に全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が計画相談支援の対象となるものとして、利用者数及び量の見込みを定める。</p>
<p>地域相談支援（地域移行支援に限る。）</p>	<p>施設入所者の数、入院中の精神障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。</p>
<p>地域相談支援（地域定着支援に限る。）</p>	<p>居室において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p>

別表第四

事 項	内 容
<p>一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等</p>	<p>市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。</p>
<p>二 平成二十六年度の数値目標の設定</p>	<p>障害者について、施設入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて平成二十六年度における数値目標を設定すること。</p>
<p>三 区域の設定</p>	<p>① 別表第三を参考として、平成二十六年までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画</p>

	<p>相談支援の種類ごとの実施に関する考え方や必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p> <p>③ 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。</p>
<p>四 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方や見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策</p> <p>六 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数</p>	<p>市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p> <p>各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>
<p>七 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>
<p>八 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方や見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>九 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十 都道府県障害福祉計画の達成状況の十点検及び評価</p>	<p>各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

障障地発 1227 第3号  
平成23年12月27日

各都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の  
算定に当たっての基本的な考え方について

本日、昨年12月に成立した障害者自立支援法等の一部改正等を踏まえ、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）が改正されたところ です。

当該改正における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について、都道府県及び市町村において円滑な障害福祉計画の作成ができるよう、参考までに下記のとおりお示しすることとしましたので、障害福祉計画の作成に当たってはこれを参考とするとともに、管内市町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 計画相談支援の利用者数は、平成24年度から施行後3年間で計画的に、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込むこと。
- 2 新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。
- 3 現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者数を計画的に拡大すること。
- 4 指定特定相談支援事業者の業務量を考慮し、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。
- 5 障害福祉計画における継続サービス利用支援については、以下の期間と対象者数を参考に月ごとの利用者数を算定する。
  - (1) 在宅の障害福祉サービス利用者
    - ① 現行のサービス利用計画作成費の対象者等（1割程度見込む） → 毎月実施
    - ② ①以外の者（9割程度見込む） → 6ヶ月ごとに1回実施
  - (2) 施設入所者 → 1年ごとに1回実施

I-3

職高発 0120第1号  
能 発 0120第3号  
障 発 0120第9号  
平成24年1月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

厚生労働省職業能力開発局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定について（通知）

日頃より障害者保健福祉及び障害者雇用関係業務に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年12月27日付けで、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改

正する件」(平成 23 年厚生労働省告示第 478 号。以下「改正基本指針」という。)が告示されたところでありますが、第 3 期障害福祉計画における改正基本指針別表第一に掲げる福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定につきましては、改正基本指針とともに下記の点についても御配慮いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

福祉施設から一般就労への移行等については、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働担当部局及び都道府県労働局と連携し、改正基本指針の別表第一に掲げる「一 就労移行支援事業の利用者数」、「二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数」、「三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数」、「四 障害者試行雇用事業の開始者数」、「五 職場適応援助者による支援の対象者数」及び「六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等」の事項について平成 26 年度の数値目標を設定して取り組むことが適当であるとされているが、当該数値目標の設定に当たっては、以下の①～③をその目安にしていきたい。

- ① 上記三については、平成 26 年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち 3 割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを旨とする。
- ② 上記四については、平成 26 年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち 5 割が障害者試行雇用事業の開始者となることを旨とする。
- ③ 上記五については、平成 26 年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち 5 割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを旨とする。

以上

職高発0120第 2号  
能 発0120第 4号  
障 発0120第10号  
平成24年1月20日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長  
厚生労働省職業能力開発局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第87条第1項の規定に基づき、平成23年12月27日付けで、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第478号。以下「改正基本指針」という。)が告示されたことに伴い、第3期障害福祉計画における改正基本指針別表第一に掲げる福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定について、別添のとおり、平成24年1月20日付けで各都道府県知事宛に通知したところである。ついては、貴局におかれても別添の内容を御了知いただきとともに、都道府県が当該数値目標を設定するに当たっては、各都道府県障害保健福祉担当部局及び労働担当部局と連携し、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。



障企自発1227第1号  
平成23年12月27日

各 都道府県障害保健福祉主管課（室）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について

地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（平成21年1月8日障企自発第0108001号当職通知）の一部を別添のとおり改正し、平成23年12月27日から適用することとしたので通知いたします。

ついては、内容を御了知の上、管内市町村に対して貴職から周知をお願いします。

(改正後全文)

障企自発第0108001号

平成21年 1月 8日

改正 平成23年12月27日

各都道府県障害保健福祉主管課 (室) 長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課自立支援振興室長

地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

標記につきましては、障害者自立支援法第87条において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第88条第1項及び第89条第1項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)(以下「基本指針」という。)が変更されたことに伴い、同法第77条及び第78条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり定めましたので、円滑な計画作成に配慮いただきますとともに、管内市町村に対して、貴職から周知をお願いします。なお、平成18年7月13日障地発第0713001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」は廃止します。

## 市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

### 1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効果的・効率的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならぬ具体的な事業（以下「必須事業」という。）を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとしている。

このうち必須事業については、移動支援事業やコミュニケーション支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられている。また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）の成立により、成年後見制度の利用を通じて障害福祉サービスの利用を促すため、平成24年4月から、新たに、成年後見制度利用支援事業が必須事業として位置づけられることとなった。このような観点から、必須事業を未だ実施していない市町村においては、早期の事業化を図るとともに、都道府県においては、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて計画的に取り組み、かつ、管内全市町村における必須事業の事業化の達成状況を点検、評価されたい。

また、必須事業である相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、整備法により、基幹相談支援センターが創設されることから、市町村において設置することが望ましい。

一方、市町村及び都道府県が地域の実情に応じて実施することができる事業については、コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには人材の養成が重要であることに鑑み、奉仕員養成研修事業及び手話通訳者・要約筆記者養成研修事業について、積極的な実施に努めるとともに、都道府県と市町村が協力して計画的に実施することが望ましい。

地域生活支援事業の実施に当たっては、障害者自立支援法に規定する個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせる実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効果的・効率

的に実施することが求められている。

このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。

なお、整備法の成立により、平成24年4月から、これまで地域生活支援事業において地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として位置づけられていた自立支援協議会が法定化されたところである。

については、自立支援協議会が法定化された趣旨を踏まえ、未だ設置していない自治体においては、改めて設置について検討するとともに、既に設置している自治体においては、地域における障害者等への支援体制の整備についての重要な役割を担う自立支援協会の活性化が図られるよう努めること。

## 2. 障害福祉計画の作成に関する事項

### (1) 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第二関連）

基本指針の事項	内 容
<p>(市町村障害福祉計画) 市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p>	<p>次の事業の内容について定める。 なお、近隣市町村と広域的に実施する事業、他市町村に委託する事業、法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業等については、その旨を明記する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 相談支援事業</li><li>2. 成年後見制度利用支援事業</li><li>3. コミュニケーション支援事業</li><li>4. 日常生活用具給付等事業</li><li>5. 移動支援事業</li><li>6. 地域活動支援センター</li><li>7. 発達障害者支援センター運営事業（指定都市に限る。）</li><li>8. 障害児等療育支援事業（指定都市、中核市に限る。）</li></ol>

9. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業  
(例) 奉仕員養成研修事業

② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み  
平成26年度までの各年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。

1. 事業の実施に関する考え方  
実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。

2. 事業の量の見込み

(1) 相談支援事業

- ① 障害者相談支援事業
  - ・ 実施見込み箇所数
  - ・ 基幹相談支援センターの設置の有無
- ② 市町村相談支援機能強化事業
  - ・ 実施の有無
- ③ 住宅入居等支援事業
  - ・ 実施の有無

(2) 成年後見制度利用支援事業

- ・ 実利用見込み者数

(3) コミュニケーション支援事業

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
  - ・ 実利用見込み者数
- ② 手話通訳者設置事業
  - ・ 実設置見込み者数

(4) 日常生活用具給付等事業

- ・ 日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数

	<p>(5) 移動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数</li> </ul> <p>(6) 地域活動支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込み箇所数、実利用見込み者数</li> </ul> <p>(7) 発達障害者支援センター運営事業 (指定都市に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込み箇所数、実利用見込み者数</li> </ul> <p>(8) 障害児等療育支援事業 (指定都市・中核市に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込み箇所数</li> </ul> <p>(9) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 奉仕員養成研修事業 (例) 奉仕員養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)</li> <li>・ 実養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)</li> </ul>
<p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p>	<p>各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保方策を定める。</p>
<p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>

(2) 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 (基本指針：別表第四関連)

基本指針の事項	内容
(都道府県障害福祉計画)	都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定

めること。

① 実施する事業の内容

次の事業の内容について定める。

1. 専門性の高い相談支援事業
- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業
- (3) 高次脳機能障害支援普及事業
- (4) 障害児等療育支援事業

2. 広域的な支援事業  
都道府県相談支援体制整備事業等

3. 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業  
(例) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

4. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業  
(例) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

② 各年度における事業の種類ごとの実施

に関する考え方や  
量の見込み

平成26年度までの各年度における実施に関する考え方や  
量の見込みについて定める。

1. 事業の実施に関する考え方  
実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。

2. 事業量の見込み

(1) 専門性の高い相談支援事業

- ① 発達障害者支援センター運営事業
  - ・ 実施見込み箇所数、実利用見込み者数

② 障害者就業・生活支援センター事業

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、実利用見込み者数</li> </ul> <p>③ 高次脳機能障害支援普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、実利用見込み者数</li> </ul> <p>④ 障害児等療育支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数</li> </ul> <p>(2) 広域的な支援事業</p> <p>都道府県相談支援体制整備事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援に関する実アトバイザー見込み者数</li> </ul> <p>(3) 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業</p> <p>(例) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実利用見込み者数</li> </ul> <p>(4) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズ又は市町村における事業の実施状況に基づき実施が必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。</p> <p>(例) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)</li> </ul>
<p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p>	<p>市町村における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町村への支援、基盤整備に関する広域的な調整等を図るなど総合的な事業の確保方を定める。</p>
<p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>



3. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の達成状況の点検及び評価について  
市町村及び都道府県においては、それぞれ、各年度における事業の種類ごとの量の見込みの達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

1. 市町村事業 (1/2)

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(1) 相談支援事業							
① 障害者相談支援事業							
基幹相談支援センター ※ 設置の有無を記載							
② 市町村相談支援機能強化事業 ※ 実施の有無を記載。							
③ 住宅入居等支援事業 ※ 実施の有無を記載。							
(2) 成年後見制度利用支援事業							
(3) コミュニケーション支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業							
② 手話通訳者設置事業 ※ 実設置見込み者数を記載							
(4) 日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載							
① 介護・訓練支援用具							
② 自立生活支援用具							
③ 在宅療養等支援用具							
④ 情報・意思疎通支援用具							
⑤ 排泄管理支援用具							
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)							

1. 市町村事業 (2/2)

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(5) 移動支援事業 ※ 「実利用見込み者数」欄に、実利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載。							
(6) 地域活動支援センター ※ 他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載。							※ 関連する市町村名
(7) 発達障害者支援センター運営事業 ※ 指定都市に限る。							
(8) 障害児等療育支援事業 ※ 指定都市・中核市に限る							
※ 法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業がある場合にはその事業を記載。							
(上記の他実施する事業)							
(例) 奉仕員養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載。							

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。  
 (注) 「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

2. 都道府県事業

事業名	24年度		25年度		26年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
(1) 専門性の高い相談支援事業							
① 発達障害者支援センター運営事業							
② 障害者就業・生活支援センター事業							
③ 高次脳機能障害支援普及事業							
④ 障害児等療育支援事業							
(2) 広域的な支援事業							
都道府県相談支援体制整備事業 ※ 相談支援に関する実アドバイザー見込み数を記載。							
※ 法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業等がある場合にはその事業を記載。							※ 関連する市町村名
(例) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業							
(上記の他実施する事業)							
(例) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※ 実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載。							

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。  
 (注) 「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

## II 計画を策定する上での参考資料

平成24年1月11日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課障害計画係

## 第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の送付について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、先日ご報告いただきました障害福祉計画の中間報告の集計結果について、別添のとおりお知らせしますので、数値目標の設定の際の参考としてご活用下さい。

また、サービス見込量の設定については、「障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について」（平成23年11月30日障害保健福祉部企画課障害計画係事務連絡）を、地域生活支援事業の設定については、「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」（平成23年12月27日障企自発第1227第1号 障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を併せてご参照いただき、引き続き障害福祉計画の策定をお願いします。

(別添)

【数値目標】

- 1 施設入所者の地域生活への移行
  - 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - 3 福祉施設から一般就労への移行
  - 4 就労移行支援事業の利用者数
  - 5 就労継続支援（A型）事業の利用者数の割合
  - 6 労働施策に関する数値目標
- 【サービス見込量】
- 7 各サービス毎の見込量

※集計値については、現在、都道府県において計画策定途中のものであるため、今後、数値の変動があり得ます。

※別添の表について、基本指針に掲げる数値目標値の半分以下の目標を設定している数値については網掛けで表記しております。

※集計表の各項目について、報告のない場合は「未提出」と表記し、報告はあるが、一部の項目について空欄となっている場合は「集計中」と表記してあります。また、数値目標の設定を行っていない場合は、「数値目標を設定せず」と、国の設定した数値目標と異なる目標を設定している場合は、「別の数値目標を設定」と、数値の取扱いを検討している場合は「検討中」と表記し、欄外にその理由を記載してあります。

(問い合わせ・提出先)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課 障害計画係  
TEL 03-5253-1111 (内線 3009, 3021)  
FAX 03-3502-0892

## 施設入所者の地域生活への移行

### 数値目標の設定

平成26年度末における地域生活へ移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。→【目標値1】  
 平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。→【目標値2】

都道府県	平成17年10月1日時点の入所者数(A)	平成26年度末の入所者数(B)	削減率(A-B)/A	【目標値1】 移行率(%)	地域生活移行者数(C)	【目標値2】 地域生活移行率(%)
11北海道	12,055	9,958	2,097	17.40	3,616	30.00
21青森県	2,873	2,573	300	10.44	862	30.00
31岩手県						
41宮城県						
51秋田県	2,955	2,540	415	14.04	415	4.04
61山形県	1,930	1,641	289	14.97	478	24.77
71福島県						
81茨城県	3,745	3,445	300	8.01	1,124	30.01
91栃木県	2,758	2,488	270	9.79	820	29.73
101群馬県	2,638	2,447	191	7.24	383	14.52
111埼玉県	5,220		数値目標を設定せず		1,566	30.00
121千葉県	5,000	集計中	集計中	集計中	1,500	30.00
131東京都	7,344	7,344	0	0.00	2,204	30.01
141神奈川県	5,094	4,910	184	3.61	1,060	20.81
151新潟県	2,761	2,479	282	10.21	600	21.73
161富山県	1,620	1,385	235	14.51	479	29.57
171石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
181福井県	1,439	1,314	125	8.69	450	31.27
191山梨県	1,238	1,116	122	9.85	207	16.72
201長野県	3,104	2,474	630	20.30	1,190	38.34
211岐阜県	2,526	2,296	230	9.11	566	22.41
221静岡県	3,958	3,433	525	13.26	672	16.98
231愛知県	4,385	3,946	439	10.01	1,316	30.01
241三重県	1,741	1,494	247	14.19	220	12.64
251滋賀県	1,008	880	128	12.70	188	18.65
261京都府	2,558	2,410	148	5.79	400人以上	15.6以上
271大阪府	5,945	4,761	1,184	19.92	2,344	39.43
281兵庫県	5,627	5,138	489	8.69	1,132	20.12
291奈良県	1,407		数値目標を設定せず		251	17.84
301和歌山県	1,480	1,315	165	11.15	296	20.00
311鳥取県	1,225	965	260	21.22	404	32.98
321島根県	1,695	1,406	289	17.05	374	22.06
331岡山県	2,738	2,433	305	11.14	750	27.39
341広島県	3,222	2,963	259	8.04	761	23.62
351山口県	2,597	2,337	260	10.01	780	30.03
361徳島県	1,583	1,406	177	11.18	462	29.19
371香川県	1,212	1,090	122	10.07	384	30.03
381愛媛県	2,268	2,045	227	10.01	463	20.41
391高知県	1,383	1,209	174	12.58	412	29.79
401福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
411佐賀県	1,731	1,398	333	19.24	534	30.85
421長崎県	2,998	2,698	300	10.01	900	30.02
431熊本県	3,411	3,071	340	9.97	1,020	29.90
441大分県	2,224	1,929	295	13.26	422	18.97
451宮崎県	1,952	1,740	212	10.86	341	17.47
461鹿児島県	4,061	3,544	517	12.73	891	21.94
471沖縄県	2,728	2,454	326	11.95	444	16.28

### 【設定していない理由】

都道府県名	理由
埼玉県	本県においても、施設入所者の地域移行に積極的な取組を行っているが、入所待機者は年々増加し、著しい行動障害や重症障害などにより地域生活が困難な、真に施設入所を必要とする障害者が多数、施設への入所を待っている。このため、当県は必要な入所施設については整備することとしているため、削減目標は設定していない。
奈良県	平成17年10月1日現在の施設入所者数のうち、地域移行する者については数値目標を設定し、地域移行を推進することとしている。しかし、入所施設については、現状では、ニーズに対応するだけの社会資源が十分ではなく、地域移行による施設入所者の減があっても、新たに当該サービスを必要とする入所者が生じている状況にある。
奈良県	平成17年10月1日現在の施設入所者の削減については目標を設定することは、必ずしも障害者のニーズに沿ったものとは言えないため、本県では、障害福祉計画において当該目標設定は行わないこととしている。



## 入院中の精神障害者の地域生活への移行

基本指標に定める数値目標

都道府県に対しては、各着眼点に関する目標値を定める参考として、以下の指標を提示する。都道府県は、以下の指標を踏まえ、それらの実情に応じて、適切な目標値を定める。

【着眼点①】1年未満入院者の平均退院率

指標：平成26年度における平均退院率を、平成20年6月30日調査比で7%増加分増加させる。

【着眼点②】5年以上かつ65歳以上の退院者数

指標：平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況よりも20%増加させる。

都道府県	【着眼点①】1年未満入院者の平均退院率		【着眼点②】5年以上かつ65歳以上の退院者数	
	平成20年度(A) (%)	平成26年度(B) (%)	調査時点(A) (人)	平成26年度(B) (人)
1.北海道	72.2	76	集計中	集計中
2.青森県	72	77	23	15
3.岩手県				
4.宮城県				
5.秋田県	71.3	76.2	23	20
6.山形県	74.3	81.3	20	122
7.福島県				
8.茨城県	72	76	20	129
9.栃木県	72.6	76	20	26
10.群馬県	70	76	22	72
11.埼玉県	68.2	検計中	検計中	検計中
12.千葉県	71.7	76	集計中	集計中
13.東京都	73.9	76	23	62
14.神奈川県		検計中	検計中	検計中
15.新潟県	集計中	集計中	集計中	集計中
16.富山県	69.7	74.5	23	9
17.石川県	未提出	未提出	未提出	未提出
18.福井県	77.2	78	23	9
19.山梨県	73	76	23	36
20.長野県	75.9	81.2	23	108
21.岐阜県	74	76	20	108
22.静岡県	集計中	集計中	集計中	集計中
23.愛知県	73.7	76	集計中	集計中
24.三重県	集計中	集計中	集計中	集計中
25.滋賀県	72.7	79.7	23	48
26.京都府	72	72以上	22	231人以上
27.大阪府	72.7	77.8	22	407
28.兵庫県	69.8	集計中	集計中	集計中
29.奈良県	55.5	62.5	集計中	集計中
30.和歌山県	75.8	77.3	23	60
31.鳥取県	66	76	別の数値目標を設定	72
32.島根県	74	76	集計中	集計中
33.岡山県	73.9	77	22	132
34.広島県	72.2	77.3	20	360
35.山口県	65.7	70	23	14
36.徳島県	73.1	76	23	13
37.香川県	集計中	集計中	集計中	集計中
38.愛媛県	集計中	集計中	集計中	集計中
39.高知県	80.2	84	23	3
40.福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出
41.佐賀県	集計中	集計中	集計中	集計中
42.長崎県	71.2	76.2	集計中	集計中
43.熊本県	72	77	集計中	集計中
44.大分県	65	69.6	集計中	集計中
45.宮崎県	85.2	90	23	108
46.鹿児島県	集計中	集計中	集計中	集計中
47.沖縄県	73.9	80.9	23	13
				15
				15

【別の数値目標を設定している理由】	
都道府県名	理由
鳥取県	<p>着眼点②について、当県で把握している実績数値に「5年以上かつ65歳以上の退院者数」はないので、別の数値目標を定めることとした。</p> <p>なお、別の数値目標を定めるに当たり、65歳以上の入院患者について、1年以上5年未満の入院患者の増加は、認知症患者の増加が影響しているが、5年以上の入院患者の増加は、長期で入院している統合失調症の患者数が退院に結びつきにくいことが理由として考えられ、「5年以上」ではなく、「統合失調症」とし、当県で把握している数値(6:30調査)が入院患者数しかなかったため、以下の目標値を着眼点②の代わりとして設定した。</p> <p>平成26年度において65歳以上かつ統合失調症の入院患者を30人削減することを目標としている。</p>

【検討中としている理由】	
都道府県名	理由
埼玉県	<p>本県では平成24年度に地域医療計画を見直す予定であり、それとの整合性を図るため、現在検討中である。</p> <p>「着眼点②」については以下のような都府県別の状況と考え方を踏まえ設定せず、代わりに、国の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」以来の目標値である1年以上入院者の退院率:29%を指標とすることを検討している。</p> <p>【都府県の状況】</p> <p>○現存の調査では、5年以上かつ65歳以上の退院者数を把握できない。把握できる数値としては、5年以上かつ65歳以上の在院者数である。</p> <p>○5年以上かつ65歳以上の在院患者数は横ばいである。</p> <p>○1年以上5年未満の在院患者数は近年増加傾向にある。</p> <p>○平成23年10月1日～31日の1か月間の退院者数調査を実施した。調査結果の概要は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上の退院者の多くは、院内転科・転院や死亡であり、基礎データとしては不十分。</li> <li>・ 退院時に在院年数別の疾病構造や経年変化等が不明であり、基礎データのばらつきがみられるが、近年は29%を下回っている。</li> </ul> <p>○1年以上入院者の退院率は、精神保健福祉資料で確認が可能であり、データのばらつきがみられるが、近年は29%を下回っている。</p> <p>【考え方】</p> <p>○「着眼点②」は、1年以上入院者の地域移行を促すことを目的としたものである。</p> <p>○全国的に、65歳以上の1年以上入院者数が増加していることについて、国は、入院期間により背景が異なっていると分析している。</p> <p>○都において、5年以上かつ65歳以上の入院者数は横ばい傾向であり、1年以上5年未満の入院者数は近年増加傾向にある。</p> <p>○都は、これまでの取組の成果を踏まえ、各対象者の疾患の特性や生活環境等を配慮して、より一層丁寧な支援を行っていく観点から、「精神保健医療福祉の改革ビジョン」以来の目標値である「退院率(1年以上群)29%」を指標とする。</p>
神奈川県	<p>二つの着眼点については、基本指針に示された指標に留意しつつ、毎年の6月30日調査を通じて実態を把握していくこととするが、入院中の精神障害者の地域生活への移行については、入院期間が1年以上の人や年齢が65歳未満の人に對する支援も重要であるため、入院期間や年齢を限定せず、新たに創設された地域相談支援(地域移行支援)を利用して退院する人数についての目標値を独自に定める方向で検討している。</p>

## 福祉施設から一般就労への移行

基本指針に定める数値目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。  
 目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

都道府県	平成17年度の 一般就労移行者数(A) (人)	平成26年度の 一般就労移行者数(B) (人)	【目標値】一般就労移行比率 (B)/A (倍)
1北海道	105	630	6.0
2青森県	16	64	4.0
3岩手県			
4宮城県			
5秋田県	13	91	7.0
6山形県	11	90	8.2
7福島県			
8茨城県	45	180	4.0
9栃木県	30	120	4.0
10群馬県	16	64	4.0
11埼玉県	100	500	5.0
12千葉県	100	400	4.0
13東京都	213	852	4.0
14神奈川県	125	510	4.1
15新潟県	57	249	4.4
16富山県	27	117	4.3
17石川県	未提出	未提出	未提出
18福井県	25	35	1.4
19山梨県	10	123	12.3
20長野県	96	226	2.4
21岐阜県	27	110	4.1
22静岡県	105	336	3.2
23愛知県	118	480	4.1
24三重県	30	126	4.2
25滋賀県	33	159	4.8
26京都府	25	150人以上	6.0
27大阪府	204	1,127	5.5
28兵庫県	121	449	3.7
29奈良県	20	83	4.2
30和歌山県	6	48	8.0
31鳥取県	12	64	5.3
32島根県	37	156	4.2
33岡山県	71	202	2.8
34広島県	42	230	5.5
35山口県	42	168	4.0
36徳島県	62	144	2.3
37香川県	20	80	4.0
38愛媛県	24	111	4.6
39高知県	18	110	6.1
40福岡県	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	29	70	2.4
42長崎県	35	140	4.0
43熊本県	27	110	4.1
44大分県	23	92	4.0
45宮崎県	29	126	4.3
46鹿児島県	18	54	3.0
47沖縄県	22	234	10.6

## 就労移行支援事業の利用者数

基本指針に定める数値目標

平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

都道府県	平成26年度末の福祉施設利用者数(A)	平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数(B)	【目標値】就労移行支援利用率(B)/A(%)
1北海道	34,465	2,283	6.6
2青森県	8,380	727	8.7
3岩手県			
4宮城県			
5秋田県	6,216	436	7.0
6山形県	4,845	498	10.3
7福島県			
8茨城県	11,392	1,237	10.9
9栃木県	8,062	676	8.4
10群馬県	6,672	486	7.3
11埼玉県	34,877	6,975	20.0
12千葉県	10,314	1,493	14.5
13東京都	39,478	2,250	5.7
14神奈川県	27,200	1,600	5.9
15新潟県	8,991	910	10.1
16富山県	4,977	281	5.6
17石川県	未提出	未提出	未提出
18福井県	4,277	448	10.5
19山梨県	4,403	408	9.3
20長野県	9,333	1,000	10.7
21岐阜県	8,117	293	3.6
22静岡県	13,453	897	6.7
23愛知県	22,330	4,466	20.0
24三重県	6,464	351	5.4
25滋賀県	8,587	737	8.6
26京都府	11,809	538	4.6
27大阪府	29,587	2,802	9.5
28兵庫県	20,281	892	4.4
29奈良県	2,472	352	14.2
30和歌山県	7,247	460	6.3
31鳥取県	4,038	197	4.9
32島根県	4,716	353	7.5
33岡山県	8,128	598	7.4
34広島県	10,636	753	7.1
35山口県	集計中	集計中	集計中
36徳島県	4,521	243	5.4
37香川県	3,691	191	5.2
38愛媛県	6,087	645	10.6
39高知県	4,561	137	3.0
40福岡県	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	4,166	284	6.8
42長崎県	9,300	845	9.1
43熊本県	集計中	集計中	集計中
44大分県	6,636	380	5.7
45宮崎県	5,938	571	9.6
46鹿児島県	12,572	1,498	11.9
47沖縄県	2,454	915	37.3

## 就労継続支援(A型)事業の利用者数の割合

基本指針に定める数値目標

平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

都道府県	平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者 (人)	平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者 (人)	平成26年度末の就労継続支援(A型・B型)事業の利用者 (人)	【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合 (A)/(A+B) (%)
11北海道	2,510	11,392	13,902	18.1
21青森県	659	2,540	3,199	20.6
31岩手県				
41宮城県				
51秋田県	200	1,780	1,980	10.1
61山形県	518	1,834	2,352	22.0
71福島県				
81茨城県	257	3,268	3,525	7.3
91栃木県	259	2,337	2,596	10.0
101群馬県	107	1,874	1,981	5.4
111埼玉県	4,288	10,004	14,292	30.0
121千葉県	321	3,068	3,389	9.5
131東京都	592	16,462	17,054	3.5
141神奈川県	430	6,900	7,330	5.9
151新潟県	608	3,355	4,243	14.3
161富山県	236	1,744	1,980	11.9
171石川県	未提出	未提出	未提出	未提出
181福井県	692	1,123	1,815	38.1
191山梨県	241	1,474	1,715	14.1
201長野県	576	3,270	3,846	15.0
211岐阜県	575	2,644	3,219	17.9
221静岡県	723	4,924	5,647	12.8
231愛知県	2,085	4,862	6,947	30.0
241三重県	409	2,758	3,167	12.9
251滋賀県	577	3,584	4,161	13.9
261京都府	692	4,154	4,846	14.3
271大阪府	721	15,599	16,320	4.4
281兵庫県	580	6,949	7,529	7.7
291奈良県	390	1,439	1,829	21.3
301和歌山県	800	2,252	3,052	26.2
311鳥取県	247	1,934	2,181	11.3
321島根県	309	2,264	2,573	12.0
331岡山県	997	2,687	3,684	27.1
341広島県	614	3,377	3,991	15.4
351山口県	集計中	集計中	集計中	集計中
361徳島県	137	1,237	1,374	10.0
371香川県	103	1,471	1,574	6.5
381愛媛県	742	1,671	2,413	30.8
391高知県	335	1,809	2,144	15.6
401福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出
411佐賀県	273	1,584	1,857	14.7
421長崎県	542	3,263	3,805	14.2
431熊本県	1,458	3,087	4,545	32.1
441大分県	526	2,631	3,157	16.7
451宮崎県	440	1,859	2,299	19.1
461鹿児島県	767	3,265	3,952	19.4
471沖縄県	597	3,080	3,677	16.2

# 労働施策に関する数値目標

※本表は計画的な数値目標

- ①公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数  
平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
- ②障害者の継続に付いた多様な委託訓練事業の受講者数  
平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要者がその継続に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。〈目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者の継続に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す。〉
- ③障害者試行雇用事業の開始者数  
平成26年度において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。〈目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す。〉
- ④職場適応援助者による支援の対象者数  
平成26年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。〈目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援を受けられるようにすることを目指す。〉
- ⑤障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等  
平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けられることできるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に1カ所ずつ設置することを目指す。

都道府県	【目標値①】公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数	【目標値②】障害者の継続に付いた多様な委託訓練事業の受講者数	【目標値③】障害者試行雇用事業の開始者数	【目標値④】職場適応援助者による支援の対象者数	【目標値⑤】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	【目標値⑥】障害者就業・生活支援センター事業の受講者数
1北海道	630	63	315	315	630	11
2青森県	64	20	32	32	64	6
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	91	27	45	45	80	5
6山形県	60	15	30	30	60	4
7福島県						
8茨城県	180	50	70	40	140	9
9栃木県	120	36	60	60	120	6
10群馬県	64	20	32	32	64	8
11埼玉県	500	400	250	250	4500	10
12千葉県	400	120	200	200	400	16
13東京都	一般就労を希望するすべての者	260	426	426	110	6
14神奈川県	510	150	250	250	510	8
15新潟県	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中
16富山県	117	36	59	59	117	4
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	35	4	12	集計中	15	2
19山梨県	61	20	36	36	123	4
20長野県	226	68	113	113	226	10
21岐阜県	110	12	55	70	110	5
22静岡県	336	100	168	168	336	8
23愛知県	480	144	240	240	480	12
24三重県	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中	集計中
25滋賀県	159	48	80	80	500	7
26京都府	150	45	75	75	150	7
27大阪府	一般就労を希望するすべての者	330	550	550	1100	18
28兵庫県	449	135	225	225	449	10
29奈良県	83	25	42	42	83	5
30和歌山県	48	48	48	48	48	7
31鳥取県	64	19	32	32	64	3
32島根県	156	46	78	78	1900	6
33岡山県	202	61	101	101	202	3
34広島県	230	69	115	115	230	7
35山口県	168	50	84	84	168	6
36徳島県	144	45	73	73	144	3
37香川県	40	24	40	40	32	4
38愛媛県	111	33	55	55	111	6
39高知県	110	40	50	50	110	5
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	70	21	35	35	70	4
42長崎県	140	集計中	70	70	140	4
43熊本県	110	66	69	69	110	集計中
44大分県	92	28	46	46	92	6
45宮崎県	126	38	63	63	126	7
46鹿児島県	54	17	27	27	54	7
47沖縄県	234	70	117	117	234	5

【検討中としている理由】

都道府県名

理由

長崎県

以下の理由から、目標値を設定しない方向で検討している。  
 ・もとより委託訓練の本県における定員はH22:79人、H23H24:80人(予定)  
 ・過去の実績では、就職率は約9割、就職者は全体で最大40人。  
 ・福祉施設からの一般就労者数40人の割とすると、42人となり、(ほぼ全員が施設利用者という)ことがあり得ない。  
 ・直近の実績では委託訓練を利用して福祉施設から一般就労へ移行するものがいない等、平成26年度の目標値について議論する材料が乏しすぎ、一般就労者数のうち福祉施設を利用した者の目標値を立てることは困難である。

訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)	利用時間 (時間)	利用者数 (人)
1北海道	236,688	8,655	258,268	9,478	280,033	10,316
2青森県	31,849	1,769	35,029	1,946	38,175	2,121
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	33,449	773	35,223	863	37,770	978
6山形県	33,250	1,184	37,900	1,295	42,320	1,400
7福島県						
8茨城県	54,742	2,388	64,152	2,667	73,623	2,948
9栃木県	40,749	1,809	44,741	1,952	49,271	2,106
10群馬県	46,579	2,171	52,098	2,416	58,034	2,680
11埼玉県	296,113	8,108	330,269	9,162	371,840	10,295
12千葉県	128,547	6,775	137,953	7,566	148,109	8,462
13東京都	882,192	19,916	933,697	20,981	989,295	22,090
14神奈川県	316,000	12,500	340,000	13,400	365,000	14,300
15新潟県 (同行援護除く)	64,338	2,496	72,810	2,769	82,030	3,055
16富山県	13,030	621	14,569	698	15,955	778
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	22,650	828	25,501	905	28,538	987
19山梨県	25,940	1,211	28,862	1,369	31,716	1,531
20長野県	75,392	3,274	81,619	3,540	88,063	3,801
21岐阜県	33,893	1,832	37,079	1,999	40,384	2,161
22静岡県	64,987	3,085	70,704	3,336	74,882	3,600
23愛知県	348,268	10,555	382,437	11,544	417,871	12,496
24三重県	51,415	2,146	56,412	2,352	63,428	2,575
25滋賀県	174,431	3,149	187,433	3,417	200,111	3,703
26京都府	204,995	5,497	222,556	5,886	241,631	6,284
27大阪府	1,004,968	23,701	1,091,495	25,856	1,180,565	27,951
28兵庫県	348,349.3	9,540	369,135.9	10,214	389,957.4	10,865
29奈良県	70,634	4,056	78,960	4,607	88,245	5,261
30和歌山県	50,829	2,222	55,649	2,447	60,265	2,674
31鳥取県	22,102	943	24,040	1,029	26,052	1,113
32島根県	23,036	1,547	24,883	1,665	26,877	1,797
33岡山県	47,532	2,576	51,661	2,781	54,664	2,956
34広島県	150,683	4,949	167,844	5,535	188,355	6,209
35山口県	390,738	1,235	421,806	1,308	460,736	1,394
36徳島県	338,623	1,642	375,776	1,827	419,392	2,045
37香川県	29,814	1,413	31,889	1,511	34,361	1,629
38愛媛県	69,787	2,449	74,892	2,611	79,767	2,769
39高知県	19,637	1,118	21,334	1,206	23,091	1,291
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	23,740	942	26,696	1,017	29,074	1,090
42長崎県	42,964	1,716	46,457	1,868	58,750	2,036
43熊本県	54,708	2,218	59,213	2,444	64,290	2,716
44大分県	56,654	2,234	59,822	2,373	63,570	2,500
45宮崎県	52,384	1,592	59,118	1,702	65,665	1,812
46鹿児島県	68,270	2,180	72,281	2,364	76,701	2,618
47沖縄県	86,075	2,752	95,346	3,080	106,033	3,450

生活介護

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1北海道	338,722	16,088	358,008	16,773	364,558	17,348
2青森県	68,491	3,425	70,822	3,541	73,253	3,663
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	82,373	3,012	84,618	3,057	127,319	3,213
6山形県	46,681	2,395	48,622	2,499	50,361	2,598
7福島県						
8茨城県	103,393	5,199	110,151	5,534	127,201	5,875
9栃木県	78,096	3,982	82,117	4,186	87,006	4,430
10群馬県	75,417	3,823	77,879	3,941	80,674	4,074
11埼玉県	214,050	14,887	233,831	15,956	254,620	17,054
12千葉県	140,882	11,432	149,081	11,924	156,855	12,412
13東京都	357,689	18,343	364,767	18,706	371,826	19,068
14神奈川県	282,000	15,400	300,000	16,400	320,000	17,500
15新潟県	83,443	4,049	88,242	4,298	93,531	4,574
16富山県	43,540	2,306	44,902	2,371	46,123	2,440
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	34,580	1,701	35,892	1,803	37,307	1,863
19山梨県	35,225	1,818	37,748	1,946	40,302	2,078
20長野県	68,299	3,705	72,013	3,913	75,747	4,123
21岐阜県	82,601	4,101	86,028	4,342	88,976	4,479
22静岡県	124,168	5,977	129,921	6,242	136,559	6,533
23愛知県	232,742	11,989	244,534	12,628	258,181	13,330
24三重県	67,556	3,602	71,349	3,818	74,935	4,031
25滋賀県	132,972	3,113	139,533	3,277	146,525	3,451
26京都府	96,169	5,437	99,834	5,636	104,040	5,868
27大阪府	336,725	15,675	350,370	16,269	363,231	16,850
28兵庫県	191,804	10,242	202,524	10,678	211,908	11,112
29奈良県	51,508	2,811	57,851	3,164	65,095	3,576
30和歌山県	42,253	2,188	49,230	2,565	59,235	3,106
31鳥取県	22,620	1,382	23,645	1,439	24,743	1,496
32島根県	38,102	2,222	40,030	2,341	42,085	2,467
33岡山県	63,633	3,304	66,376	3,444	68,524	3,559
34広島県	99,633	4,932	106,740	5,234	114,517	5,553
35山口県	752,583	3,272	806,117	3,502	860,869	3,735
36徳島県	524,720	2,221	540,873	2,292	557,550	2,365
37香川県	34,112	1,666	35,382	1,727	36,754	1,793
38愛媛県	49,286	2,730	52,863	2,912	56,111	3,091
39高知県	40,482	1,987	42,518	2,074	44,086	2,163
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	35,559	1,791	36,539	1,849	37,352	1,901
42長崎県	72,228	3,891	73,472	3,965	74,795	4,040
43熊本県	82,229	3,973	86,645	4,189	92,172	4,415
44大分県	46,471	2,284	46,901	2,311	47,622	2,353
45宮崎県	51,278	2,508	53,304	2,611	55,775	2,738
46鹿児島県	76,144	3,731	79,892	3,908	83,457	4,077
47沖縄県	62,191	3,335	65,202	3,500	68,398	3,686



自立訓練(機能訓練)

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1'北海道	2,169	104	2,656	128	3,098	150
2'青森県	1,146	57	1,336	67	1,522	76
3'岩手県						
4'宮城県						
5'秋田県	2,092	92	2,460	120	2,874	130
6'山形県	517	43	595	48	666	52
7'福島県						
8'茨城県	1,231	76	1,554	97	1,818	115
9'栃木県	845	42	944	47	1,041	53
10'群馬県	720	38	782	42	820	44
11'埼玉県	2,913	297	3,901	352	4,323	403
12'千葉県	1,931	125	2,161	140	2,412	155
13'東京都	4,195	456	4,278	465	4,361	474
14'神奈川県	2,400	170	2,600	190	2,700	200
15'新潟県	775	774	967	807	1,274	845
16'富山県	797	44	1,001	54	1,183	63
17'石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18'福井県	70	11	116	14	161	17
19'山梨県	596	32	711	39	860	47
20'長野県	1,418	87	1,419	88	1,441	92
21'岐阜県	115	8	131	8	260	14
22'静岡県	1,048	59	1,093	61	1,141	64
23'愛知県	1,443	100	1,493	103	1,531	106
24'三重県	1,124	63	1,259	70	1,375	77
25'滋賀県	4,083	112	4,463	119	4,844	126
26'京都府	1,026	108	1,057	112	1,132	118
27'大阪府	6,087	351	6,603	382	7,126	415
28'兵庫県	2,644	146	2,843	161	3,050	172
29'奈良県	1,480	93	1,555	99	1,588	109
30'和歌山県	355	21	407	24	488	28
31'鳥取県	622	44	667	46	775	50
32'島根県	300	34	300	34	379	39
33'岡山県	433	21	454	22	519	25
34'広島県	1,301	94	1,399	105	1,480	116
35'山口県	3,386	21	5,098	41	6,435	48
36'徳島県	5,500	46	4,857	43	5,044	44
37'香川県	936	48	952	49	968	50
38'愛媛県	982	68	1,095	77	1,216	87
39'高知県	516	30	545	33	641	39
40'福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41'佐賀県	628	46	640	48	707	53
42'長崎県	839	67	941	71	1,094	77
43'熊本県	1,080	70	1,300	81	1,462	90
44'大分県	1,218	58	1,318	64	1,461	71
45'宮崎県	1,611	79	1,804	88	2,013	98
46'鹿児島県	922	67	1,071	80	1,188	89
47'沖縄県	1,099	69	1,342	84	1,460	92

自立訓練(生活訓練)

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1北海道	14,609	722	15,289	755	15,746	782
2青森県	10,937	547	12,544	627	14,297	715
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	12,994	186	14,001	395	15,054	413
6山形県	3,975	235	4,230	250	4,451	262
7福島県						
8茨城県	8,677	529	9,536	584	10,300	640
9栃木県	4,770	234	5,411	267	6,194	307
10群馬県	1,145	67	1,297	78	1,499	87
11埼玉県	8,645	560	10,323	647	11,464	706
12千葉県	7,935	481	8,820	532	9,707	598
13東京都	9,424	608	9,610	620	9,796	632
14神奈川県	9,500	530	10,100	560	10,300	570
15新潟県	11,545	975	12,882	1,048	14,012	1,119
16富山県	1,839	161	2,211	188	2,534	213
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	2,506	124	2,596	129	2,689	134
19山梨県	1,876	104	2,289	126	2,851	155
20長野県	3,800	243	4,092	261	4,239	272
21岐阜県	1,337	91	1,569	103	1,743	112
22静岡県	4,274	275	4,728	292	5,075	312
23愛知県	3,902	210	4,049	218	4,338	238
24三重県	2,217	132	2,593	153	2,903	171
25滋賀県	4,402	87	4,228	98	4,430	112
26京都府	6,435	375	6,991	412	7,334	437
27大阪府	12,785	679	13,252	719	13,748	749
28兵庫県	8,811	537	9,163	556	9,495	576
29奈良県	2,377	147	2,641	164	2,879	179
30和歌山県	1,924	115	2,294	140	2,691	166
31鳥取県	1,672	102	1,901	108	1,917	114
32島根県	2,849	209	3,096	228	3,373	250
33岡山県	4,251	209	4,739	233	5,257	262
34広島県	2,960	181	3,008	196	3,138	223
35山口県	46,804	293	51,417	310	55,741	326
36徳島県	27,092	139	28,622	146	29,429	151
37香川県	1,534	76	1,638	81	1,676	83
38愛媛県	1,143	65	1,349	76	1,687	93
39高知県	1,370	62	1,587	72	1,737	78
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	1,440	67	1,527	86	1,555	71
42長崎県	9,066	508	9,225	515	9,681	533
43熊本県	6,518	315	7,424	366	8,451	425
44大分県	4,064	248	4,520	275	4,796	290
45宮崎県	4,169	193	4,527	211	4,906	232
46鹿児島県	8,410	453	9,475	508	10,303	558
47沖縄県	5,345	323	6,008	360	6,517	392

就労移行支援

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1北海道	37,353	1,826	41,323	2,029	46,604	2,283
2青森県	11,103	617	11,996	666	13,090	727
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	6,149	186	7,980	261	10,887	363
6山形県	7,088	400	8,604	460	9,775	506
7福島県						
8茨城県	19,661	1,125	21,793	1,213	22,034	1,237
9栃木県	10,472	559	11,542	616	12,656	676
10群馬県	6,995	384	8,421	463	8,877	486
11埼玉県	24,906	1,770	29,682	2,073	35,337	2,422
12千葉県	18,986	1,436	21,725	1,562	24,911	1,729
13東京都	33,774	2,165	34,429	2,207	35,100	2,250
14神奈川県	23,500	1,300	25,700	1,400	27,800	1,600
15新潟県	16,130	746	18,923	875	22,716	1,523
16富山県	3,788	201	4,520	239	5,345	281
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	7,902	421	8,097	434	8,335	448
19山梨県	6,010	317	6,947	366	7,740	408
20長野県	13,594	733	15,906	859	18,367	1,000
21岐阜県	3,884	205	4,702	251	5,474	293
22静岡県	14,584	798	15,780	853	16,523	897
23愛知県	25,589	1,368	28,707	1,526	32,442	1,711
24三重県	4,276	226	5,471	276	6,845	345
25滋賀県	17,871	550	19,265	621	22,461	737
26京都府	8,606	446	9,533	492	10,491	539
27大阪府	49,377	2,272	53,541	2,517	57,430	2,750
28兵庫県	13,585	756	14,930	826	16,112	892
29奈良県	4,615	270	5,419	315	6,260	364
30和歌山県	6,394	329	7,570	392	8,869	460
31鳥取県	2,658	139	3,189	169	3,690	197
32島根県	2,997	193	3,466	223	3,945	259
33岡山県	8,004	440	9,498	515	11,102	598
34広島県	11,257	580	13,841	658	15,374	753
35山口県	97,653	472	119,401	587	141,452	700
36徳島県	38,437	193	43,215	213	49,909	243
37香川県	3,501	178	3,667	186	3,767	191
38愛媛県	8,627	449	10,357	539	11,862	615
39高知県	2,119	122	2,279	130	2,416	137
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	4,508	232	5,097	265	5,604	284
42長崎県	11,027	588	13,088	700	15,785	845
43熊本県	9,662	491	10,924	541	12,181	601
44大分県	6,282	306	7,231	349	7,883	380
45宮崎県	7,859	407	9,290	477	11,203	571
46鹿児島県	10,463	534	11,889	598	13,182	663
47沖縄県	13,702	765	14,917	838	16,252	916

就労継続支援A型

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1北海道	38,228	1,956	43,577	2,223	49,455	2,510
2青森県	9,398	522	10,610	589	11,868	659
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	5,246	111	5,973	142	7,268	403
6山形県	8,831	443	10,210	514	11,940	599
7福島県						
8茨城県	3,579	174	4,492	219	5,247	257
9栃木県	3,794	182	4,591	220	5,404	259
10群馬県	1,667	78	1,947	91	2,288	107
11埼玉県	5,288	347	7,838	473	17,391	1,057
12千葉県	3,789	280	4,779	345	5,824	417
13東京都	10,203	570	10,400	581	10,597	592
14神奈川県	6,800	350	7,600	390	8,500	430
15新潟県	6,220	2,715	9,310	3,039	12,606	2,927
16富山県	2,326	114	3,614	179	4,752	236
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	13,205	641	13,740	667	14,255	692
19山梨県	2,845	148	3,659	191	4,601	242
20長野県	8,018	401	10,039	487	12,119	576
21岐阜県	7,802	410	9,304	495	10,762	575
22静岡県	12,136	618	13,214	670	14,287	723
23愛知県	27,065	1,415	30,036	1,562	33,382	1,724
24三重県	4,786	266	5,725	330	7,053	420
25滋賀県	16,380	385	20,654	375	26,489	577
26京都府	11,916	586	13,104	641	14,201	692
27大阪府	7,847	372	9,397	466	11,626	591
28兵庫県	9,079	487	9,817	532	10,756	580
29奈良県	6,270	291	7,221	338	8,247	392
30和歌山県	12,012	546	14,652	666	17,600	800
31鳥取県	3,676	185	4,288	215	4,922	247
32島根県	4,602	239	5,097	273	5,573	307
33岡山県	15,868	809	17,685	897	19,745	997
34広島県	10,548	516	11,745	561	13,192	614
35山口県	49,133	215	62,992	274	74,333	323
36徳島県	21,354	97	25,223	115	29,904	137
37香川県	1,670	84	1,851	93	2,056	103
38愛媛県	11,613	566	13,360	650	15,183	736
39高知県	6,209	303	6,518	318	6,834	335
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	4,566	214	5,052	240	5,669	273
42長崎県	7,627	374	9,446	460	11,141	542
43熊本県	24,796	1,159	27,725	1,291	31,047	1,458
44大分県	8,215	429	9,062	473	10,163	526
45宮崎県	5,974	302	7,090	357	8,767	440
46鹿児島県	6,561	392	7,236	427	7,851	461
47沖縄県	8,233	415	9,831	499	11,752	597

就労継続支援B型

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1北海道	207,586	10,062	221,186	10,777	233,068	11,392
2青森県	40,579	2,254	43,213	2,401	45,713	2,540
3岩手県						
4宮城県						
5秋田県	56,222	1,609	59,162	1,707	63,137	1,780
6山形県	31,928	1,630	34,460	1,757	37,628	1,900
7福島県						
8茨城県	44,857	2,566	50,193	2,852	57,131	3,268
9栃木県	37,989	1,983	41,195	2,157	44,636	2,337
10群馬県	30,092	1,608	32,406	1,732	35,099	1,874
11埼玉県	142,525	10,796	151,255	11,988	164,858	13,235
12千葉県	55,635	4,696	60,627	5,028	65,030	5,338
13東京都	247,042	15,836	251,924	16,149	256,807	16,462
14神奈川県	103,300	6,000	110,400	6,500	117,500	6,900
15新潟県	64,391	3,208	67,334	3,364	67,234	3,290
16富山県	30,835	1,621	31,958	1,691	32,654	1,744
17石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	19,296	1,043	20,036	1,083	20,776	1,123
19山梨県	21,084	1,218	23,452	1,352	25,645	1,474
20長野県	53,622	2,979	56,825	3,137	59,489	3,270
21岐阜県	35,440	2,026	38,950	2,201	40,708	2,644
22静岡県	81,696	4,348	86,172	4,628	91,280	4,924
23愛知県	88,493	4,707	93,592	4,981	98,426	5,236
24三重県	42,308	2,462	45,540	2,657	48,509	2,835
25滋賀県	151,471	3,274	288,426	3,454	166,152	3,584
26京都府	72,517	3,894	74,934	4,025	77,362	4,155
27大阪府	175,876	8,640	185,898	9,228	197,215	9,902
28兵庫県	106,967	6,260	113,099	6,614	118,514	6,949
29奈良県	18,598	1,130	20,785	1,263	23,301	1,429
30和歌山県	37,796	1,718	43,076	1,958	49,544	2,252
31鳥取県	28,335	1,730	30,059	1,832	31,857	1,934
32島根県	34,188	2,119	35,354	2,185	36,641	2,257
33岡山県	43,147	2,421	45,376	2,544	45,924	2,687
34広島県	50,246	2,995	54,110	3,213	56,926	3,377
35山口県	490,195	2,416	544,682	2,569	543,004	2,715
36徳島県	211,107	1,071	230,076	1,163	244,801	1,237
37香川県	25,283	1,342	26,501	1,402	27,906	1,471
38愛媛県	26,831	1,461	28,809	1,566	30,879	1,676
39高知県	29,852	1,649	31,672	1,733	33,254	1,809
40福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	26,048	1,432	27,390	1,506	28,868	1,584
42長崎県	55,642	3,027	58,105	3,155	60,220	3,263
43熊本県	52,780	2,596	57,323	2,830	61,785	3,087
44大分県	46,110	2,433	47,872	2,524	49,993	2,631
45宮崎県	29,788	1,601	32,303	1,736	34,613	1,859
46鹿児島県	50,047	2,840	54,263	3,072	58,760	3,319
47沖縄県	44,583	2,487	50,304	2,783	56,185	3,080

## 療養介護

都道府県	平成24年度 利用者数	平成25年度 利用者数	平成26年度 利用者数
1.北海道	296	298	301
2.青森県	133	137	140
3.岩手県			
4.宮城県			
5.秋田県	98	100	104
6.山形県	125	127	129
7.福島県			
8.茨城県	63	71	78
9.栃木県	139	142	146
10.群馬県	14	19	29
11.埼玉県	221	229	242
12.千葉県	417	436	454
13.東京都	1,200	1,200	1,200
14.神奈川県	60	60	60
15.新潟県	520	541	561
16.富山県	231	232	236
17.石川県	未提出	未提出	未提出
18.福井県	81	81	81
19.山梨県	46	52	58
20.長野県	113	118	130
21.岐阜県	123	125	129
22.静岡県	316	320	326
23.愛知県	集計中	集計中	集計中
24.三重県	97	102	108
25.滋賀県	203	210	216
26.京都府	79	84	88
27.大阪府	526	539	553
28.兵庫県	155	167	184
29.奈良県	81	83	87
30.和歌山県	13	16	22
31.鳥取県	106	114	124
32.島根県	78	80	81
33.岡山県	79	80	83
34.広島県	235	250	264
35.山口県	135	154	162
36.徳島県	113	118	123
37.香川県	38	41	43
38.愛媛県	72	73	75
39.高知県	290	292	295
40.福岡県	未提出	未提出	未提出
41.佐賀県	98	101	103
42.長崎県	141	149	157
43.熊本県	124	124	125
44.大分県	94	97	100
45.宮崎県	59	63	68
46.鹿児島県	83	88	99
47.沖縄県	392	397	401

短期入所

都道府県	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)	利用量 (人日分)	利用者数 (人)
1'北海道	14,072	1,862	14,989	2,012	15,796	2,141
2'青森県	2,907	291	3,002	300	3,365	337
3'岩手県						
4'宮城県						
5'秋田県	2,723	248	3,139	280	3,748	326
6'山形県	2,144	305	2,357	341	2,598	378
7'福島県						
8'茨城県	5,966	712	6,599	791	7,409	887
9'栃木県	4,773	535	5,124	574	5,493	616
10'群馬県	2,464	325	3,006	388	3,617	459
11'埼玉県	14,926	1,775	16,514	1,963	18,556	2,209
12'千葉県	21,161	2,249	22,064	2,375	23,041	2,510
13'東京都	23,062	2,957	25,085	3,216	27,108	3,475
14'神奈川県	17,000	2,600	19,600	2,800	20,800	3,000
15'新潟県	5,812	670	6,241	725	6,620	775
16'富山県	1,094	203	1,223	229	1,354	253
17'石川県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18'福井県	1,317	228	1,448	247	1,566	264
19'山梨県	3,003	331	3,350	377	3,633	411
20'長野県	5,198	712	5,602	752	6,023	793
21'岐阜県	3,923	617	4,187	664	4,448	708
22'静岡県	8,638	1,233	9,252	1,322	9,811	1,407
23'愛知県	13,078	2,285	14,053	2,471	15,240	1,965
24'三重県	3,666	878	4,042	961	4,431	1,041
25'滋賀県	10,144	773	10,942	868	11,747	970
26'京都府	5,615	1,027	5,991	1,082	6,322	1,134
27'大阪府	25,703	3,862	27,240	4,144	28,873	4,404
28'兵庫県	14,680	2,093	15,607	2,329	16,562	2,602
29'奈良県	3,693	599	4,223	661	4,644	735
30'和歌山県	3,502	327	3,933	368	4,401	413
31'鳥取県	1,078	143	1,265	166	1,459	191
32'島根県	1,974	333	2,049	350	2,149	373
33'岡山県	2,227	420	2,428	464	2,591	510
34'広島県	7,693	1,080	8,437	1,172	9,215	1,272
35'山口県	27,282	358	29,315	405	31,297	451
36'徳島県	22,484	426	24,944	465	27,547	508
37'香川県	2,782	656	3,064	727	3,388	807
38'愛媛県	2,487	334	2,782	370	3,074	406
39'高知県	1,866	269	1,899	294	1,992	323
40'福岡県	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41'佐賀県	1,335	217	1,446	230	1,511	239
42'長崎県	3,557	386	3,952	417	4,383	451
43'熊本県	2,673	610	2,925	662	3,239	717
44'大分県	2,150	256	2,344	280	2,525	304
45'宮崎県	3,108	464	3,673	542	4,258	626
46'鹿児島県	4,949	682	5,200	723	5,633	769
47'沖縄県	4,019	521	4,555	591	5,173	673

都道府県	平成22年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	定員数 (A) (人)	サービス 利用量(B) (人)	B/A (%)	定員数 (A) (人)	サービス 見込量(B) (人)	B/A (%)	定員数 (A) (人)	サービス 見込量(B) (人)	B/A (%)	定員数 (A) (人)	サービス 見込量(B) (人)	B/A (%)
11北海道	6,555	6,423	98.0	8,794	7,816	88.9	9,606	8,596	89.5	10,202	9,433	92.5
21青森県	1,184	1,053	88.9	1,272	1,272	100.0	1,398	1,398	100.0	1,537	1,537	100.0
3岩手県		1,325										
4宮城県		1,446										
5秋田県	768	613	79.8	954	801	84.0	1,021	885	86.7	1,086	964	88.8
6山形県	890	732	82.2	1,066	929	87.1	1,135	1,050	92.5	1,218	1,165	95.6
7福島県		1,258										
8茨城県	1,423	1,263	88.8	1,588	1,588	100.0	1,761	1,761	100.0	1,972	1,972	100.0
9栃木県	1,343	1,151	85.7	1,425	1,459	102.4	1,490	1,595	107.0	1,522	1,742	114.5
10群馬県	1,110	922	83.1	1,454	1,247	85.8	1,540	1,382	89.7	1,620	1,531	94.5
11埼玉県	2,305	1,693	73.4	2,180	2,309	105.9	2,454	2,682	109.3	2,751	3,116	113.3
12千葉県	2,125	1,829	86.1	2,630	2,144	81.5	2,875	2,380	82.8	3,120	2,643	84.7
13東京都	4,916	5,282	107.4	5,993	6,413	107.0	6,526	6,946	106.4	7,060	7,480	105.9
14神奈川県	5,136	4,617	89.9	6,000	6,000	100.0	6,400	6,400	100.0	6,900	6,900	100.0
15新潟県	1,081	1,052	97.3	集計中	1,315	集計中	集計中	1,470	集計中	集計中	1,664	集計中
16富山県	472	454	96.2	671	671	100.0	713	713	100.0	749	749	100.0
17石川県	未提出	751	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
18福井県	635	570	89.8	753	718	95.4	800	787	98.4	850	835	98.2
19山梨県	400	405	101.3	520	520	100.0	622	622	100.0	731	731	100.0
20長野県	2,243	1,744	77.8	2,667	2,075	77.8	2,873	2,221	77.3	3,058	2,357	77.1
21岐阜県	673	611	90.8	725	809	111.6	792	901	113.8	816	1,036	127.0
22静岡県	1,168	1,131	96.8	集計中	1,537	集計中	集計中	1,692	集計中	集計中	1,867	集計中
23愛知県	2,206	2,113	95.8	2,954	2,767	93.7	3,331	3,163	95.0	3,720	3,555	95.6
24三重県	564	801	142.0	701	1,026	146.4	782	1,142	149.9	871	1,287	144.3
25滋賀県	956	788	82.4	1,149	1,149	100.0	1,251	1,251	100.0	1,343	1,343	100.0
26京都府	1,018	941	92.4	1,161	1,161	100.0	1,274	1,274	100.0	1,383	1,383	100.0
27大阪府	4,802	4,632	96.5	5,135	5,849	113.9	5,265	6,340	120.4	5,382	6,883	127.9
28兵庫県	1,586	1,630	102.8	2,253	2,115	93.9	2,497	2,419	96.9	2,750	2,711	98.6
29奈良県	483	413	85.5	604	528	87.4	664	612	92.2	724	705	97.4
30和歌山県	529	551	104.2	716	716	100.0	823	823	100.0	944	944	100.0
31鳥取県	580	491	84.7	624	592	94.9	700	665	95.0	784	745	95.0
32島根県	934	878	94.0	1,226	1,161	94.7	1,267	1,218	96.1	1,305	1,282	98.2
33岡山県	1,123	998	88.9	1,242	1,217	98.0	1,335	1,308	98.0	1,423	1,395	98.0
34広島県	1,322	1,110	84.0	1,622	1,530	94.3	1,763	1,710	97.0	1,845	1,866	101.1
35山口県	887	823	92.8	集計中	984	集計中	集計中	1,062	集計中	集計中	1,162	集計中
36徳島県	438	382	87.2	584	528	90.4	622	574	92.3	662	624	94.3
37香川県	498	416	83.5	610	543	89.0	640	587	91.7	670	643	96.0
38愛媛県	737	661	92.4	922	866	92.8	1,001	950	94.9	1,073	1,003	93.5
39高知県	799	731	91.5	1,148	979	85.3	1,210	1,112	91.9	1,257	1,257	100.0
40福岡県	未提出	2,216	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	659	591	89.7	803	722	89.9	875	776	88.7	947	826	87.2
42豊崎県	1,651	1,444	87.5	1,948	1,948	100.0	2,139	2,139	100.0	2,348	2,348	100.0
43熊本県	1,459	1,219	83.6	1,885	1,659	88.0	2,074	1,825	88.0	2,347	2,065	88.0
44大分県	893	848	95.0	1,151	1,079	93.7	1,248	1,199	96.1	1,322	1,280	96.8
45宮崎県	集計中	615	集計中	集計中	732.2	集計中	集計中	801.4	集計中	集計中	870.7	集計中
46鹿児島県	集計中	1,146	集計中	集計中	1,458	集計中	集計中	1,595	集計中	集計中	1,735	集計中
47沖縄県	651	540	82.9	839	839	100.0	985	985	100.0	1,106	1,106	100.0

※22年度サービスマン利用量(実績)は23年3月サービスマン提供分の国保連データを使用。



施設入所支援

都道府県	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
1北海道	10,263	10,054	9,834
2青森県	2,605	2,602	2,573
3岩手県			
4宮城県			
5秋田県	2,596	2,551	2,508
6山形県	1,758	1,745	1,727
7福島県			
8茨城県	3,308	3,412	3,445
9栃木県	2,241	2,232	2,222
10群馬県	2,561	2,511	2,447
11埼玉県	5,232	5,332	5,401
12千葉県	3,596	3,684	3,730
13東京都	8,910	8,852	8,780
14神奈川県	5,100	5,100	5,100
15新潟県	2,501	2,490	2,416
16富山県	1,437	1,410	1,385
17石川県	未提出	未提出	未提出
18福井県	1,342	1,327	1,314
19山梨県	1,185	1,146	1,099
20長野県	2,065	2,064	2,057
21岐阜県	2,378	2,344	2,296
22静岡県	3,459	3,439	3,451
23愛知県	4,307	4,255	4,213
24三重県	1,603	1,583	1,554
25滋賀県	931	906	880
26京都府	2,403	2,376	2,346
27大阪府	5,082	5,022	4,950
28兵庫県	5,287	5,216	5,129
29奈良県	1,308	1,330	1,345
30和歌山県	1,319	1,319	1,315
31鳥取県	1,049	1,025	993
32島根県	1,438	1,433	1,428
33岡山県	2,417	2,426	2,433
34広島県	3,102	3,044	2,995
35山口県	2,236	2,255	2,276
36徳島県	1,452	1,433	1,406
37香川県	1,133	1,094	1,090
38愛媛県	2,010	1,975	1,973
39高知県	1,304	1,288	1,240
40福岡県	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	1,458	1,432	1,398
42長崎県	2,718	2,707	2,698
43熊本県	3,139	3,105	3,071
44大分県	1,964	1,948	1,929
45宮崎県	1,773	1,764	1,749
46鹿児島県	3,564	3,554	3,544
47沖縄県	2,538	2,496	2,454

計画相談支援

都道府県	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
1北海道	4,523	9,509	14,500
2青森県	1,630	2,501	3,510
3岩手県			
4宮城県			
5秋田県	1,125	2,740	4,498
6山形県	928	1,684	2,389
7福島県			
8茨城県	519	747	1,017
9栃木県	2,588	5,409	8,786
10群馬県	170	342	513
11埼玉県	3,971	8,407	19,848
12千葉県	4,229	7,467	12,163
13東京都	2,740	5,968	9,550
14神奈川県	7,000	15,000	25,000
15新潟県	集計中	集計中	集計中
16富山県	278	556	834
17石川県	未提出	未提出	未提出
18福井県	934	1,250	1,582
19山梨県	59	117	175
20長野県	1,344	2,117	3,021
21岐阜県	2,128	4,164	6,684
22静岡県	集計中	集計中	集計中
23愛知県	4,168	5,201	6,222
24三重県	2,267	4,909	7,924
25滋賀県	1,177	2,233	3,500
26京都府	3,938	6,844	10,318
27大阪府	6,993	13,761	22,503
28兵庫県	13,550	26,232	39,696
29奈良県	2,476	3,103	3,744
30和歌山県	2,943	5,137	7,545
31鳥取県	903	1,742	2,350
32島根県	1,011	2,266	3,771
33岡山県	1,128	2,061	3,079
34広島県	1,657	2,930	5,902
35山口県	集計中	集計中	集計中
36徳島県	3,016	6,692	12,141
37香川県	1,058	1,281	1,476
38愛媛県	1,019	1,841	2,949
39高知県	381	745	1,106
40福岡県	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	453	603	754
42長崎県	2,128	3,404	4,978
43熊本県	集計中	集計中	集計中
44大分県	811	1,233	1,649
45宮崎県	1,193	2,271	3,775
46鹿児島県	4,000	8,000	13,000
47沖縄県	509	828	1,168

地域移行支援

都道府県	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数 (人)	利用者数 (人)	利用者数 (人)
1北海道	440	455	523
2青森県	147	167	187
3岩手県			
4宮城県			
5秋田県	262	301	346
6山形県	102	149	197
7福島県			
8茨城県	19	27	36
9栃木県	100	200	300
10群馬県	49	63	73
11埼玉県	179	264	348
12千葉県	113	125	147
13東京都	428	515	589
14神奈川県	130	140	145
15新潟県	集計中	集計中	集計中
16富山県	26	31	39
17石川県	未提出	未提出	未提出
18福井県	10	10	10
19山梨県	5	5	5
20長野県	187	215	237
21岐阜県	104	144	171
22静岡県	集計中	集計中	集計中
23愛知県	294	308	333
24三重県	315	318	326
25滋賀県	83	91	101
26京都府	139	137	136
27大阪府	265	322	382
28兵庫県	273	305	342
29奈良県	120	157	202
30和歌山県	97	119	137
31鳥取県	62	68	77
32島根県	52	62	74
33岡山県	110	111	112
34広島県	116	131	144
35山口県	集計中	集計中	集計中
36徳島県	142	284	445
37香川県	37	34	37
38愛媛県	57	74	88
39高知県	104	78	87
40福岡県	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	60	61	63
42長崎県	79	85	90
43熊本県	集計中	集計中	集計中
44大分県	27	29	31
45宮崎県	92	114	128
46鹿児島県	376	390	410
47沖縄県	108	124	147

地域定着支援

都道府県	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数	利用者数	利用者数
1北海道	611	691	792
2青森県	169	189	206
3岩手県			
4宮城県			
5秋田県	165	183	213
6山形県	77	108	133
7福島県			
8茨城県	9	21	26
9栃木県	40	80	120
10群馬県	30	38	51
11埼玉県	407	646	873
12千葉県	144	237	338
13東京都	421	558	704
14神奈川県	480	530	590
15新潟県	集計中	集計中	集計中
16富山県	21	34	51
17石川県	未提出	未提出	未提出
18福井県	5	5	5
19山梨県	5	5	5
20長野県	1,010	1,069	1,107
21岐阜県	112	150	185
22静岡県	集計中	集計中	集計中
23愛知県	92	111	134
24三重県	112	144	176
25滋賀県	69	89	105
26京都府	44	43	42
27大阪府	848	1,456	2,316
28兵庫県	202	300	352
29奈良県	153	210	280
30和歌山県	125	172	210
31鳥取県	68	86	102
32島根県	68	75	83
33岡山県	435	521	556
34広島県	129	153	174
35山口県	集計中	集計中	集計中
36徳島県	62	123	183
37香川県	46	54	59
38愛媛県	87	97	102
39高知県	75	91	102
40福岡県	未提出	未提出	未提出
41佐賀県	86	96	104
42長崎県	161	170	176
43熊本県	集計中	集計中	集計中
44大分県	34	37	41
45宮崎県	104	134	157
46鹿児島県	367	383	397
47沖縄県	114	136	155

( 参 考 )

事 務 連 絡  
平成 23 年 11 月 22 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課障害計画係

第 3 期障害福祉計画に係る中間報告について (依頼)

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき感謝申し上げます。  
さて、10 月 31 日の障害保健福祉関係主管課長会議においてお知らせしたとおり、第 3 期障害福祉計画では、他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施していただくために、各都道府県の数値目標及びサービス見込量について中間報告を行うことといたします。

各都道府県の障害福祉計画担当課におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、別添の中間報告様式にご記入の上、平成 23 年 12 月 9 日(金)までに下記提出先までメールにて提出いただきますようお願いいたします。

【別添】

1. 第 3 期障害福祉計画中間報告様式 (数値目標)
2. 第 3 期障害福祉計画中間報告様式 (サービス見込量・整備見込量)
3. 留意事項

※中間報告様式の提出にあたっては、当該エクセルファイル名の頭に  
都道府県名を記入して下さい。

(例) 「〇〇県【障害福祉計画中間報告】.xlsx」

(問い合わせ・提出先)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課 障害計画係  
TEL 03-5253-1111 (内線 3009, 3021)  
FAX 03-3502-0892  
E-mail : shougaikeikaku@mh.lw.go.jp

第3期障害福祉計画中間報告様式(数値目標)

【都道府県の担当者連絡先】

都道府県名	
担当課・係名	
担当者名	
TEL/FAX	
e-mail	

1. 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の入所者数(A)	平成26年度末の入所者数(B)	【目標値】削減見込(A-B)	【目標値】地域生活移行者数
(A)	(B)	(A)	(A)

2. 精神障害者訓練の目標値


3. 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の一般就労移行者数(A)	【目標値】平成26年度の一般就労移行者数(B)
(A)	(B)

4. 職業移行支援事業の目標値


5. 職業移行支援(15時)事業の目標値の割合


6. 労働施策に関する数値目標

【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数(A)	【目標値】障害者の状態に依り多様な委託訓練事業の受講者数(B)	【目標値】障害者移行雇用事業の開始者数(C)	【目標値】職場適成援助者による支援の対象者数(D)	【目標値】障害者就業生活支援センター事業の支援対象者数(E)	【目標値】障害者就業生活支援センターの設置数(F)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)

第3期障害福祉計画中間報告様式(サービス見込量・整備見込量)

都道府県名

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	時間	時間
	人	人	人

○日中活動系サービス

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人日分	人	人日分	人	人日分	人
生活介護	人	人	人	人	人	人
自立訓練(機能訓練)	人日分	人	人日分	人	人日分	人
	人	人	人	人	人	人
自立訓練(生活訓練)	人日分	人	人日分	人	人日分	人
	人	人	人	人	人	人
就労移行支援	人日分	人	人日分	人	人日分	人
	人	人	人	人	人	人
就労継続支援(A型)	人日分	人	人日分	人	人日分	人
	人	人	人	人	人	人
就労継続支援(B型)	人日分	人	人日分	人	人日分	人
	人	人	人	人	人	人
療養介護	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人
短期入所	人日分	人	人日分	人	人日分	人
	人	人	人	人	人	人

○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	人	人	人
共同生活介護	人	人	人
施設入所支援	人	人	人

○相談支援

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人	人	人
地域移行支援	人	人	人
地域定着支援	人	人	人

○整備見込量(参考)

種類	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	定員数 (実績)	定員数 (見込)	定員数 (見込)	定員数 (見込)
共同生活援助	人	人	人	人
共同生活介護	人	人	人	人

## 留意事項

## 1. 共通事項

- ① 中間報告の数値目標及びサービス見込量は現段階のものであり、今後、数値に変動があっても構いません。
- ② 提出した数値はあくまで計画策定途中の数値であり、自立支援協議会等の承認がなくても構いません。
- ③ 都道府県単位の報告であり、市町村ごとの内訳等を添付していただく必要はありません。
- ④ 提出する報告様式の該当箇所には都道府県名等の記入をお願いします。

## 2. 数値目標

- ① 各都道府県が現段階で見込んでいる数値を記入願います。
- ② 数値目標「精神障害者関係の目標値」の【着眼点②】5年以上かつ65歳以上の退院者数について、直近の状況は原則、平成23年度の6月の1ヶ月間の状況を把握することとしていますが、23年度以前のデータを有している都道府県はそのデータを活用しても差し支えありません。  
なお、※印欄は平成 年度としていきますので、直近の状況の該当年度を記載下さい。  
(参考) 10月31日障害保健福祉関係主管課長会議で平成24年6月30日調査以降は調査項目を追加するとお伝えしておりますが、それは次の項目を予定して 있습니다。  
○平成20年6月30日調査 個表16の年齢階級別・在院期間別患者数の項目に「5年以上」の欄を追加

## 3. サービス見込量・整備見込量

- ① 各都道府県が現段階で見込んでいる数値を記入願います。
- ② サービス見込量については、月間の利用人数を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定めることとし、個別の単位については、次のとおりです。  
(ア) 「時間分」・・・月間のサービス提供時間  
(イ) 「人日分」・・・「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量  
(ウ) 「人分」・・・月間の利用人数

- ③ 共同生活援助・共同生活介護の整備見込量については次の通りです。

(ア) 計画策定の参考資料として活用するため報告していただくものであり、計画に定める項目として追加するものではありません。

(イ) 整備見込量の定員数は県内に所在する共同生活援助及び共同生活介護施設の定員数とします。

## 4. 集計について

報告いただいた数値を都道府県別に集計し、本年12月末を目途に、その結果を都道府県障害福祉計画担当課あてにお知らせします。これらの資料も参考に第3期障害福祉計画の策定を進めて下さい。



事務連絡  
平成23年11月30日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中  
(障害福祉計画担当)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課障害計画係

障害福祉計画に係るサービス量（平成23年3月）の実績集計について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき感謝申し上げます。さて、第3期障害福祉計画（以下「第3期計画」という。）については、他の都道府県の状況も踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施していただくために、第3期計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について、中間報告をお願いしているところです。

この度、中間報告の集計とは別に、第3期計画の策定に当たった参考資料としていただくため、平成23年3月のサービス量の実績（国保連データ）を基に、別添のとおり、各都道府県別に障害福祉サービスごとの「人口10万人当たりのサービス区分別利用者数（又は利用量）の都道府県別一覧表」及び「人口10万人当たりの都道府県別のサービス区分別利用者数（又は利用量）」を作成いたしました。

障害福祉計画に係るサービス量を見込むにあたっては、本資料もご活用いただき、地域の障害者数、その障害の程度、地理的条件など地域の様々な実情を考慮の上、適切に算出するように願います。

【別添】

障害福祉計画に係るサービス量の実績集計（平成23年3月）

(問い合わせ)

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課 障害計画係  
TEL 03-5253-1111 (内線3009, 3021)  
FAX 03-3502-0892  
E-mail: shougaikeikaku@mhlw.go.jp

# 障害福祉計画に係るサービス量 の実績集計(平成23年3月)

## 集計について

### 1. 人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(又は利用量)の都道府県別一覧表

人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(又は利用量)※について都道府県別に利用者数(又は利用量)の多い順で並べた。  
なお、サービス区分別とは以下のとおりとした。

訪 問 系 ……居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援

日中活動系……生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型  
児童デイ・短期入所・療養介護

居 住 系 ……共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援(参考:共同生活援助及び共同生活介護の合計値)

相談支援 ……相談支援

(利用量については日中活動系の療養介護、居住系及び相談支援は省略した。)

### 2. 人口10万人当たりの都道府県別のサービス区分別利用者数(又は利用量)

人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(又は利用量)について、全国値を100としたときの都道府県ごとの相対値を算出し、訪問系・日中活動系・居住系ごとにレーダーチャート化した。

## ※人口10万人当たりのサービス利用者数(又は利用量)の算出方法

### 1. サービス区分別利用者数(又は利用量)は平成23年3月サービス利用分の国保連データ

#### 【国保連データとは】

障害福祉サービス費等の報酬については、市町村より委託を受け、平成19年10月から国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)において事業者への支払事務を開始しており、国保連合会より支払いが行われた実績に係るデータより、利用者数等基本情報を抽出・集計したものである。

※なお、集計にあたり、以下の内容で集計している。

- ①複数サービスを利用している者については、各サービスに人数を計上している。
- ②自立訓練(生活訓練)には宿泊型自立訓練が含まれる。
- ③就労移行支援には就労移行支援(養成施設)が含まれる。
- ④旧体系サービス分は除く。

### 2. 都道府県別人口は総務省統計局が調査している平成22年国勢調査人口速報集計

### 3. 人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(又は利用量)は、国保連データより引用した都道府県ごとのサービス区分別利用者数(又は利用量)を国勢調査より引用した都道府県別人口で除し、10万(人)を乗じて算出した。

1. 人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(又は利用量)の都道府県別一覧表





# 人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(日中活動系)

## 【児童デイ】

都道府県	児童デイサービス 利用者数(人)
01 北海道	132.02
21 岐阜県	122.19
47 沖縄県	113.46
36 徳島県	110.58
33 岡山県	110.33
30 和歌山県	105.07
46 鹿児島県	84.50
29 奈良県	81.43
38 愛媛県	69.53
25 滋賀県	68.50
34 広島県	64.11
37 香川県	59.15
43 熊本県	57.17
09 栃木県	56.90
42 長崎県	56.85
26 京都府	55.83
31 鳥取県	54.38
03 岩手県	52.31
04 宮城県	51.36
12 千葉県	51.34
02 青森県	50.18
08 茨城県	47.93
23 愛知県	47.50
全国	47.28
35 山口県	47.20
32 鳥取県	47.04
07 福島県	46.28
44 大分県	43.55
06 山形県	42.44
17 石川県	39.40
41 佐賀県	37.19
19 山梨県	35.81
45 宮崎県	34.45
16 富山県	34.21
18 福井県	32.86
20 長野県	32.28
27 大阪府	31.52
39 高知県	31.00
13 東京都	30.91
15 新潟県	30.86
14 神奈川県	29.57
28 兵庫県	28.90
10 群馬県	26.39
22 静岡県	26.27
24 三重県	24.64
11 埼玉県	21.56
05 秋田県	20.81
40 福岡県	18.49

## 【短期入所】

都道府県	短期入所 利用者数(人)
37 香川県	43.89
25 滋賀県	40.06
27 大阪府	34.13
26 京都府	32.46
32 鳥取県	31.69
28 兵庫県	30.88
29 奈良県	30.00
24 三重県	29.71
34 広島県	29.64
46 鹿児島県	27.25
19 山梨県	26.54
47 沖縄県	25.28
23 愛知県	24.63
22 静岡県	24.17
45 宮崎県	23.17
15 新潟県	23.12
30 和歌山県	21.77
全国	21.77
36 徳島県	21.50
43 熊本県	21.02
39 高知県	20.80
14 神奈川県	20.73
01 北海道	20.72
40 福岡県	20.11
20 長野県	19.79
42 長崎県	19.49
31 鳥取県	19.03
04 宮城県	19.00
13 東京都	18.67
03 岩手県	18.64
21 岐阜県	18.45
41 佐賀県	18.36
18 福井県	18.23
09 栃木県	18.09
38 愛媛県	17.82
12 千葉県	17.47
17 石川県	17.35
33 岡山県	16.76
44 大分県	16.05
02 青森県	15.51
16 富山県	15.00
35 山口県	14.81
08 茨城県	14.15
05 秋田県	12.52
11 埼玉県	12.37
06 山形県	11.81
07 福島県	11.39
10 群馬県	9.01

## 【療養介護】

都道府県	療養介護 利用者数(人)
05 秋田県	6.63
32 鳥取県	6.42
31 鳥取県	6.29
02 青森県	5.75
44 大分県	5.10
36 徳島県	4.45
24 三重県	4.15
15 新潟県	4.13
43 熊本県	4.02
45 宮崎県	3.88
47 沖縄県	3.81
46 鹿児島県	3.75
42 長崎県	3.43
37 香川県	3.31
40 福岡県	3.19
17 石川県	3.16
34 広島県	3.11
04 宮城県	2.81
20 長野県	2.42
06 山形県	2.22
03 岩手県	1.95
01 北海道	1.85
33 岡山県	1.75
07 福島県	1.68
全国	1.66
18 福井県	1.49
38 愛媛県	1.47
35 山口県	1.45
26 京都府	1.40
08 茨城県	1.38
29 奈良県	1.36
21 岐阜県	1.30
39 高知県	1.18
16 富山県	1.10
28 兵庫県	1.07
25 滋賀県	0.99
11 埼玉県	0.83
41 佐賀県	0.82
12 千葉県	0.76
14 神奈川県	0.70
23 愛知県	0.69
27 大阪府	0.64
22 静岡県	0.64
09 栃木県	0.55
13 東京都	0.53
30 和歌山県	0.40
10 群馬県	0.35
19 山梨県	0.00



# 人口10万人当たりのサービス区分別利用者数(居住系・相談支援)

【参考】

## 【共同生活援助】

都道府県	共同生活援助 利用者数(人)
44 大分県	55.92
32 島根県	53.74
39 高知県	49.18
46 鹿児島県	45.06
43 熊本県	44.29
07 福島県	42.29
06 山形県	41.58
01 北海道	41.56
05 秋田県	41.35
17 石川県	38.37
42 長崎県	38.34
02 青森県	36.56
47 沖縄県	35.83
41 佐賀県	35.19
16 富山県	31.46
31 鳥取県	31.10
03 岩手県	30.89
37 香川県	28.72
19 山梨県	28.28
36 徳島県	27.23
10 群馬県	26.49
35 山口県	23.77
18 福井県	23.44
09 栃木県	23.32
45 宮崎県	22.73
40 福岡県	21.82
33 岡山県	20.26
15 新潟県	19.24
08 茨城県	18.69
全国	17.21
20 長野県	16.12
13 東京都	15.20
34 広島県	14.89
04 宮城県	13.93
38 愛媛県	13.77
22 静岡県	12.62
25 滋賀県	10.57
12 千葉県	9.30
30 和歌山県	8.79
11 埼玉県	6.12
21 岐阜県	6.05
26 京都府	5.80
28 兵庫県	5.65
14 神奈川県	4.73
27 大阪府	3.36
29 奈良県	3.29
23 愛知県	2.94
24 三重県	2.91

## 【共同生活介護】

都道府県	共同生活介護 利用者数(人)
01 北海道	75.06
32 島根県	68.82
03 岩手県	68.69
20 長野県	64.89
42 長崎県	62.88
31 鳥取県	52.34
27 大阪府	48.90
04 宮城県	47.66
18 福井県	47.24
39 高知県	46.43
14 神奈川県	46.29
30 和歌山県	46.24
25 滋賀県	45.31
24 三重県	40.28
02 青森県	40.13
41 佐賀県	34.36
09 栃木県	34.03
38 愛媛県	33.82
35 山口県	32.93
全国	32.24
45 宮崎県	31.45
33 岡山県	31.05
26 京都府	29.89
29 奈良県	26.21
17 石川県	25.81
23 愛知県	25.58
15 新潟県	25.05
13 東京都	24.94
34 広島県	23.91
08 茨城県	23.85
28 兵庫県	23.51
21 岐阜県	23.30
43 熊本県	22.78
46 鹿児島県	22.09
40 福岡県	21.86
36 徳島県	21.38
06 山形県	21.05
12 千葉県	20.12
07 福島県	19.72
10 群馬県	19.42
19 山梨県	18.66
22 静岡県	17.42
11 埼玉県	17.41
05 秋田県	15.10
44 大分県	14.96
37 香川県	13.06
16 富山県	10.06
47 沖縄県	2.94

## 【共同生活援助+ 共同生活介護】

都道府県	共同生活援助 共同生活介護 利用者数(人)
32 島根県	122.57
01 北海道	116.62
42 長崎県	101.22
03 岩手県	99.58
39 高知県	95.61
31 鳥取県	83.44
20 長野県	81.01
02 青森県	76.88
44 大分県	70.88
18 福井県	70.68
41 佐賀県	69.55
46 鹿児島県	67.16
43 熊本県	67.07
17 石川県	64.19
06 山形県	62.63
07 福島県	62.01
04 宮城県	61.58
09 栃木県	57.35
35 山口県	56.70
05 秋田県	56.45
25 滋賀県	55.88
30 和歌山県	55.03
45 宮崎県	54.18
27 大阪府	52.26
33 岡山県	51.31
14 神奈川県	51.02
全国	49.45
36 徳島県	48.61
38 愛媛県	47.59
19 山梨県	46.94
10 群馬県	45.91
15 新潟県	44.30
40 福岡県	43.68
24 三重県	43.19
08 茨城県	42.54
37 香川県	41.78
16 富山県	41.52
13 東京都	40.13
34 広島県	38.80
47 沖縄県	38.78
26 京都府	35.69
22 静岡県	30.04
29 奈良県	29.50
12 千葉県	29.42
21 岐阜県	29.36
28 兵庫県	29.16
23 愛知県	28.52
11 埼玉県	23.53

## 【施設入所支援】

都道府県	施設入所支援 利用者数(人)
32 島根県	154.39
05 秋田県	132.80
35 山口県	100.04
08 茨城県	98.59
31 鳥取県	95.68
33 岡山県	91.00
01 北海道	90.35
19 山梨県	84.15
03 岩手県	81.85
36 徳島県	78.51
30 和歌山県	78.30
21 岐阜県	77.99
46 鹿児島県	76.83
28 兵庫県	75.83
34 広島県	73.51
41 佐賀県	71.91
09 栃木県	71.90
02 青森県	71.88
43 熊本県	71.04
26 京都府	70.28
24 三重県	69.77
22 静岡県	65.66
29 奈良県	62.07
18 福井県	60.39
40 福岡県	59.59
25 滋賀県	59.35
44 大分県	57.34
全国	55.36
20 長野県	54.35
06 山形県	49.11
10 群馬県	47.75
37 香川県	44.99
07 福島県	44.90
38 愛媛県	44.52
16 富山県	43.81
14 神奈川県	43.36
45 宮崎県	43.34
15 新潟県	42.99
13 東京都	42.83
11 埼玉県	42.27
47 沖縄県	40.14
27 大阪府	35.04
12 千葉県	32.22
23 愛知県	31.38
17 石川県	24.19
42 長崎県	21.38
04 宮城県	14.23
39 高知県	13.60

## 【相談支援】

都道府県	相談支援 利用者数(人)
32 島根県	16.47
35 山口県	12.20
31 鳥取県	11.05
19 山梨県	7.88
25 滋賀県	7.09
30 和歌山県	6.69
42 長崎県	6.31
20 長野県	5.95
33 岡山県	5.81
27 大阪府	5.72
47 沖縄県	5.17
15 新潟県	5.05
26 京都府	4.59
16 富山県	4.48
34 広島県	4.19
07 福島県	3.99
29 奈良県	3.79
18 福井県	3.72
23 愛知県	3.28
04 宮城県	3.24
05 秋田県	3.13
17 石川県	2.91
全国	2.83
01 北海道	2.63
12 千葉県	2.24
28 兵庫県	2.20
39 高知県	2.09
09 栃木県	2.04
21 岐阜県	1.97
08 茨城県	1.95
06 山形県	1.88
44 大分県	1.76
03 岩手県	1.73
36 徳島県	1.65
41 佐賀県	1.53
22 静岡県	1.46
13 東京都	1.38
43 熊本県	1.27
37 香川県	1.21
02 青森県	1.17
40 福岡県	1.04
11 埼玉県	0.88
14 神奈川県	0.74
10 群馬県	0.65
38 愛媛県	0.63
24 三重県	0.49
46 鹿児島県	0.41
45 宮崎県	0.00

# 人口10万人当たりのサービス区分別利用時間数(訪問系)

## 【居宅介護】

都道府県	居宅介護 利用時間数 (時間)
27 大阪府	3,646
26 京都府	3,123
30 和歌山県	2,789
44 大分県	2,682
40 福岡県	2,627
29 奈良県	2,586
36 徳島県	2,583
31 鳥取県	2,420
28 兵庫県	2,409
47 沖縄県	2,269
34 広島県	2,244
25 滋賀県	2,157
14 神奈川県	2,089
38 愛媛県	1,962
23 愛知県	1,953
32 島根県	1,934
42 長崎県	1,893
01 北海道	1,869
全国	1,842
13 東京都	1,781
45 宮崎県	1,752
37 香川県	1,617
20 長野県	1,605
41 佐賀県	1,565
39 高知県	1,517
15 新潟県	1,508
46 鹿児島県	1,478
18 福井県	1,459
02 青森県	1,390
24 三重県	1,378
33 岡山県	1,309
11 埼玉県	1,302
12 千葉県	1,293
19 山梨県	1,291
10 群馬県	1,280
04 宮城県	1,252
17 石川県	1,206
35 山口県	1,204
06 山形県	1,138
09 栃木県	1,116
43 熊本県	1,116
05 秋田県	1,039
07 福島県	948
03 岩手県	937
21 岐阜県	825
22 静岡県	822
08 茨城県	806
16 富山県	825

## 【重度訪問介護】

都道府県	重度訪問 利用時間数 (時間)
13 東京都	3,184
27 大阪府	2,891
28 兵庫県	1,895
26 京都府	1,632
47 沖縄県	1,566
23 愛知県	1,548
34 広島県	1,403
01 北海道	1,169
全国	1,144
38 愛媛県	987
43 熊本県	908
30 和歌山県	906
42 長崎県	893
45 宮崎県	883
33 岡山県	817
46 鹿児島県	771
19 山梨県	750
40 福岡県	736
29 奈良県	701
35 山口県	665
18 福井県	661
37 香川県	638
11 埼玉県	631
25 滋賀県	559
07 福島県	517
32 島根県	505
44 大分県	476
14 神奈川県	465
24 三重県	439
22 静岡県	430
12 千葉県	391
41 佐賀県	368
04 宮城県	367
31 鳥取県	355
02 青森県	333
10 群馬県	332
08 茨城県	328
03 岩手県	316
15 新潟県	313
06 山形県	301
36 徳島県	289
39 高知県	277
16 富山県	240
05 秋田県	228
21 岐阜県	200
09 栃木県	192
20 長野県	92
17 石川県	43

## 【行動援護】

都道府県	行動援護 利用時間数 (時間)
29 奈良県	676
20 長野県	468
25 滋賀県	282
26 京都府	222
31 鳥取県	215
36 徳島県	202
19 山梨県	201
23 愛知県	181
41 佐賀県	168
44 大分県	166
01 北海道	160
11 埼玉県	148
32 島根県	123
47 沖縄県	101
30 和歌山県	98
46 鹿児島県	93
全国	92
27 大阪府	89
34 広島県	73
15 新潟県	70
13 東京都	65
14 神奈川県	60
21 岐阜県	59
10 群馬県	55
17 石川県	54
12 千葉県	54
28 兵庫県	54
33 岡山県	53
22 静岡県	40
37 香川県	39
34 三重県	34
40 福岡県	29
38 愛媛県	27
42 長崎県	27
45 宮崎県	24
09 栃木県	23
07 福島県	23
04 宮城県	18
02 青森県	15
06 山形県	11
03 岩手県	10
18 福井県	7
08 茨城県	5
39 高知県	3
43 熊本県	1
35 山口県	1
09 秋田県	0
16 富山県	0

## 【重度障害者等 包括支援】

都道府県	重度障害者等包括 支援 利用時間数 (時間)
20 長野県	55
44 大分県	25
05 秋田県	11
27 大阪府	7
23 愛知県	3
全国	2
01 北海道	0
02 青森県	0
03 岩手県	0
04 宮城県	0
06 山形県	0
07 福島県	0
08 茨城県	0
09 栃木県	0
10 群馬県	0
11 埼玉県	0
12 千葉県	0
13 東京都	0
14 神奈川県	0
15 新潟県	0
16 富山県	0
17 石川県	0
18 福井県	0
19 山梨県	0
21 岐阜県	0
22 静岡県	0
24 三重県	0
25 滋賀県	0
26 京都府	0
28 兵庫県	0
29 奈良県	0
30 和歌山県	0
31 鳥取県	0
32 島根県	0
33 岡山県	0
34 広島県	0
35 山口県	0
36 徳島県	0
37 香川県	0
38 愛媛県	0
39 高知県	0
40 福岡県	0
41 佐賀県	0
42 長崎県	0
43 熊本県	0
45 宮崎県	0
46 鹿児島県	0
47 沖縄県	0



# 人口10万人当たりのサービス区分別利用量(日中活動系)

## 【児童デイ】

都道府県	児童デイサービス	
	利用日数(人日)	
47	沖縄県	1,181
30	和歌山県	1,119
01	北海道	716
02	青森県	503
46	鹿児島県	486
29	奈良県	471
31	鳥取県	453
23	愛知県	450
21	岐阜県	446
33	岡山県	412
37	香川県	398
06	山形県	388
36	徳島県	344
35	山口県	342
17	石川県	342
03	岩手県	341
44	大分県	336
19	山梨県	325
12	千葉県	308
45	宮崎県	296
10	群馬県	296
38	愛媛県	288
42	長崎県	279
	全国	272
34	広島県	272
09	栃木県	268
43	熊本県	259
22	静岡県	244
25	滋賀県	243
32	鳥取県	237
04	宮城県	236
20	長野県	225
07	福島県	222
08	茨城県	211
41	佐賀県	208
18	福井県	191
26	京都府	188
27	大阪府	177
14	神奈川県	153
28	兵庫県	142
11	埼玉県	139
13	東京都	133
24	三重県	130
16	富山県	128
39	高知県	103
05	秋田県	101
40	福岡県	82
15	新潟県	81

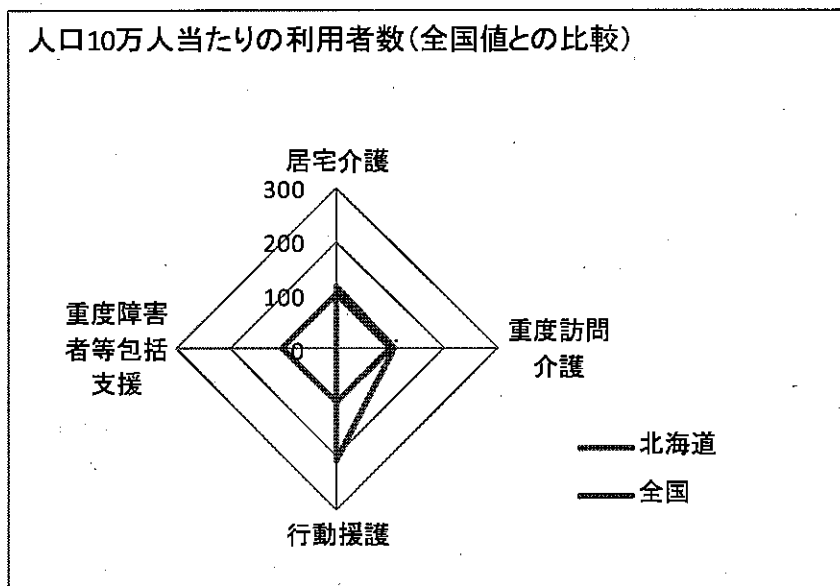
## 【短期入所】

都道府県	短期入所	
	利用日数(人日)	
32	鳥取県	273
30	和歌山県	260
19	山梨県	250
46	鹿児島県	248
28	兵庫県	244
34	広島県	225
25	滋賀県	223
15	新潟県	214
27	大阪府	211
37	香川県	210
29	奈良県	206
42	長崎県	194
47	沖縄県	187
12	千葉県	187
26	京都府	184
09	栃木県	175
24	三重県	172
45	宮崎県	170
20	長野県	170
22	静岡県	166
31	鳥取県	165
	全国	164
36	徳島県	163
03	岩手県	159
01	北海道	159
04	宮城県	158
02	青森県	158
39	高知県	156
14	神奈川県	152
23	愛知県	152
13	東京都	152
41	佐賀県	151
35	山口県	145
38	愛媛県	142
08	茨城県	138
44	大分県	136
18	福井県	133
05	秋田県	132
21	岐阜県	124
11	埼玉県	123
40	福岡県	121
06	山形県	114
43	熊本県	111
33	岡山県	98
17	石川県	93
16	富山県	89
07	福島県	85
10	群馬県	85

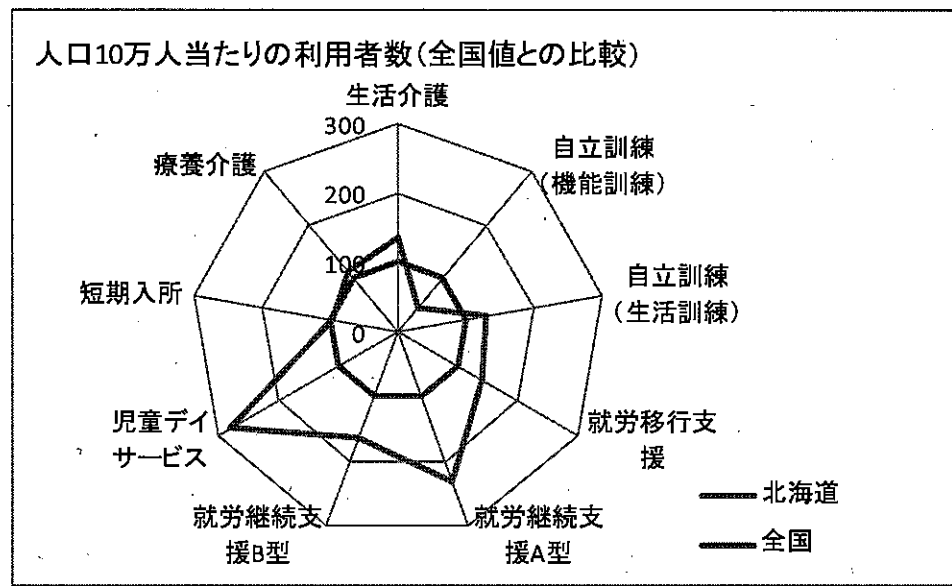
## 2. 人口10万人当たりの都道府県別のサービス区分別利用者数(又は利用量)

# 【北海道(利用者数)】

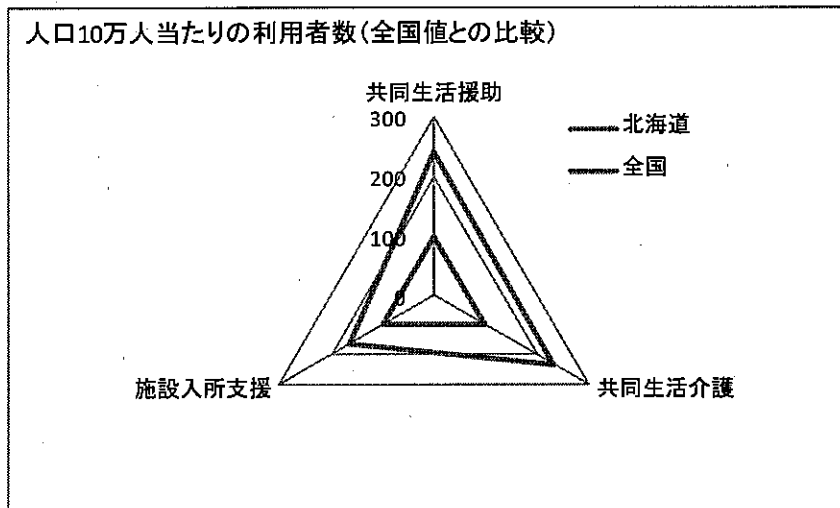
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
北海道	115	106	210	0

#### 2. 日中活動系

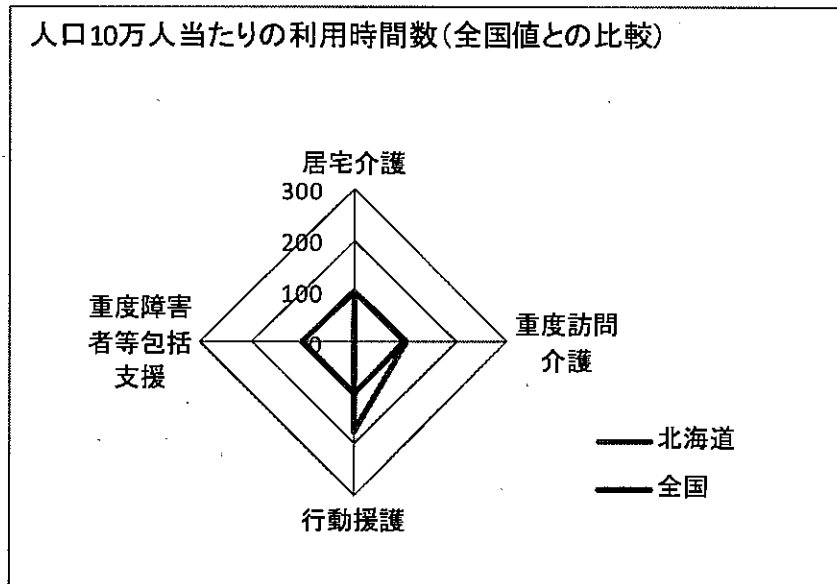
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
北海道	135	44	130	142	232	164	279	95	111

#### 3. 居住系

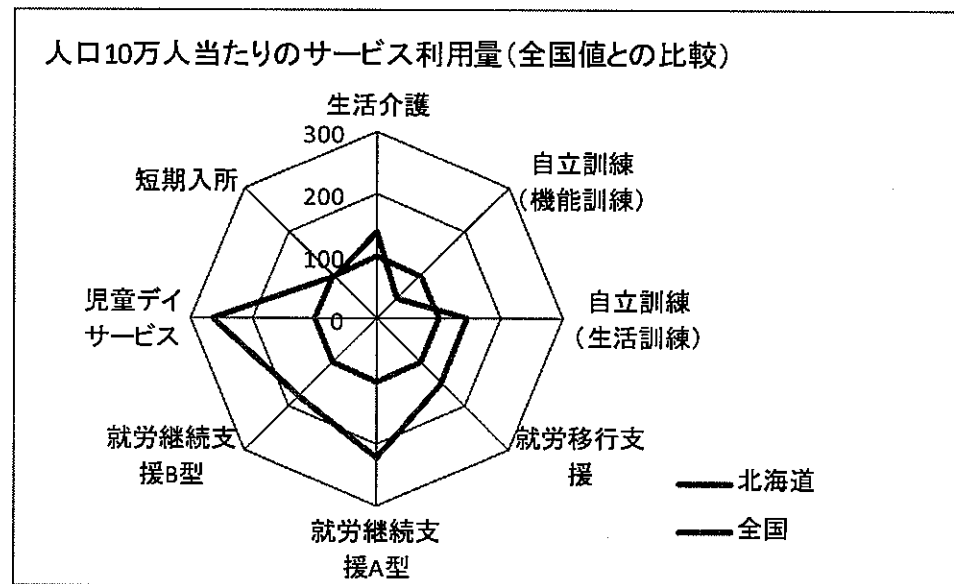
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
北海道	241	233	163

# 【北海道(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

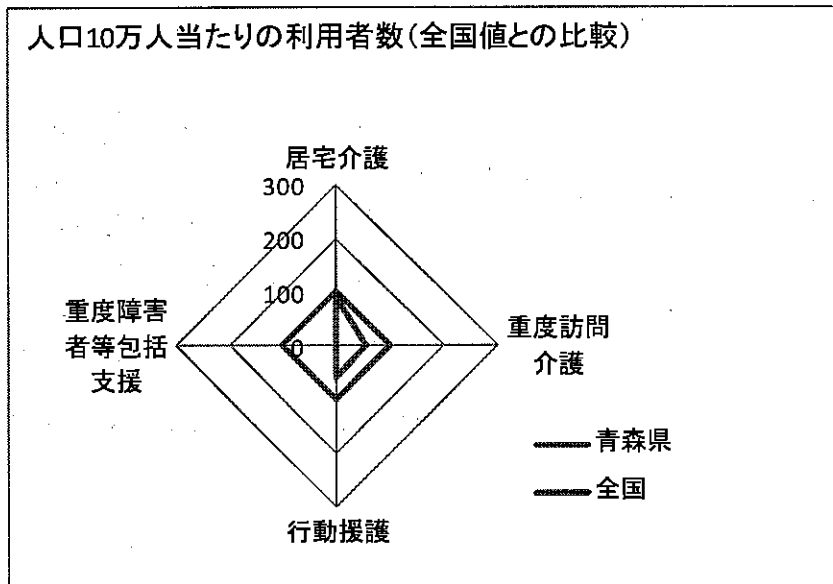
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
北海道	101	102	174	0

#### 2. 日中活動系

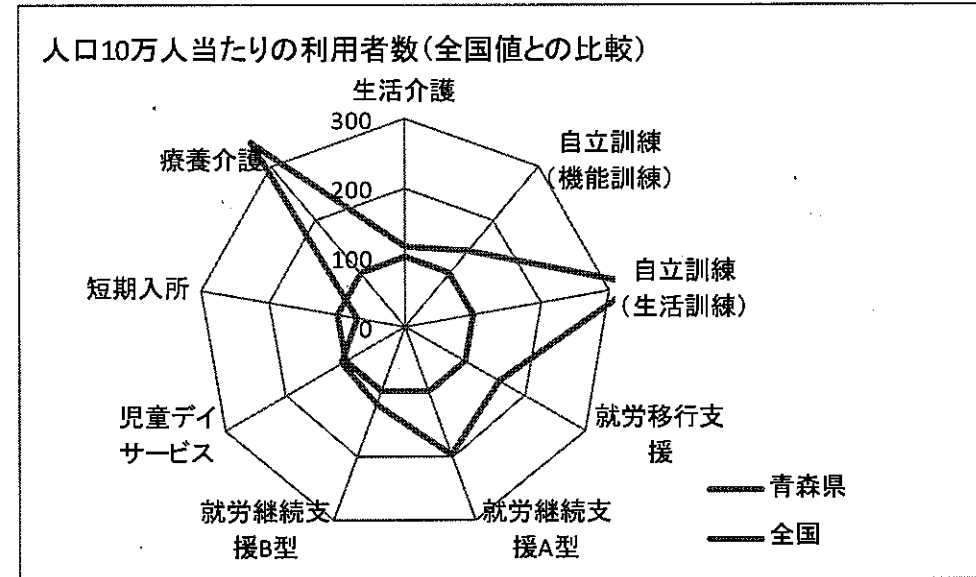
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
北海道	140	46	144	149	223	175	263	97

# 【青森県(利用者数)】

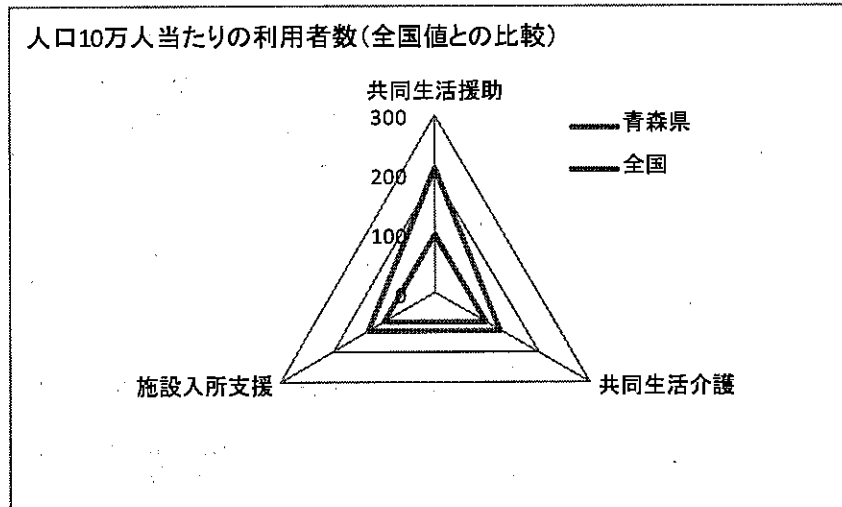
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
青森県	92	55	60	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
青森県	114	141	342	156	199	120	106	71	346

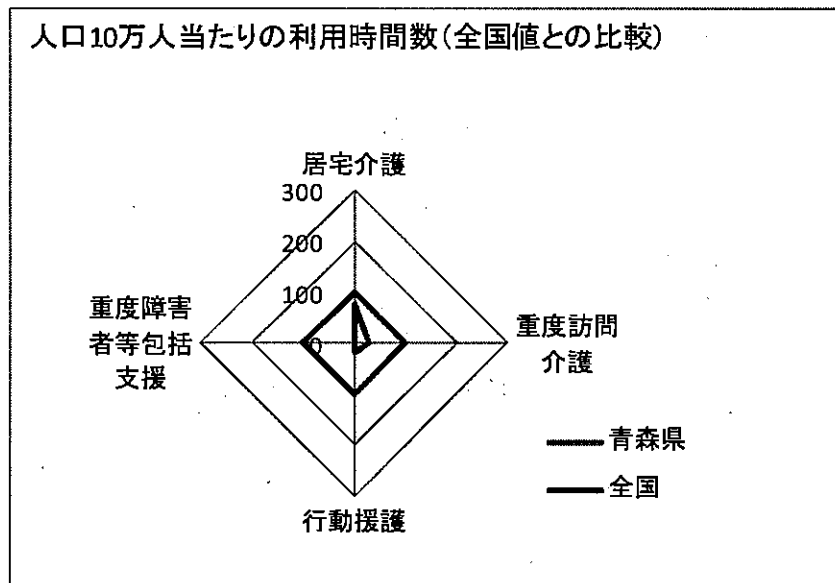
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
青森県	212	124	130

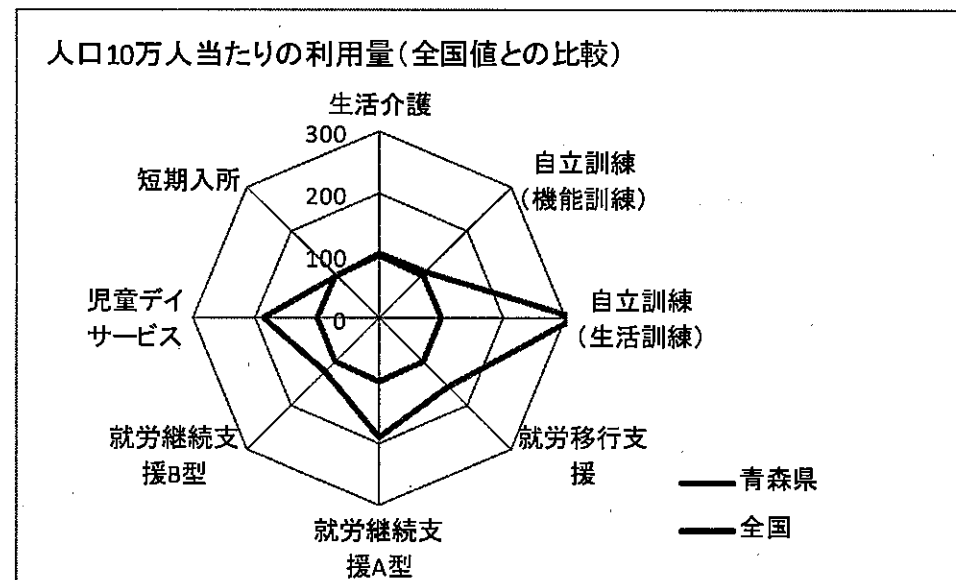


# 【青森県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

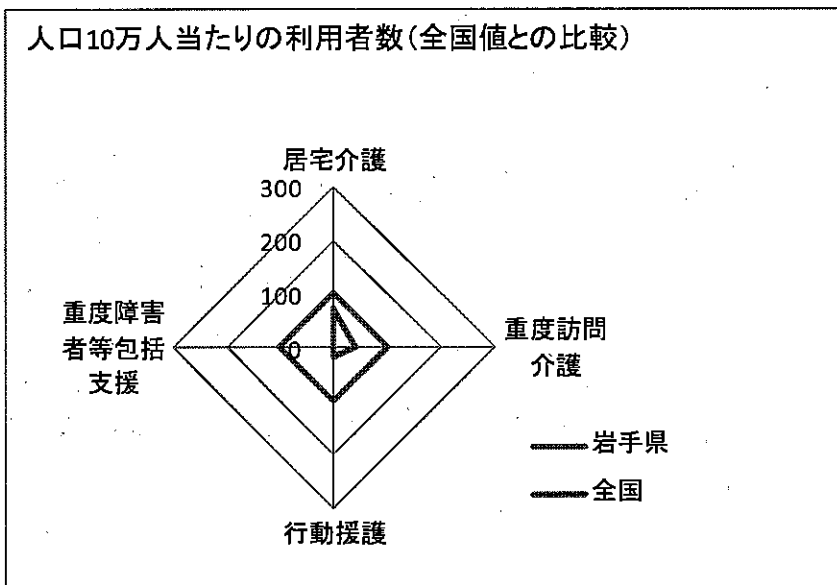
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
青森県	75	29	16	0

#### 2. 日中活動系

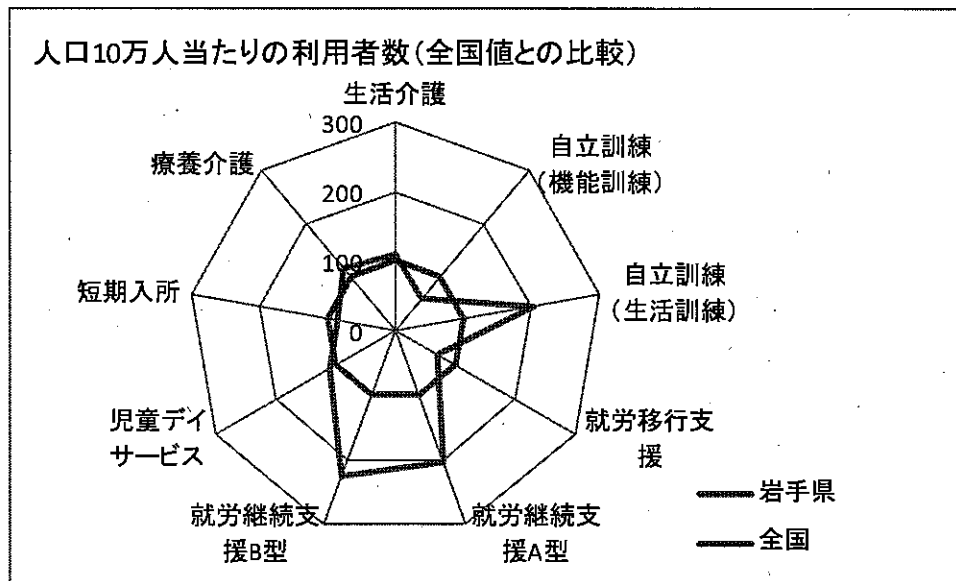
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
青森県	108	108	317	155	192	121	185	96

# 【岩手県(利用者数)】

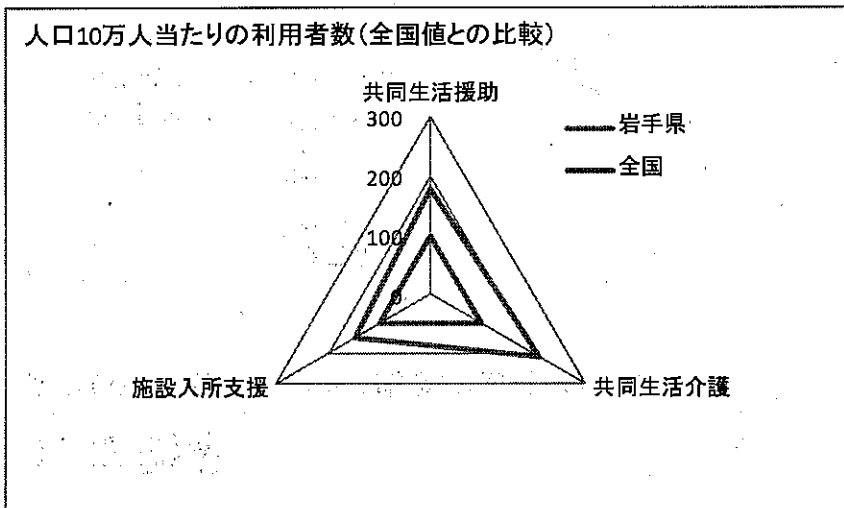
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
岩手県	71	41	17	0

### 2. 日中活動系

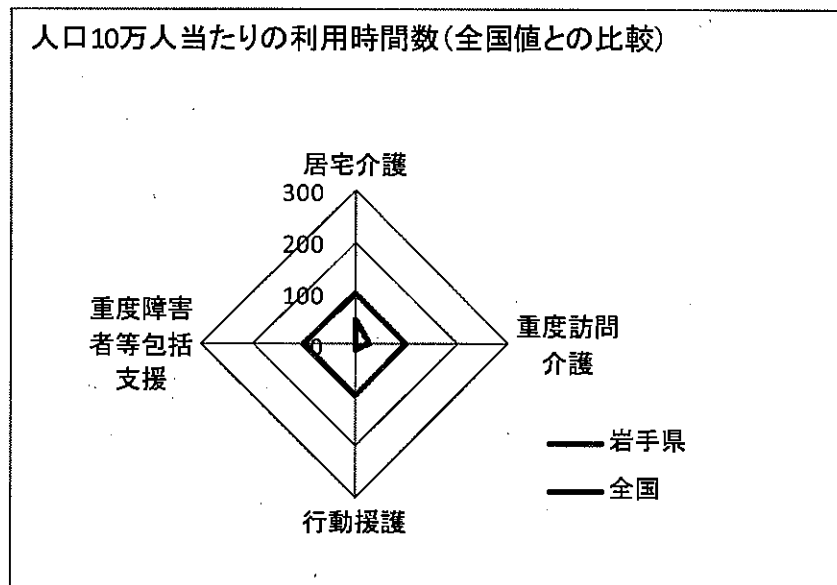
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
岩手県	108	59	203	71	205	224	111	86	117

### 3. 居住系

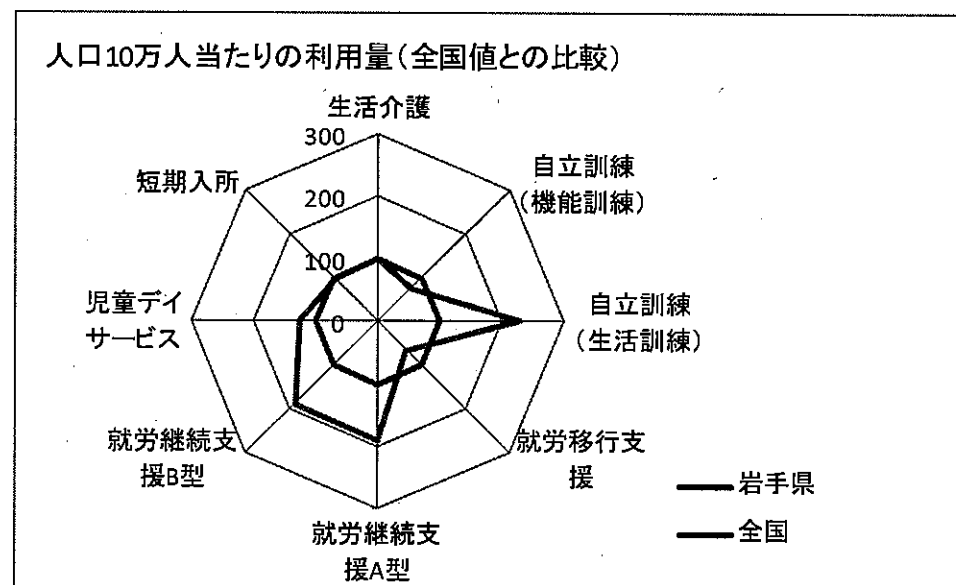
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
岩手県	179	213	148

# 【岩手県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

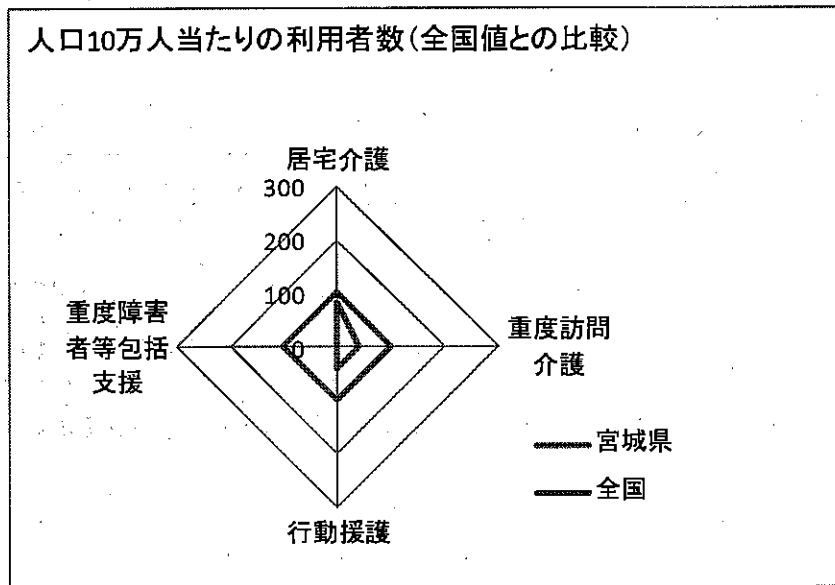
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
岩手県	51	28	11	0

#### 2. 日中活動系

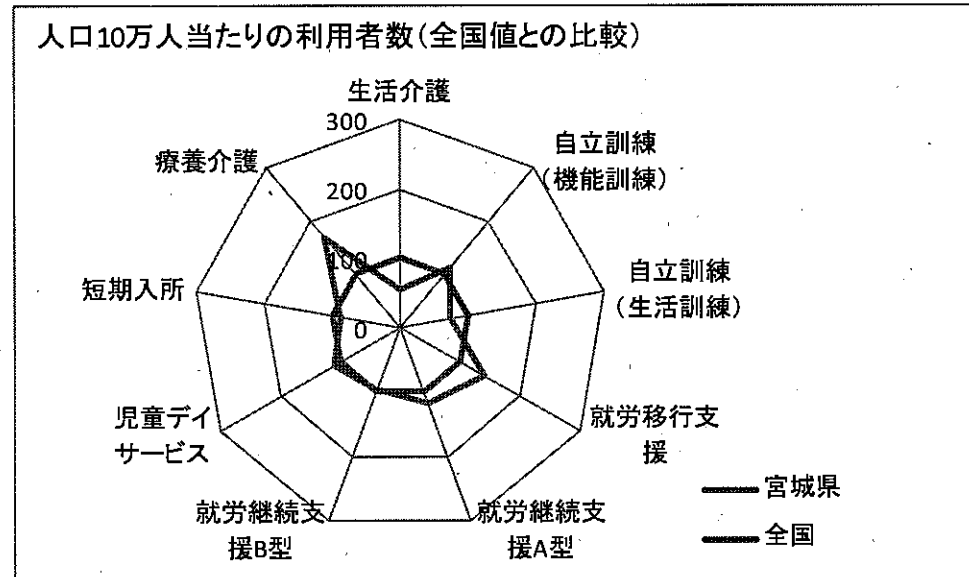
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
岩手県	102	77	229	66	191	187	125	97

# 【宮城県(利用者数)】

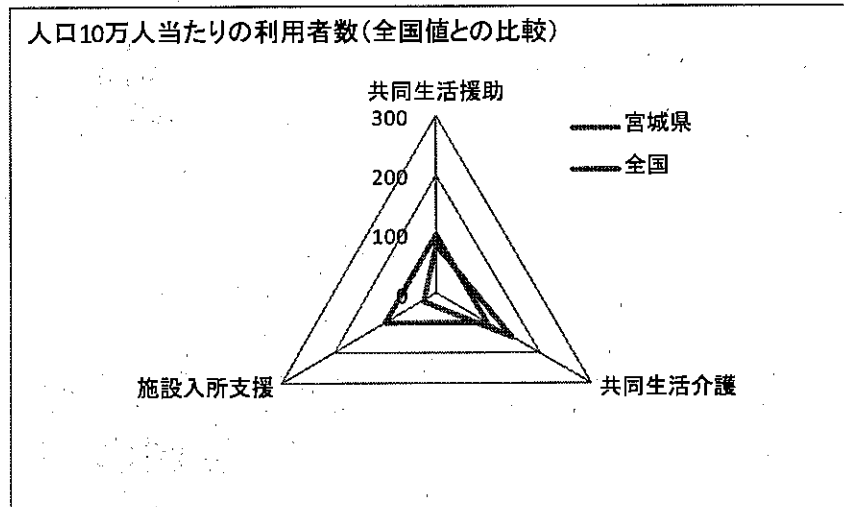
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	在宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
宮城県	82	39	42	0

#### 2. 日中活動系

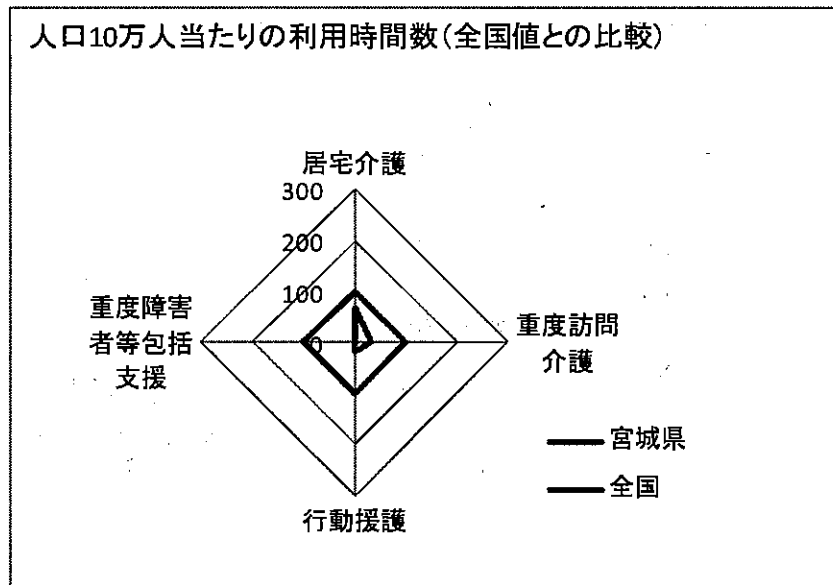
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
宮城県	55	112	75	142	118	96	109	87	169

#### 3. 居住系

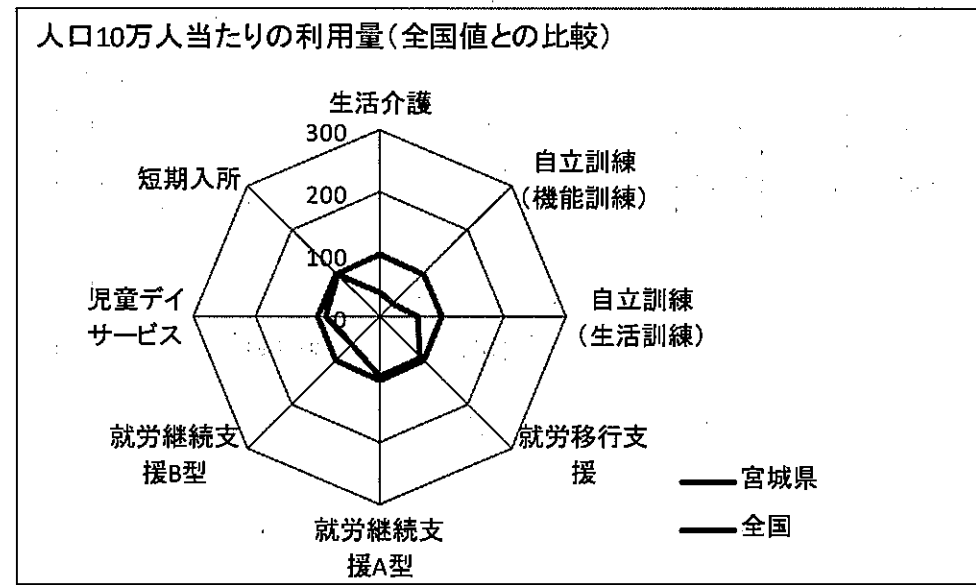
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
宮城県	81	148	26

# 【宮城県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

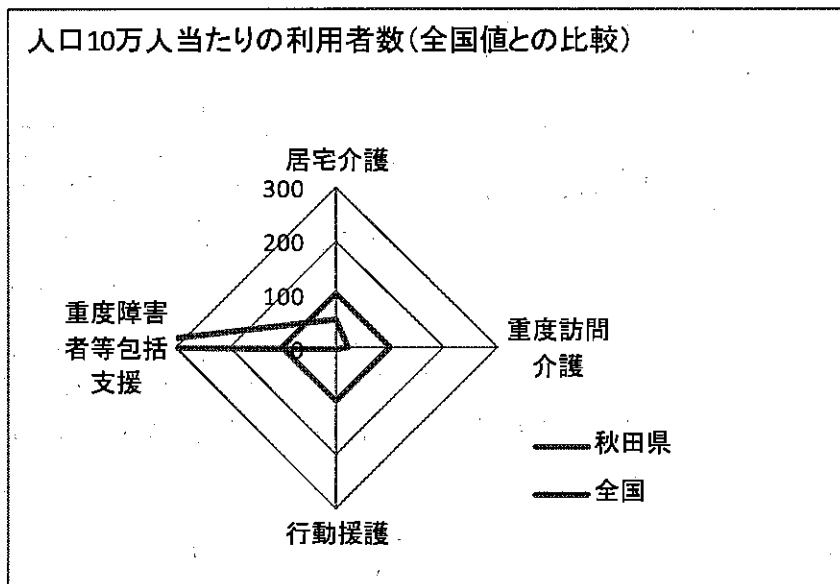
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
宮城県	68	32	20	0

#### 2. 日中活動系

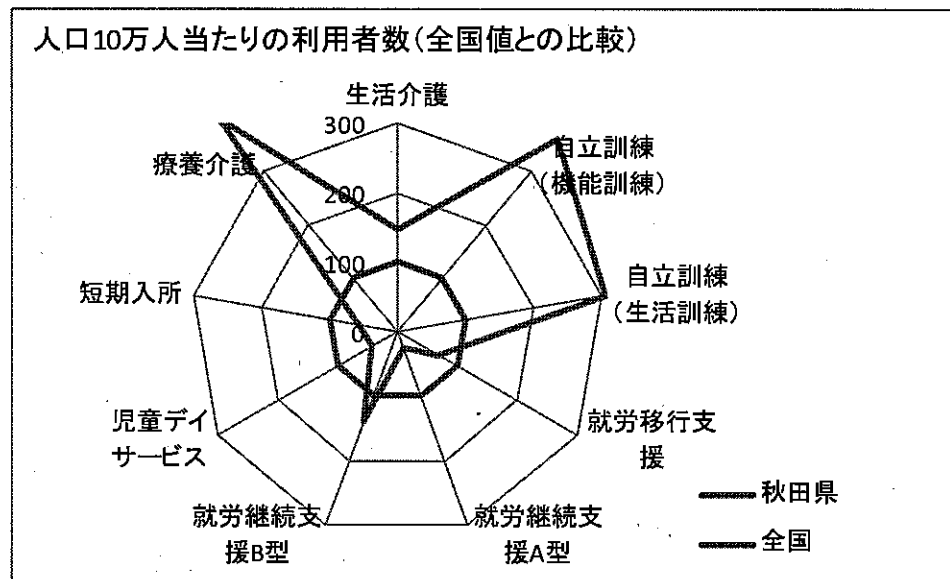
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
宮城県	41	31	61	93	94	63	87	96

# 【秋田県(利用者数)】

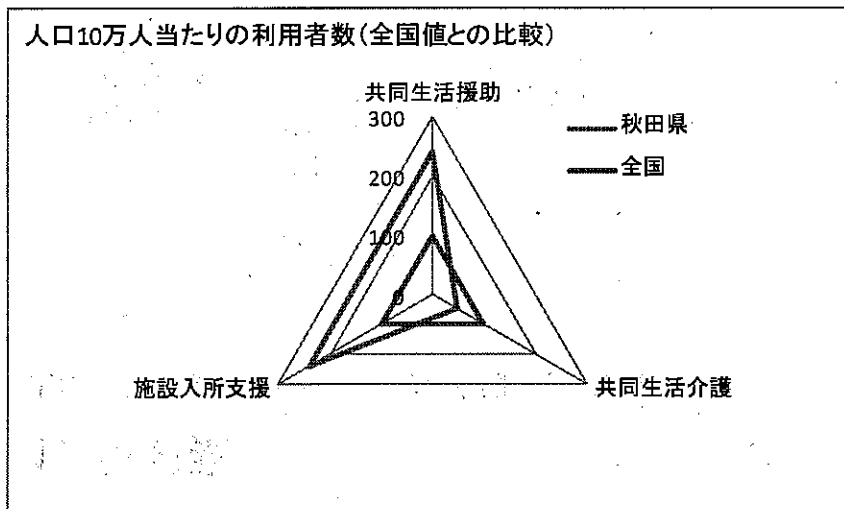
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
秋田県	52	23	2	450

#### 2. 日中活動系

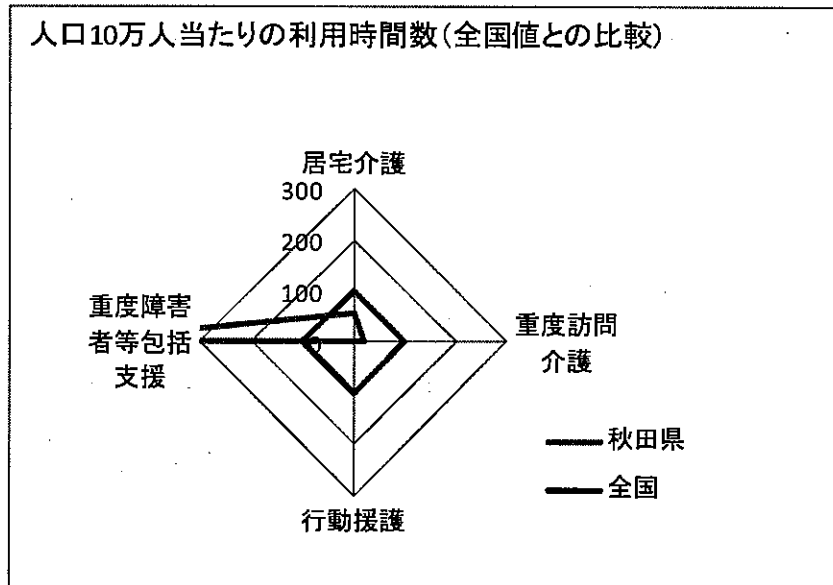
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
秋田県	148	362	305	68	24	138	44	58	399

#### 3. 居住系

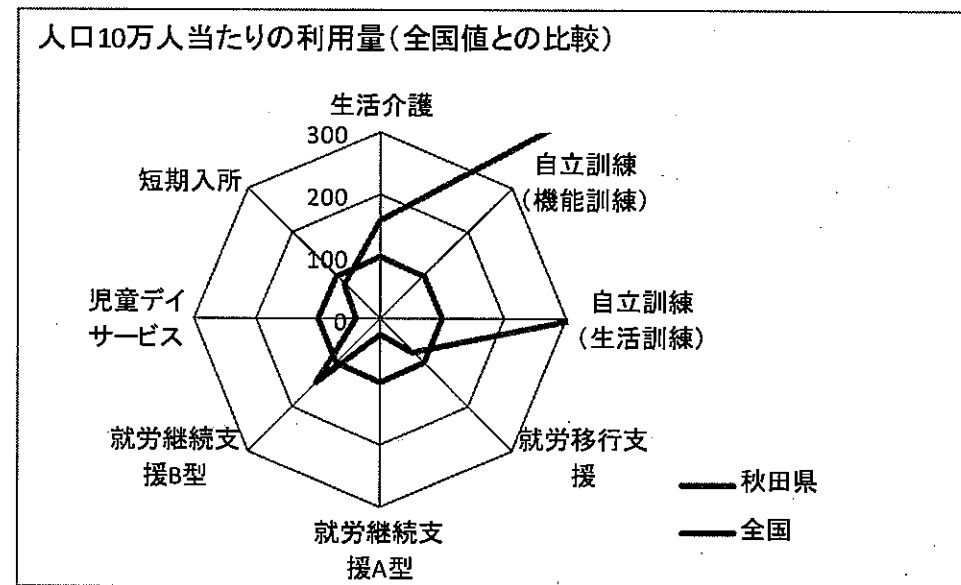
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
秋田県	240	47	240

# 【秋田県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

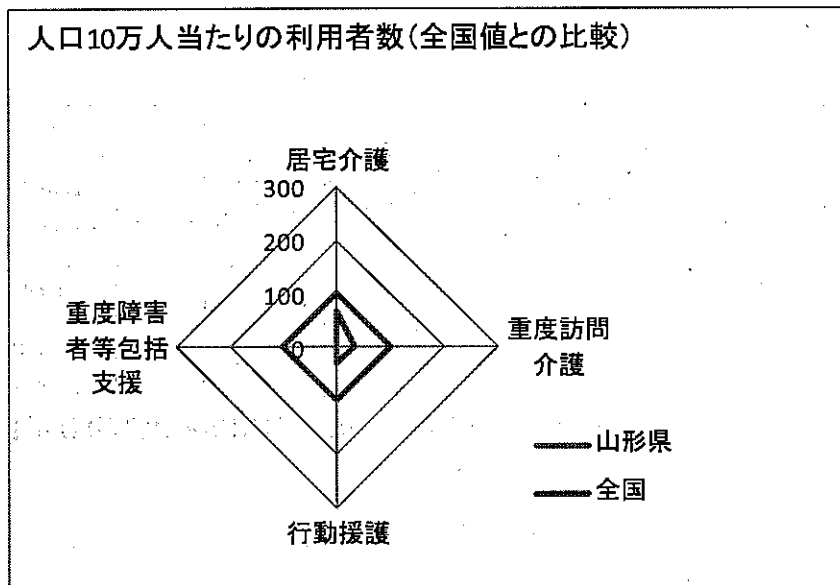
都道府県	居室介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
秋田県	56	20	0	550

#### 2. 日中活動系

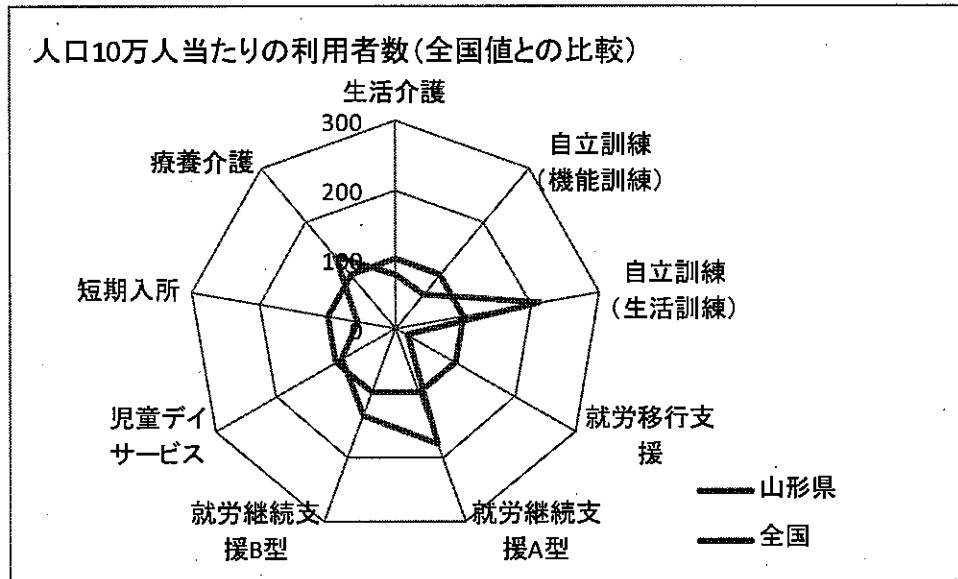
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
秋田県	158	481	324	76	25	143	37	80

# 【山形県(利用者数)】

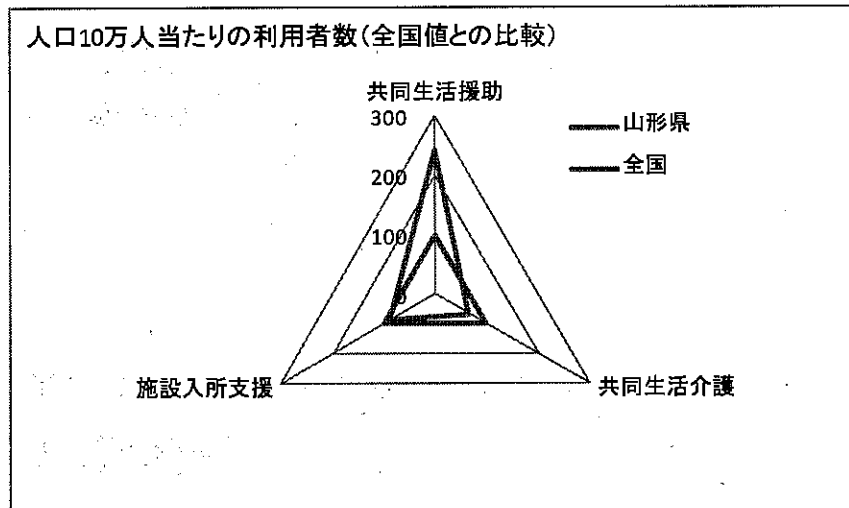
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	重度障害者等包括支援
山形県	67	32	29	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
山形県	78	63	211	20	178	135	90	54	134

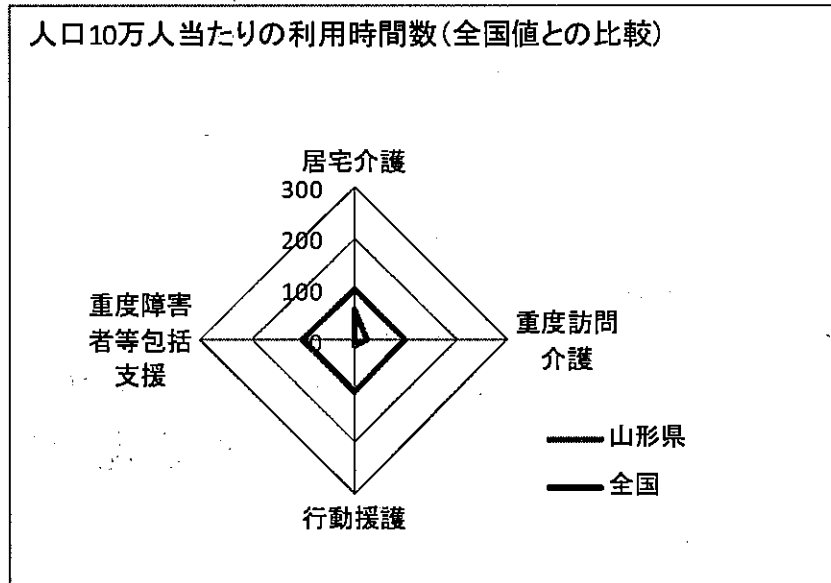
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
山形県	242	65	89

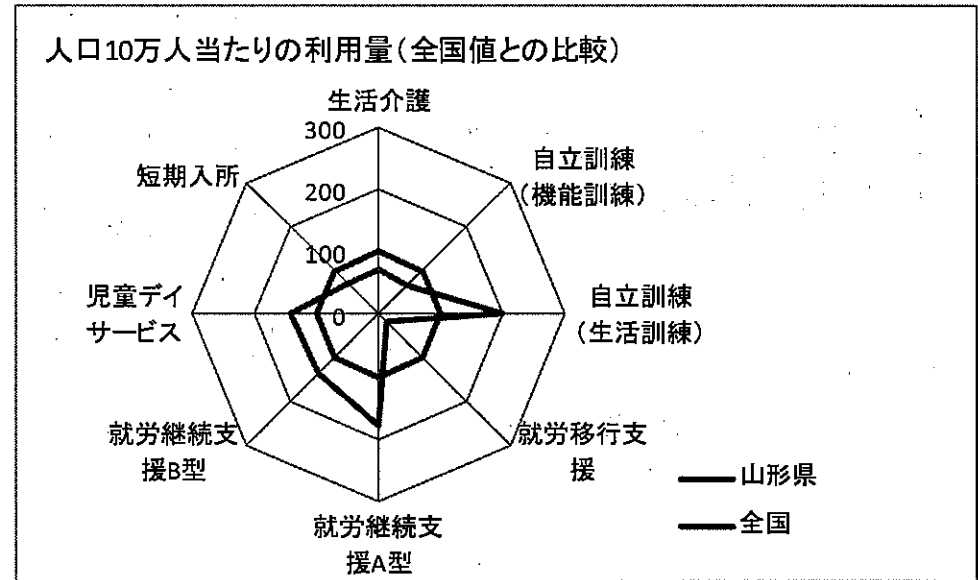


# 【山形県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

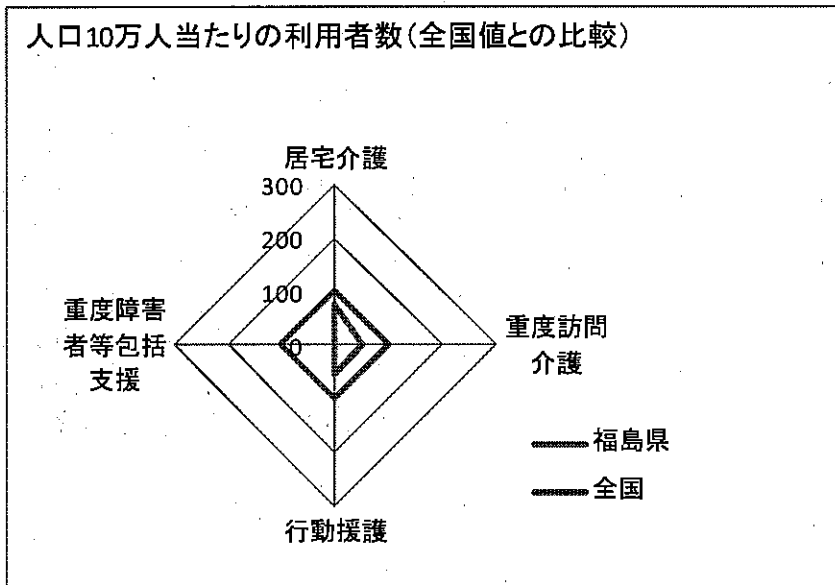
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
山形県	62	26	12	0

#### 2. 日中活動系

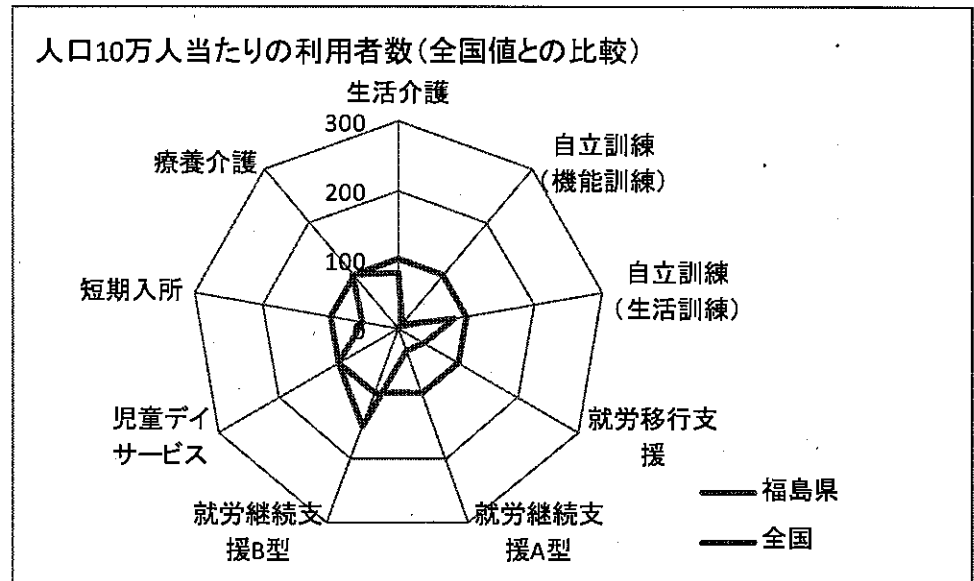
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
山形県	72	65	200	18	178	137	143	70

# 【福島県(利用者数)】

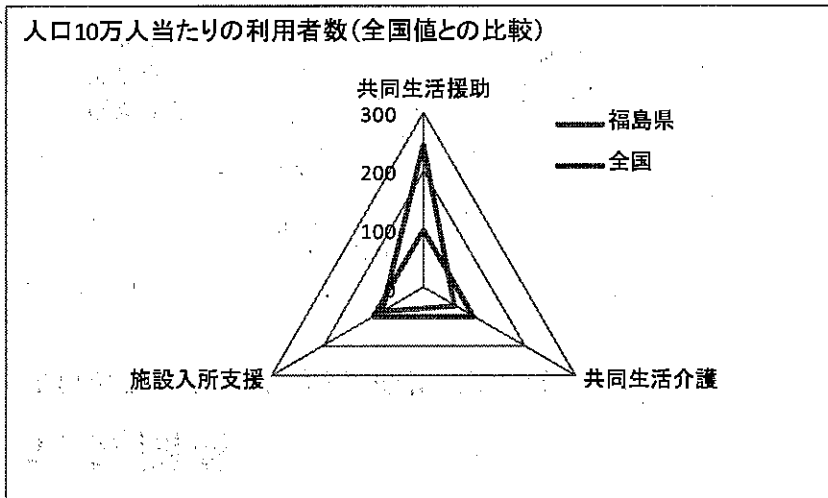
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
福島県	76	52	54	0

#### 2. 日中活動系

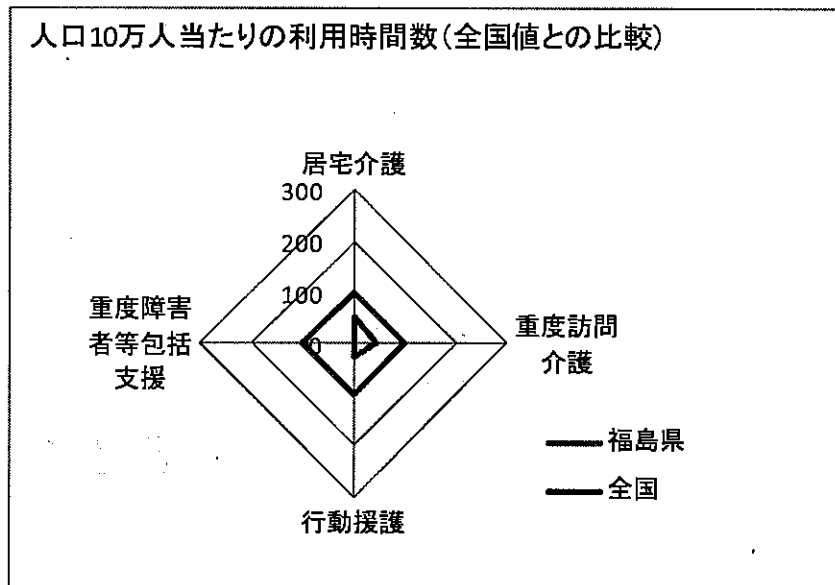
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
福島県	81	8	83	42	34	151	98	52	101

#### 3. 居住系

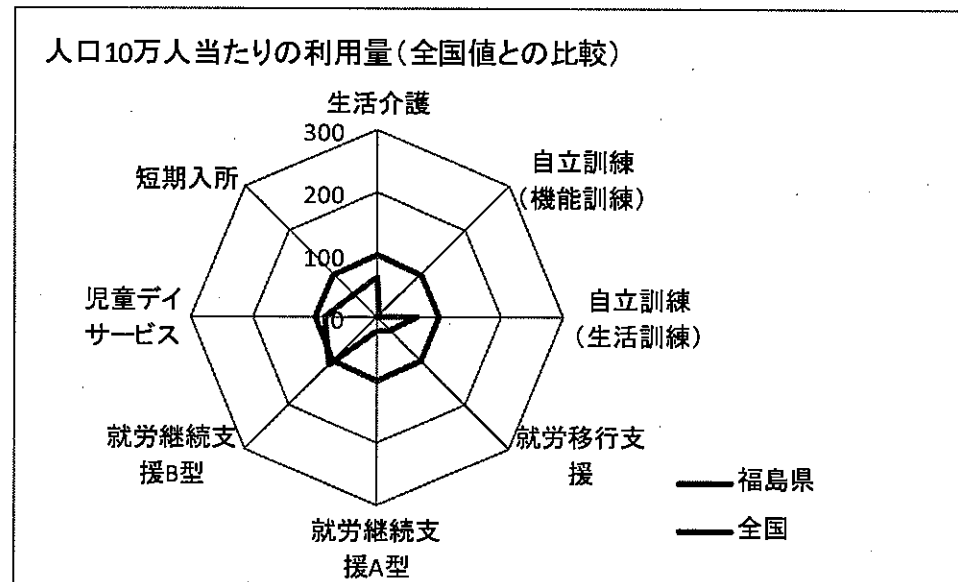
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
福島県	246	61	81

# 【福島県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

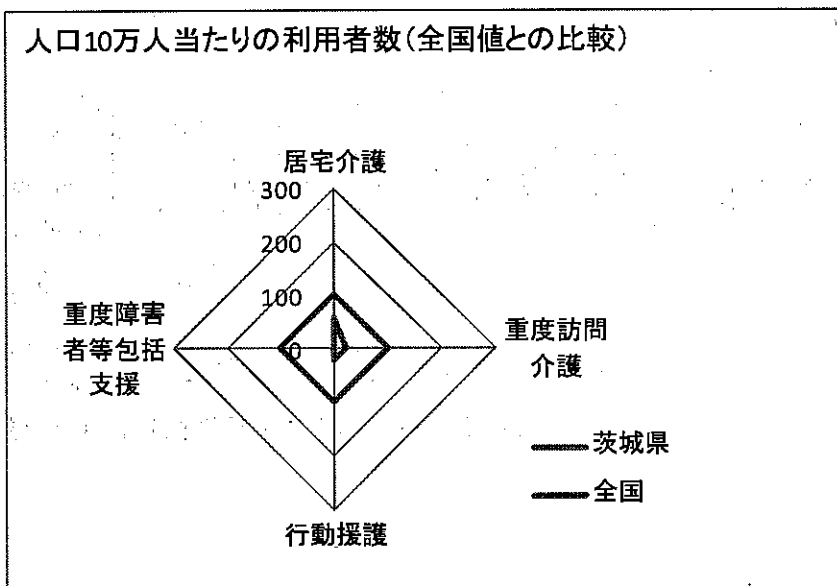
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
福島県	51	45	25	0

#### 2. 日中活動系

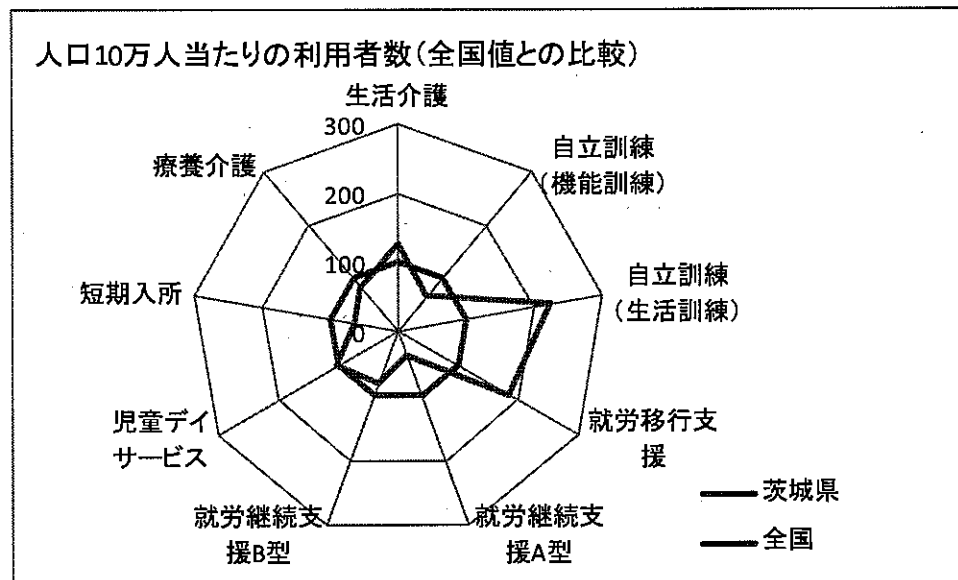
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
福島県	65	4	65	28	22	108	82	52

# 【茨城県(利用者数)】

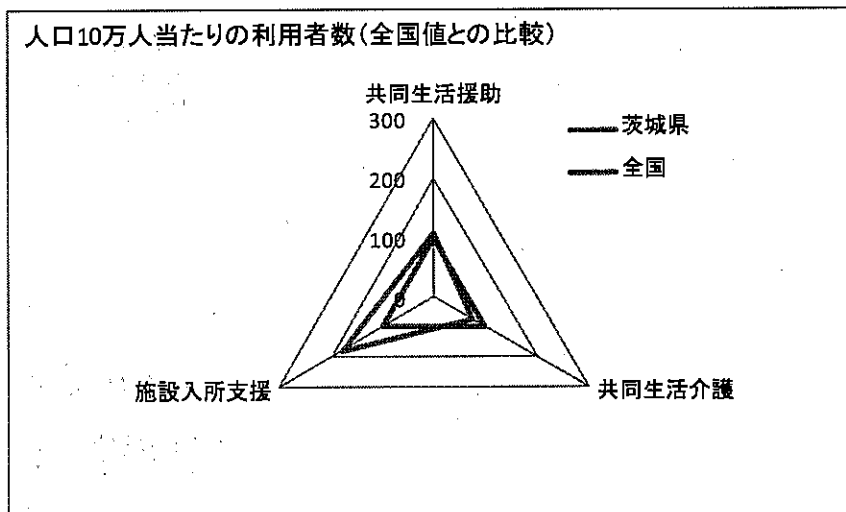
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
茨城県	57	20	20	0

#### 2. 日中活動系

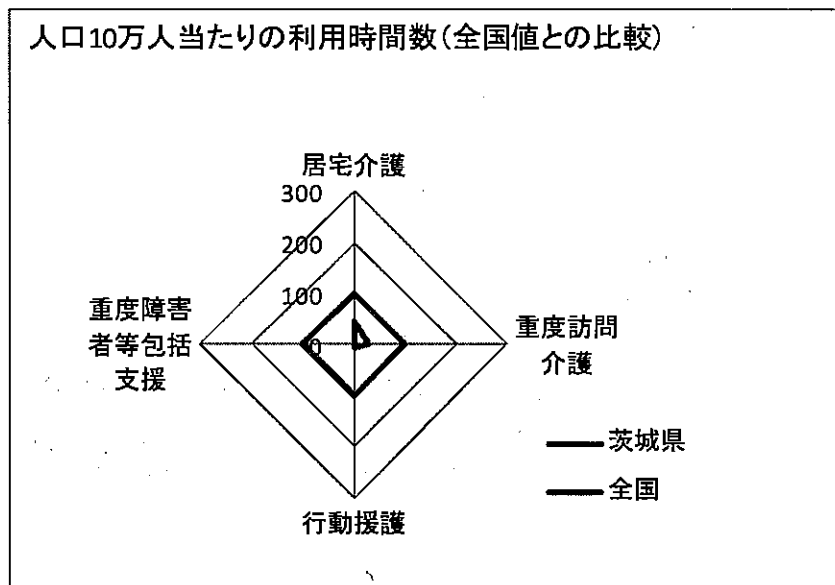
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
茨城県	127	65	224	185	39	80	101	65	83

#### 3. 居住系

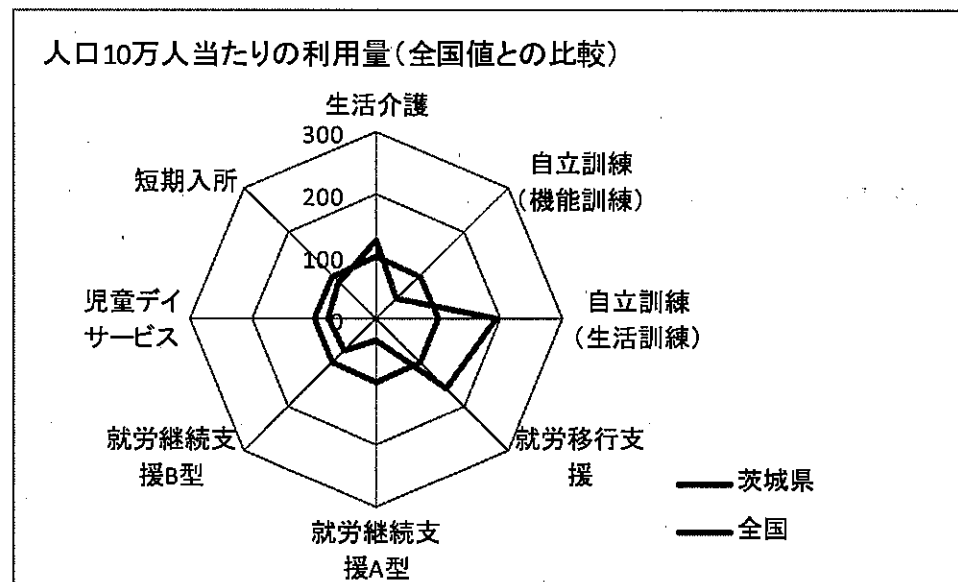
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
茨城県	109	74	178

# 【茨城県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

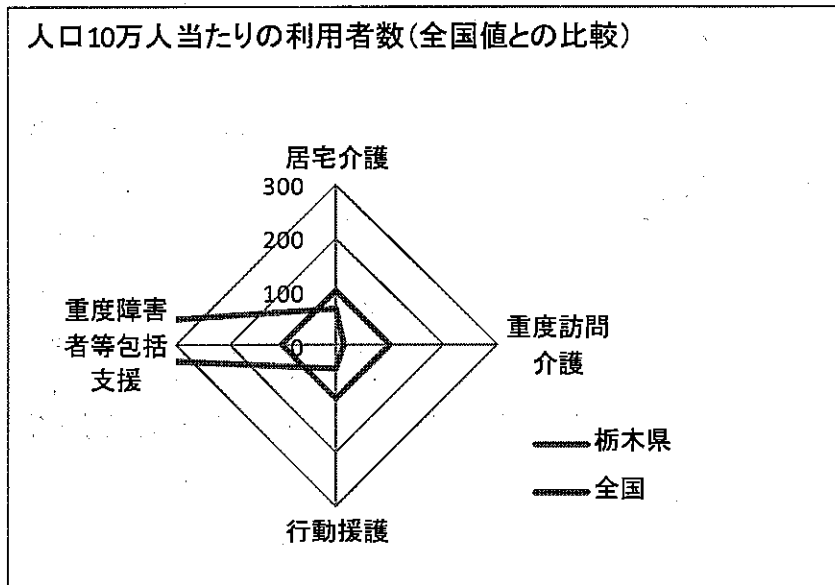
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
茨城県	44	29	5	0

#### 2. 日中活動系

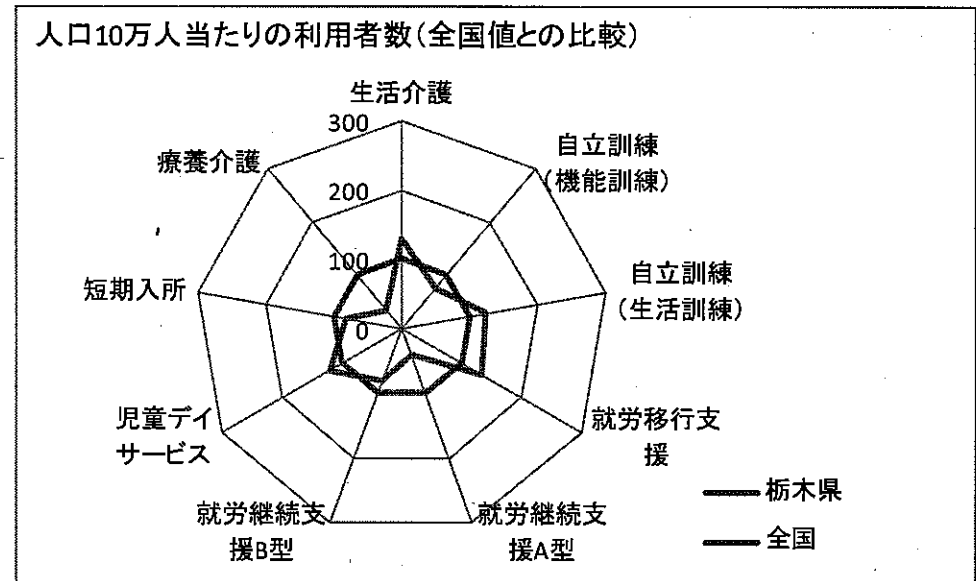
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
茨城県	128	46	194	158	34	70	78	84

# 【栃木県(利用者数)】

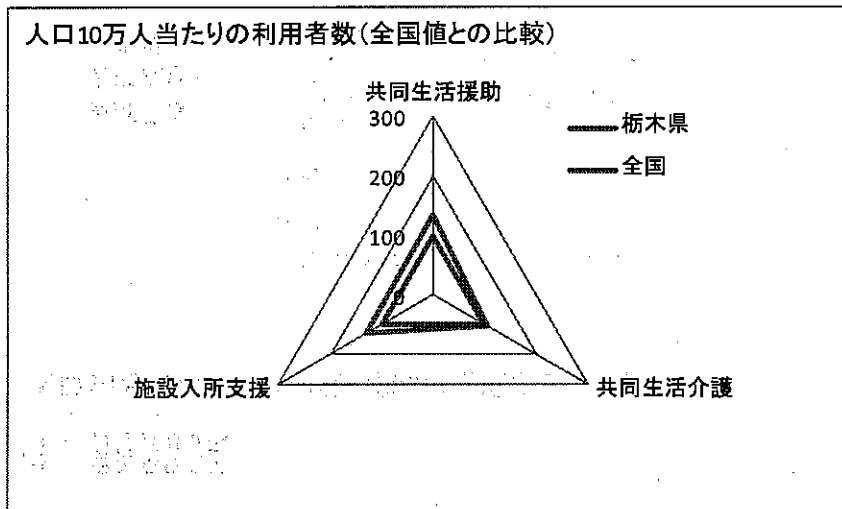
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
栃木県	69	13	46	1000

### 2. 日中活動系

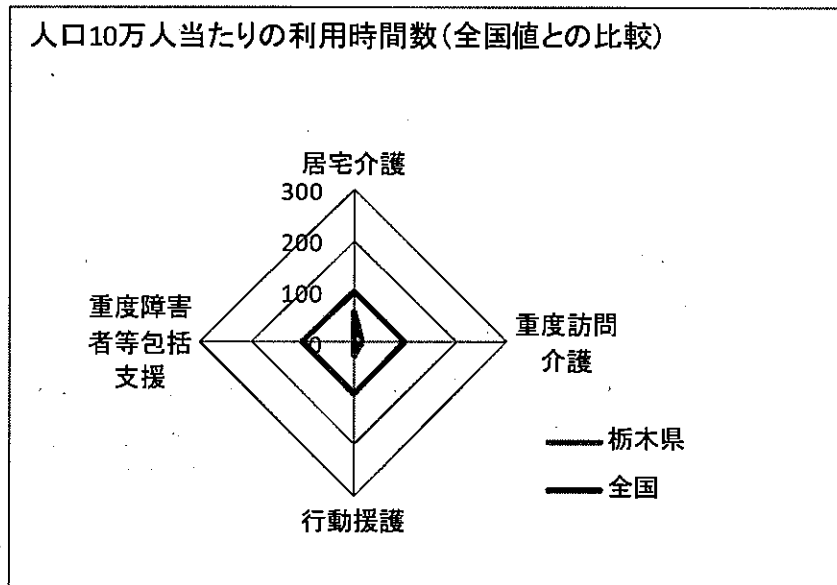
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
栃木県	131	75	125	134	41	81	120	83	33

### 3. 居住系

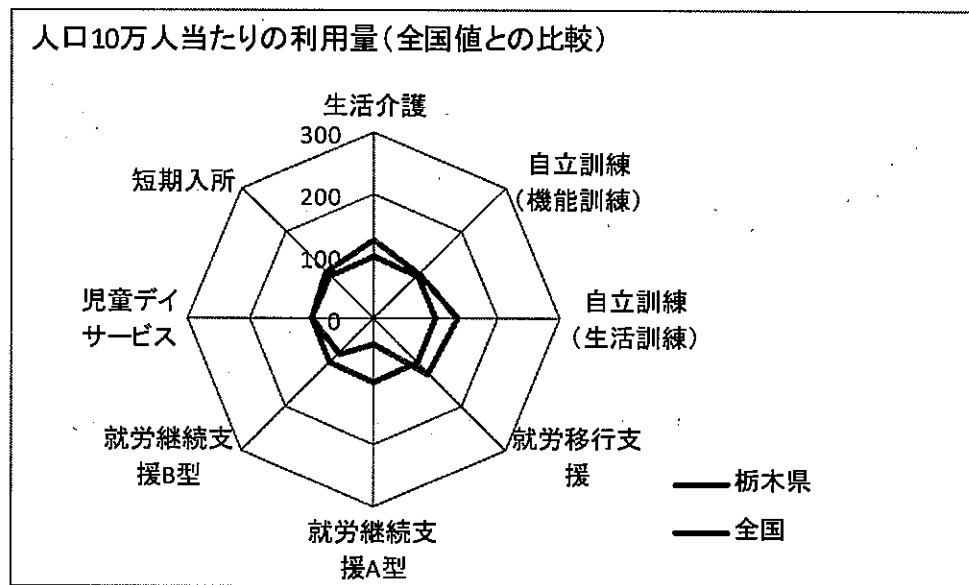
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
栃木県	136	106	130

# 【栃木県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

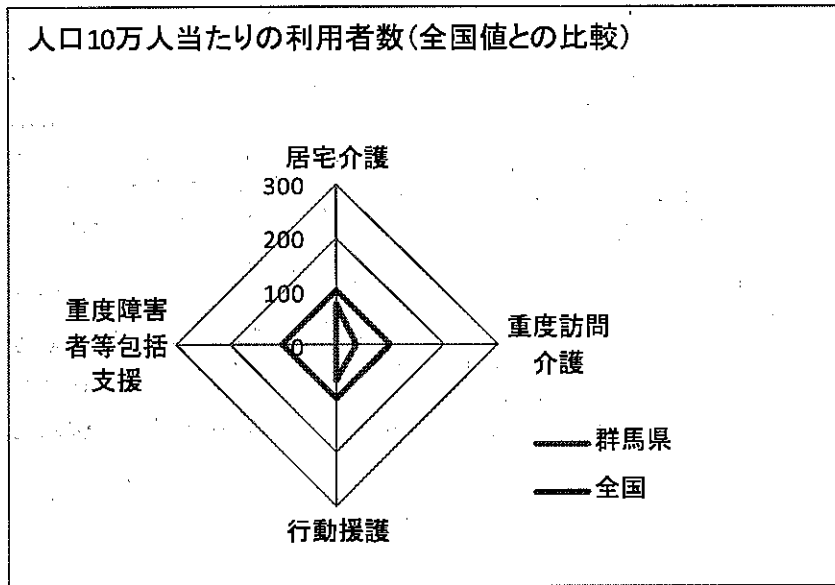
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
栃木県	61	17	25	0

#### 2. 日中活動系

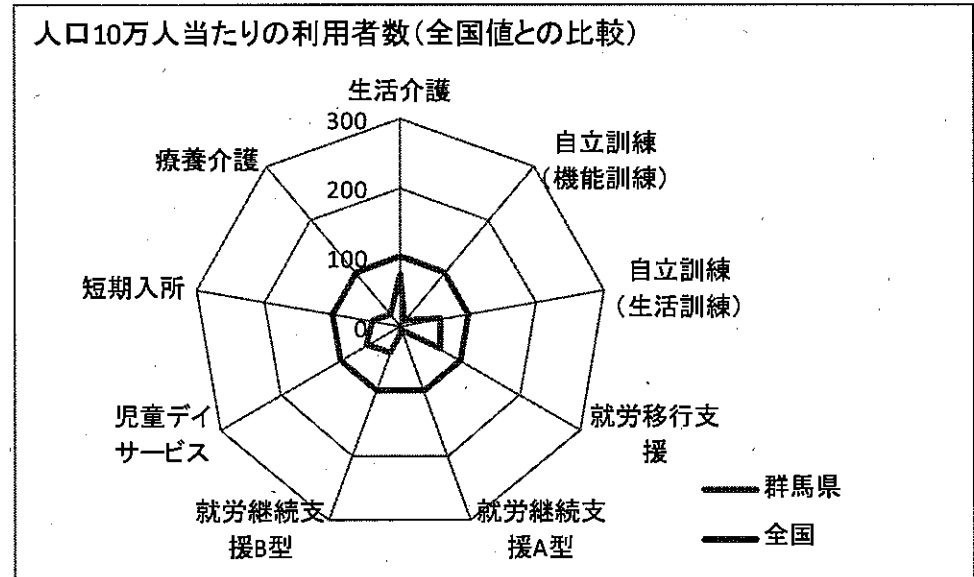
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
栃木県	128	104	135	125	42	79	99	107

# 【群馬県(利用者数)】

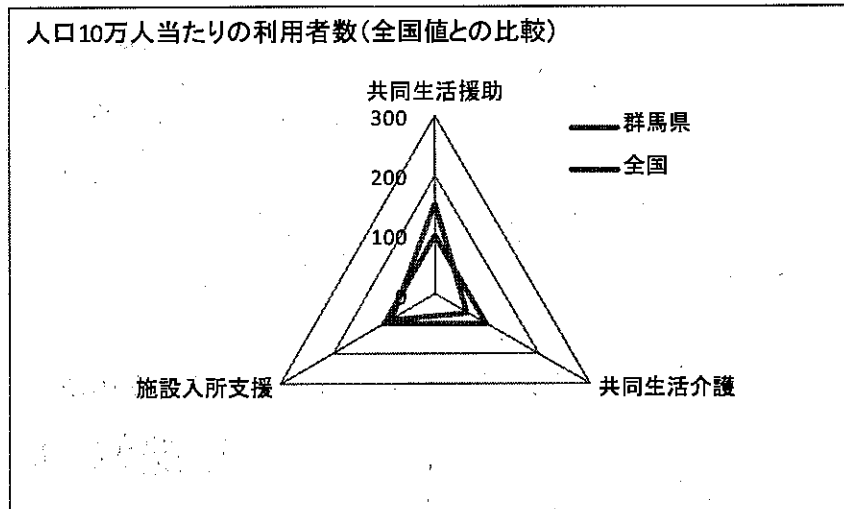
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
群馬県	74	37	67	0

### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
群馬県	74	10	59	67	8	41	56	41	21

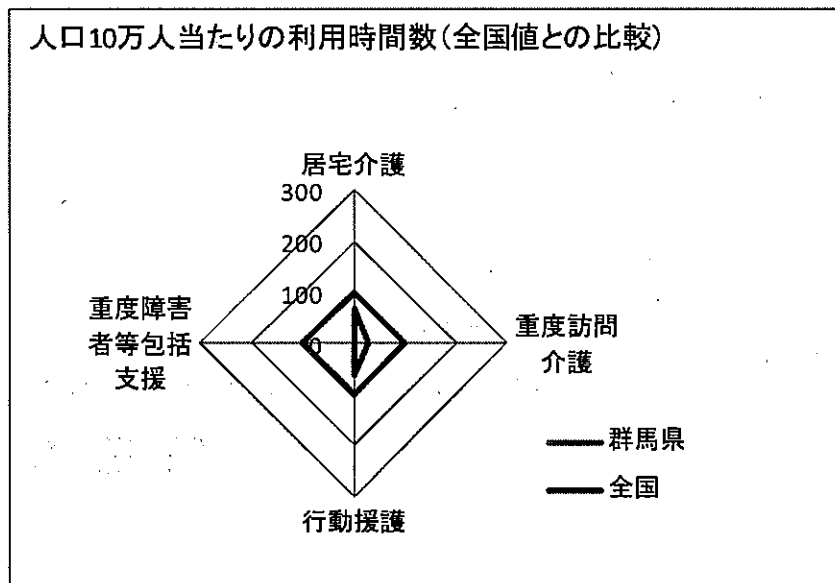
### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
群馬県	154	60	86

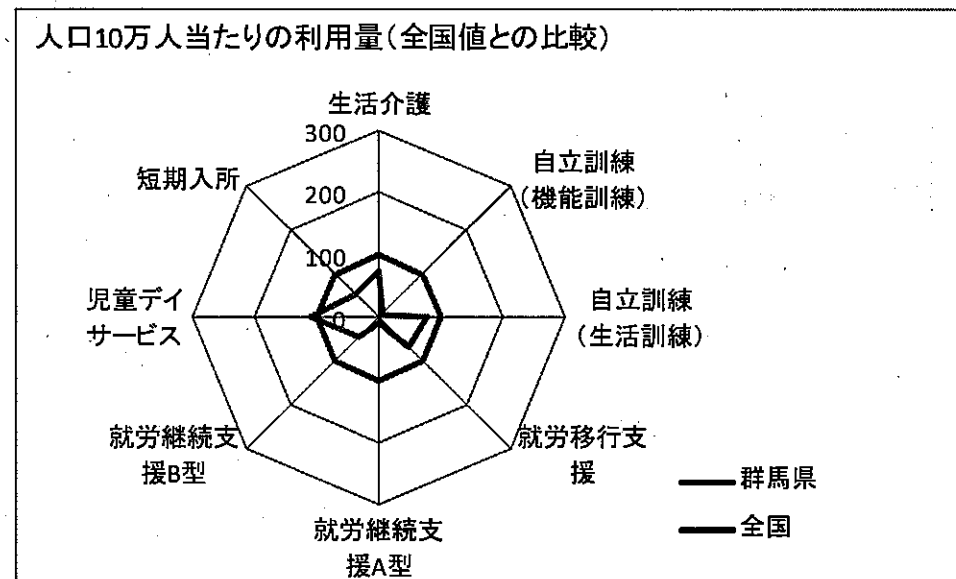


# 【群馬県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

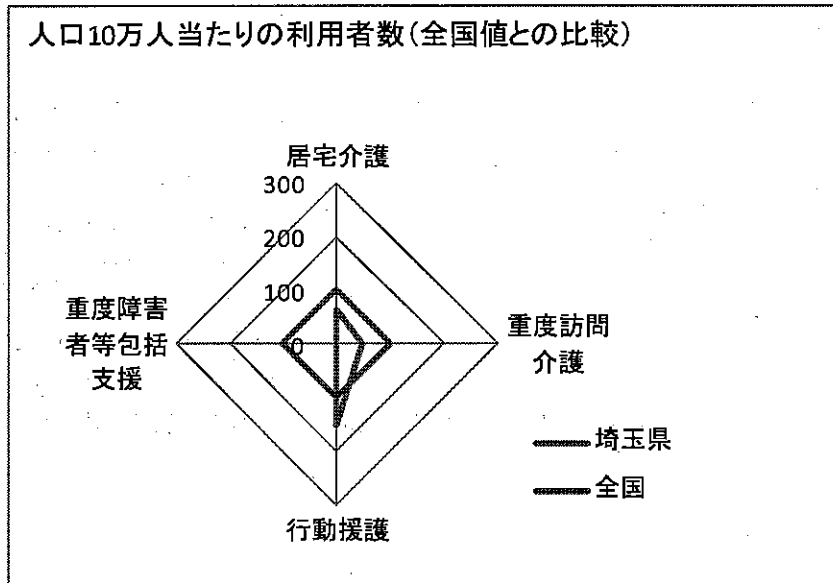
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
群馬県	69	29	60	0

#### 2. 日中活動系

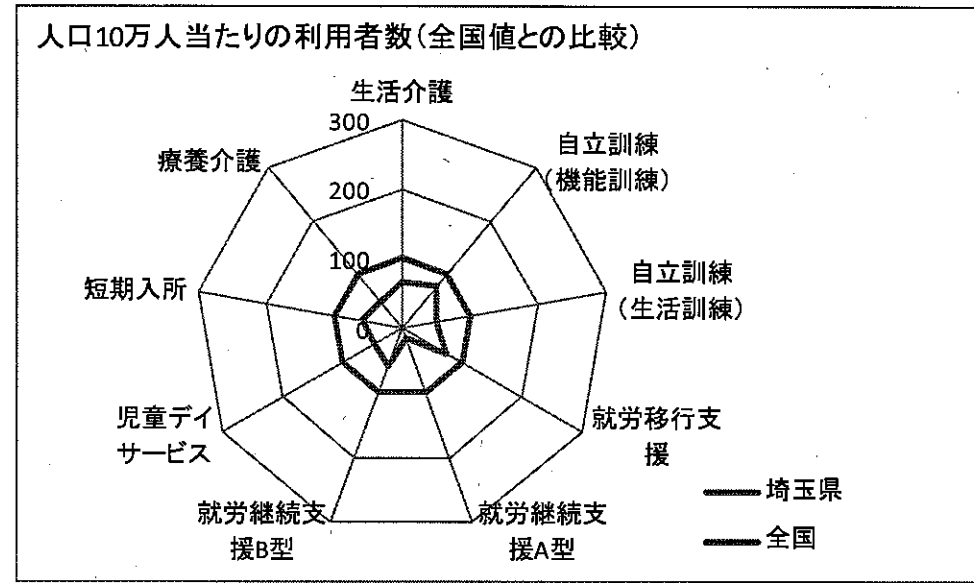
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
群馬県	76	8	79	68	8	43	109	52

# 【埼玉県(利用者数)】

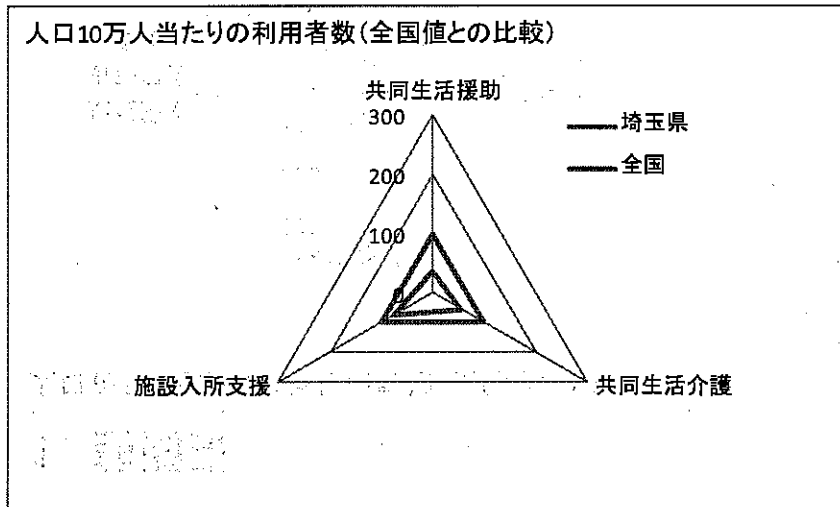
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
埼玉県	65	49	154	0

#### 2. 日中活動系

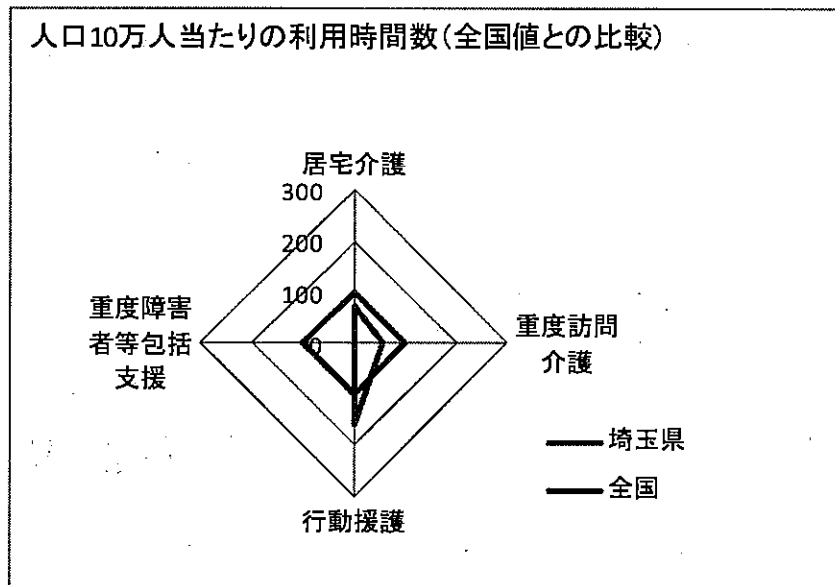
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
埼玉県	65	78	52	74	17	58	46	57	50

#### 3. 居住系

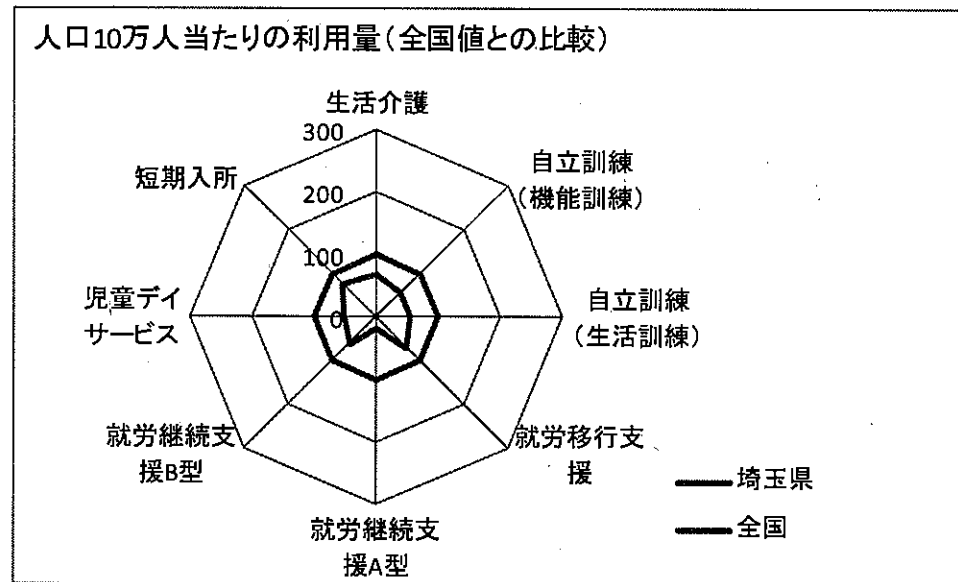
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
埼玉県	36	54	76

# 【埼玉県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

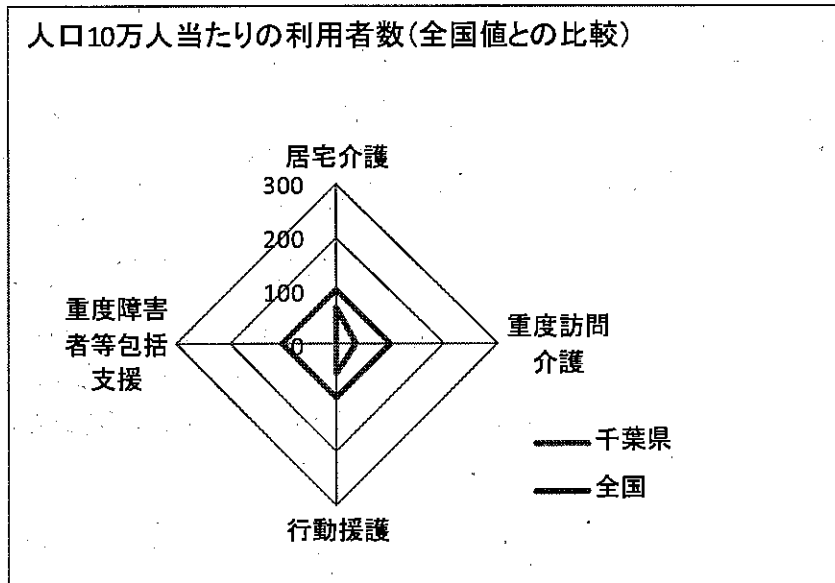
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
埼玉県	71	55	161	0

#### 2. 日中活動系

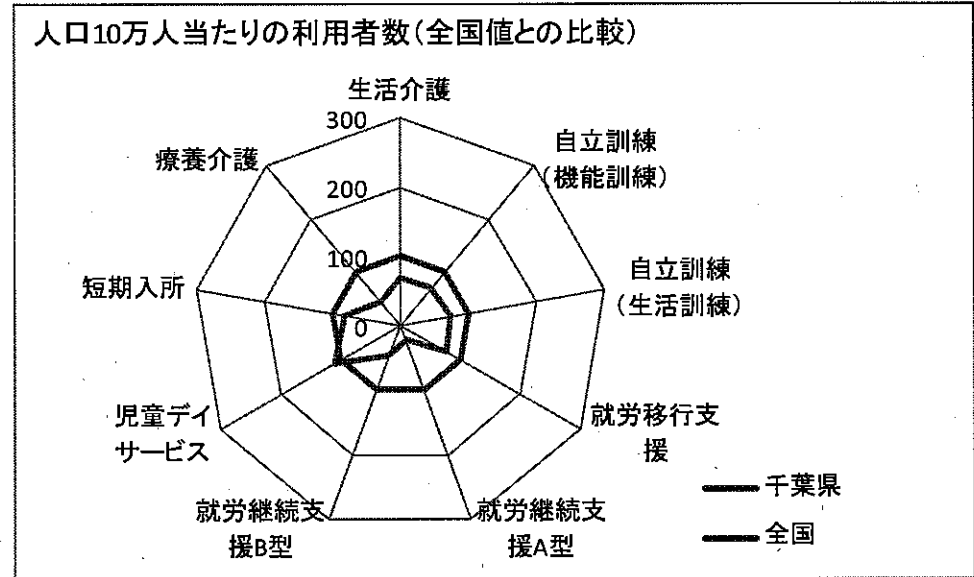
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
埼玉県	68	58	57	71	17	60	51	75

# 【千葉県(利用者数)】

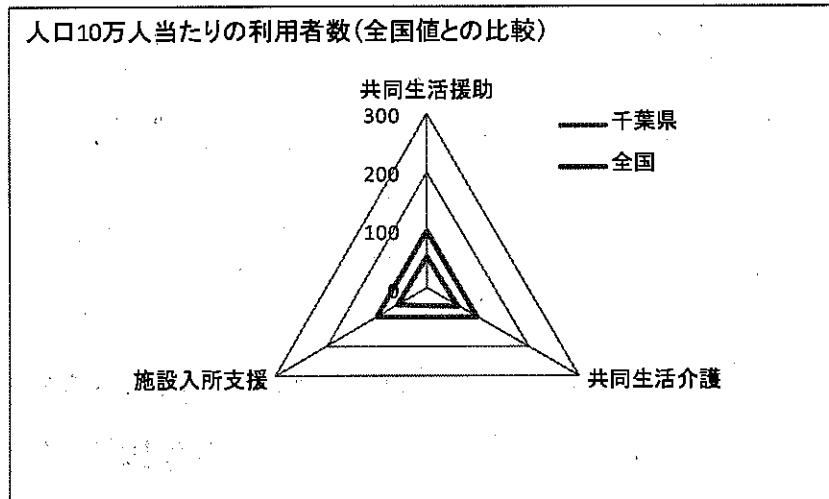
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
千葉県	69	36	57	0

#### 2. 日中活動系

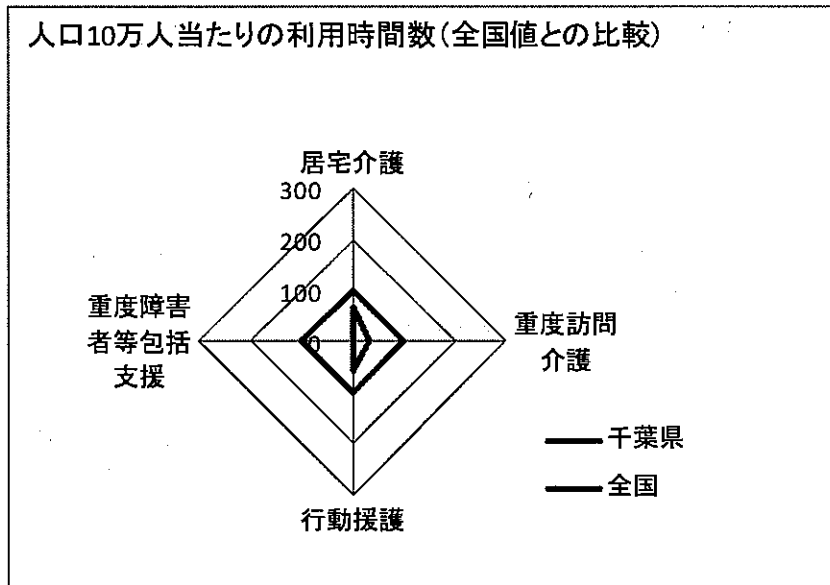
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
千葉県	69	70	73	77	23	48	109	80	46

#### 3. 居住系

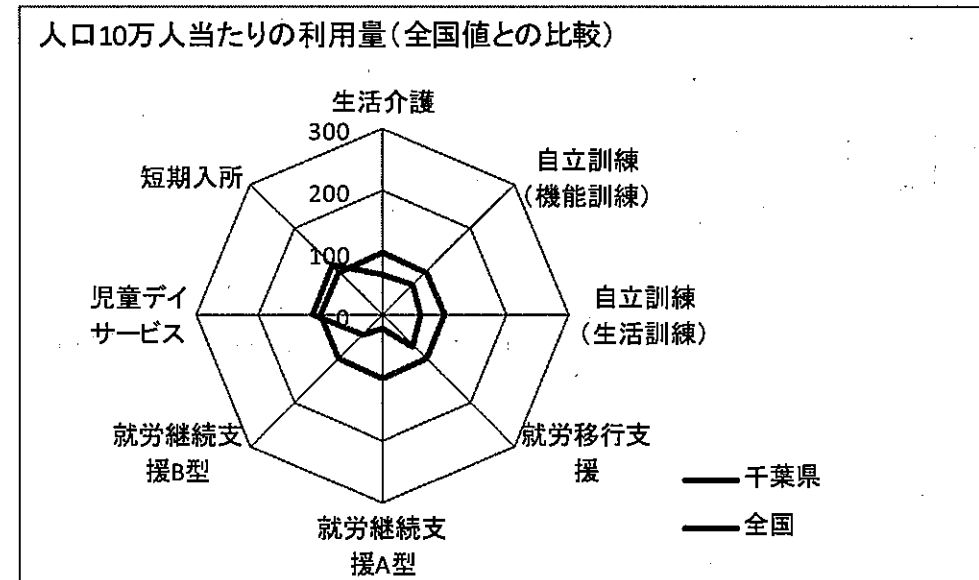
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
千葉県	54	62	58

# 【千葉県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

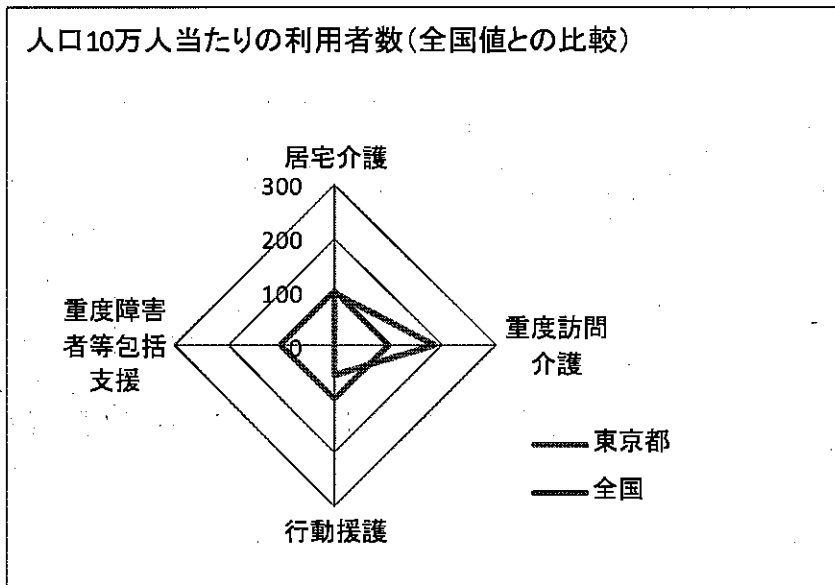
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
千葉県	70	34	59	0

#### 2. 日中活動系

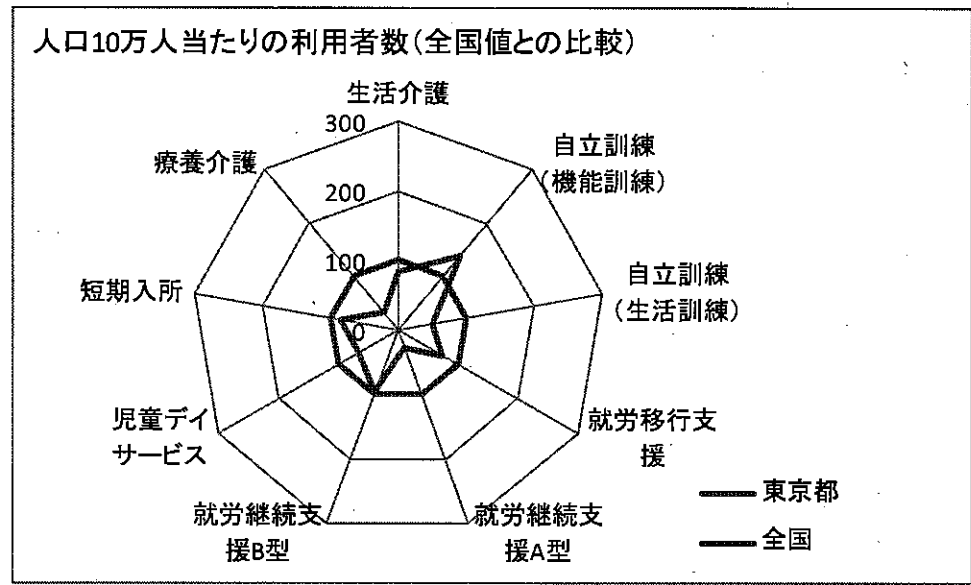
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
千葉県	67	69	61	70	21	45	113	114

# 【東京都(利用者数)】

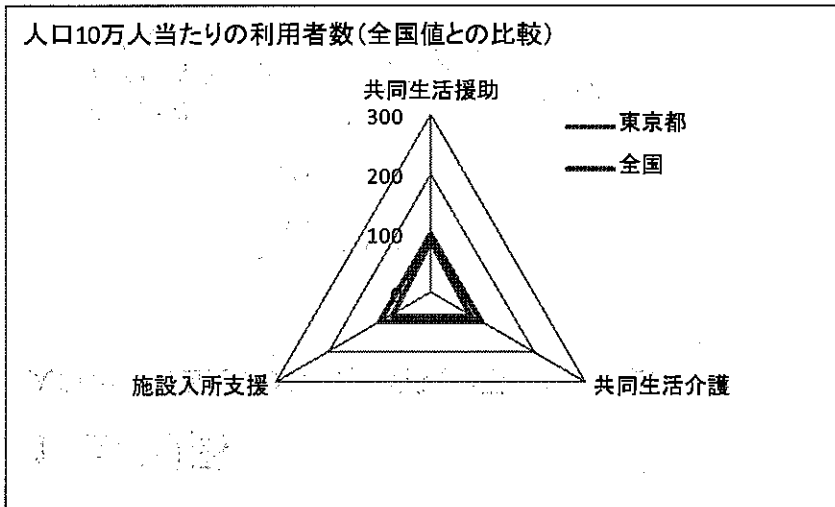
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
東京都	97	185	54	0

#### 2. 日中活動系

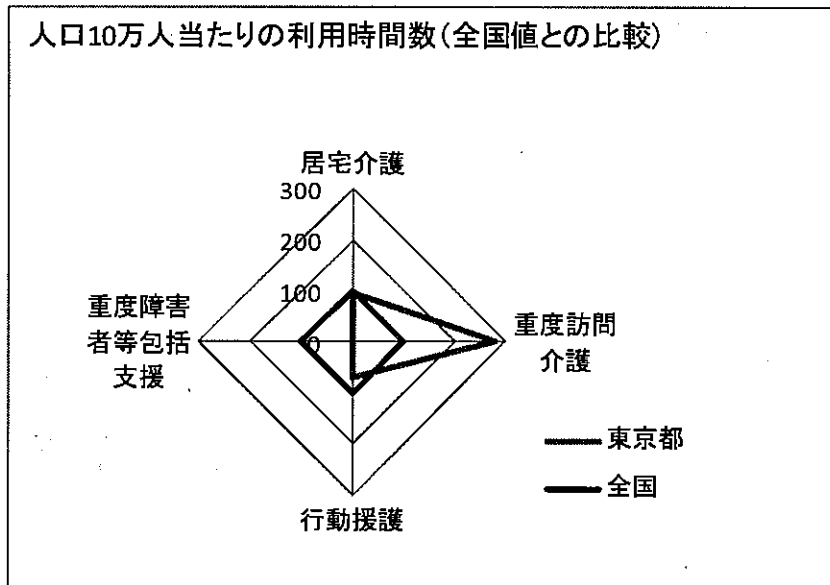
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
東京都	82	140	49	75	29	96	65	86	32

#### 3. 居住系

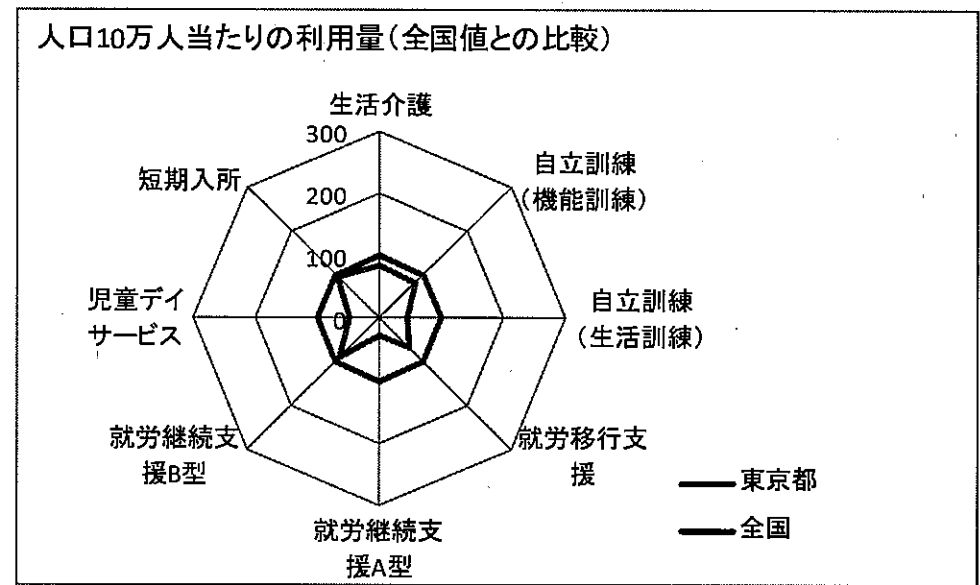
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
東京都	88	77	77

# 【東京都(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

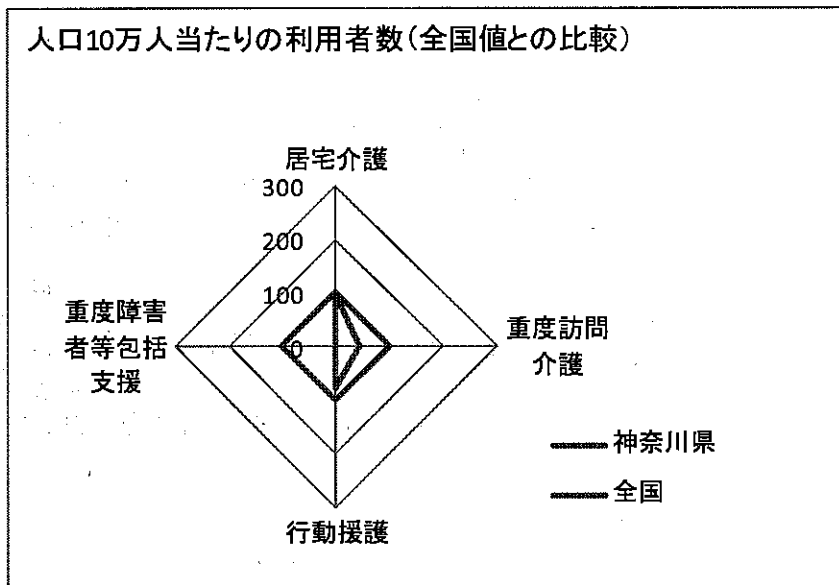
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
東京都	97	278	71	0

#### 2. 日中活動系

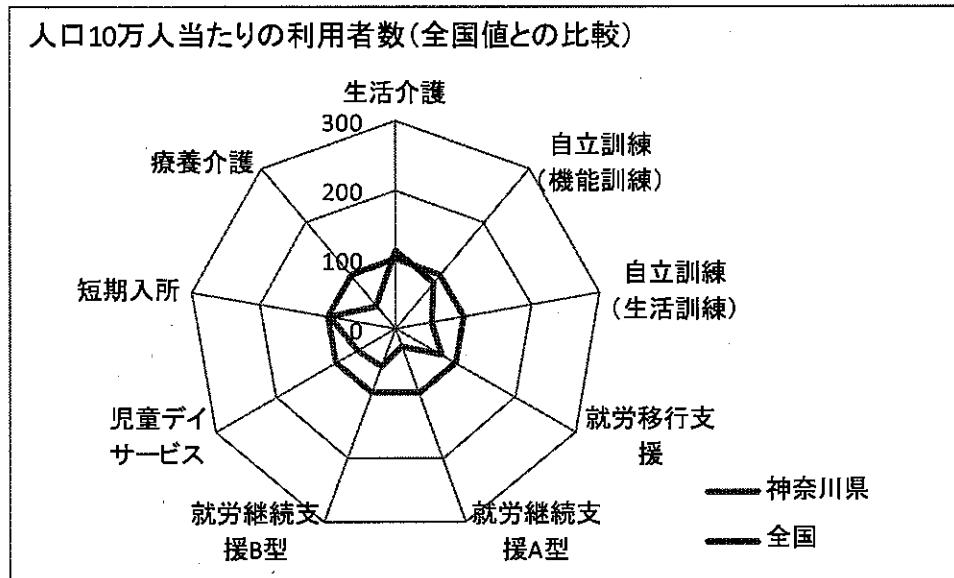
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
東京都	84	81	47	68	27	89	49	93

# 【神奈川県(利用者数)】

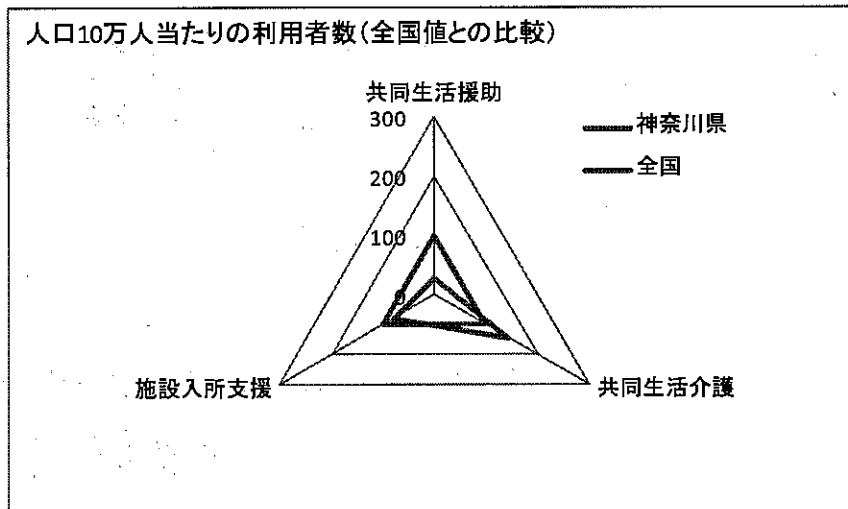
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
神奈川県	97	45	78	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
神奈川県	113	84	54	77	27	60	63	95	42

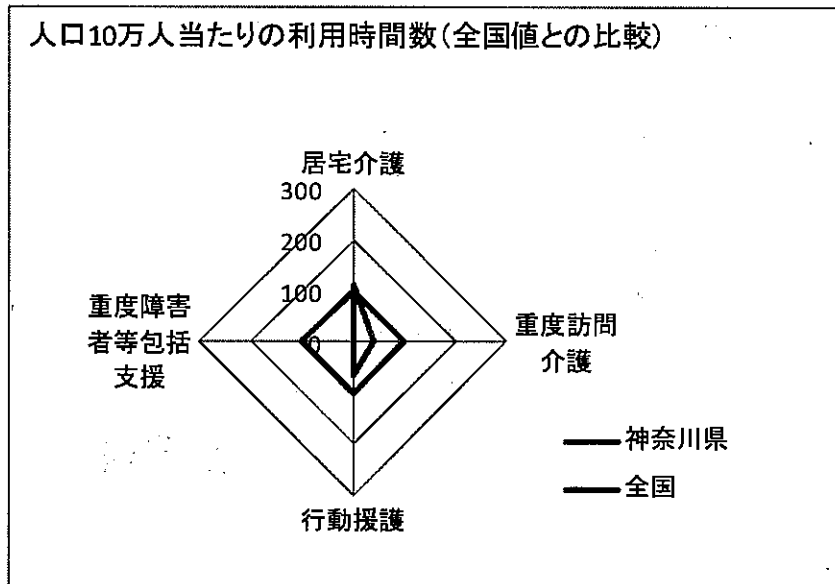
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
神奈川県	27	144	78

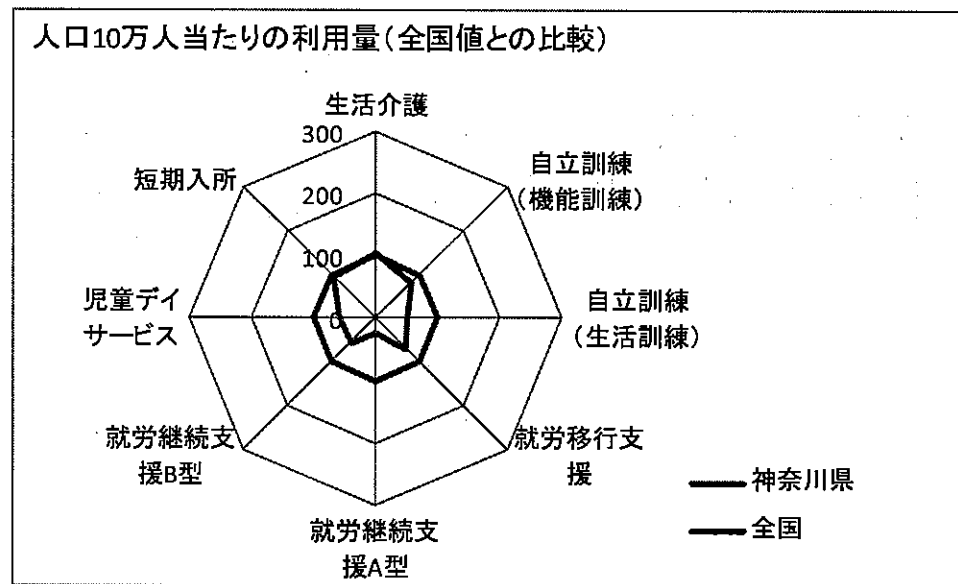


# 【神奈川県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

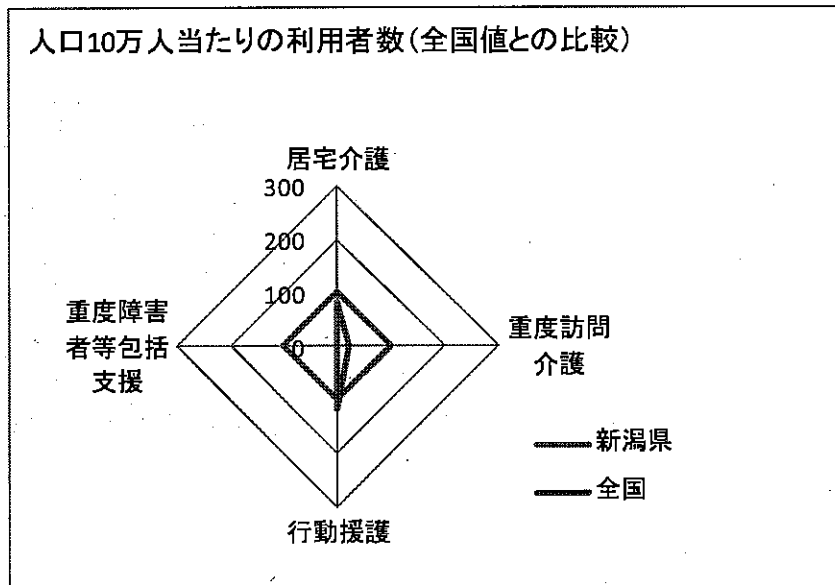
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
神奈川県	113	41	65	0

#### 2. 日中活動系

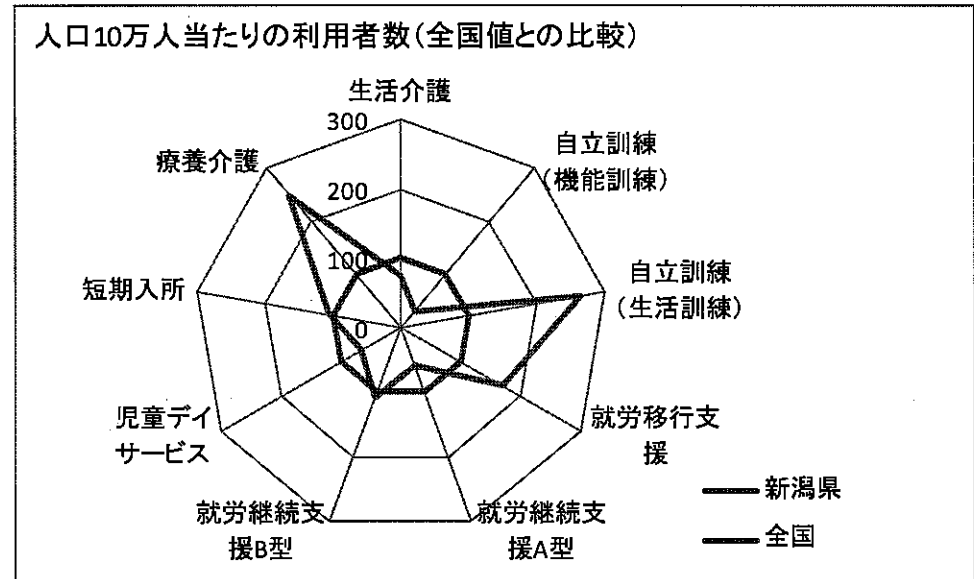
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
神奈川県	106	81	52	70	26	56	56	93

# 【新潟県(利用者数)】

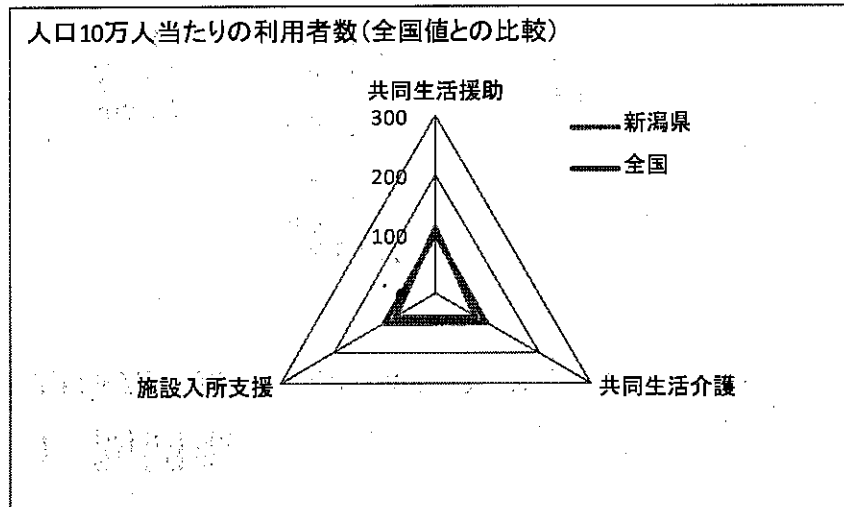
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
新潟県	83	21	119	0

#### 2. 日中活動系

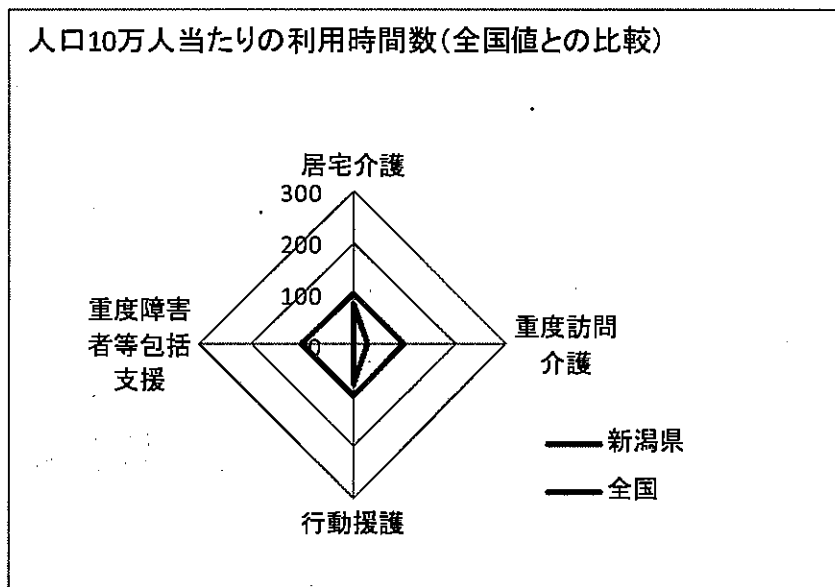
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
新潟県	75	31	266	170	59	108	65	106	249

#### 3. 居住系

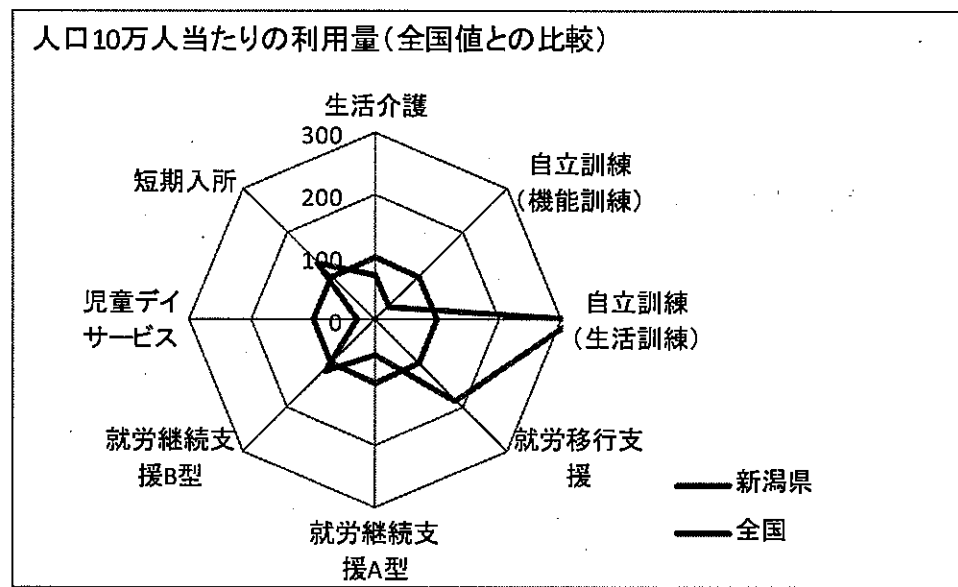
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
新潟県	112	78	78

# 【新潟県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

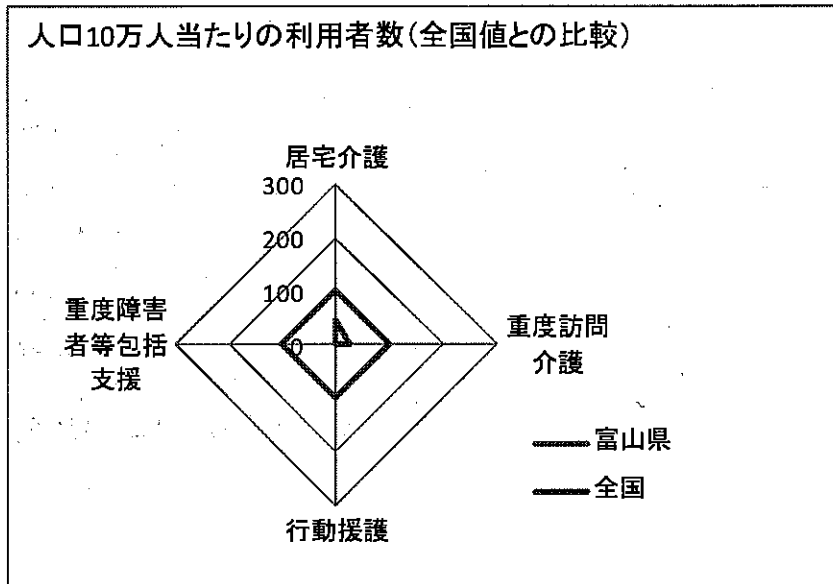
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
新潟県	82	27	76	0

#### 2. 日中活動系

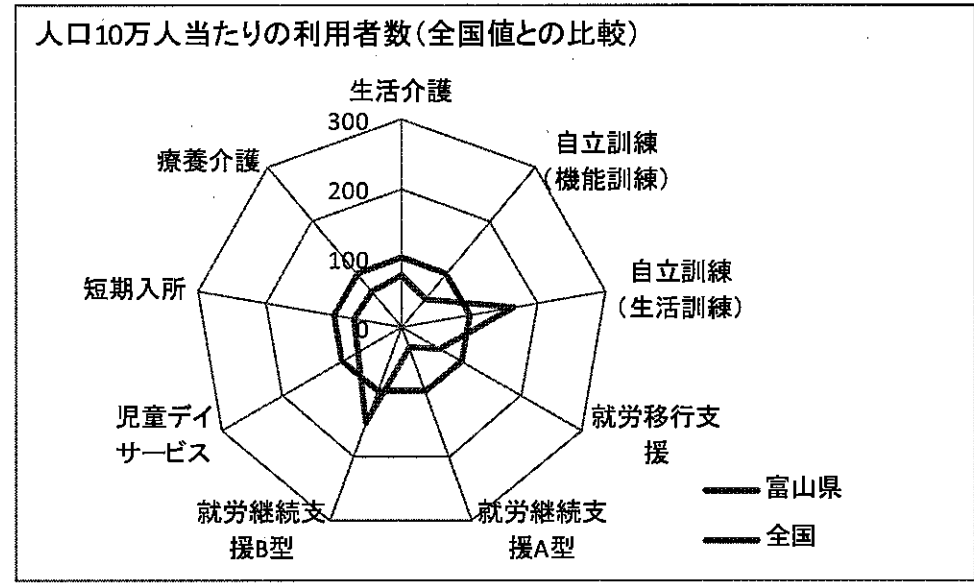
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
新潟県	73	31	322	184	55	115	30	130

# 【富山県(利用者数)】

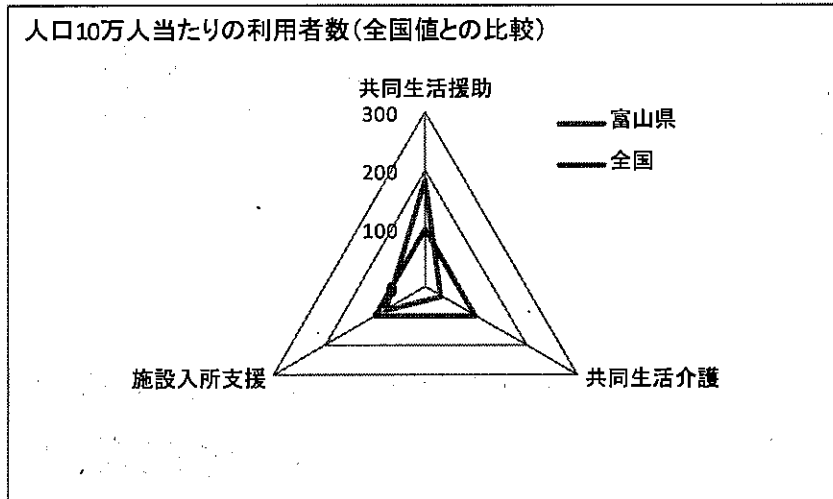
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
富山県	44	24	0	0

#### 2. 日中活動系

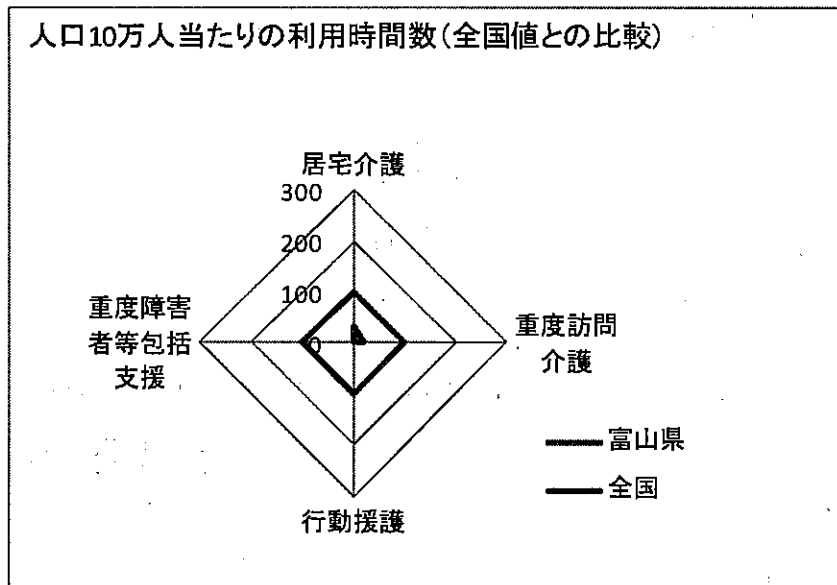
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
富山県	74	53	165	64	31	149	72	69	66

#### 3. 居住系

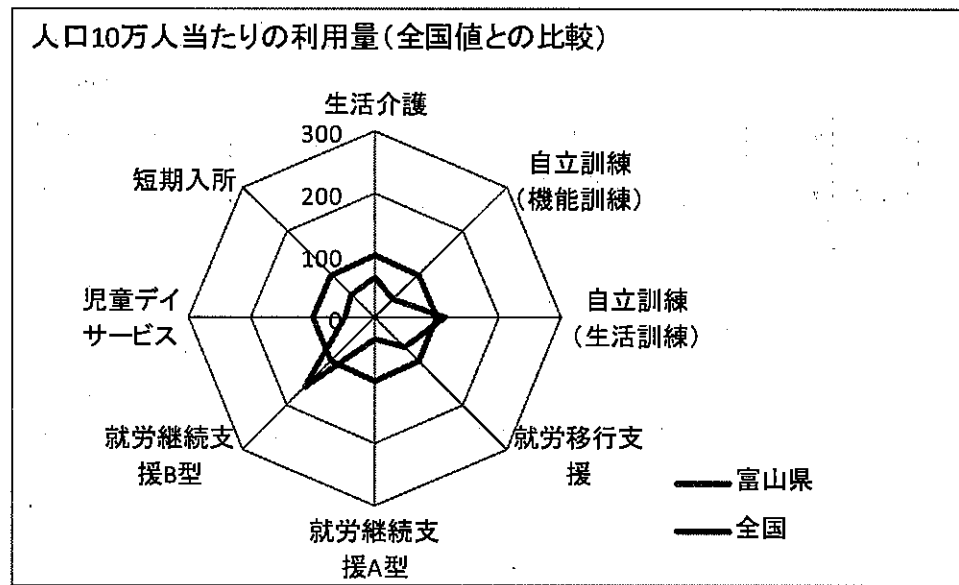
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
富山県	183	31	79

# 【富山県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

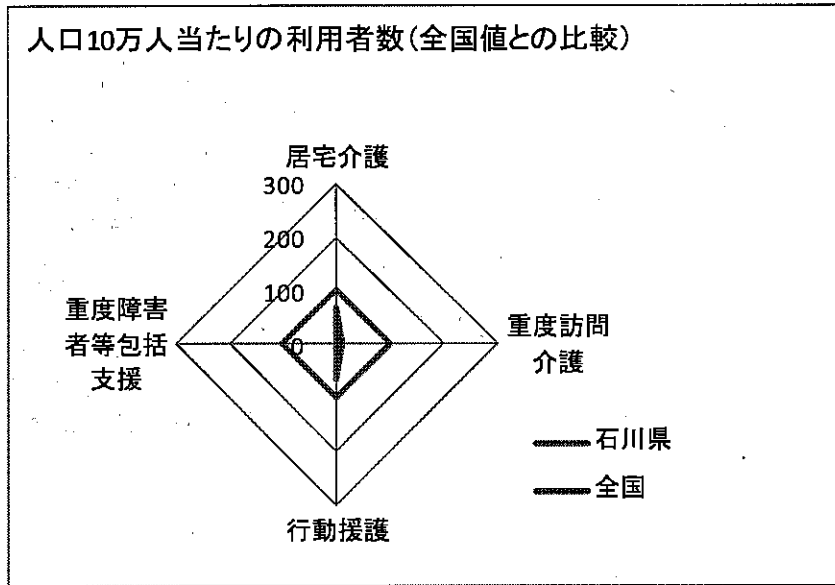
都道府県	居室介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
富山県	34	21	0	0

#### 2. 日中活動系

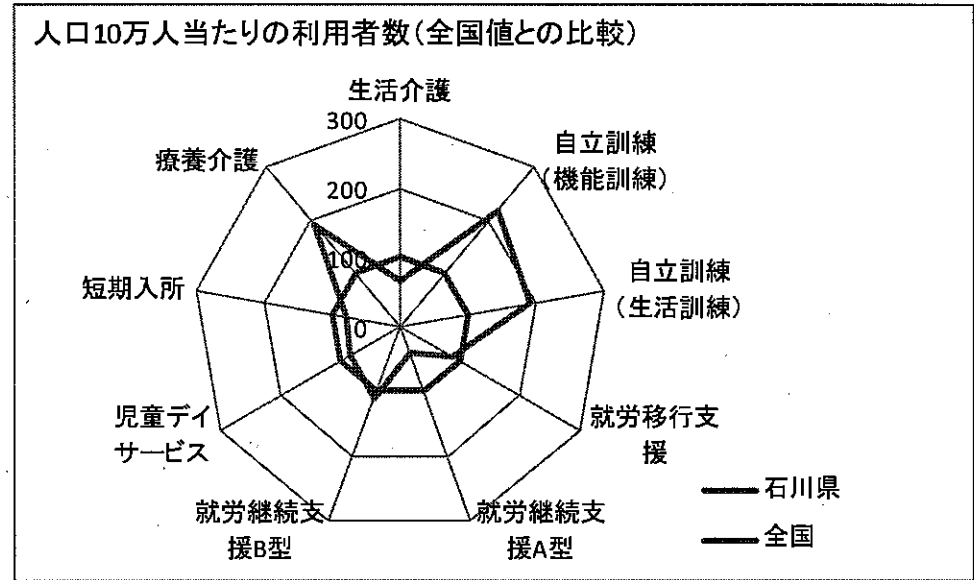
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
富山県	67	42	114	68	33	158	47	54

# 【石川県(利用者数)】

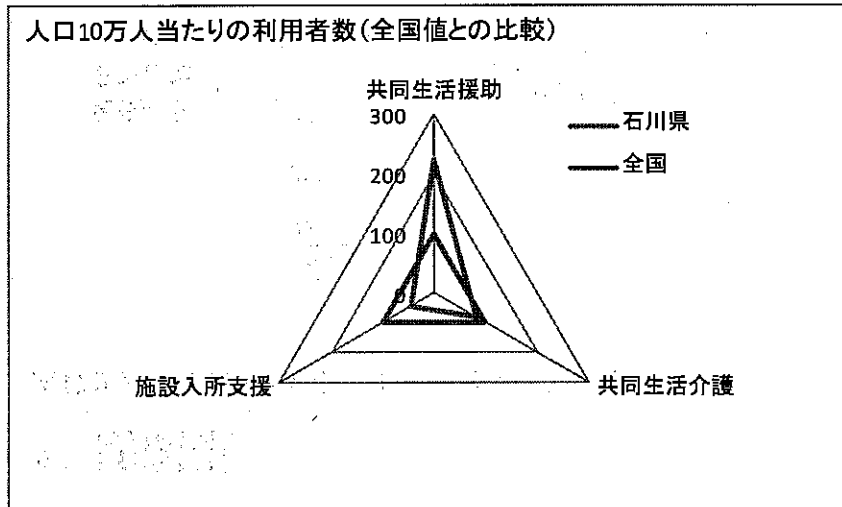
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
石川県	68	9	68	0

#### 2. 日中活動系

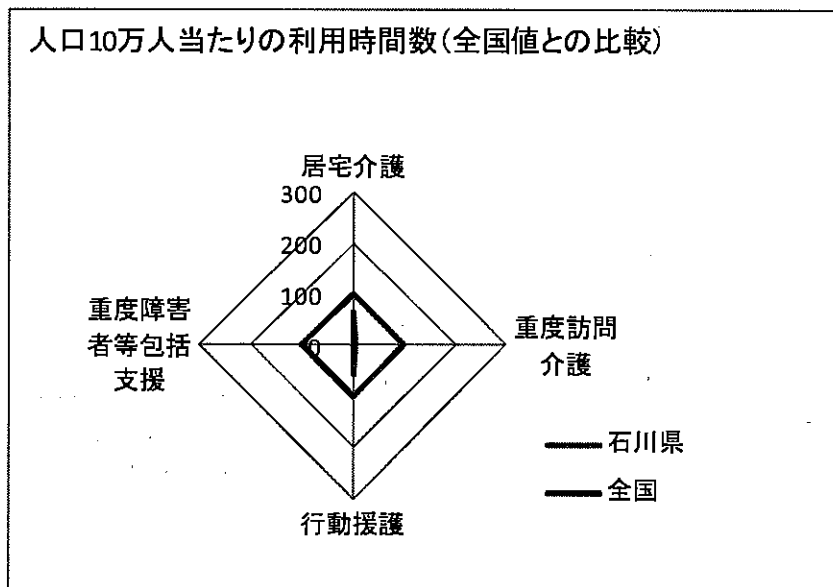
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
石川県	66	219	191	88	41	111	83	80	190

#### 3. 居住系

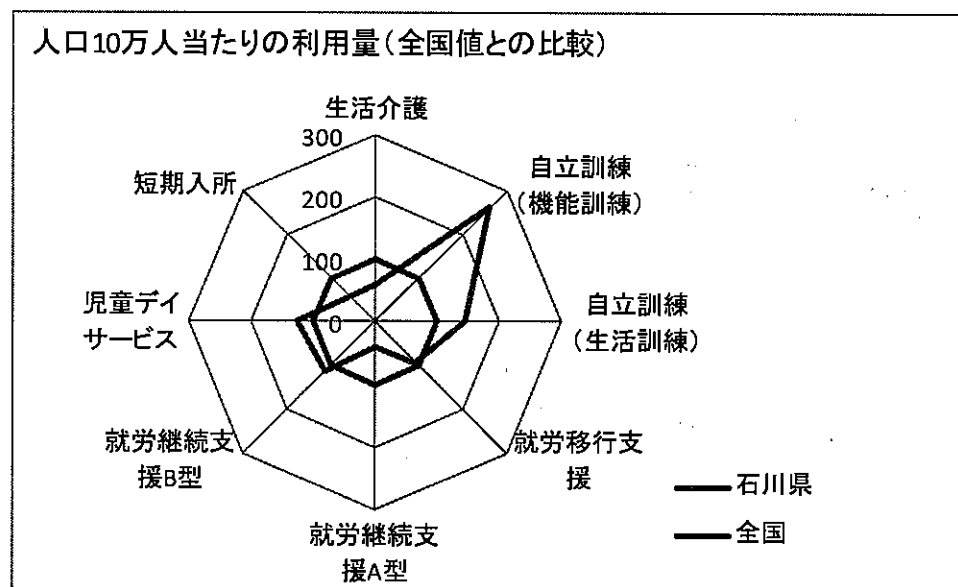
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
石川県	223	80	44

# 【石川県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

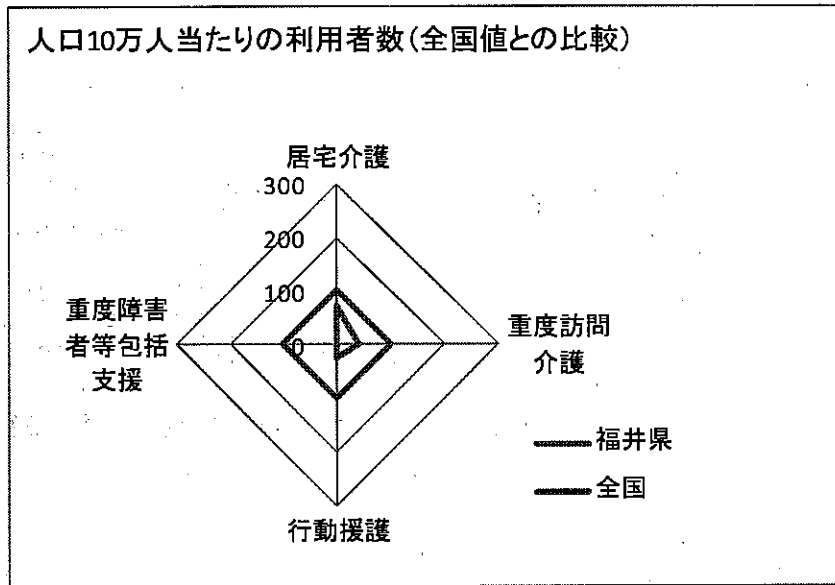
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
石川県	65	4	59	0

#### 2. 日中活動系

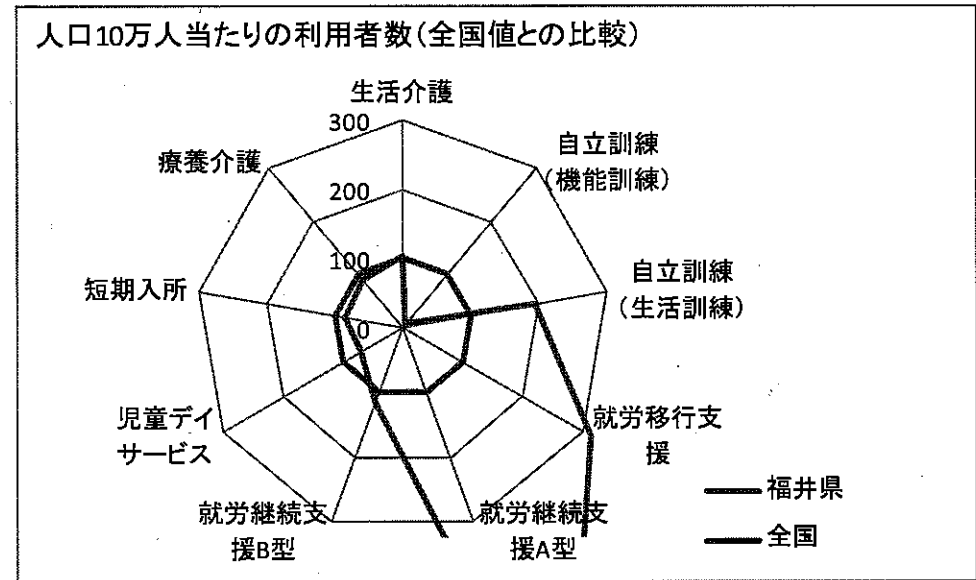
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
石川県	60	262	146	93	41	112	126	57

# 【福井県(利用者数)】

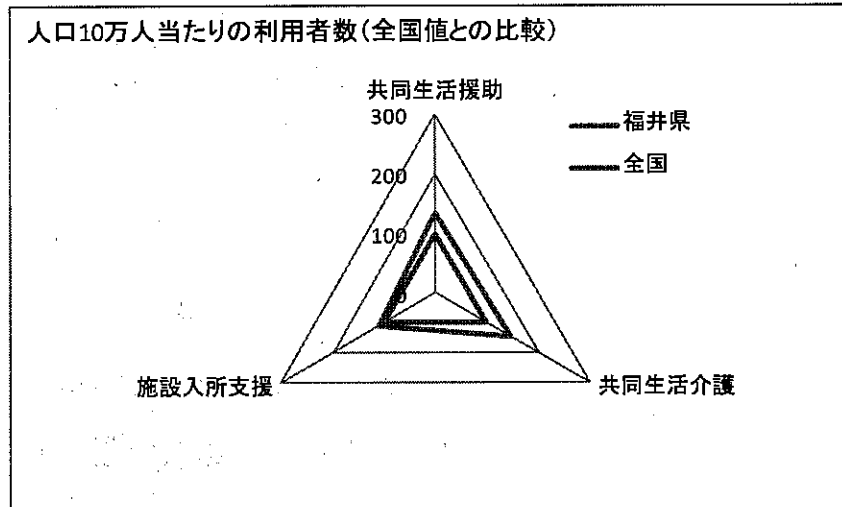
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
福井県	71	41	26	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
福井県	103	6	195	313	691	113	70	84	90

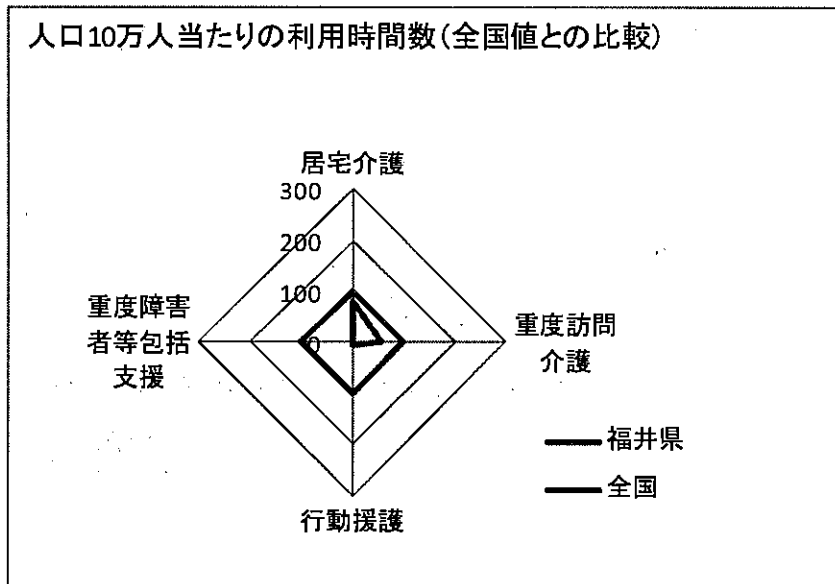
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
福井県	136	147	109

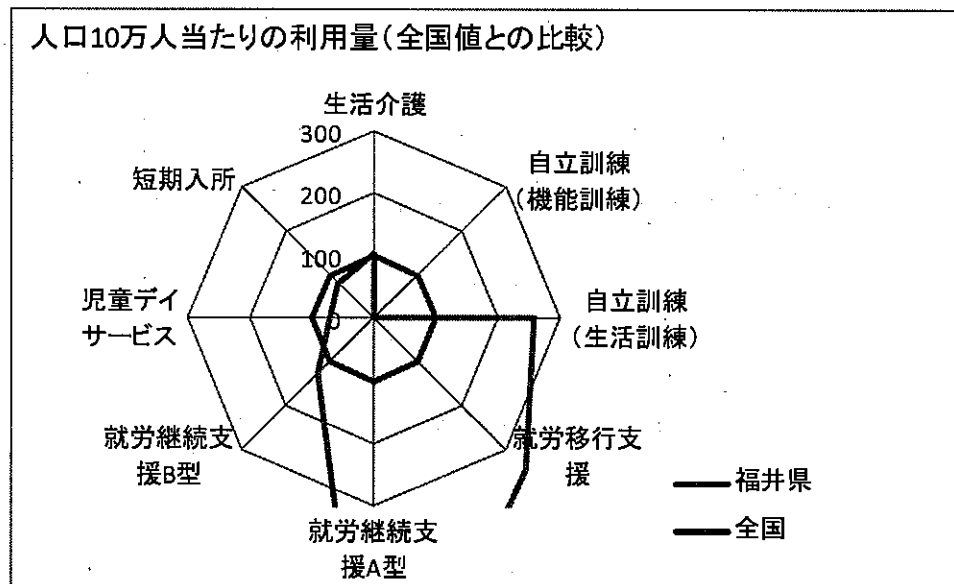


# 【福井県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

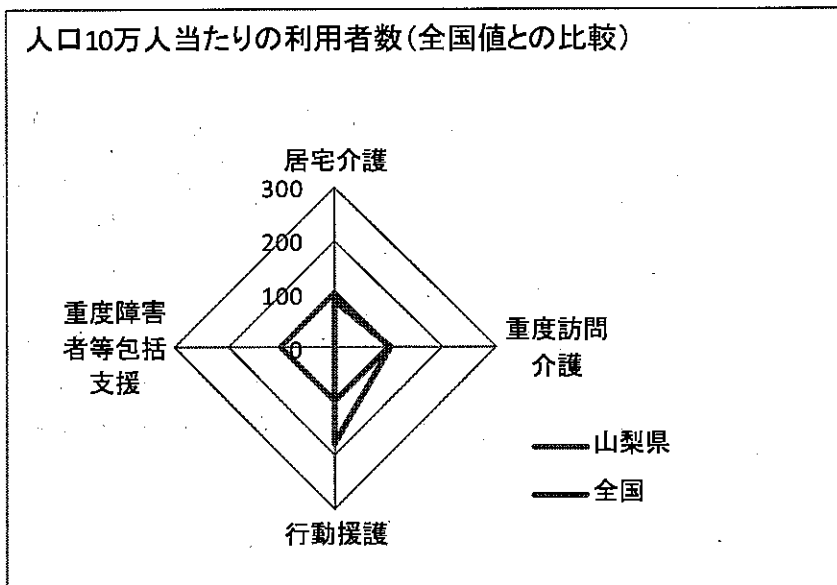
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
福井県	79	58	8	0

#### 2. 日中活動系

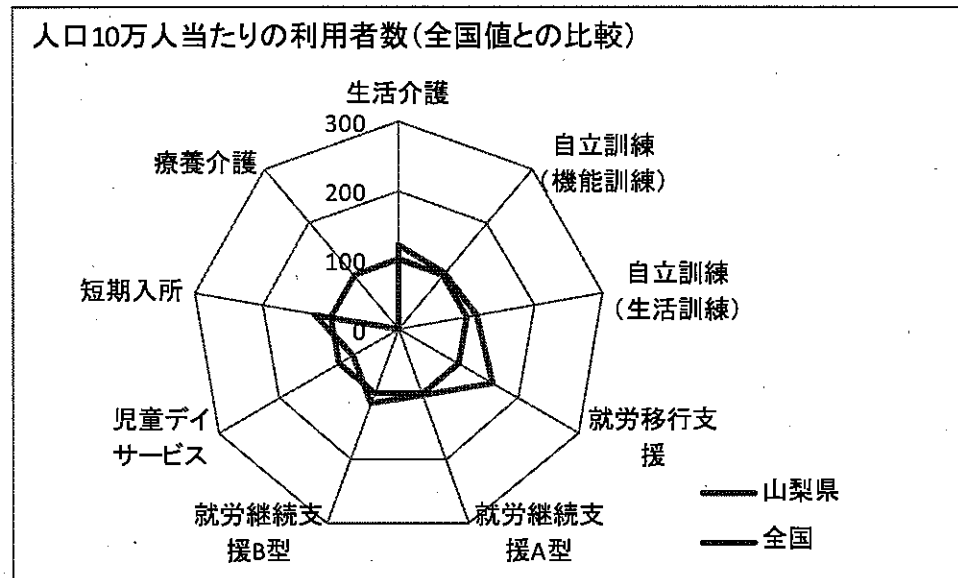
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
福井県	106	0	258	348	776	127	70	81

# 【山梨県(利用者数)】

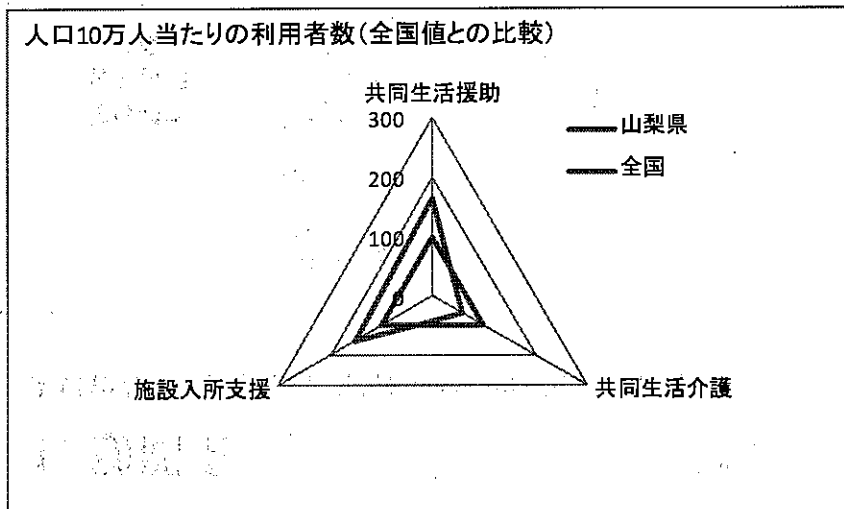
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
山梨県	88	103	178	0

#### 2. 日中活動系

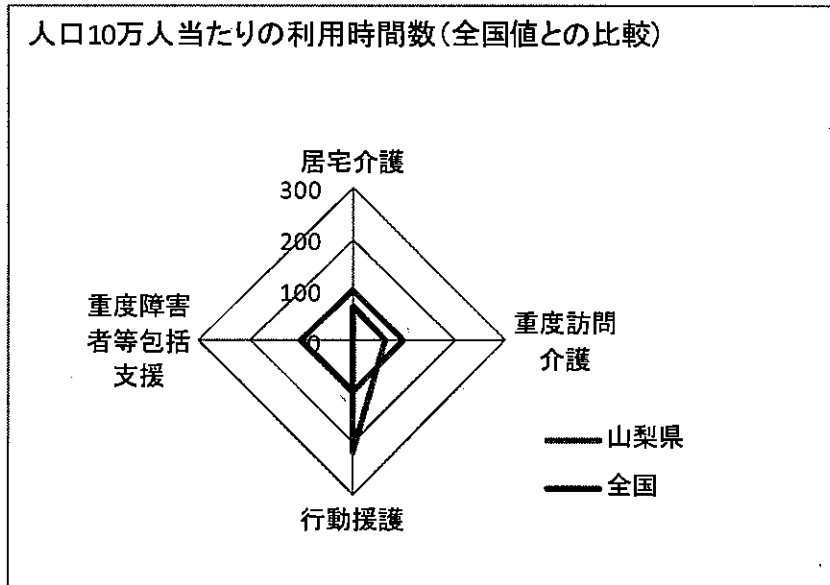
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
山梨県	120	103	118	156	103	115	76	122	0

#### 3. 居住系

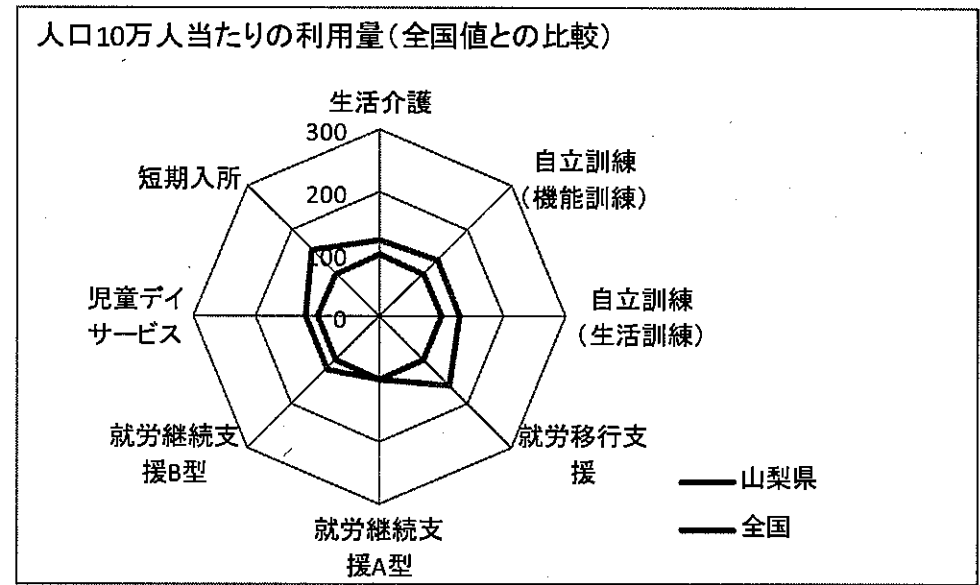
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
山梨県	164	58	152

# 【山梨県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

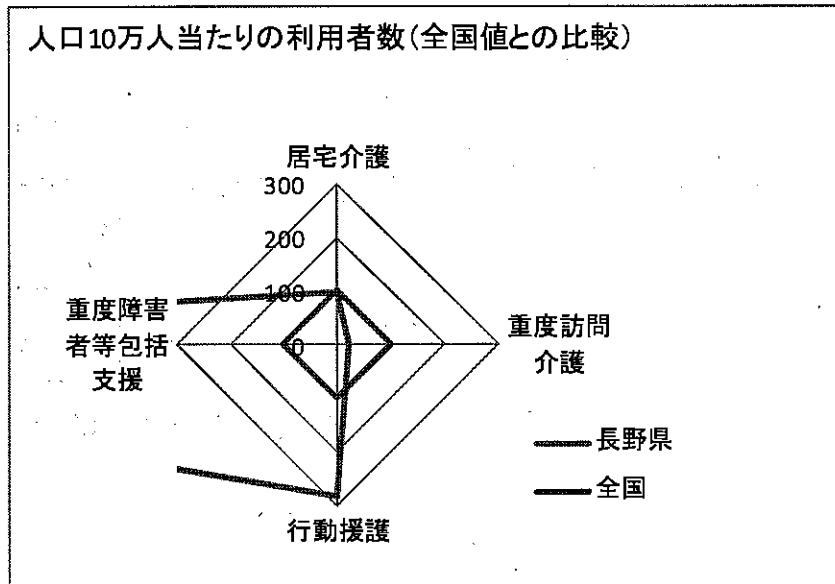
都道府県	居室介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
山梨県	70	66	218	0

#### 2. 日中活動系

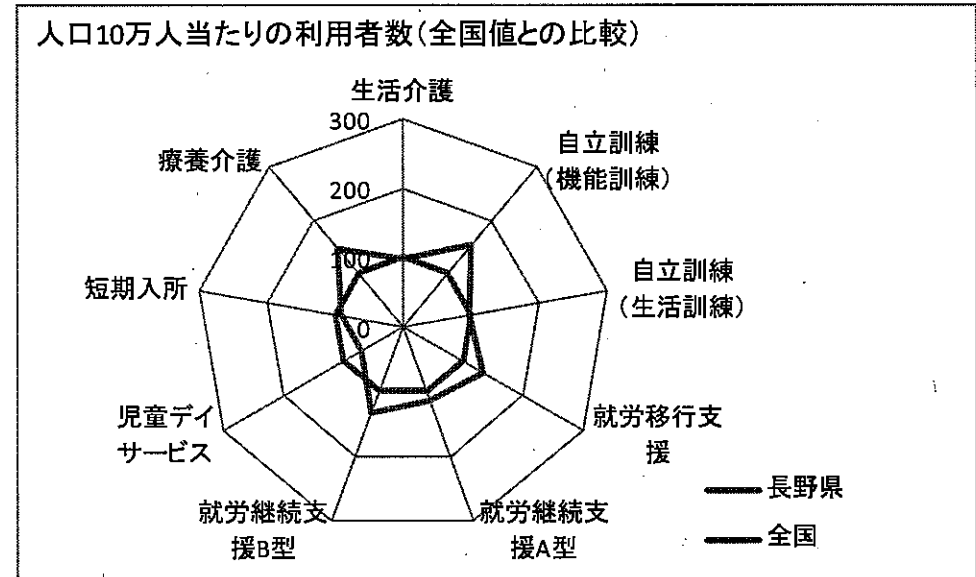
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
山梨県	124	131	129	158	102	119	119	152

# 【長野県(利用者数)】

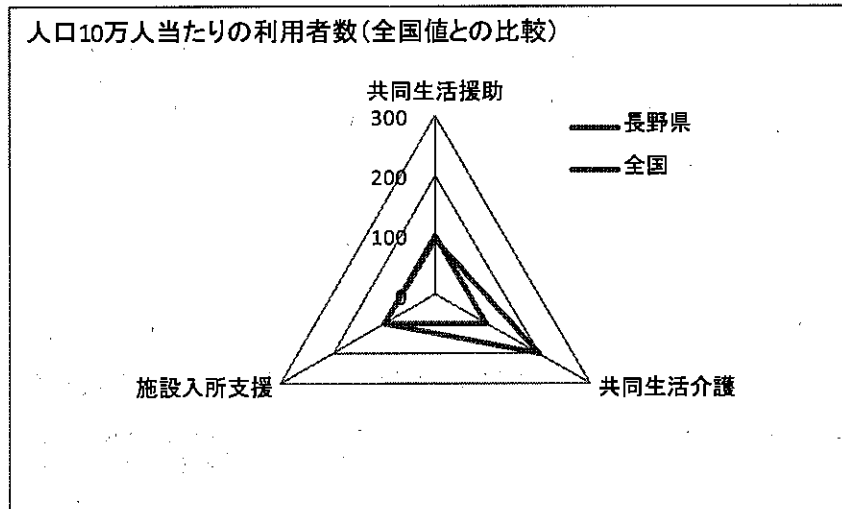
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
長野県	97	22	284	1650

#### 2. 日中活動系

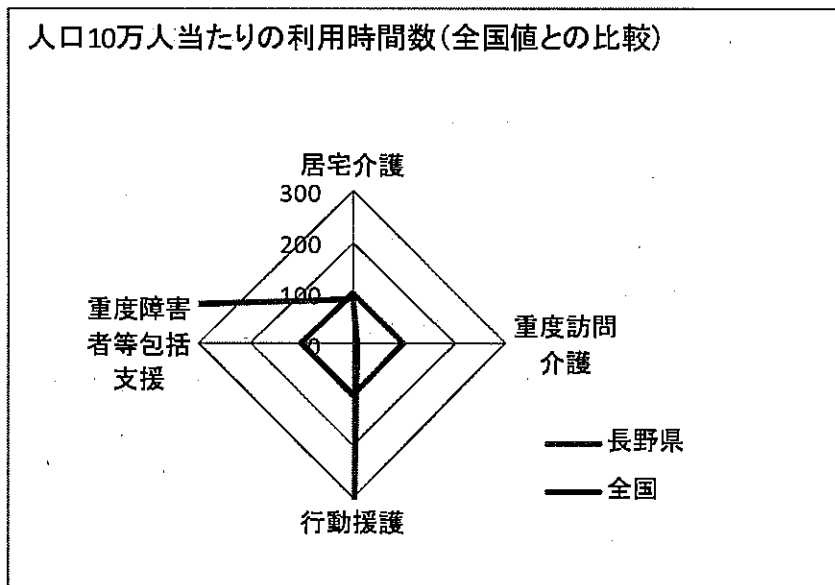
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
長野県	99	153	99	135	114	134	68	91	146

#### 3. 居住系

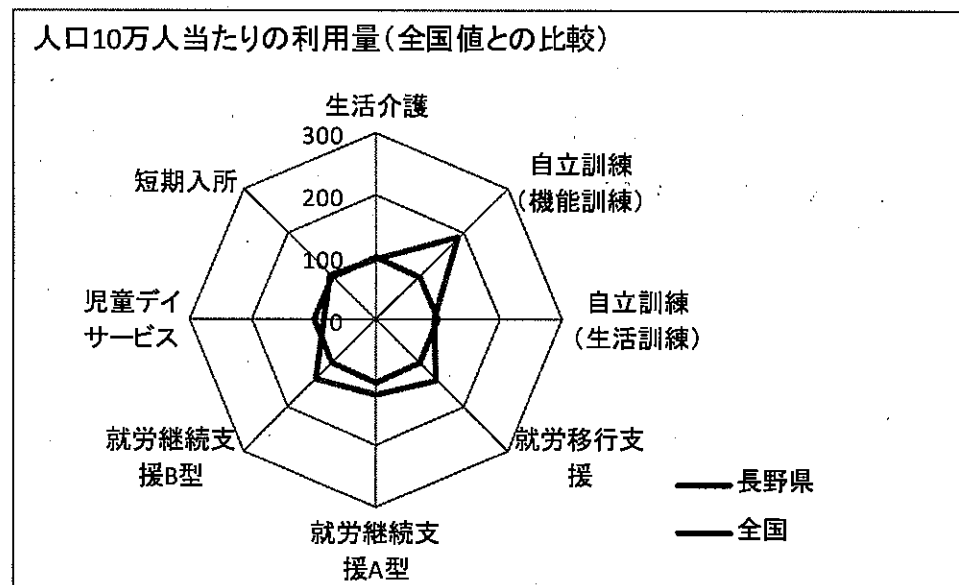
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
長野県	94	201	98

# 【長野県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

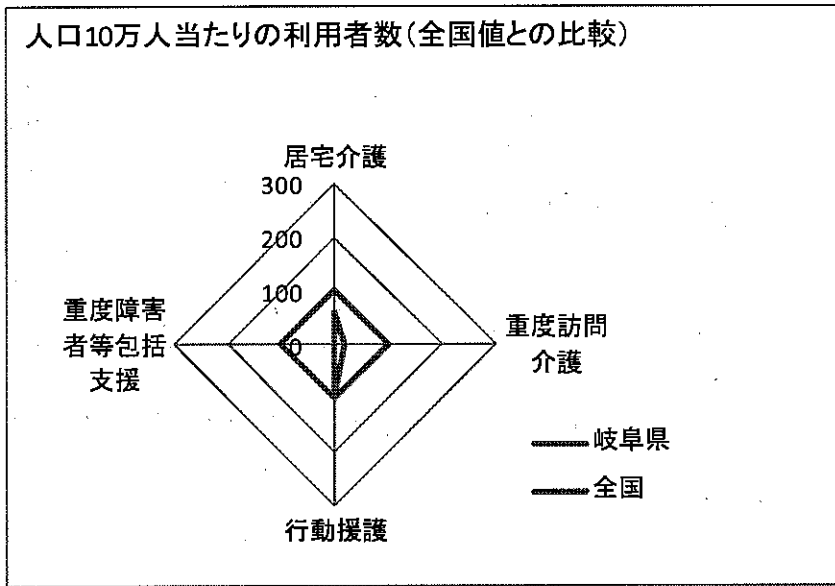
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
長野県	87	8	509	2750

#### 2. 日中活動系

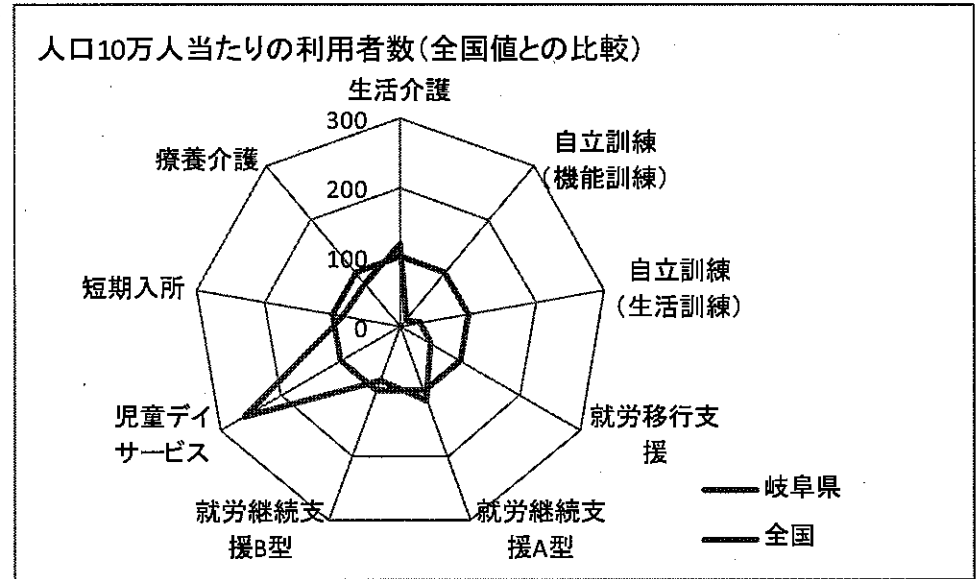
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
長野県	97	188	95	138	119	136	83	104

# 【岐阜県(利用者数)】

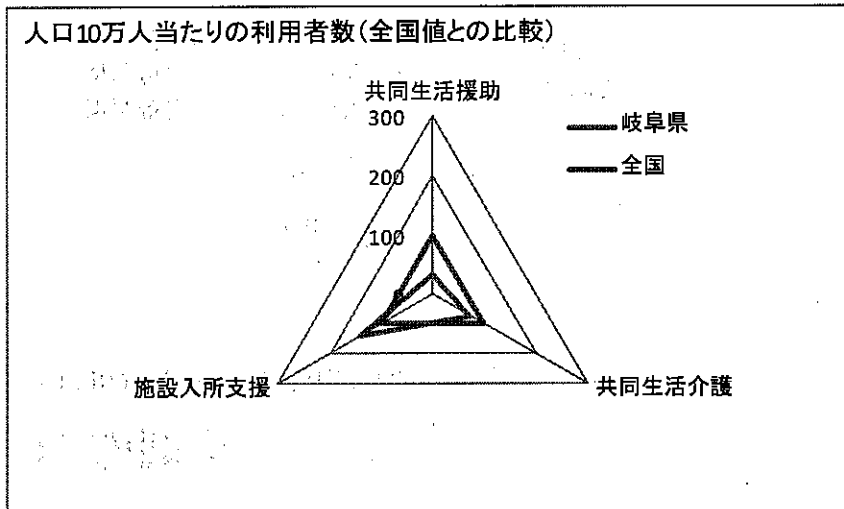
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
岐阜県	59	19	100	0

#### 2. 日中活動系

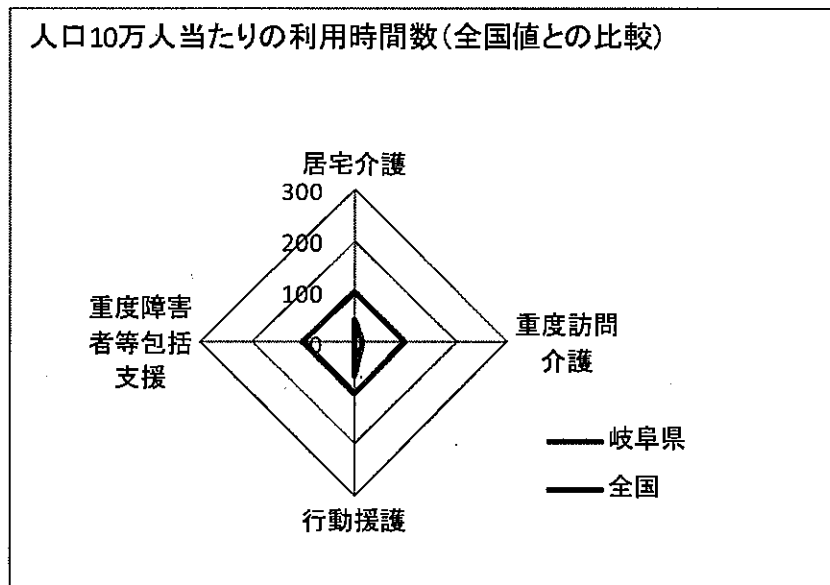
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
岐阜県	118	13	30	50	114	83	258	85	78

#### 3. 居住系

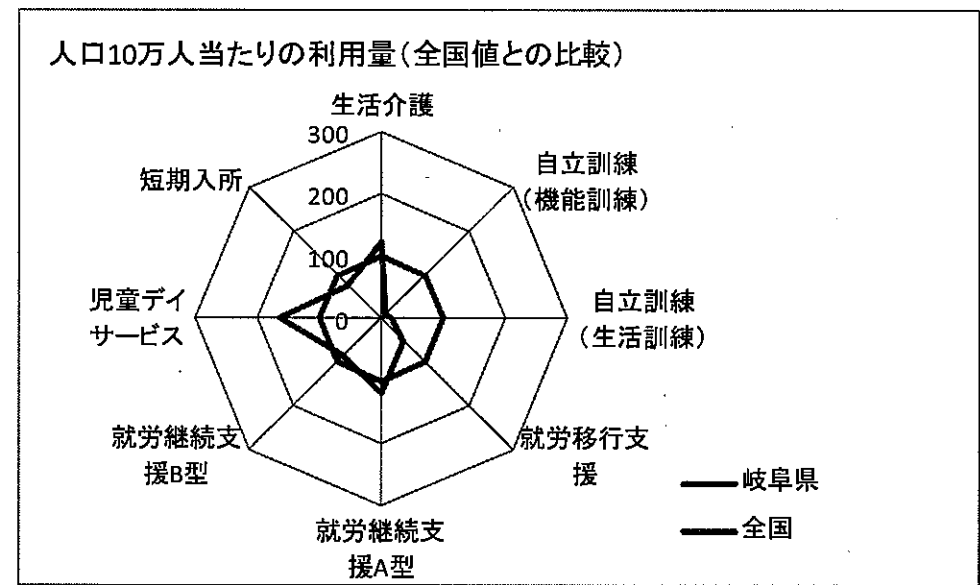
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
岐阜県	35	72	141

# 【岐阜県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

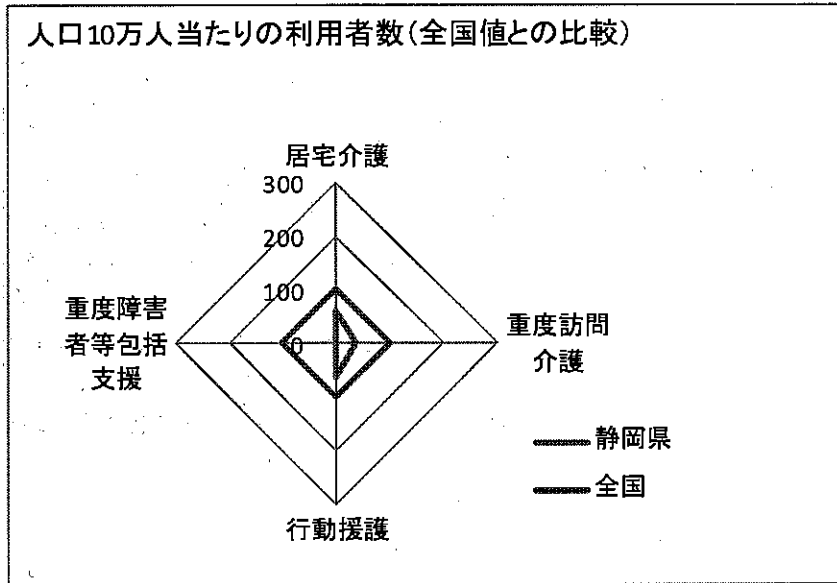
都道府県	居室介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
岐阜県	45	17	64	0

#### 2. 日中活動系

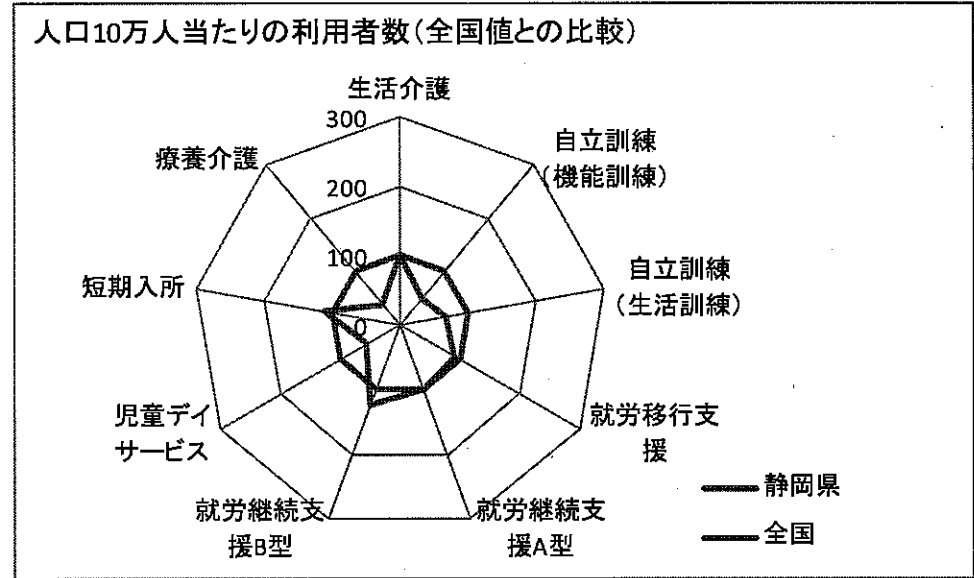
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
岐阜県	123	12	15	53	122	84	164	76

# 【静岡県(利用者数)】

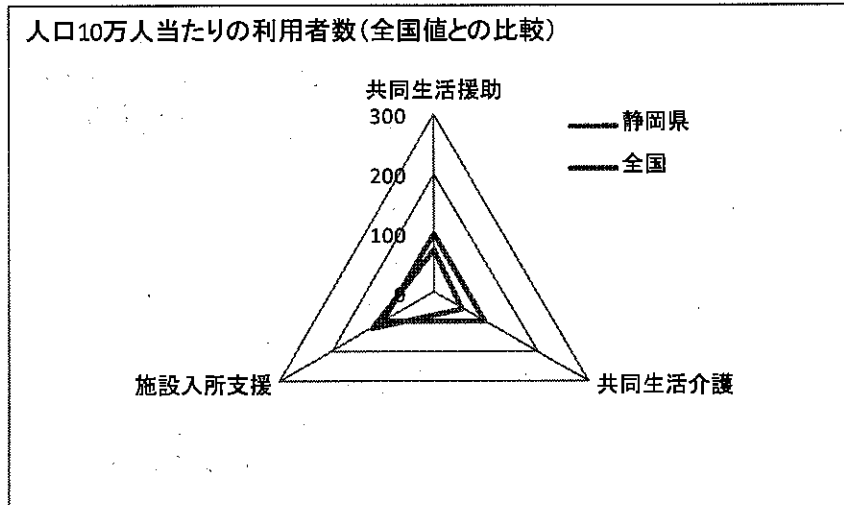
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
静岡県	60	35	63	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
静岡県	100	49	68	92	100	123	56	111	39

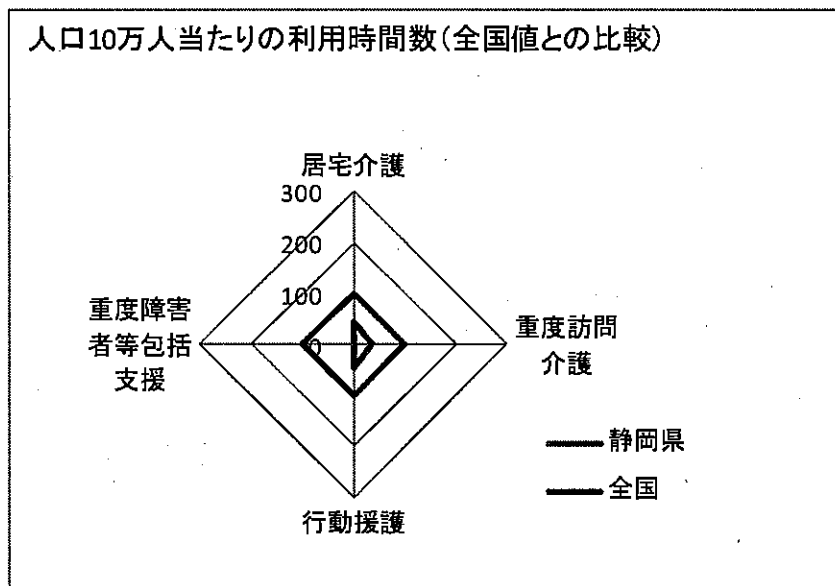
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
静岡県	73	54	119

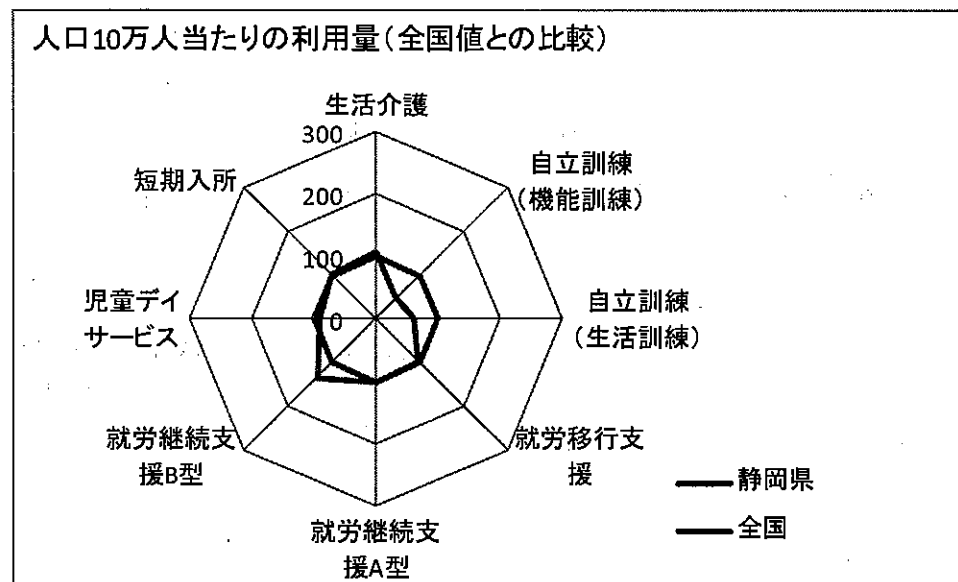


# 【静岡県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

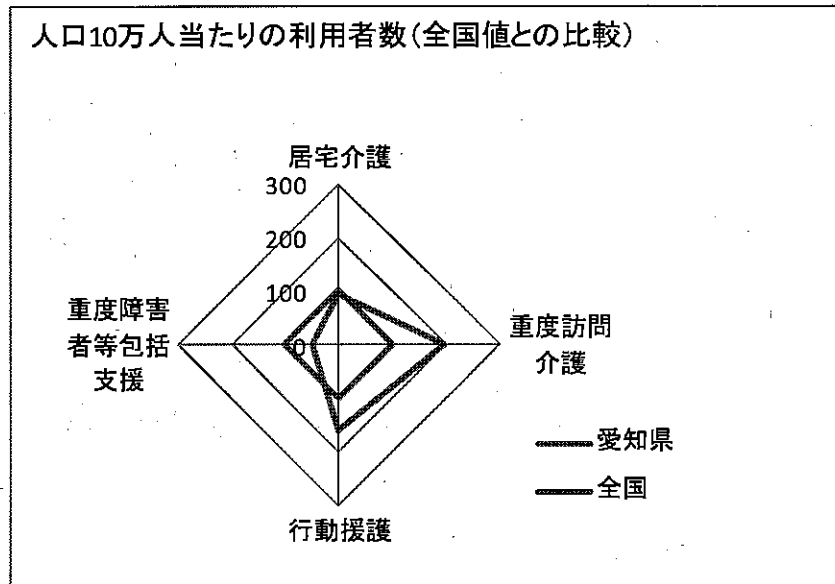
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
静岡県	45	38	43	0

#### 2. 日中活動系

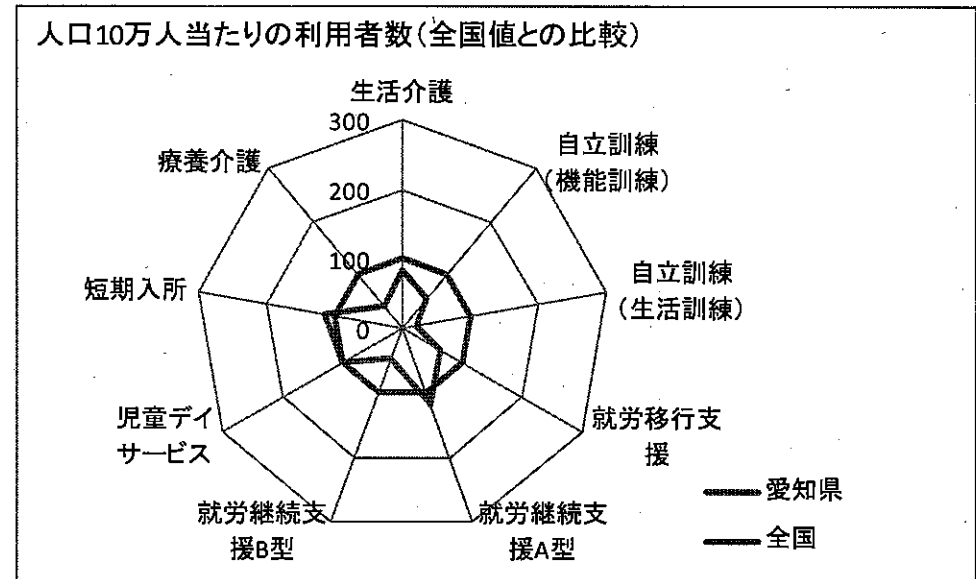
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
静岡県	107	46	63	96	102	132	90	101

# 【愛知県(利用者数)】

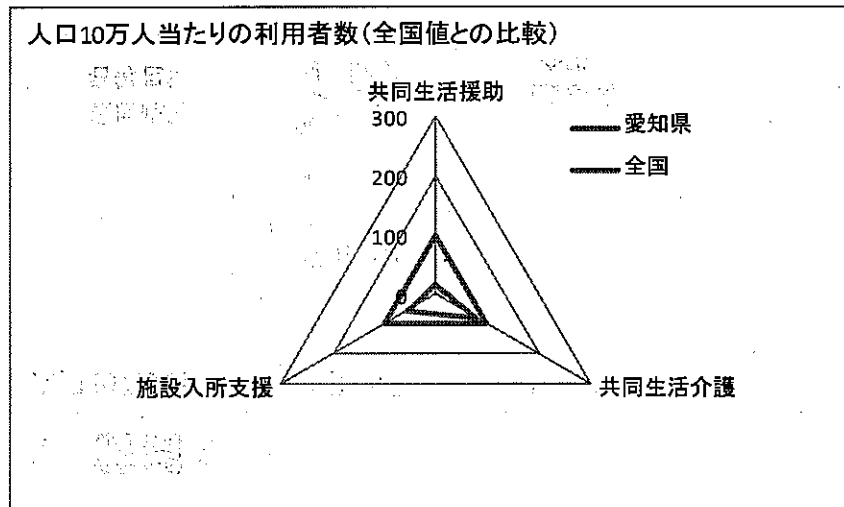
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
愛知県	95	196	161	50

#### 2. 日中活動系

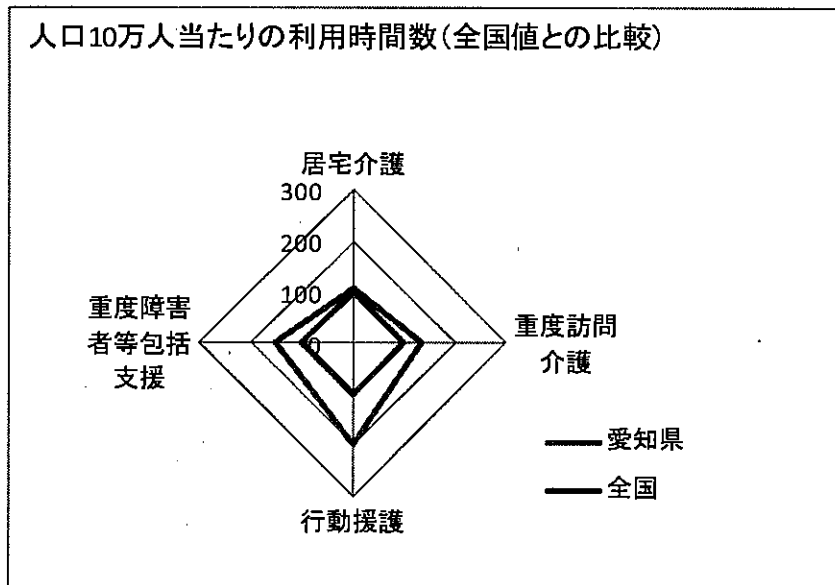
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
愛知県	83	54	22	65	116	47	100	113	42

#### 3. 居住系

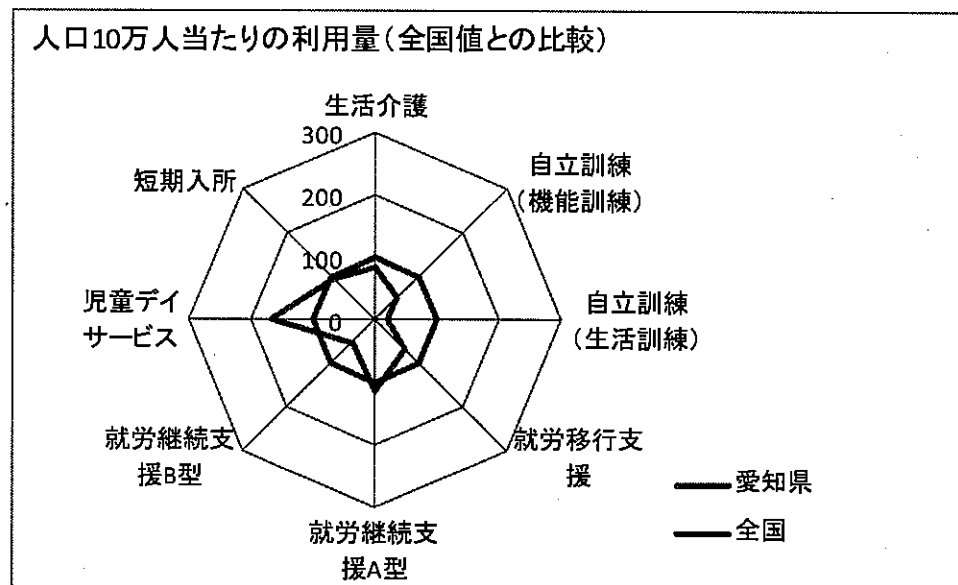
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
愛知県	117	79	57

# 【愛知県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

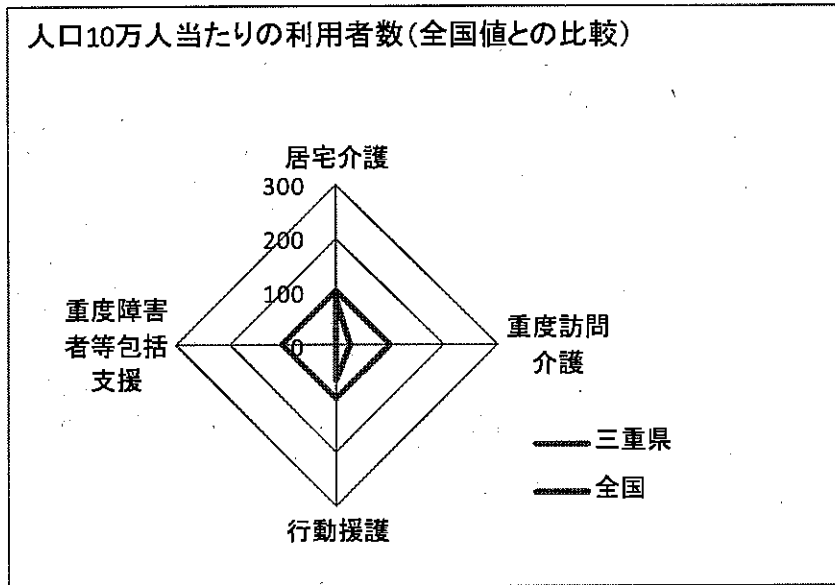
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
愛知県	106	135	197	150

#### 2. 日中活動系

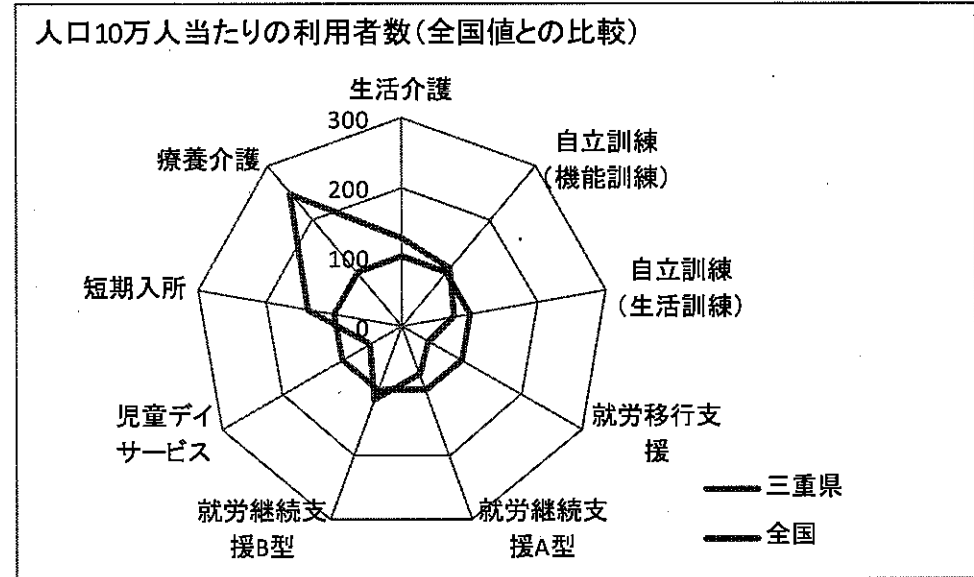
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
愛知県	84	50	21	68	114	51	165	93

# 【三重県(利用者数)】

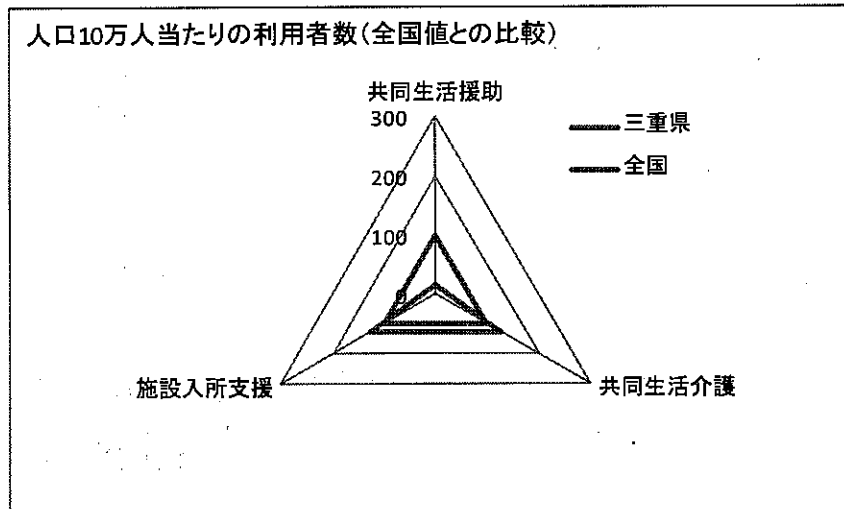
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
三重県	86	25	68	0

#### 2. 日中活動系

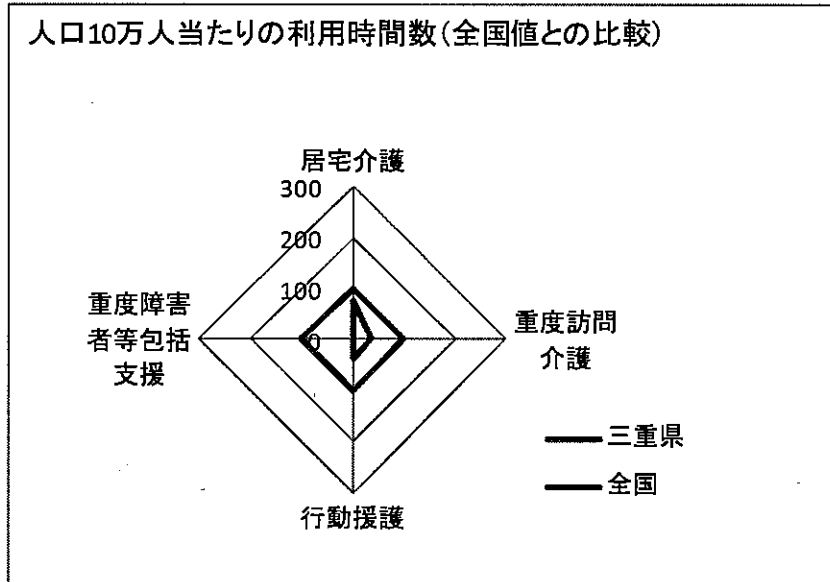
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
三重県	128	107	76	45	73	113	52	136	250

#### 3. 居住系

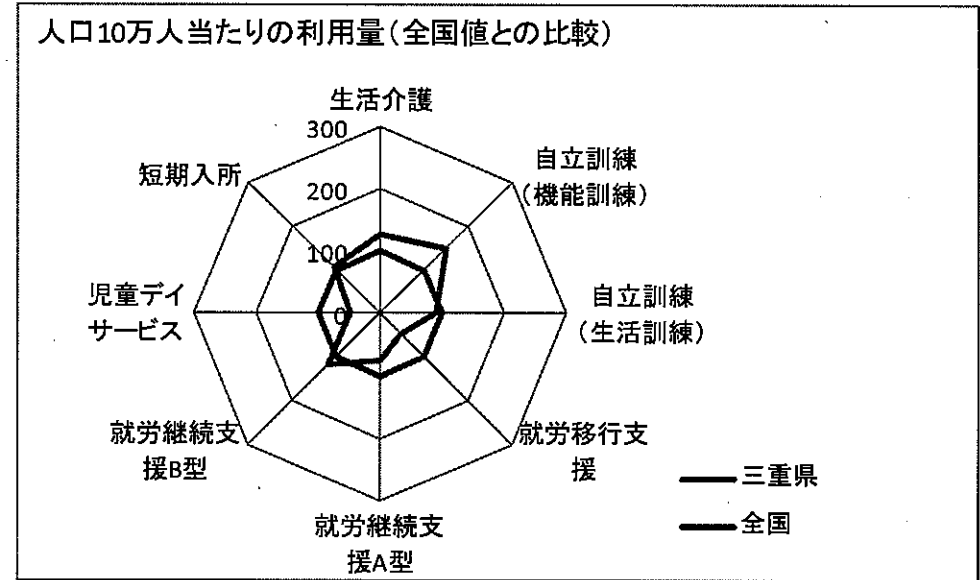
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
三重県	17	125	126

# 【三重県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

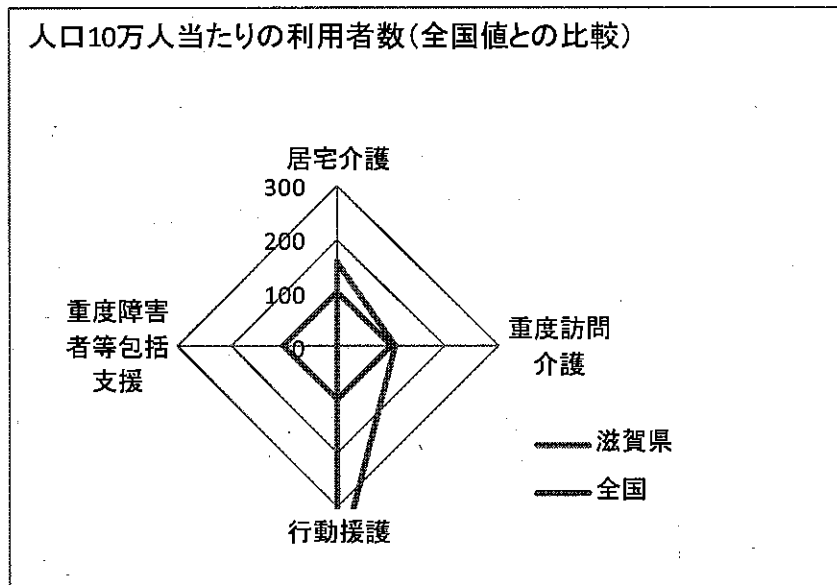
都道府県	在宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
三重県	75	38	37	0

#### 2. 日中活動系

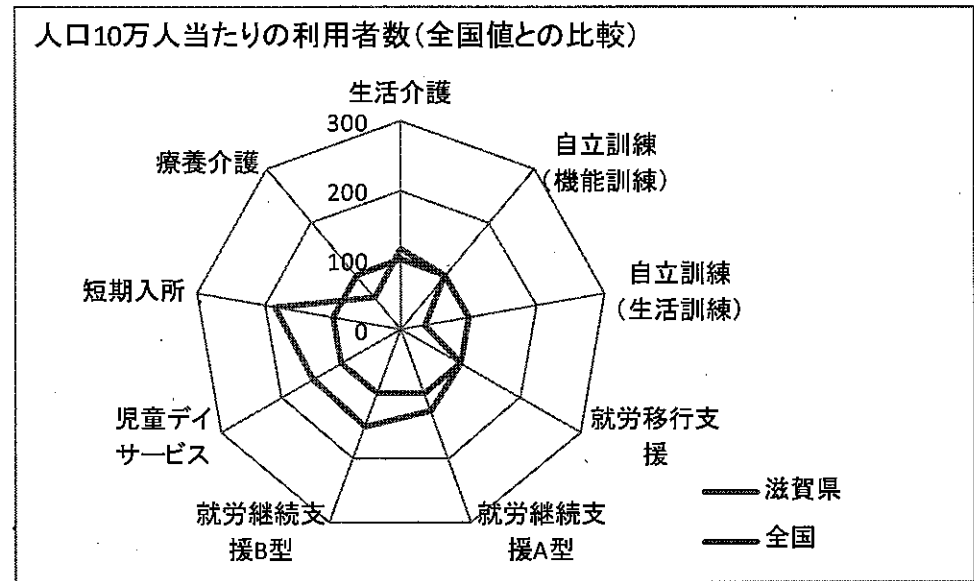
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
三重県	127	150	90	48	75	117	48	105

# 【滋賀県(利用者数)】

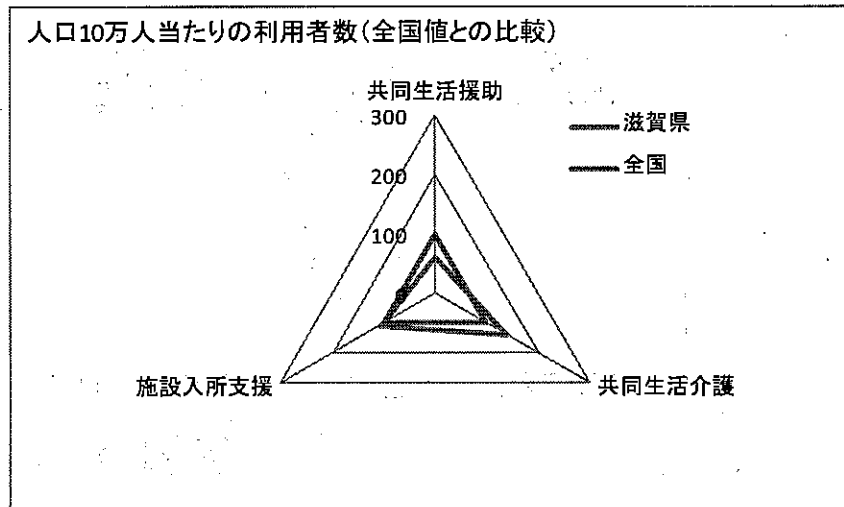
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
滋賀県	156	106	422	0

#### 2. 日中活動系

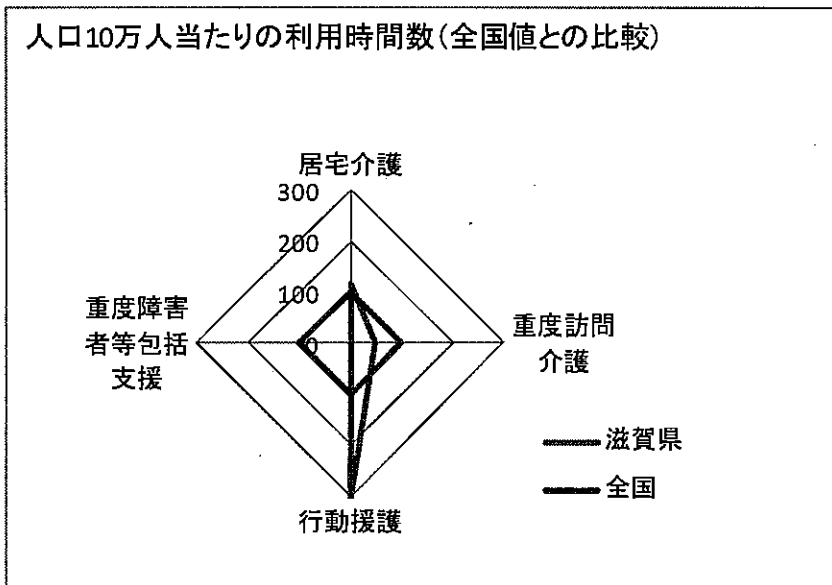
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
滋賀県	116	100	36	101	127	151	145	184	60

#### 3. 居住系

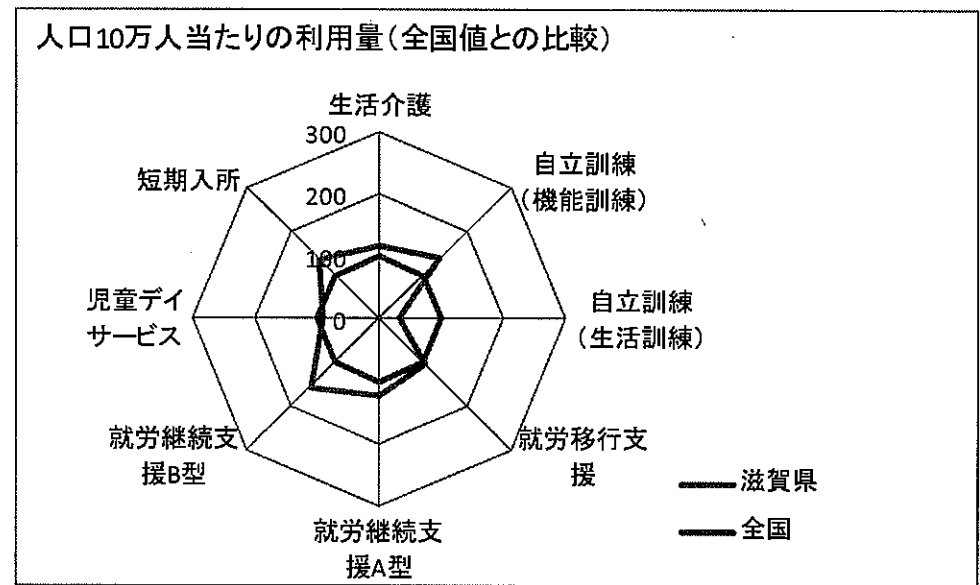
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
滋賀県	61	141	107

# 【滋賀県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

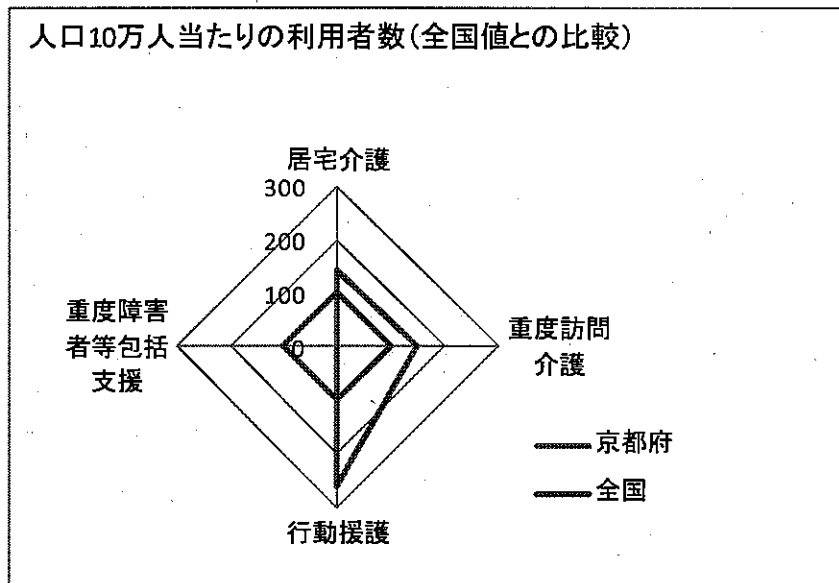
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
滋賀県	117	49	307	0

#### 2. 日中活動系

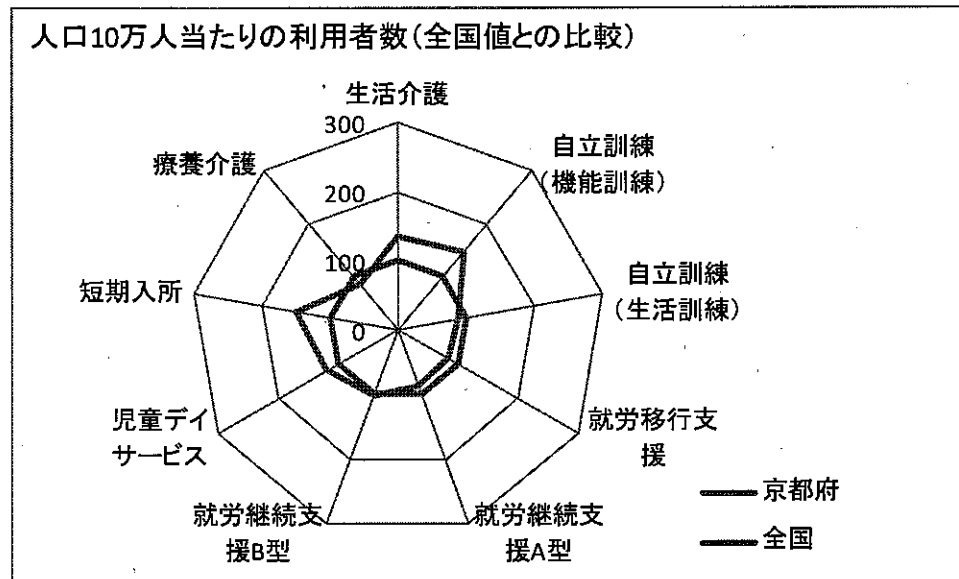
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
滋賀県	119	138	34	105	124	155	89	136

# 【京都府(利用者数)】

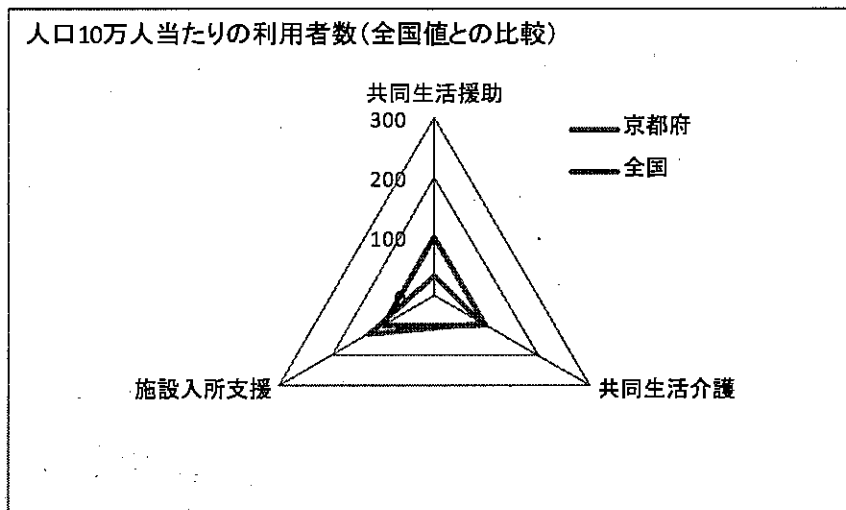
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
京都府	141	147	260	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
京都府	135	147	90	84	88	103	118	149	84

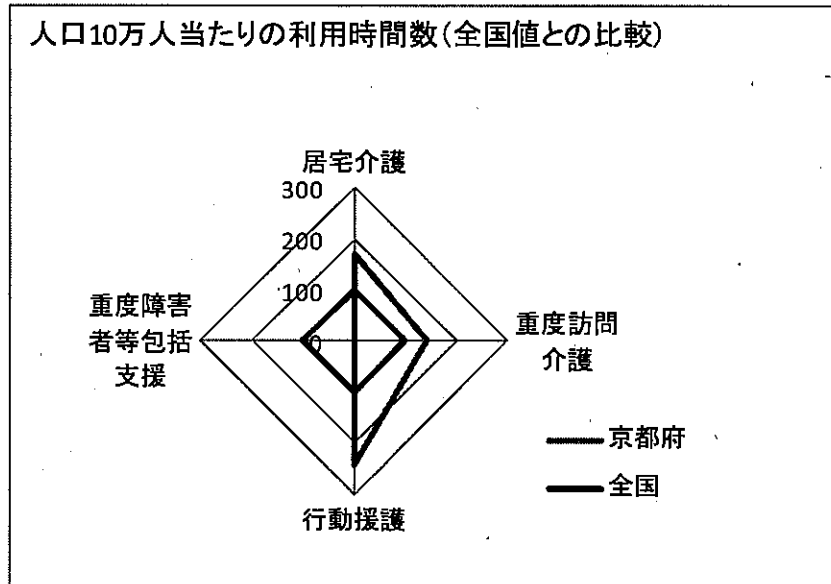
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
京都府	34	93	127

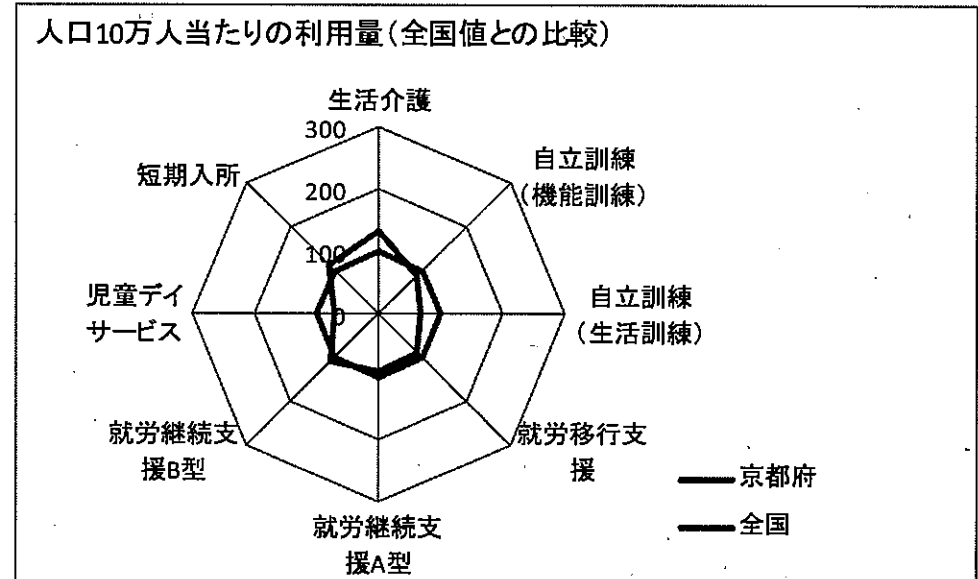


# 【京都府(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

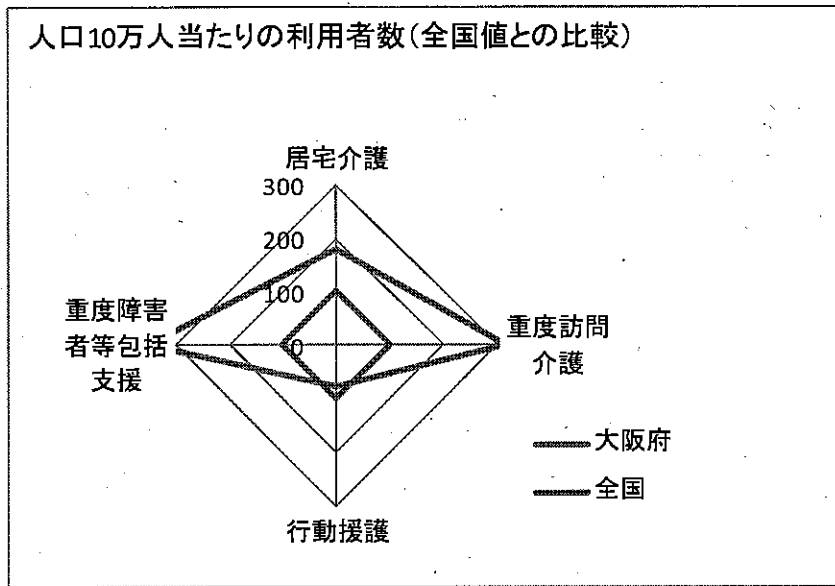
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
京都府	170	143	241	0

#### 2. 日中活動系

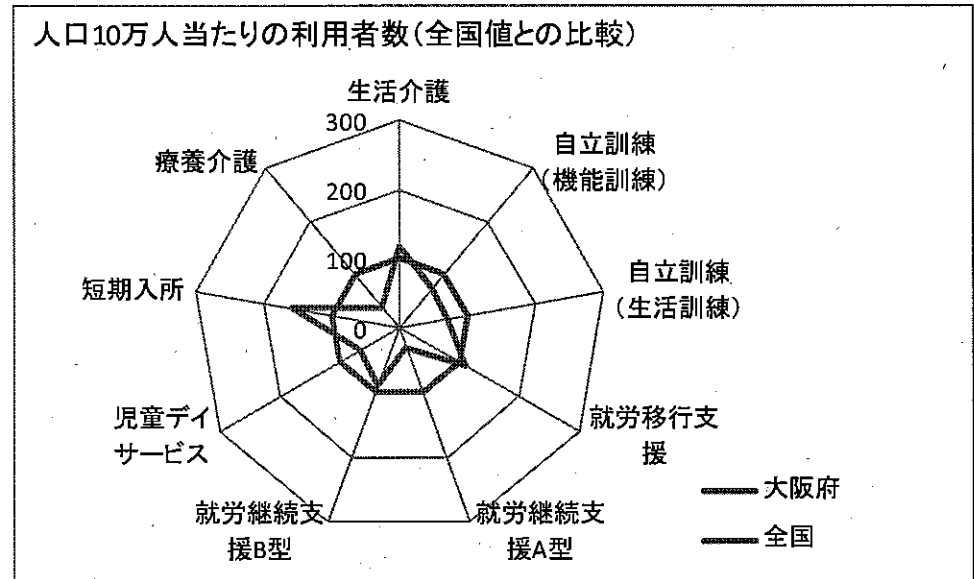
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
京都府	135	88	67	90	92	109	69	112

# 【大阪府(利用者数)】

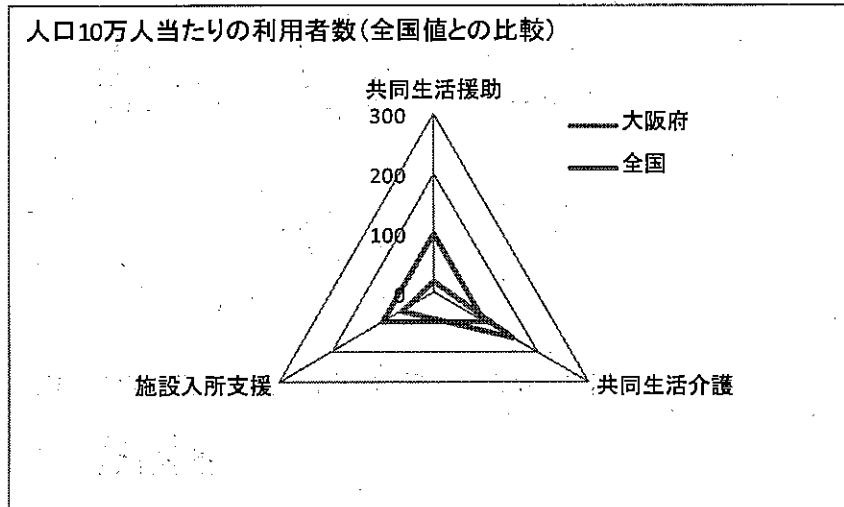
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
大阪府	181	317	79	350

#### 2. 日中活動系

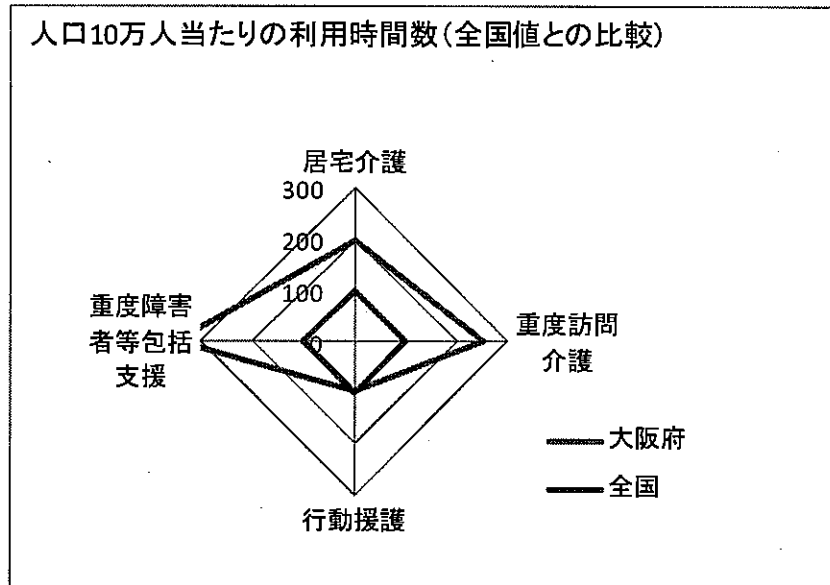
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
大阪府	118	75	71	111	30	90	67	157	39

#### 3. 居住系

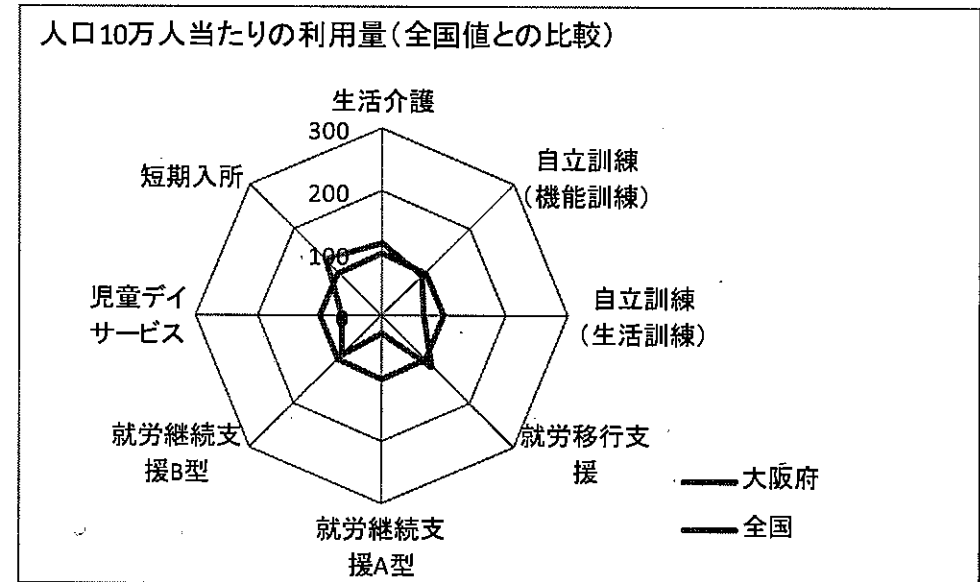
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
大阪府	20	152	63

# 【大阪府(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

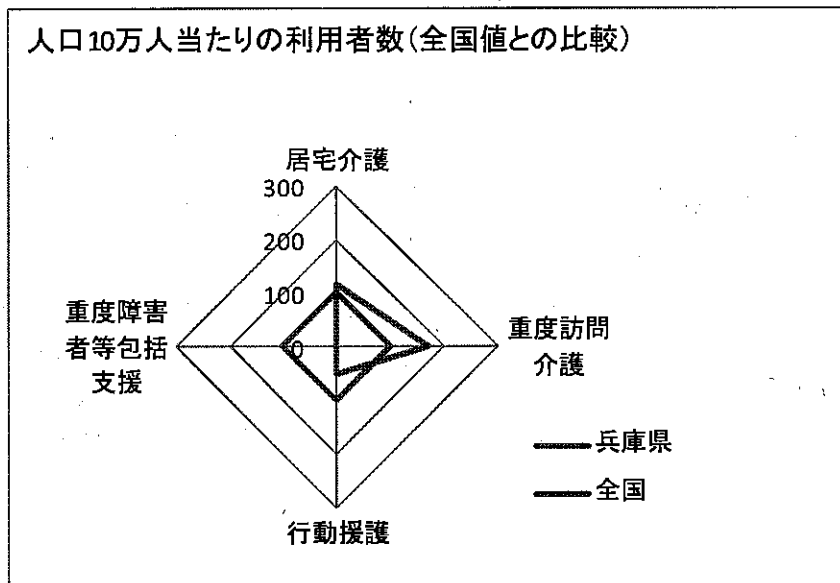
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
大阪府	198	253	97	350

#### 2. 日中活動系

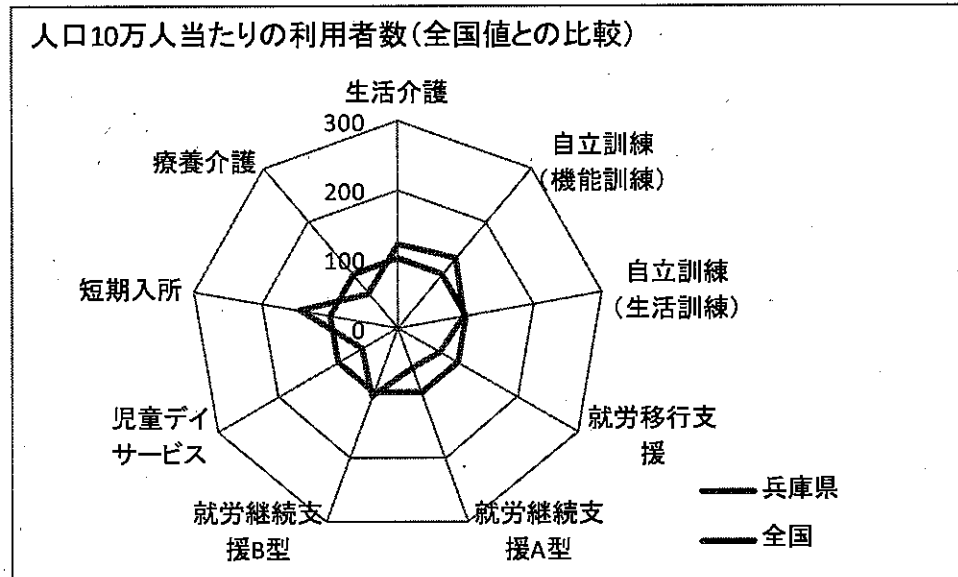
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
大阪府	117	92	68	116	28	91	65	129

# 【兵庫県(利用者数)】

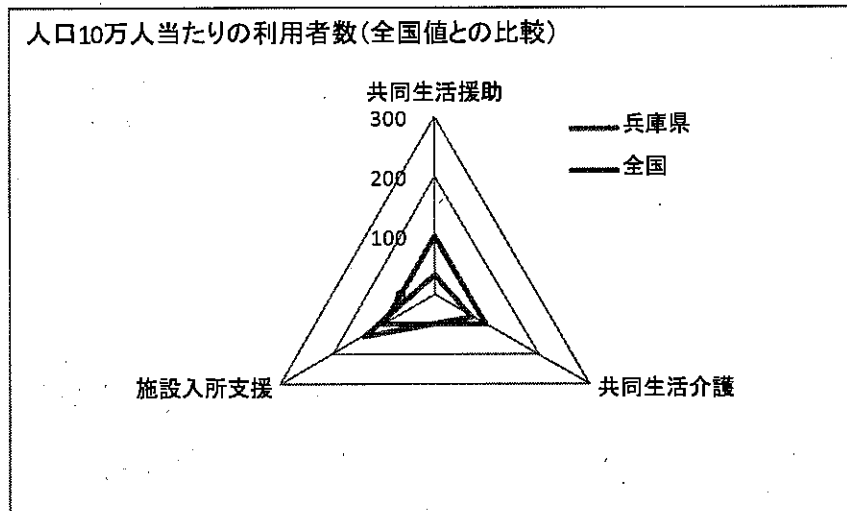
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
兵庫県	115	171	52	0

#### 2. 日中活動系

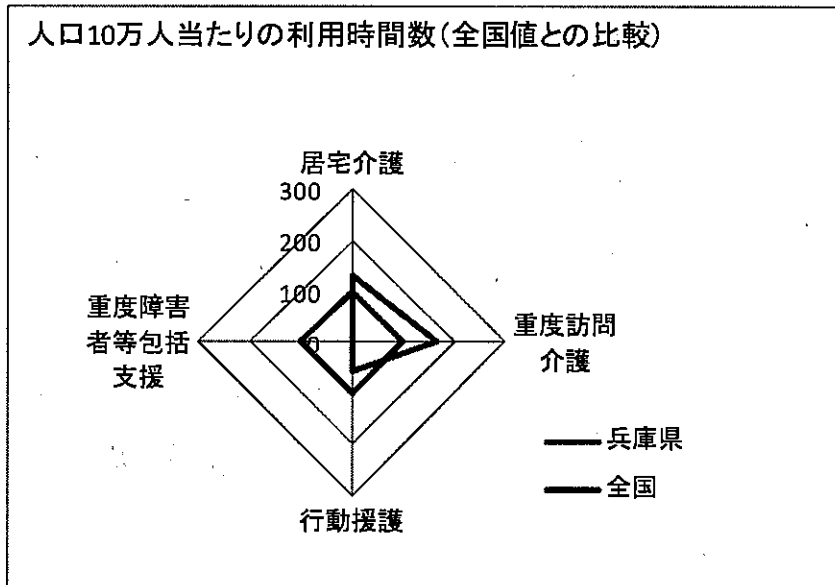
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
兵庫県	120	133	97	70	61	105	61	142	64

#### 3. 居住系

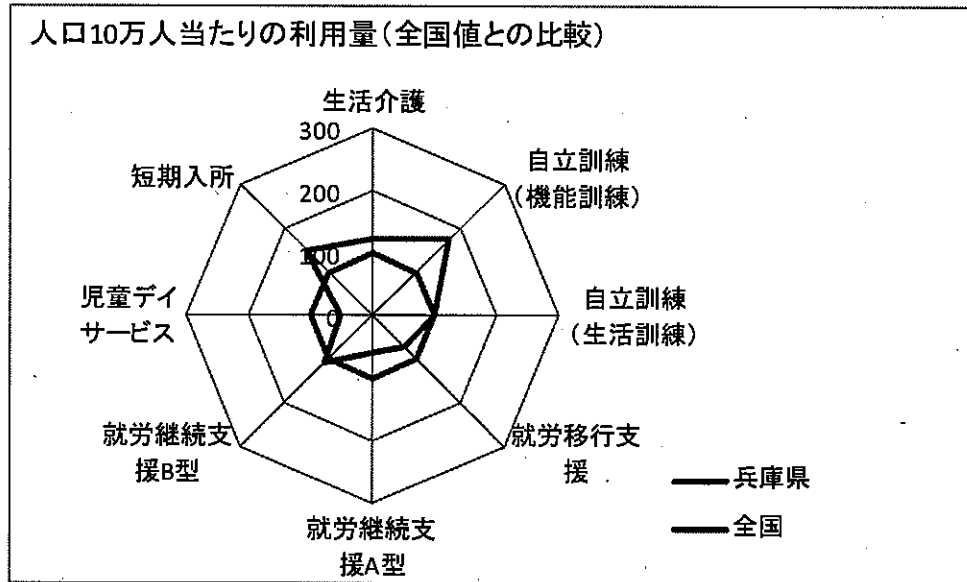
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
兵庫県	33	73	137

# 【兵庫県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

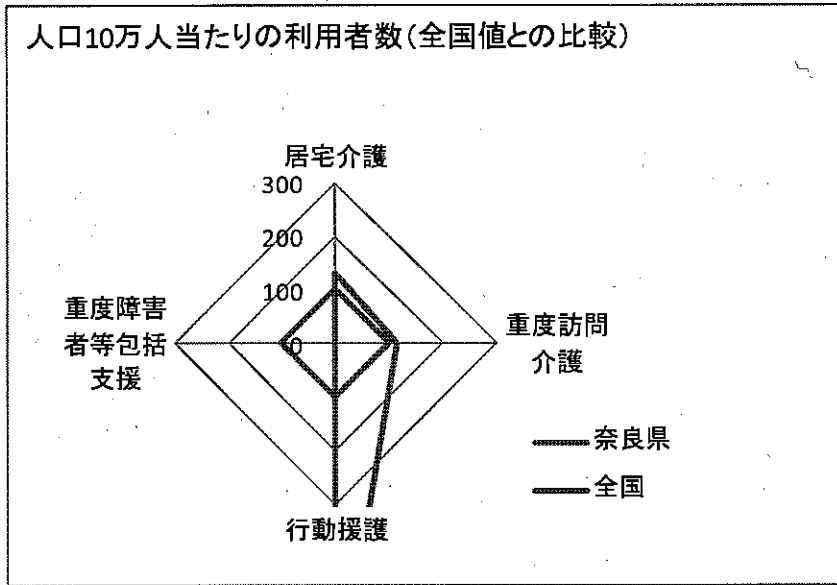
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
兵庫県	131	166	59	0

#### 2. 日中活動系

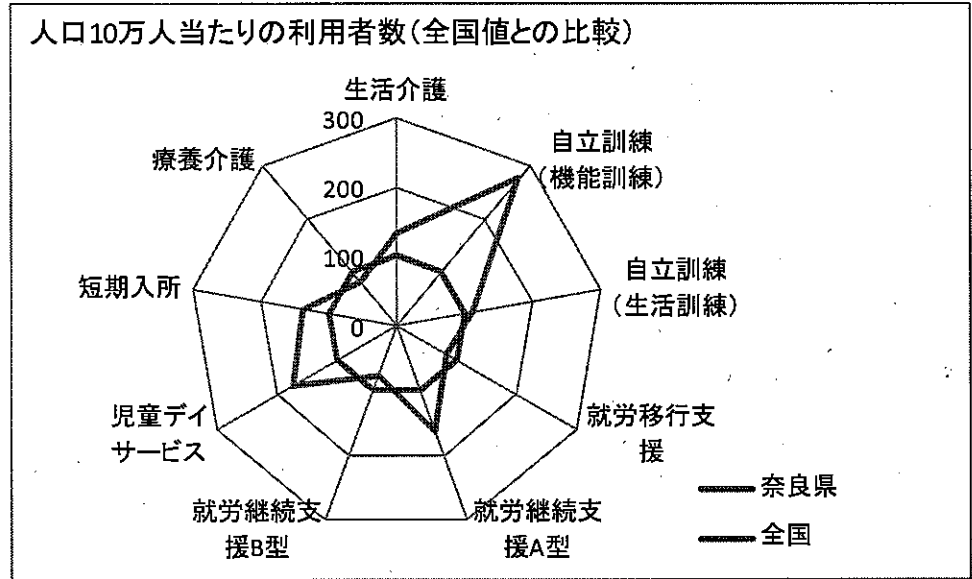
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
兵庫県	123	173	101	73	61	108	52	149

# 【奈良県(利用者数)】

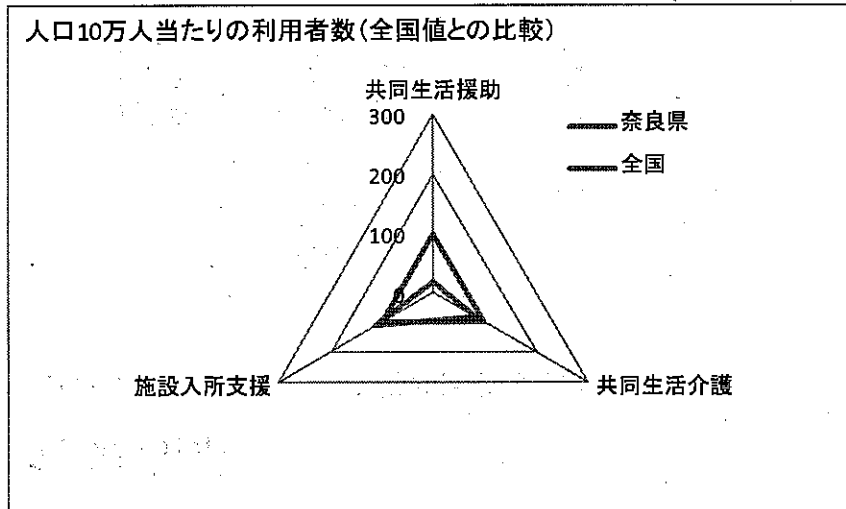
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
奈良県	131	114	677	0

#### 2. 日中活動系

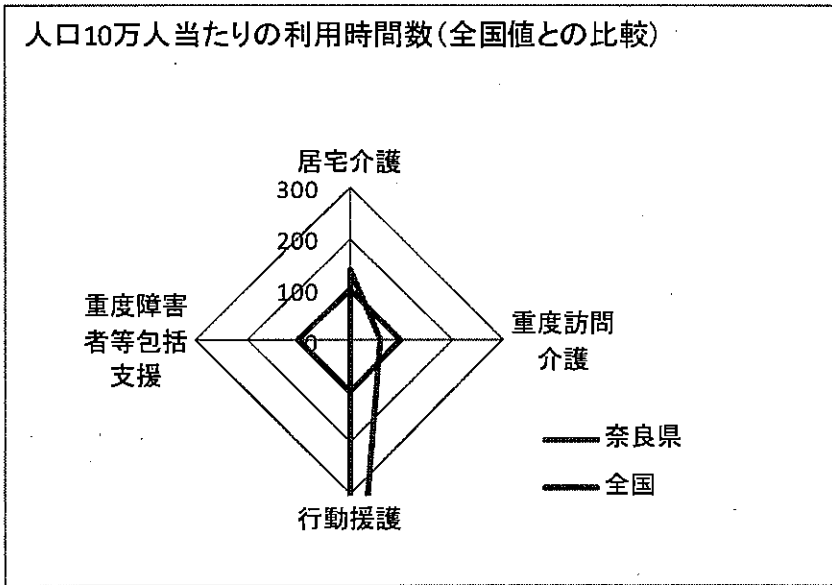
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
奈良県	132	277	111	83	162	76	172	138	82

#### 3. 居住系

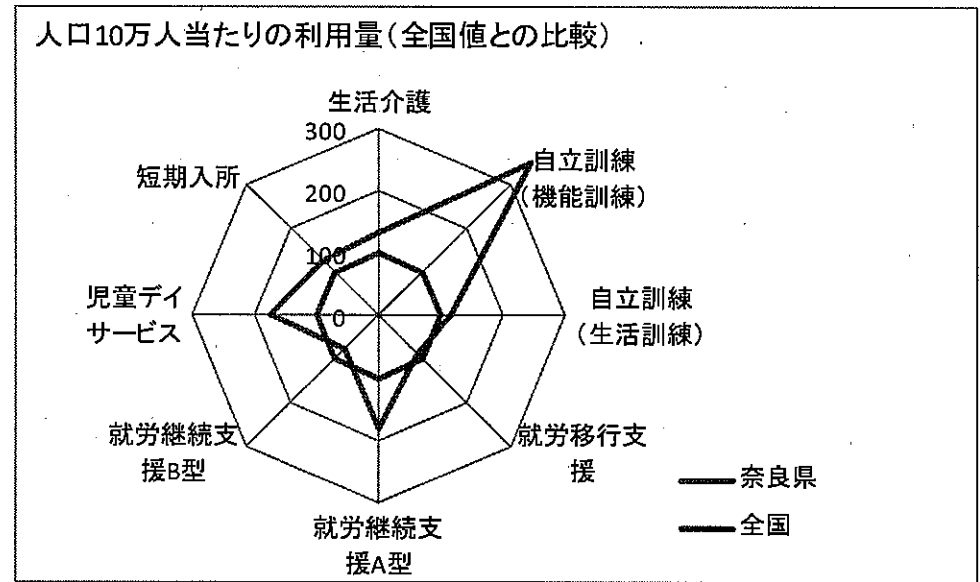
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
奈良県	19	81	112

# 【奈良県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

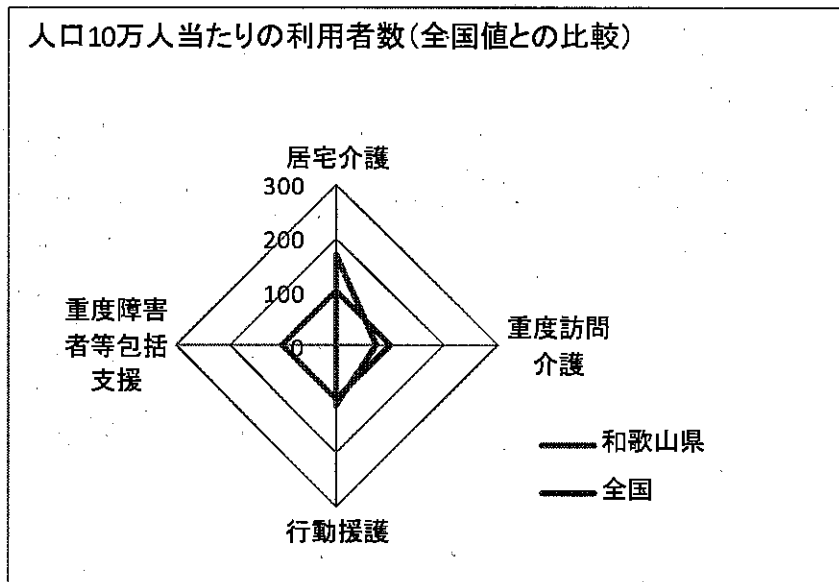
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
奈良県	140	61	735	0

#### 2. 日中活動系

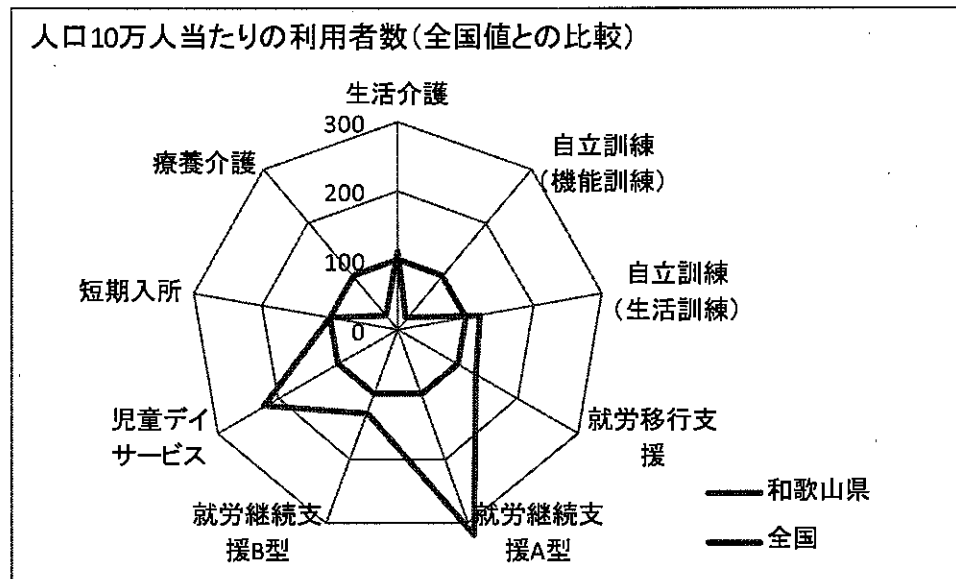
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
奈良県	134	346	118	88	182	75	173	126

# 【和歌山県(利用者数)】

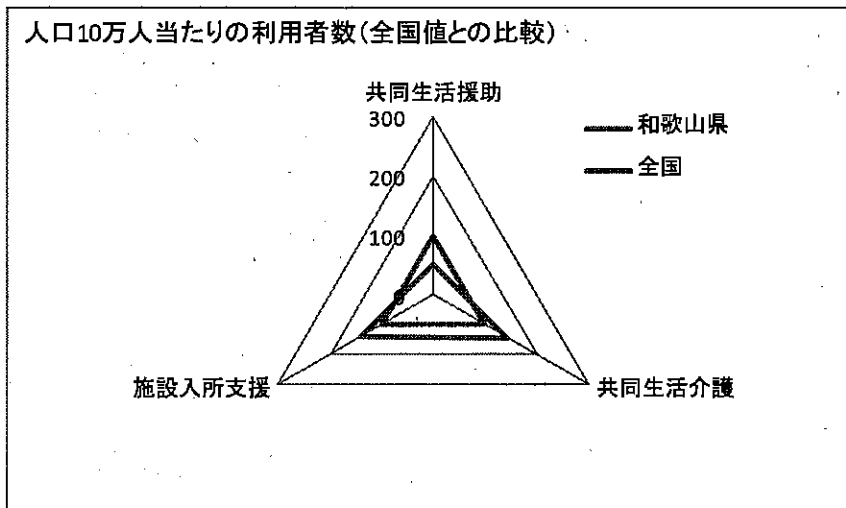
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
和歌山県	168	75	112	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
和歌山県	111	21	121	132	318	128	222	100	24

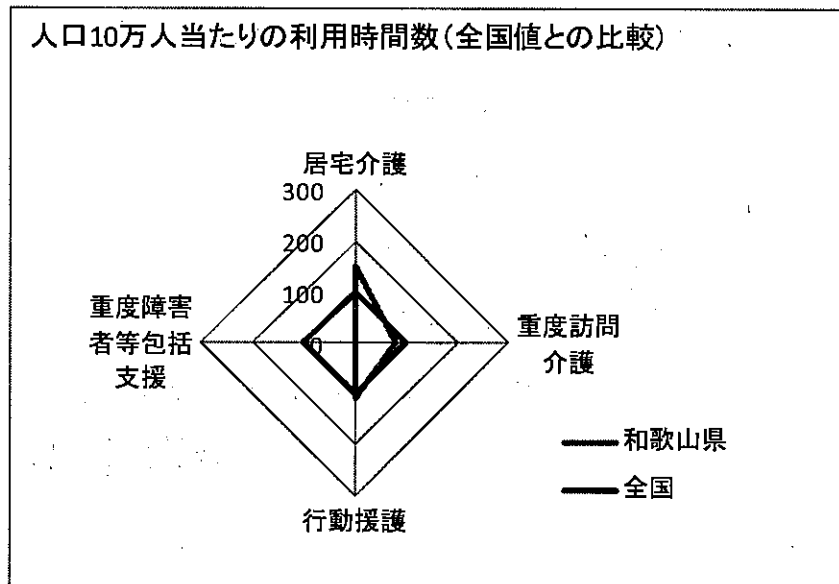
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
和歌山県	51	143	141

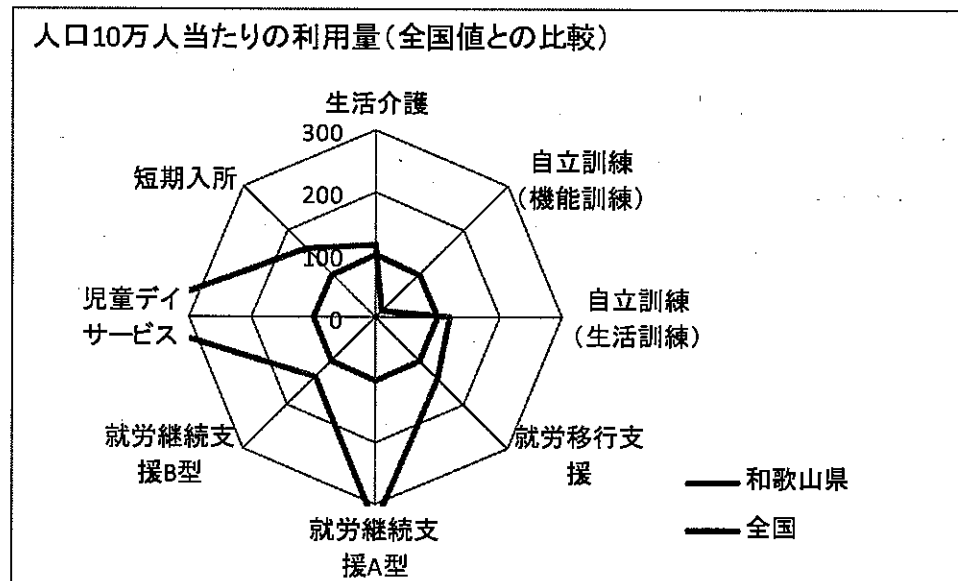


# 【和歌山県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

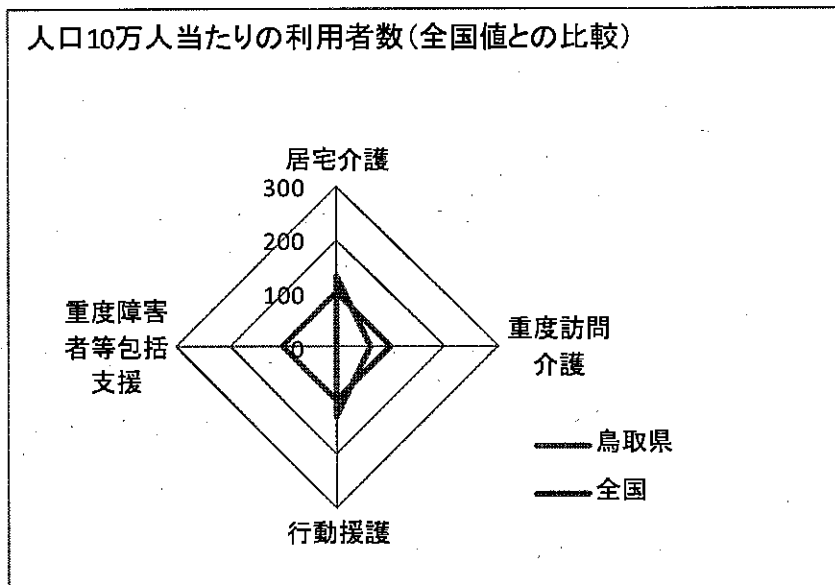
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
和歌山県	151	79	107	0

#### 2. 日中活動系

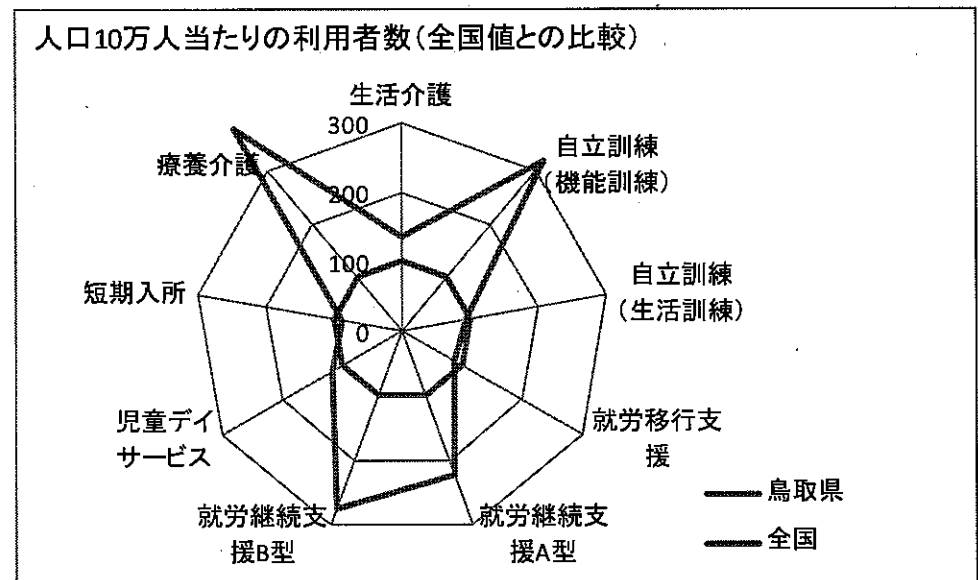
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
和歌山県	117	15	121	140	335	134	411	159

# 【鳥取県(利用者数)】

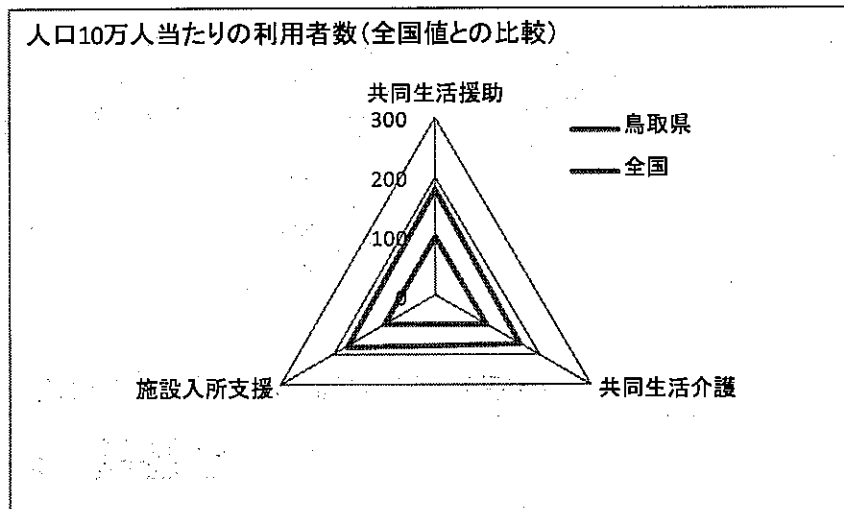
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
鳥取県	131	61	128	0

#### 2. 日中活動系

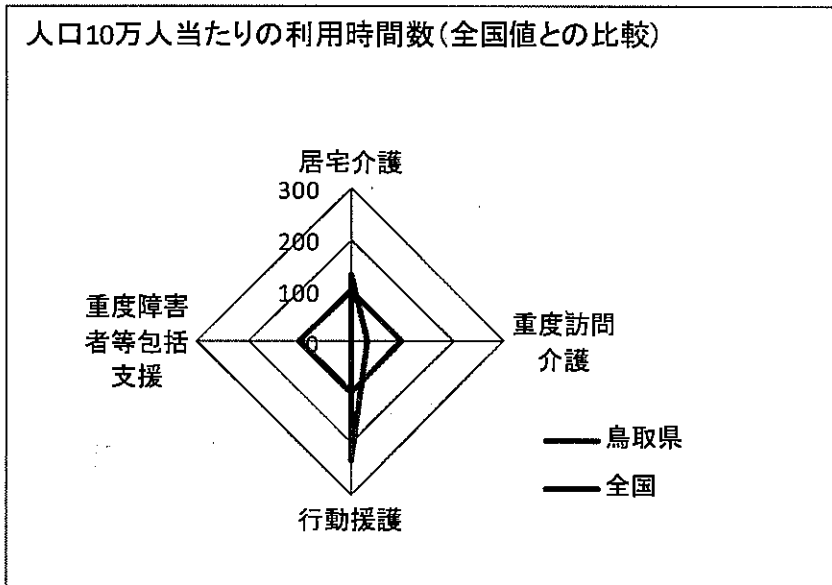
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
鳥取県	137	320	93	88	221	276	115	87	379

#### 3. 居住系

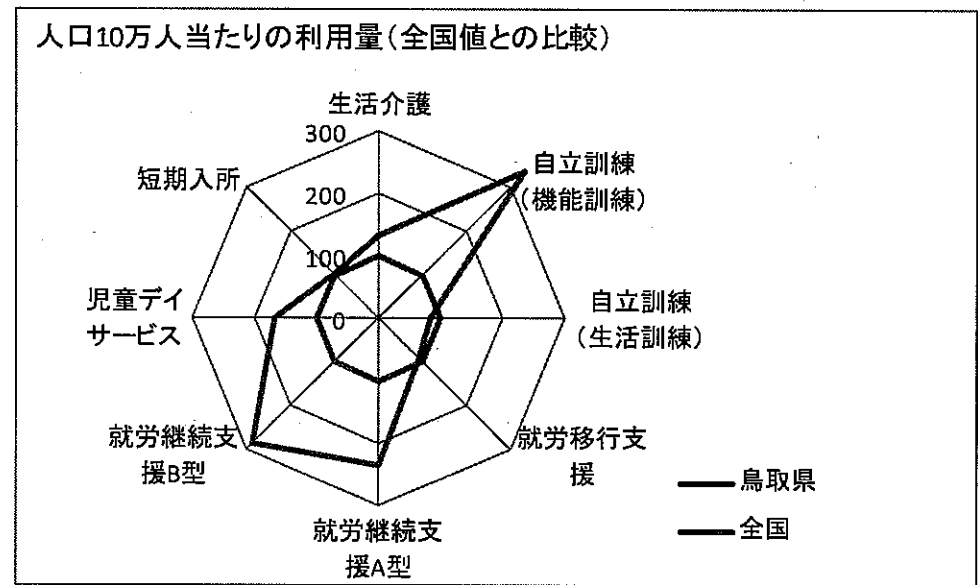
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
鳥取県	181	162	173

# 【鳥取県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

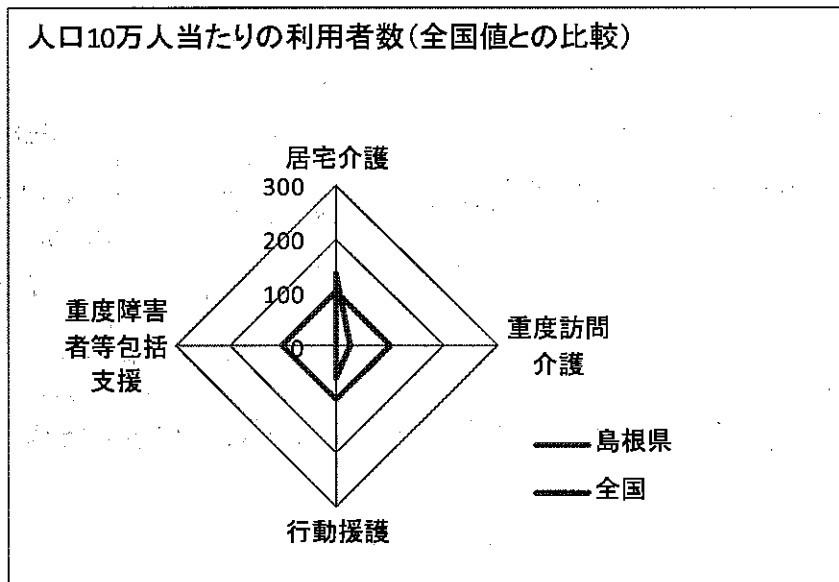
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
鳥取県	131	31	234	0

#### 2. 日中活動系

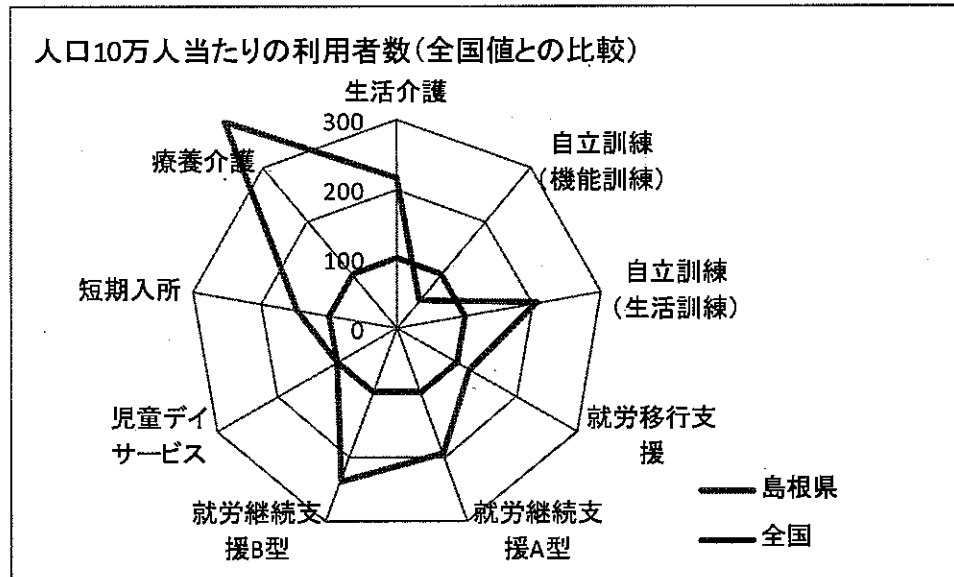
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
鳥取県	134	335	84	93	238	285	167	101

# 【島根県(利用者数)】

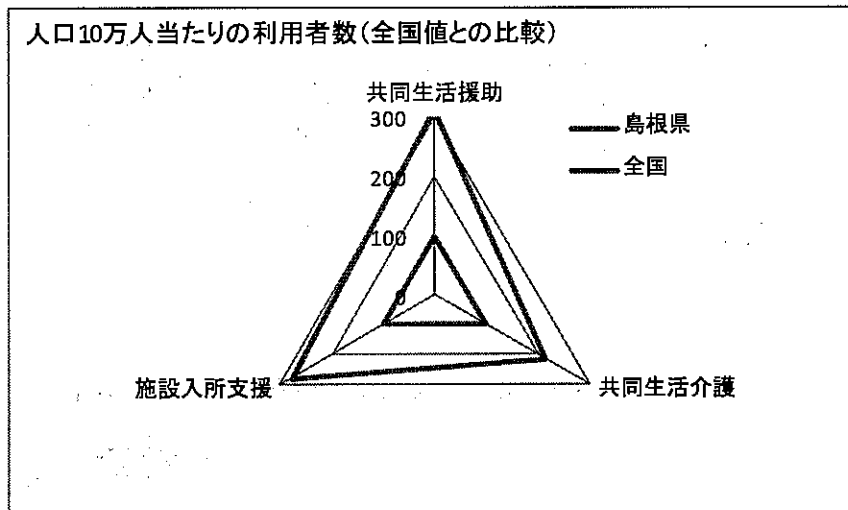
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
島根県	136	26	61	0

#### 2. 日中活動系

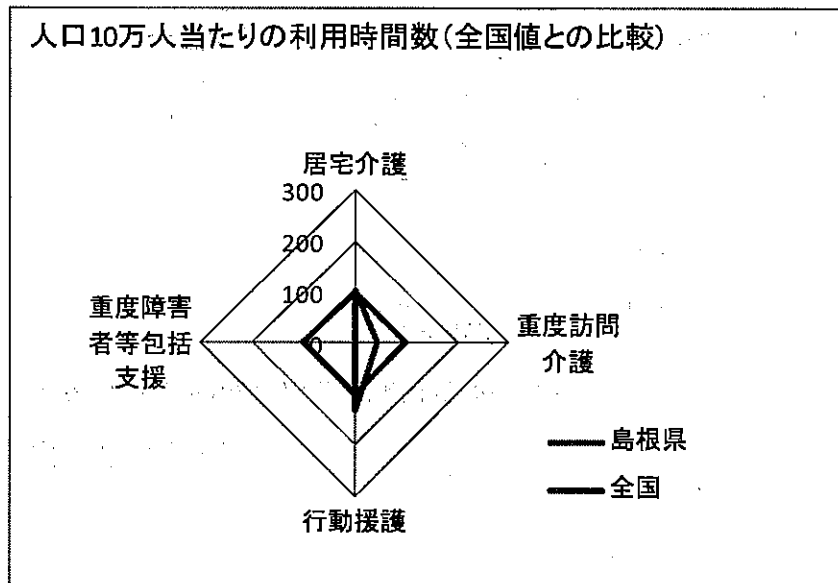
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
島根県	216	51	207	120	194	239	99	146	387

#### 3. 居住系

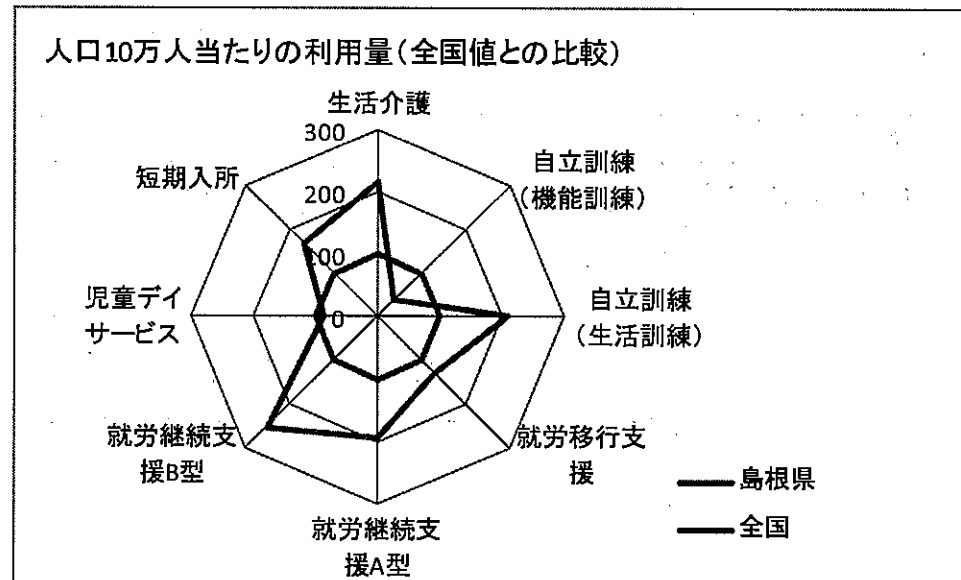
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
島根県	312	213	279

# 【島根県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

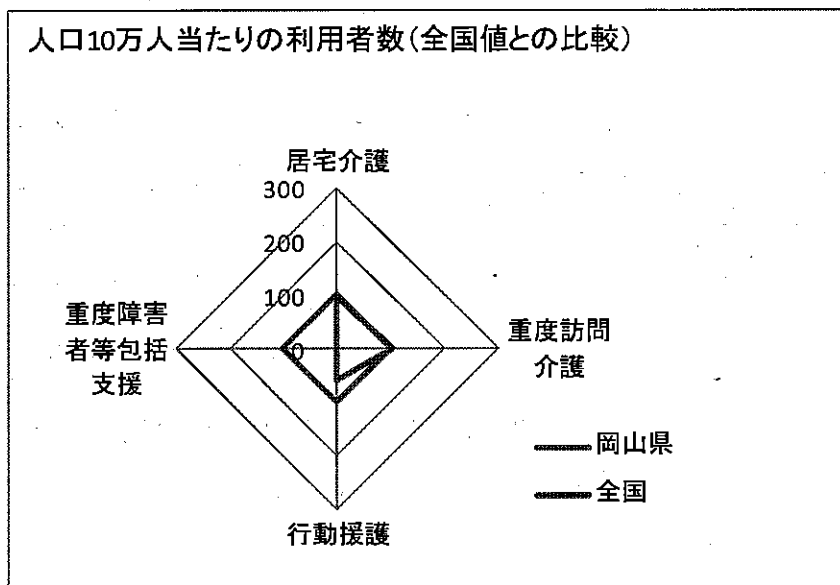
都道府県	在宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
島根県	105	44	134	0

#### 2. 日中活動系

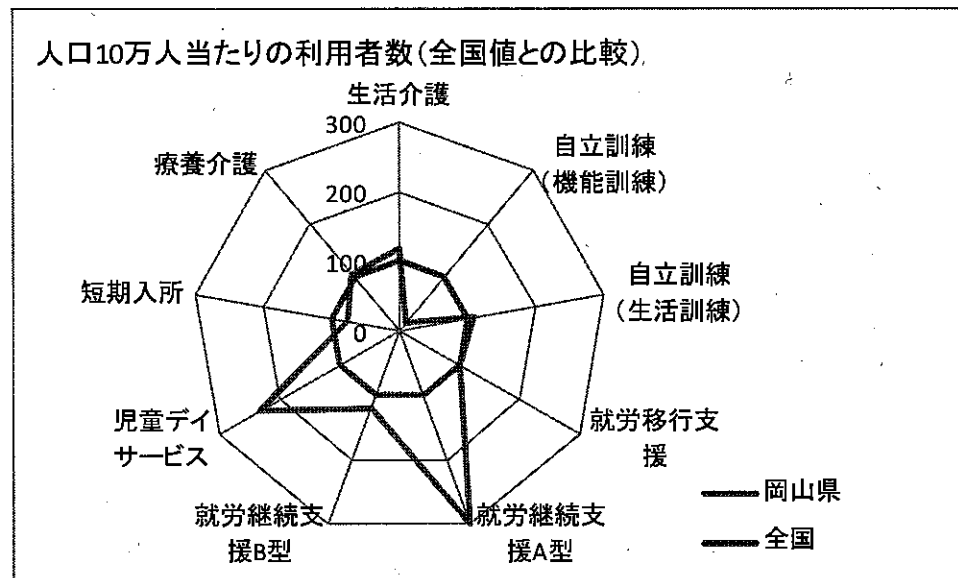
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
島根県	218	38	210	128	195	252	87	166

# 【岡山県(利用者数)】

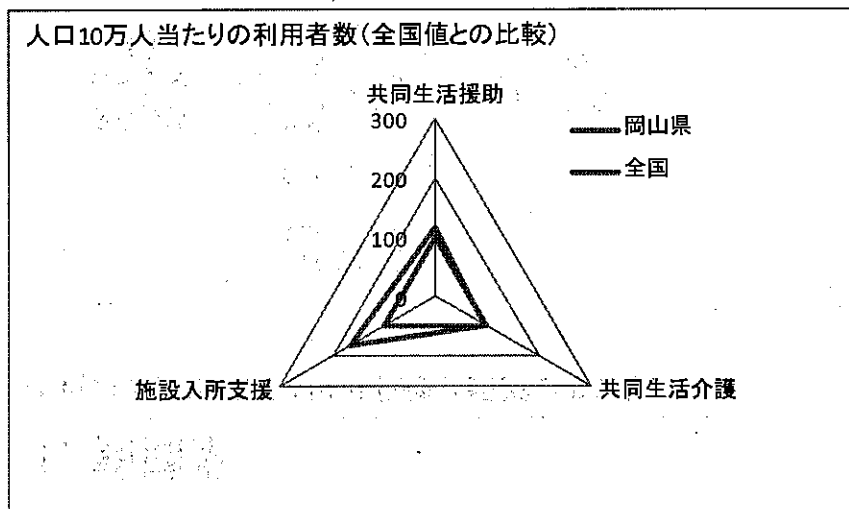
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	重度障害者等包括支援
岡山県	98	105	60	0

#### 2. 日中活動系

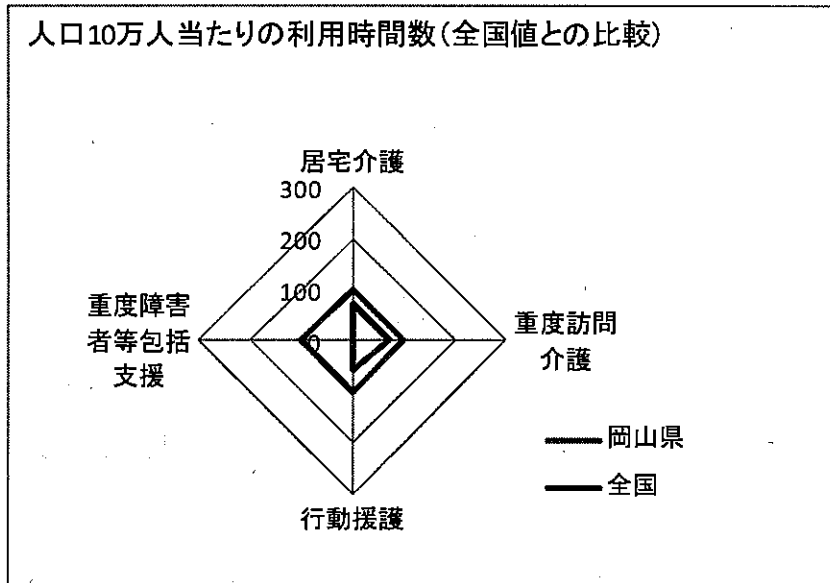
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
岡山県	117	14	109	101	300	120	233	77	105

#### 3. 居住系

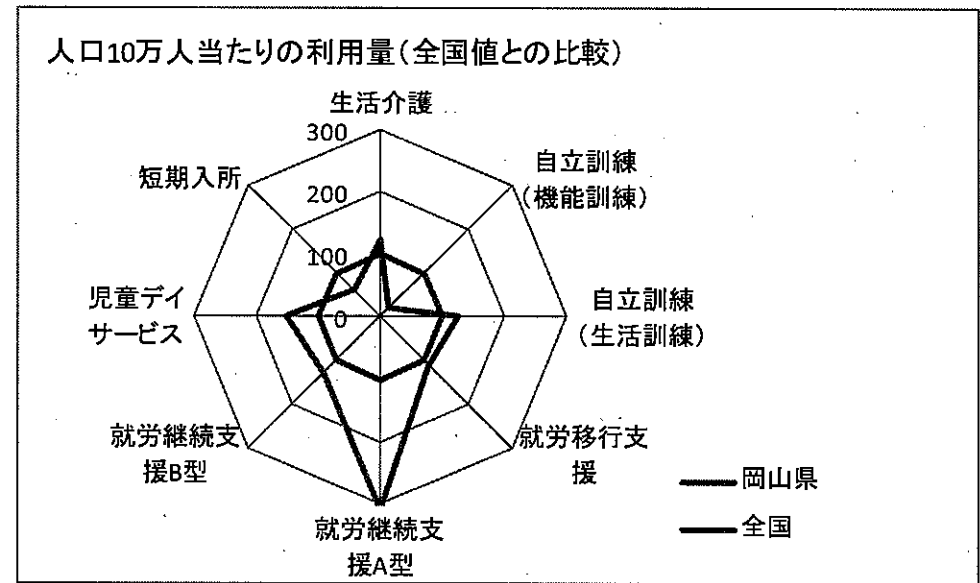
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
岡山県	119	96	164

# 【岡山県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

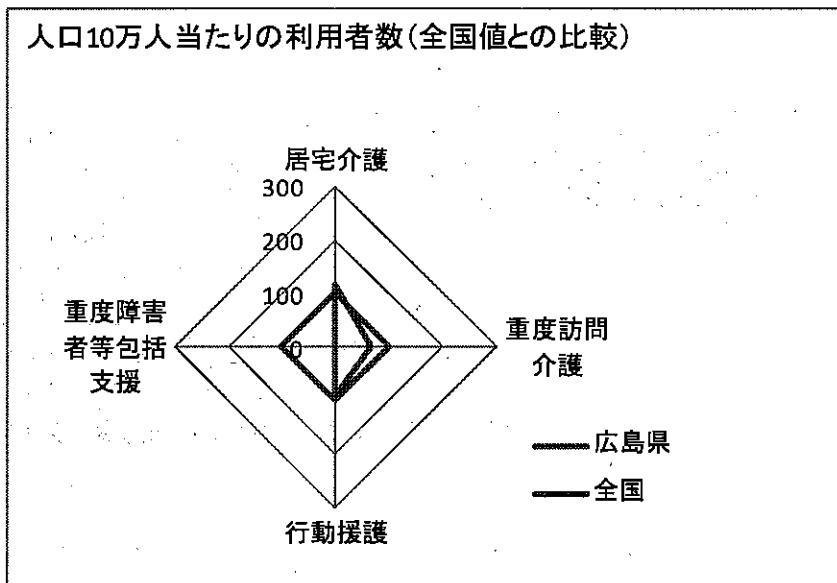
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
岡山県	71	71	58	0

#### 2. 日中活動系

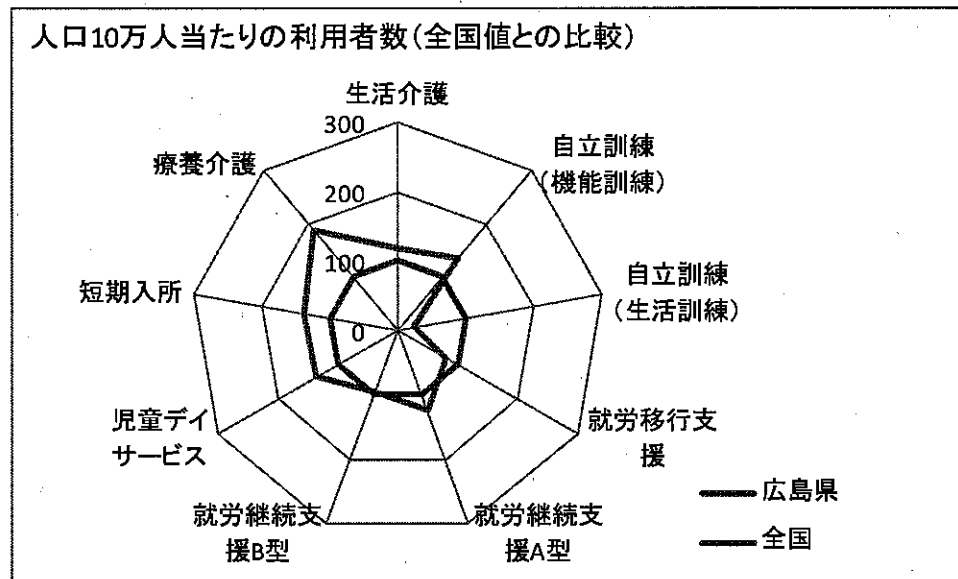
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
岡山県	123	19	127	110	310	128	151	60

# 【広島県(利用者数)】

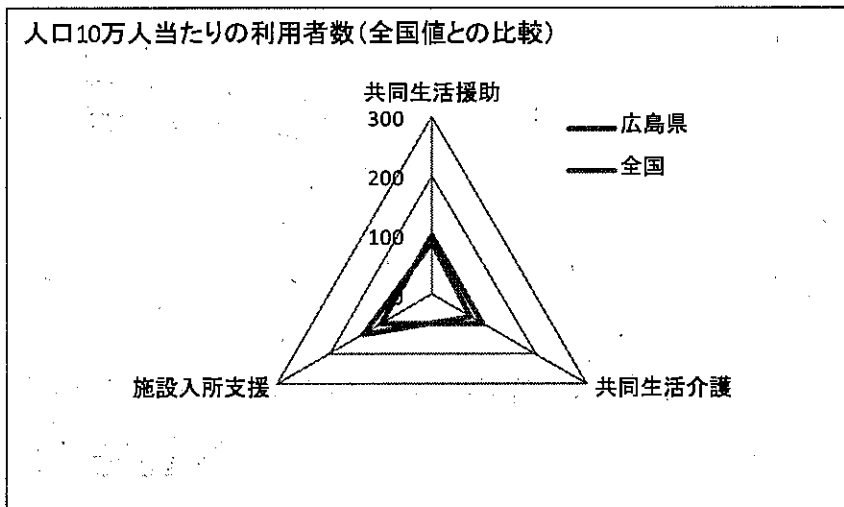
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
広島県	117	68	94	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
広島県	117	136	25	81	125	95	136	136	187

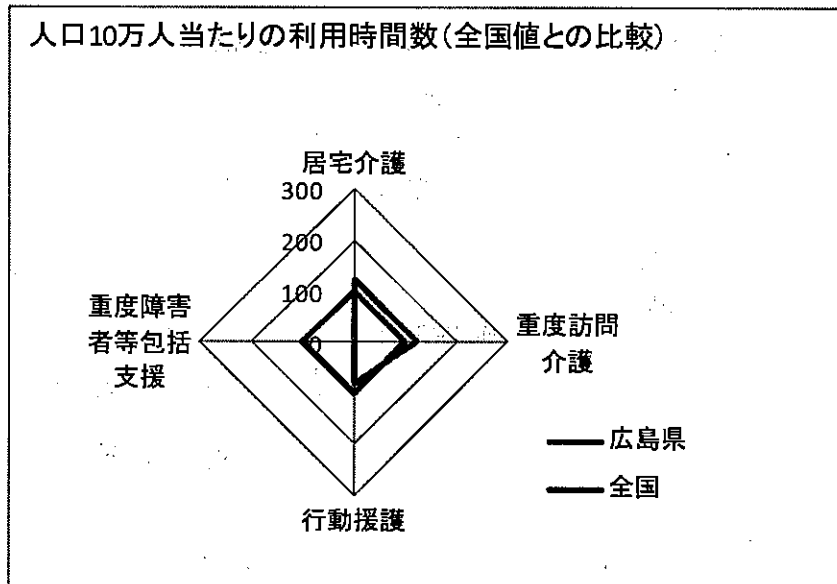
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
広島県	87	74	133

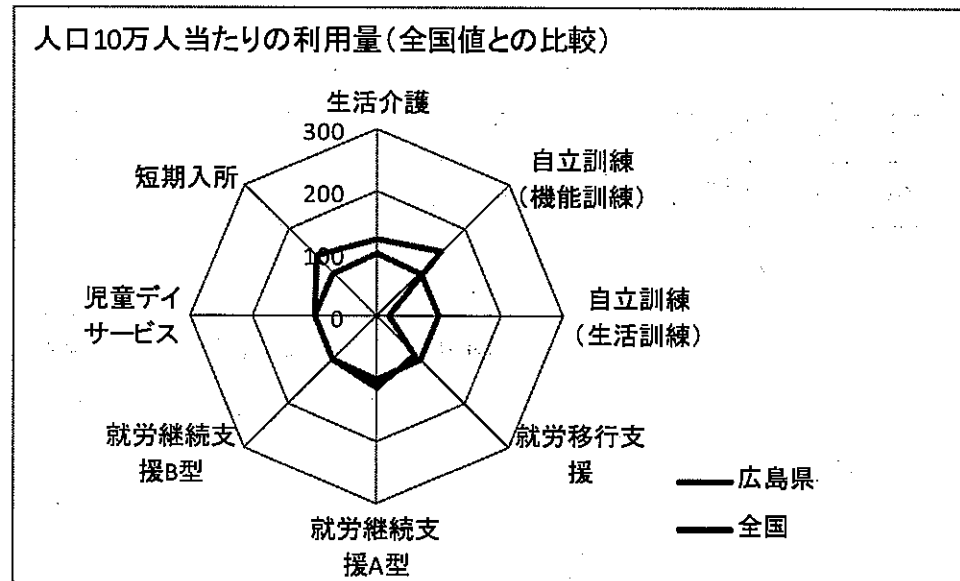


# 【広島県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

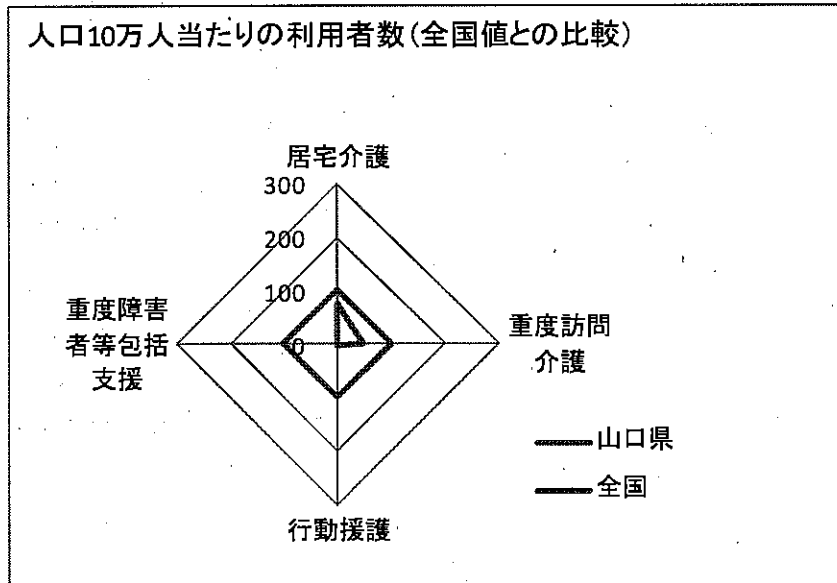
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	重度障害者等包括支援
広島県	122	123	79	0

#### 2. 日中活動系

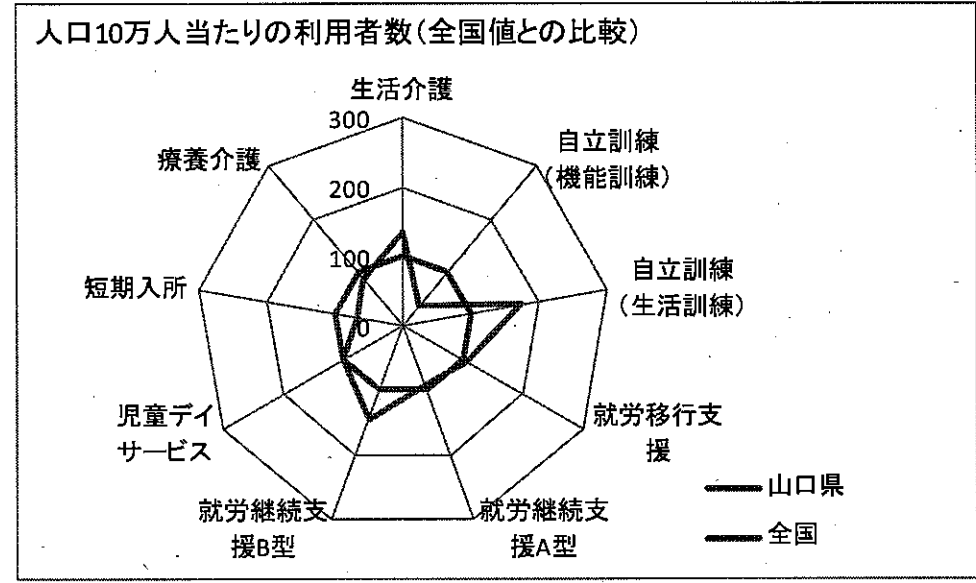
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
広島県	125	146	21	87	115	98	100	137

# 【山口県(利用者数)】

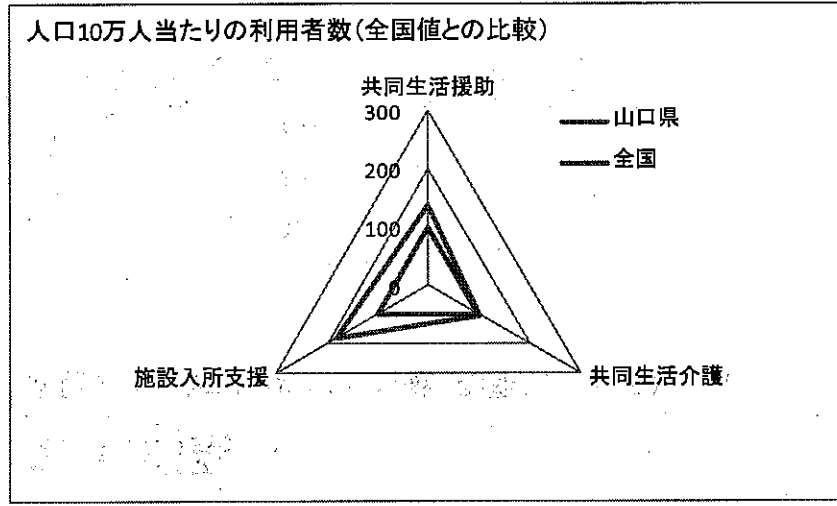
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
山口県	74	47	3	0

#### 2. 日中活動系

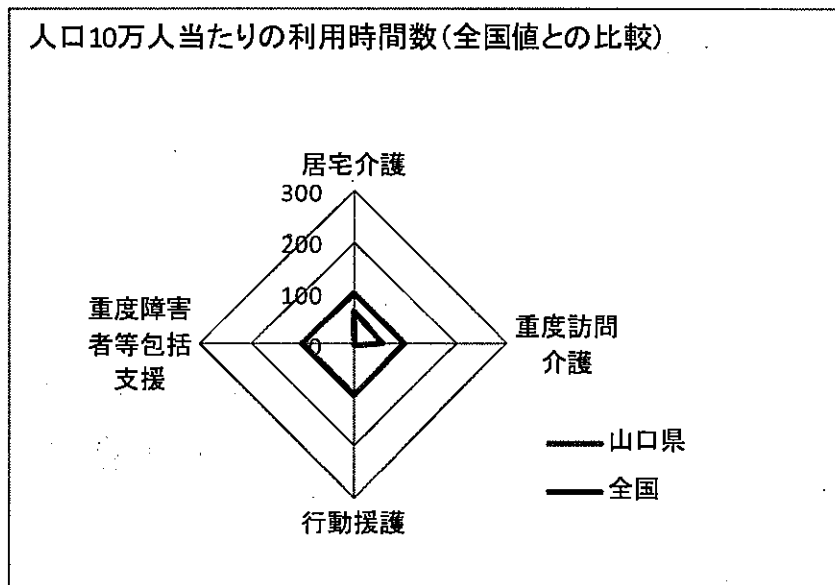
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
山口県	134	36	173	106	92	146	100	68	87

#### 3. 居住系

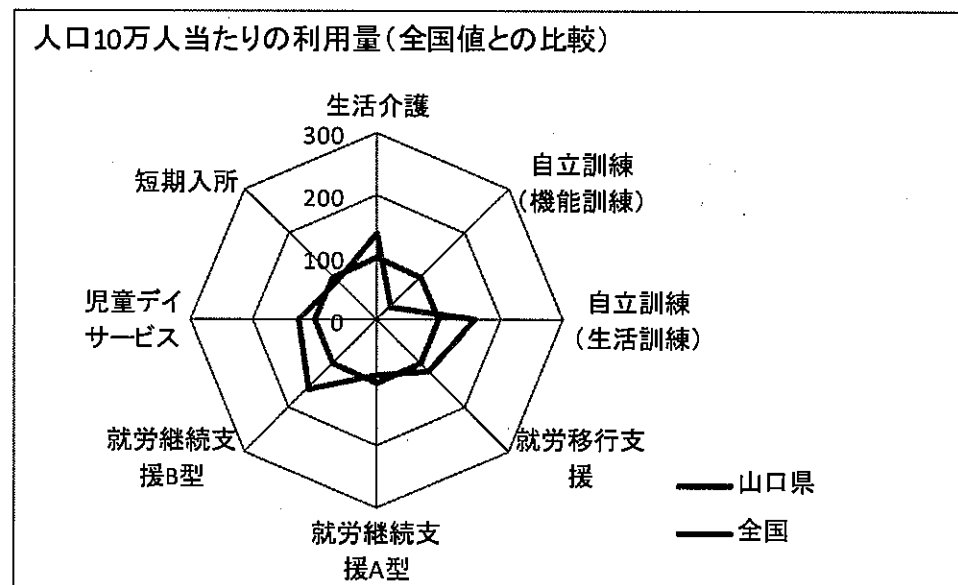
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
山口県	138	102	181

# 【山口県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

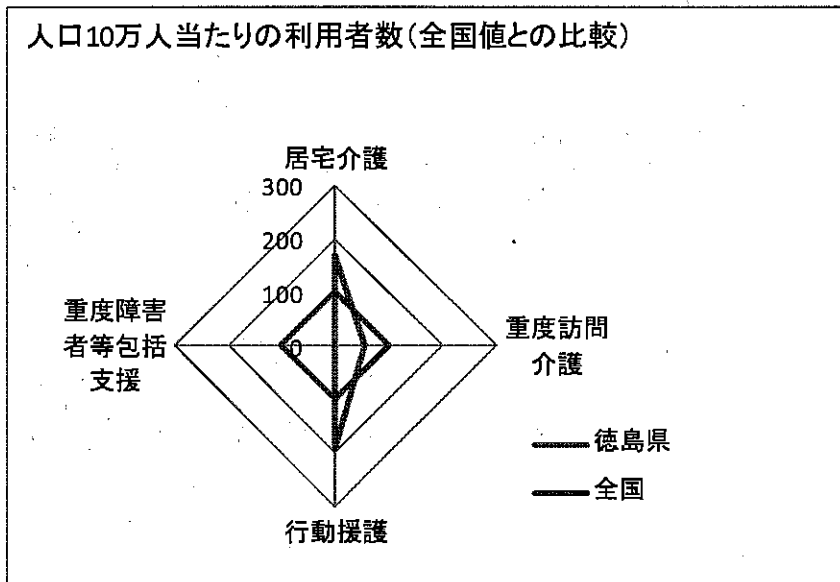
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
山口県	65	58	1	0

#### 2. 日中活動系

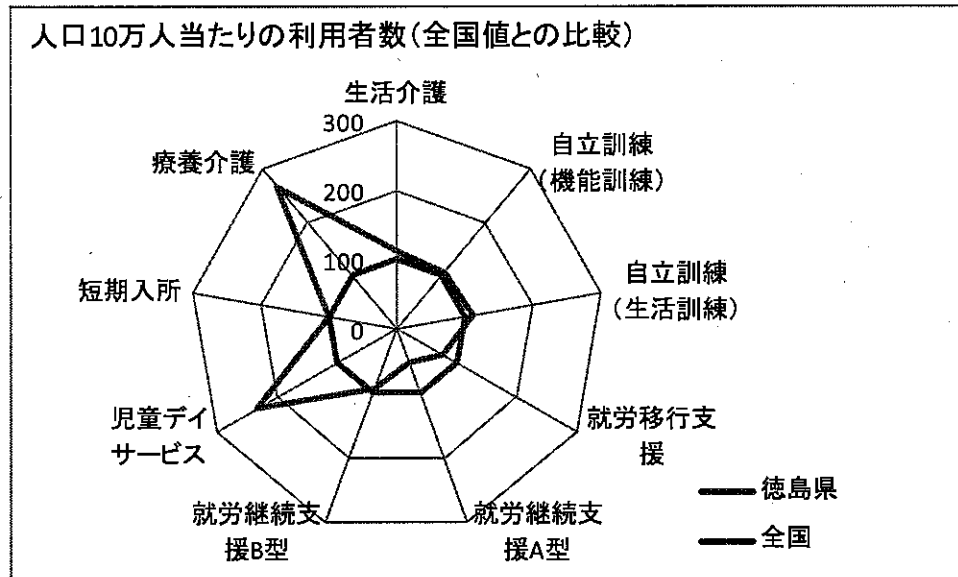
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
山口県	139	31	159	118	90	156	128	88

# 【徳島県(利用者数)】

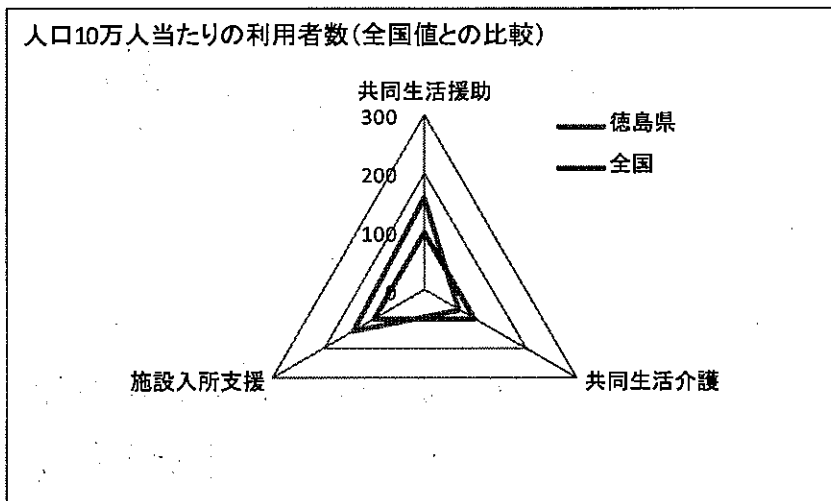
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
徳島県	170	54	192	0

#### 2. 日中活動系

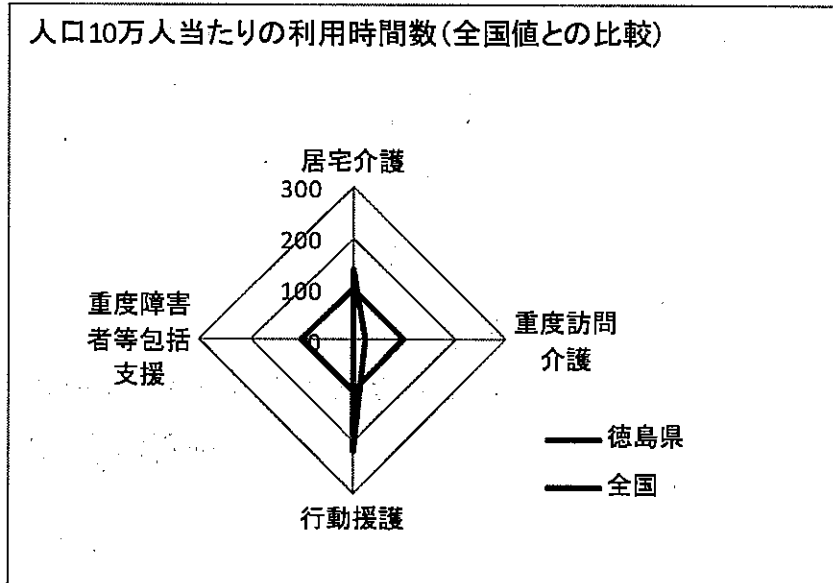
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
徳島県	112	107	112	76	53	93	234	99	268

#### 3. 居住系

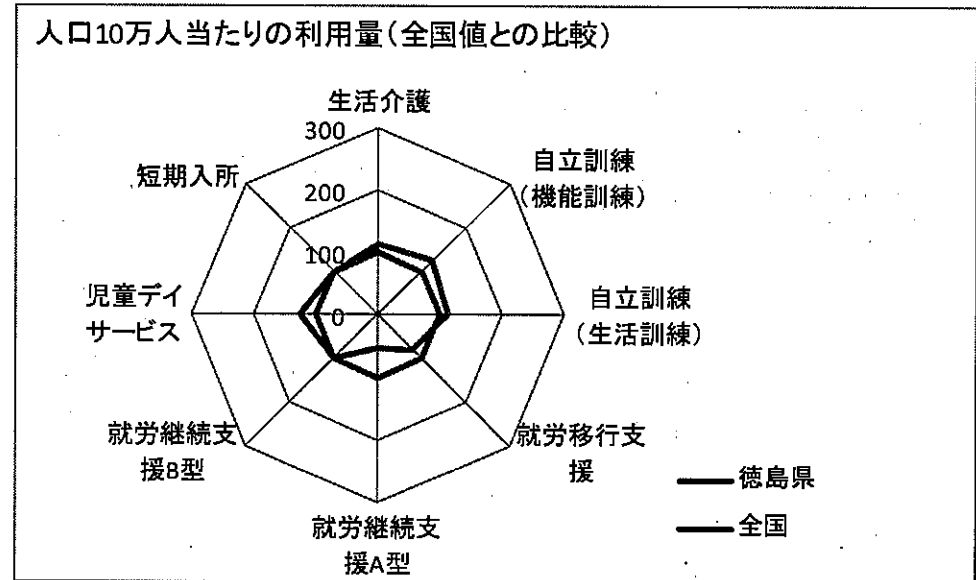
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
徳島県	158	66	142

# 【徳島県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

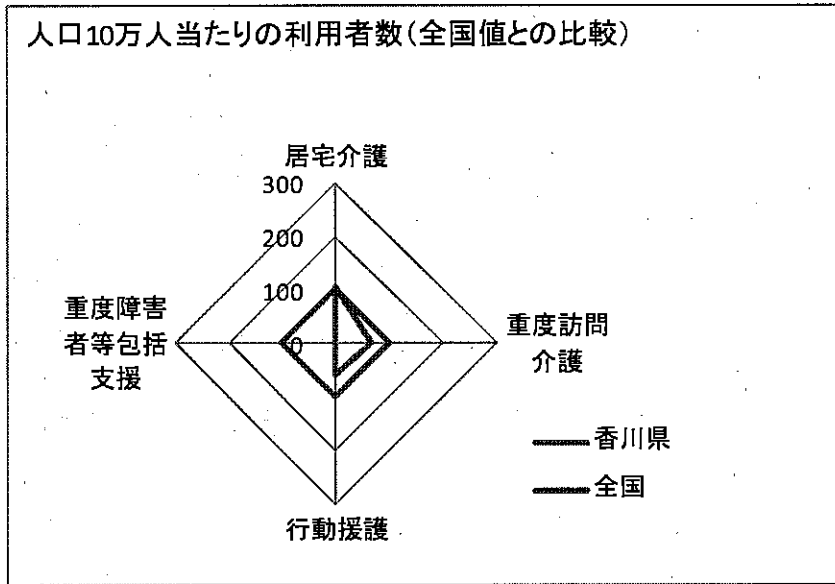
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
徳島県	140	25	220	0

#### 2. 日中活動系

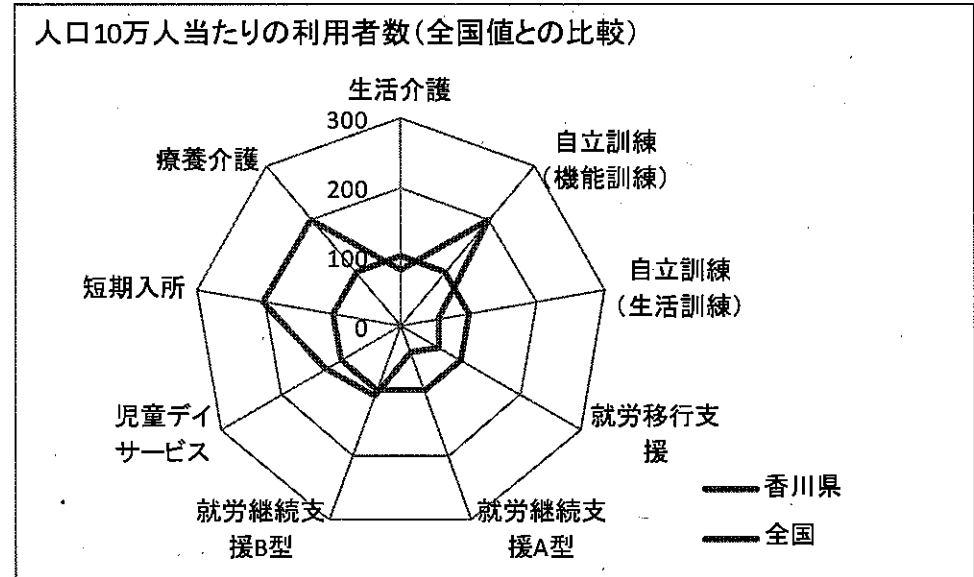
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
徳島県	116	123	113	78	54	97	126	99

# 【香川県(利用者数)】

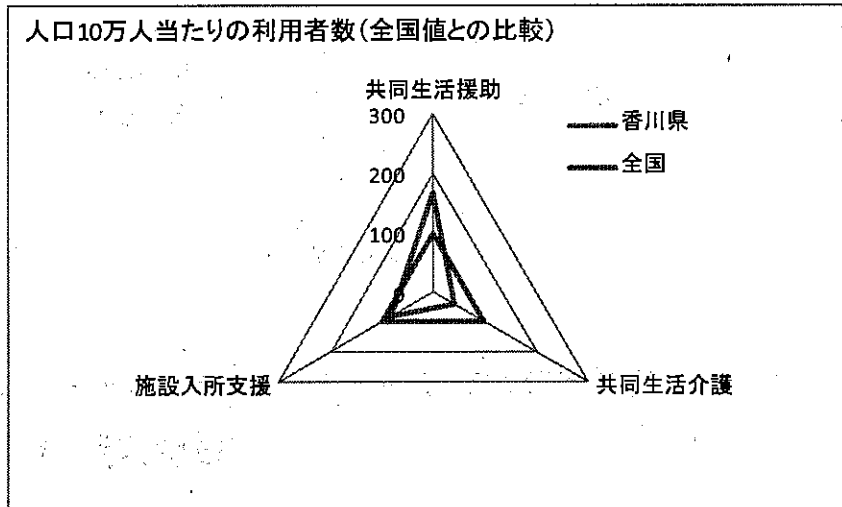
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
香川県	103	64	60	0

#### 2. 日中活動系

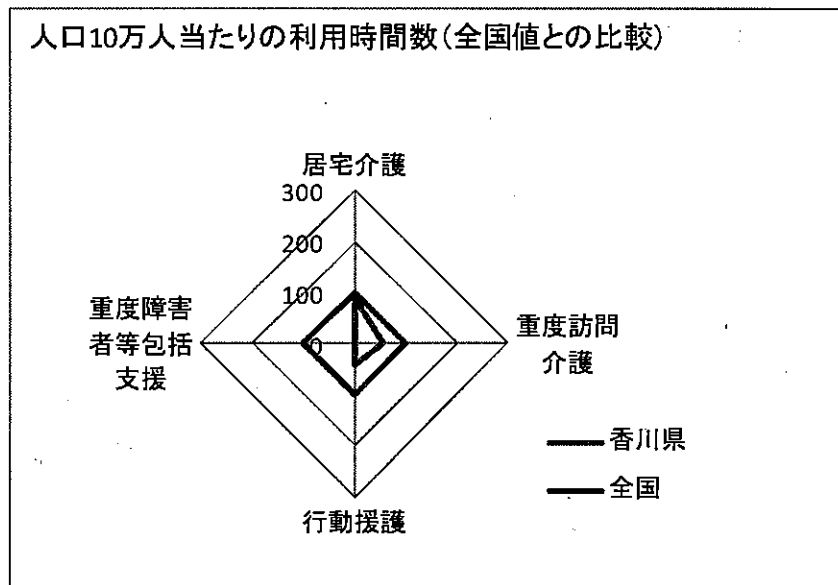
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
香川県	80	200	57	65	41	108	125	202	199

#### 3. 居住系

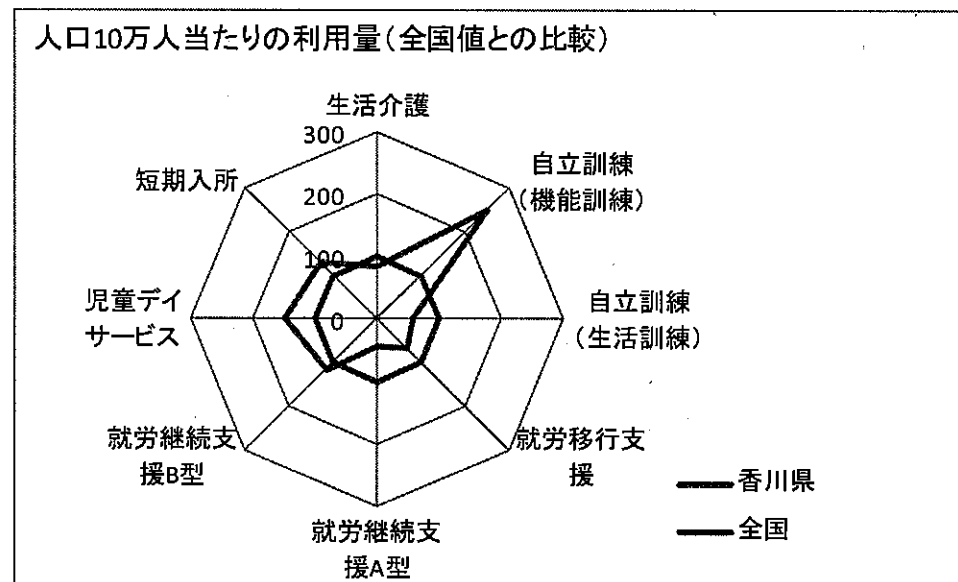
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
香川県	167	41	81

# 【香川県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

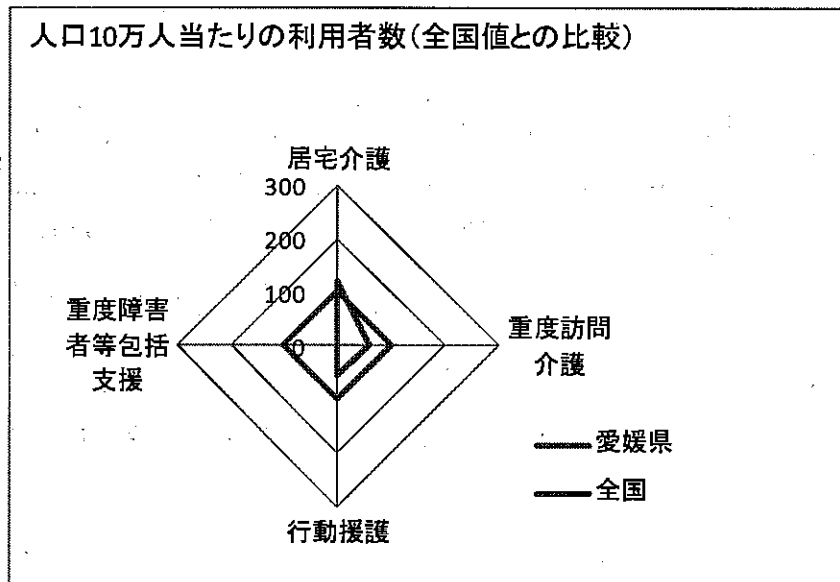
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
香川県	88	56	42	0

#### 2. 日中活動系

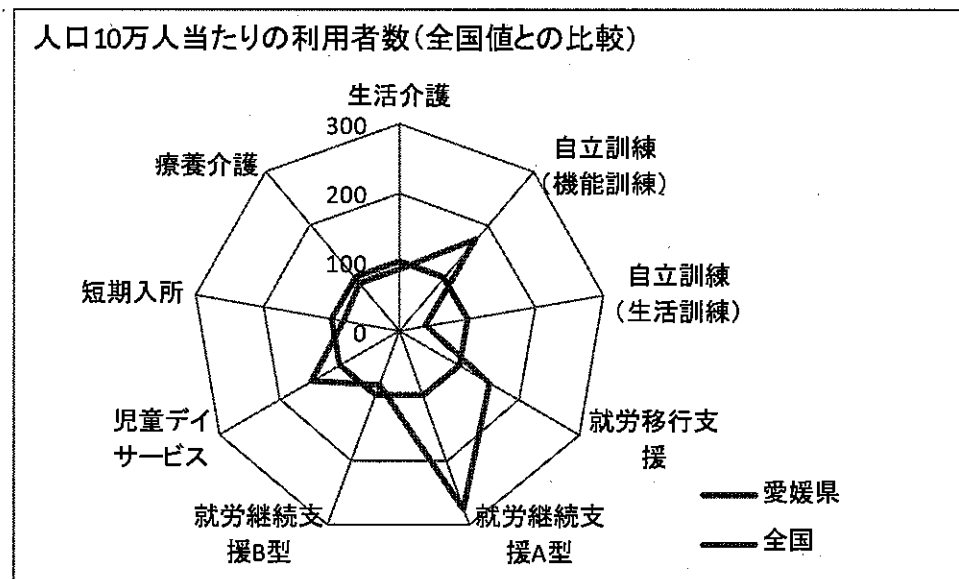
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
香川県	84	250	60	67	43	114	146	128

# 【愛媛県(利用者数)】

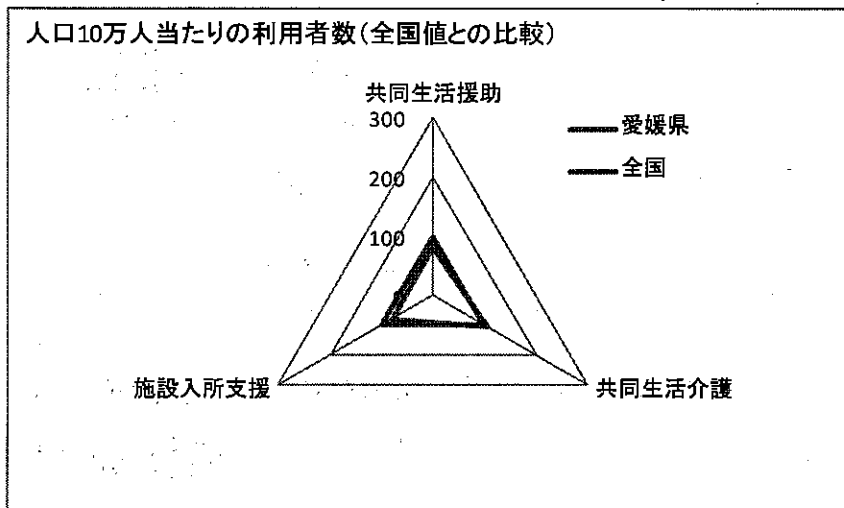
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
愛媛県	120	58	56	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
愛媛県	90	172	39	150	275	83	147	82	89

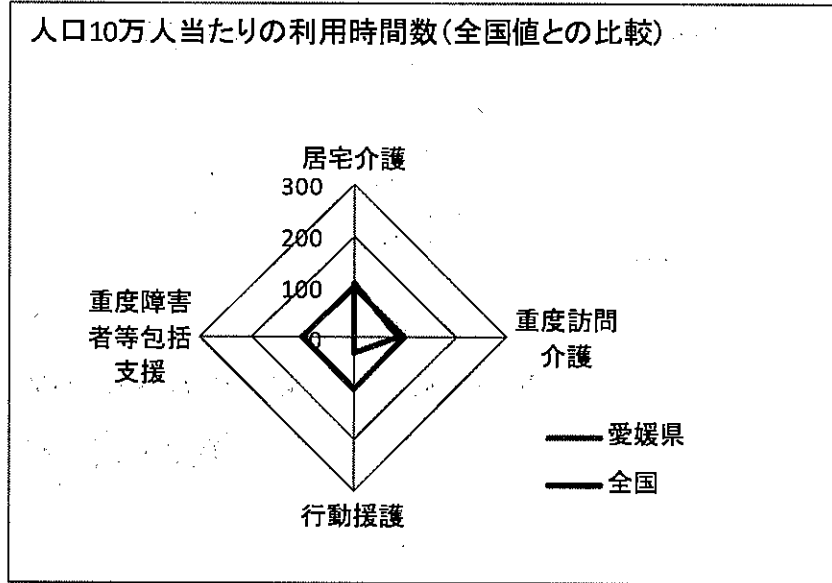
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
愛媛県	80	105	80

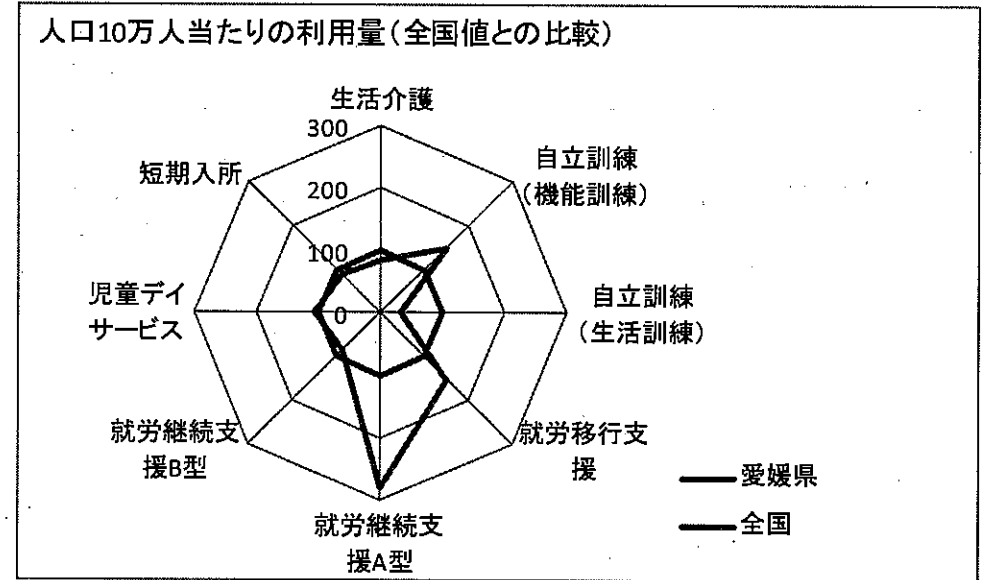


# 【愛媛県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

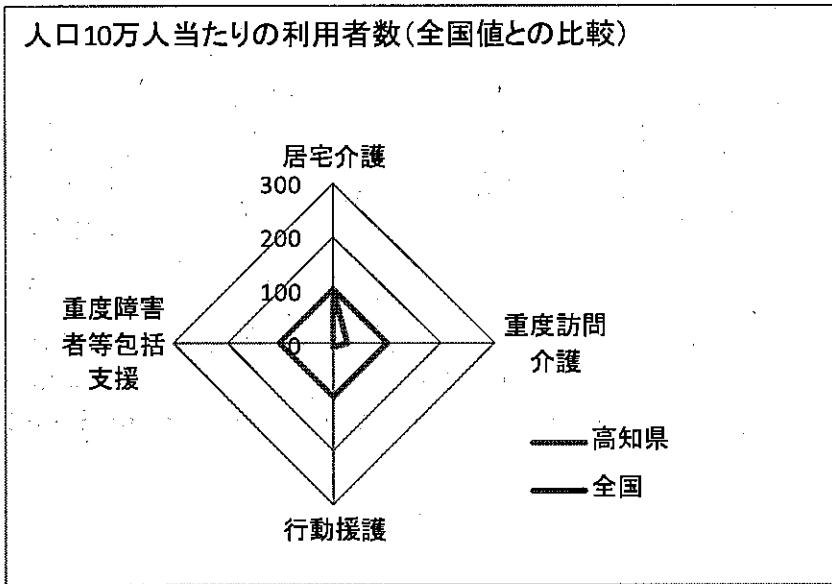
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
愛媛県	107	86	29	0

#### 2. 日中活動系

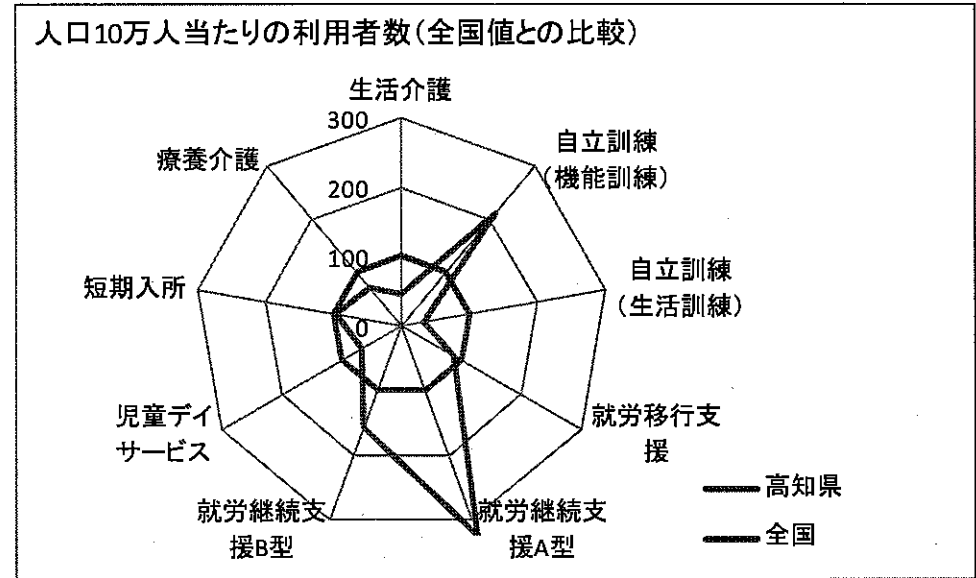
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
愛媛県	85	150	32	153	282	86	106	87

# 【高知県(利用者数)】

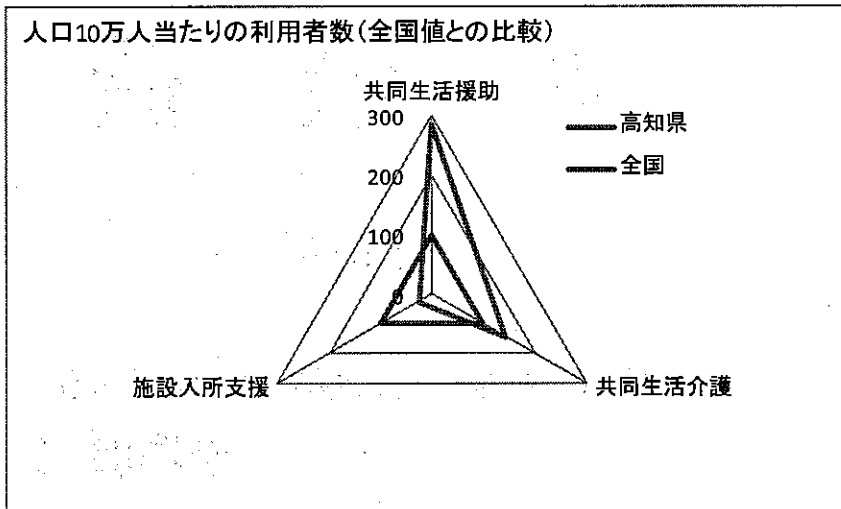
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
高知県	100	25	6	0

#### 2. 日中活動系

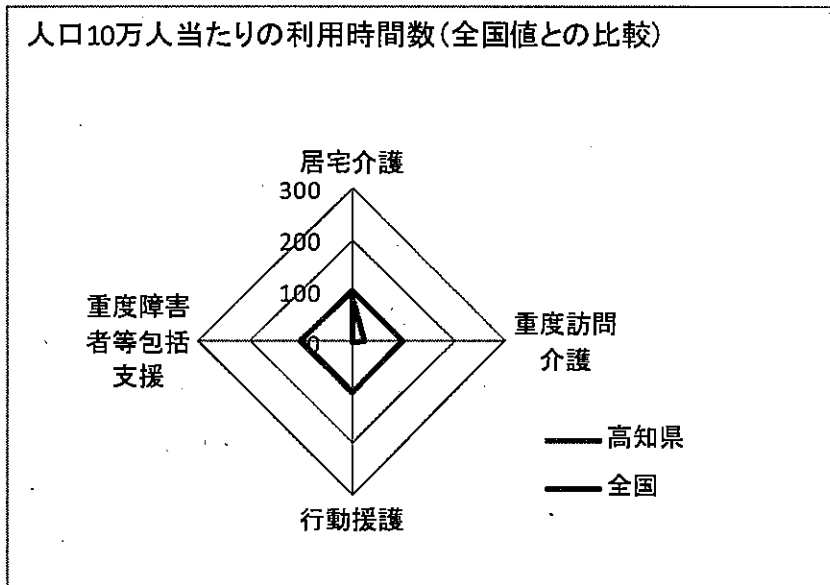
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
高知県	45	212	32	88	323	158	66	96	71

#### 3. 居住系

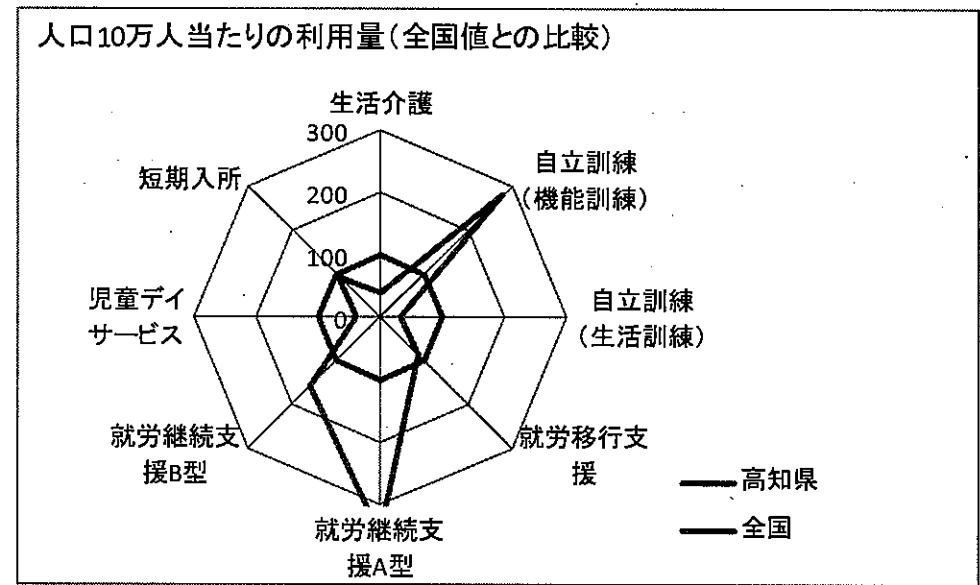
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
高知県	286	144	25

# 【高知県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

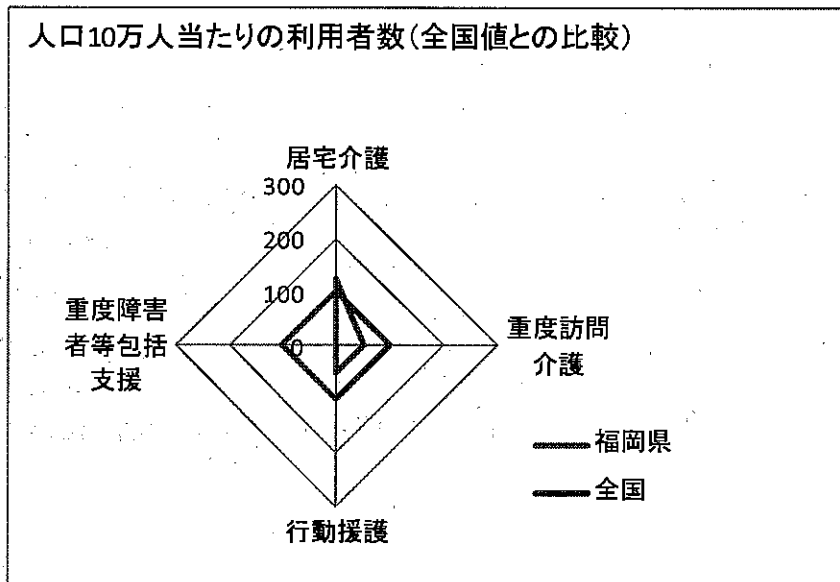
都道府県	居室介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
高知県	82	24	3	0

#### 2. 日中活動系

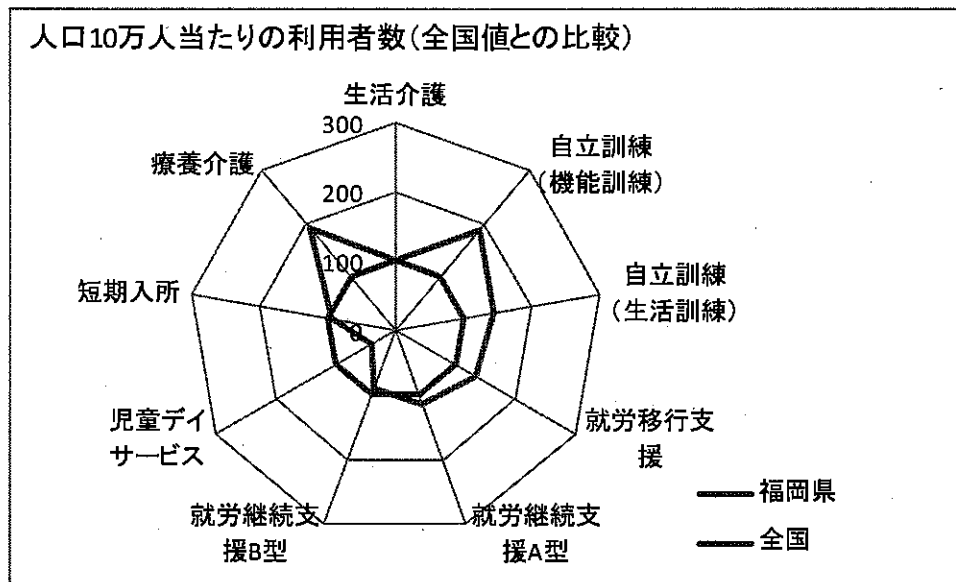
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
高知県	39	281	33	86	350	158	38	95

# 【福岡県(利用者数)】

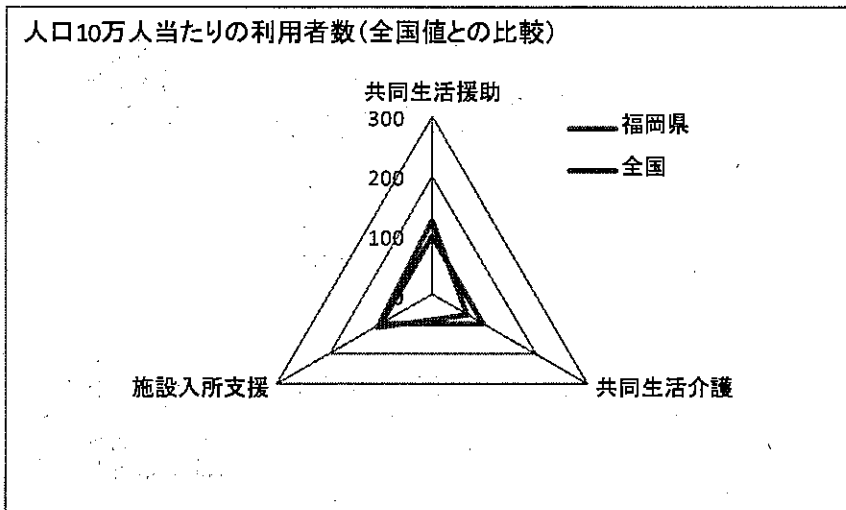
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
福岡県	124	50	50	0

#### 2. 日中活動系

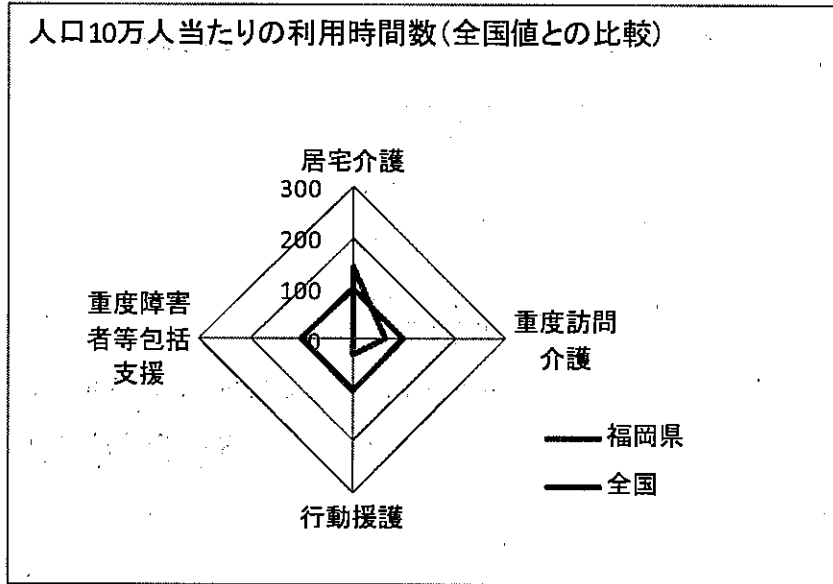
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
福岡県	100	188	145	133	113	89	39	92	192

#### 3. 居住系

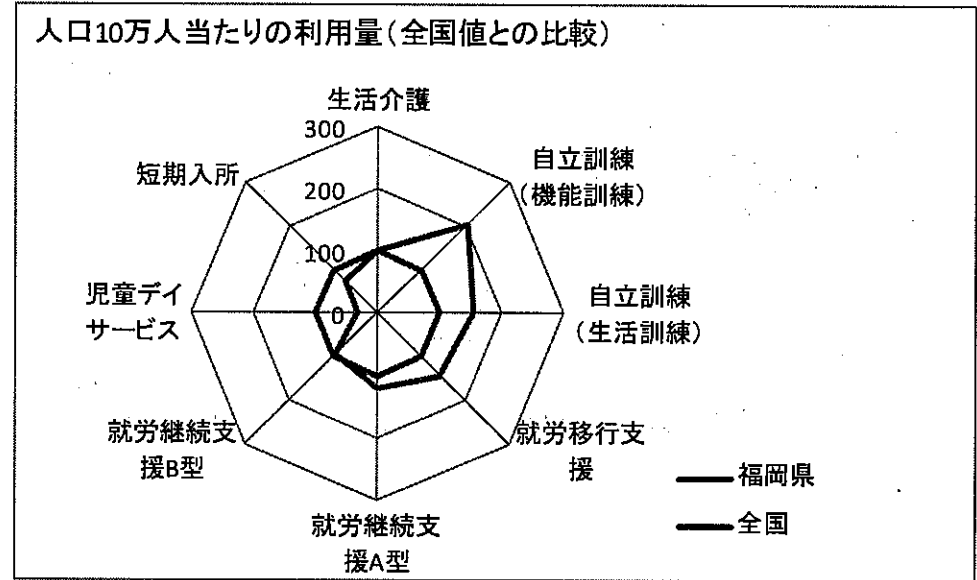
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
福岡県	127	68	108

# 【福岡県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

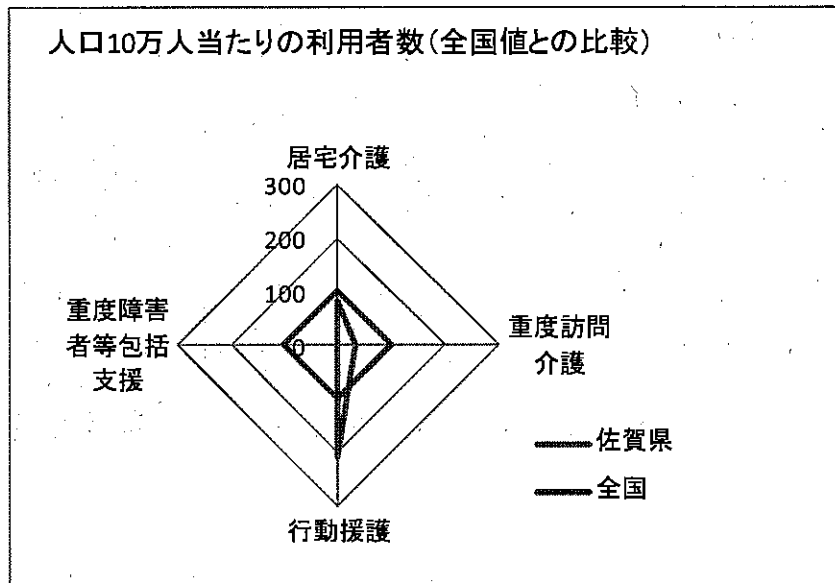
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
福岡県	143	64	32	0

#### 2. 日中活動系

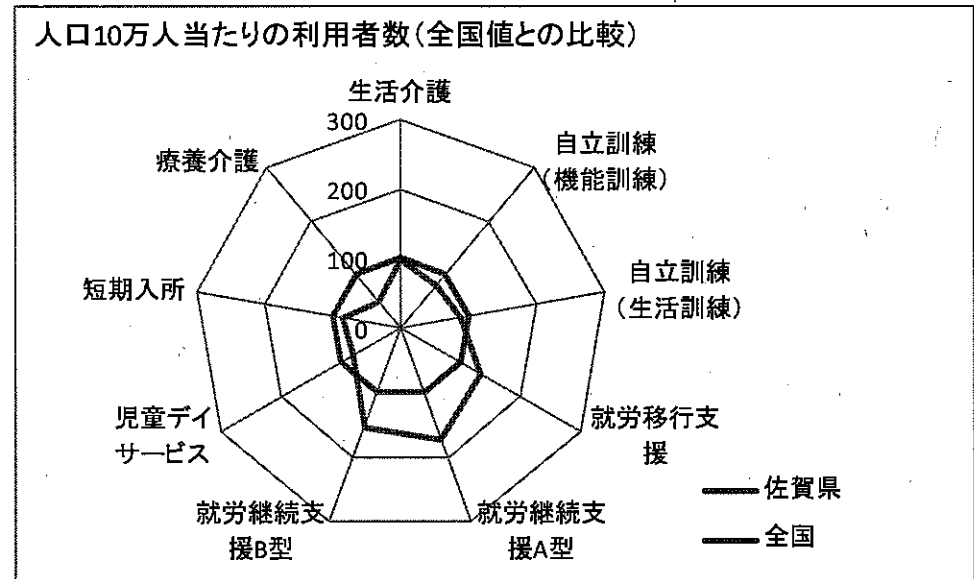
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
福岡県	102	204	154	142	120	93	30	74

# 【佐賀県(利用者数)】

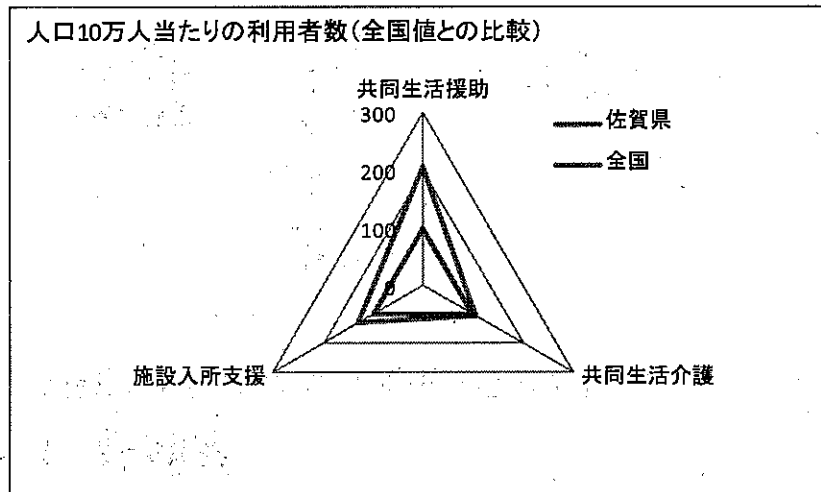
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
都道府県				
佐賀県	84	31	207	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
都道府県									
佐賀県	99	80	87	133	174	154	79	84	49

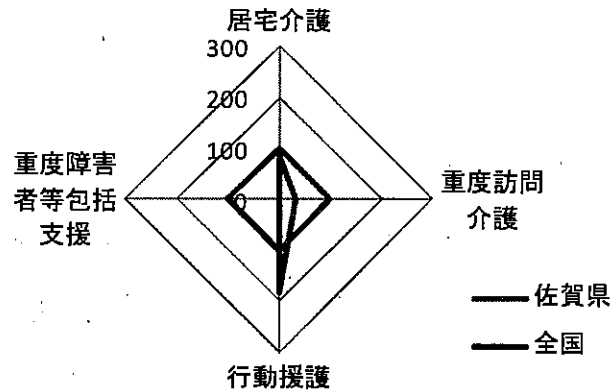
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
都道府県			
佐賀県	204	107	130

# 【佐賀県(利用量)】

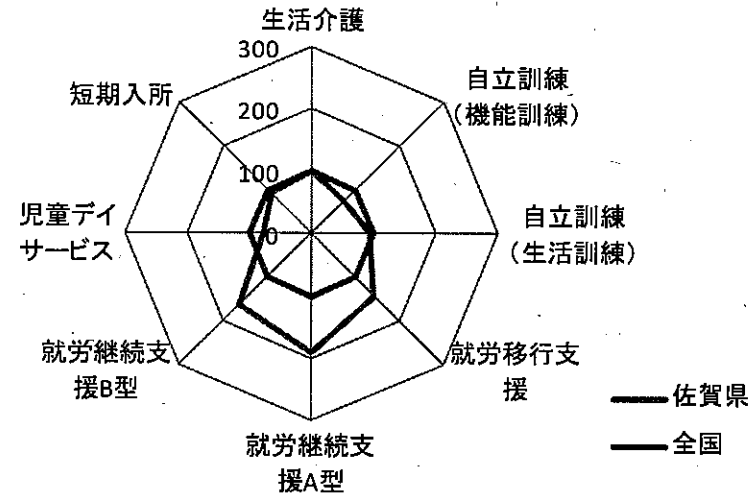
## 1. 訪問系

人口10万人当たりの利用時間数(全国値との比較)



## 2. 日中活動系

人口10万人当たりの利用量(全国値との比較)



【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

### 1. 訪問系

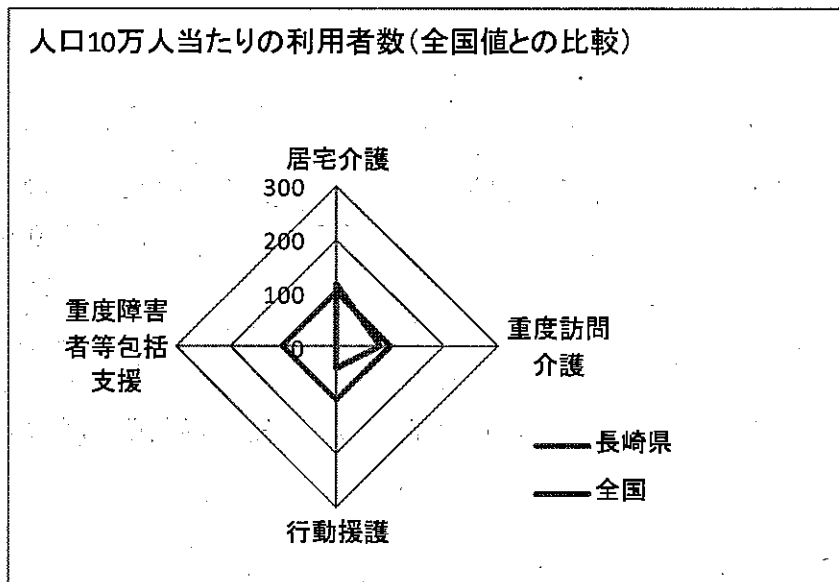
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
佐賀県	85	32	183	0

### 2. 日中活動系

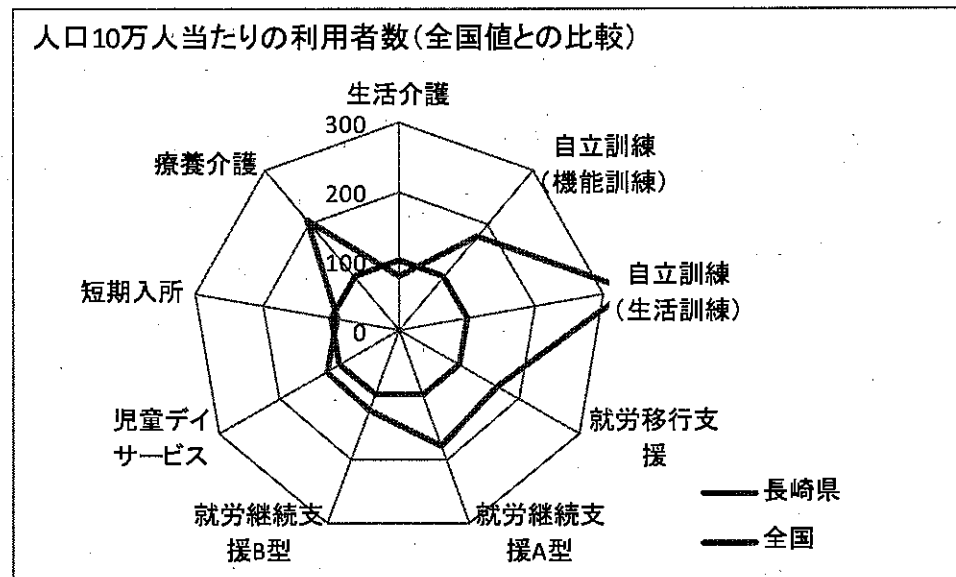
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
佐賀県	101	73	93	143	192	163	76	92

# 【長崎県(利用者数)】

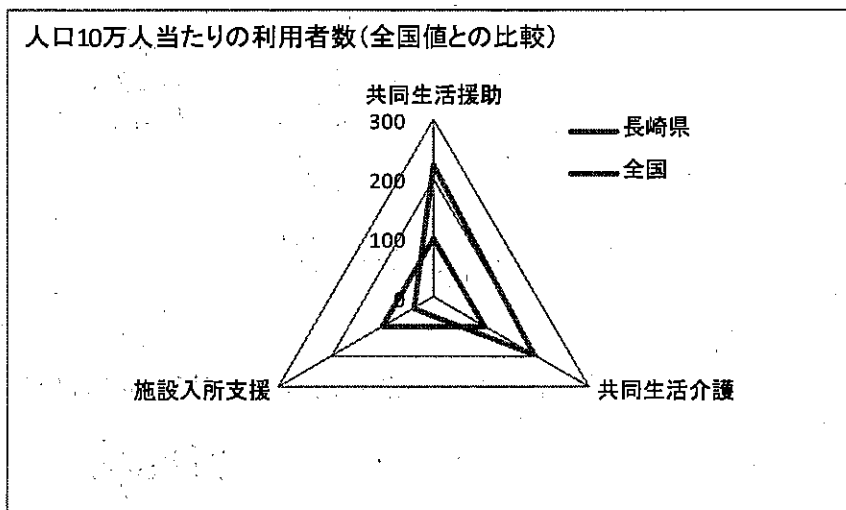
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
長崎県	114	82	40	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
長崎県	78	176	338	163	178	125	120	90	207

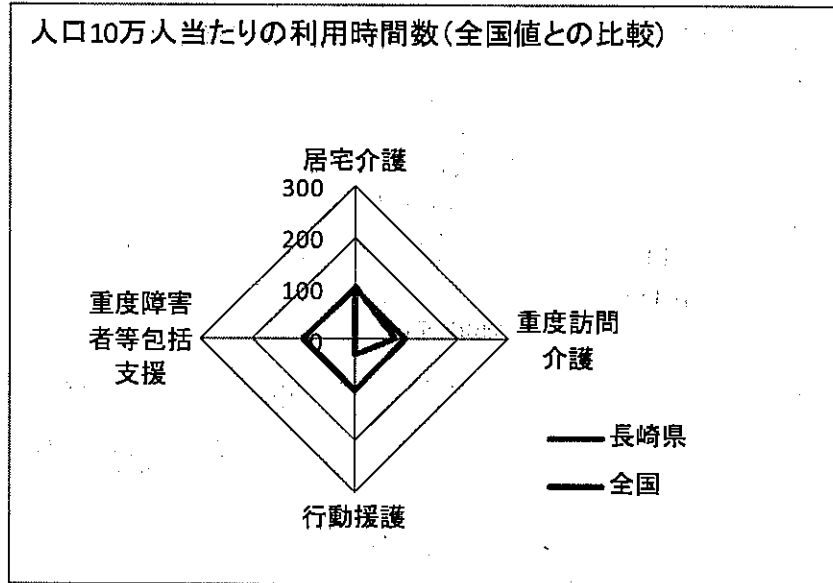
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
長崎県	223	195	39

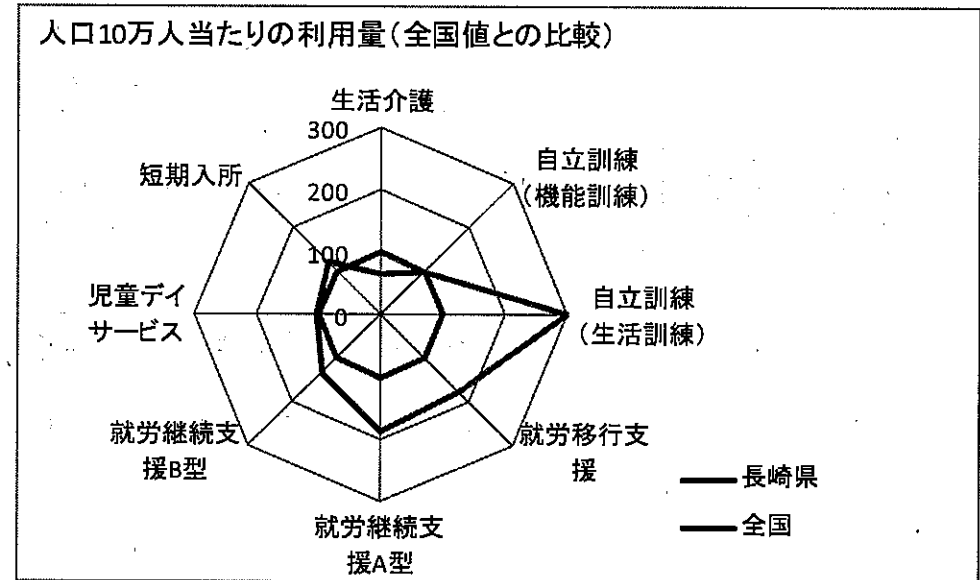


# 【長崎県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

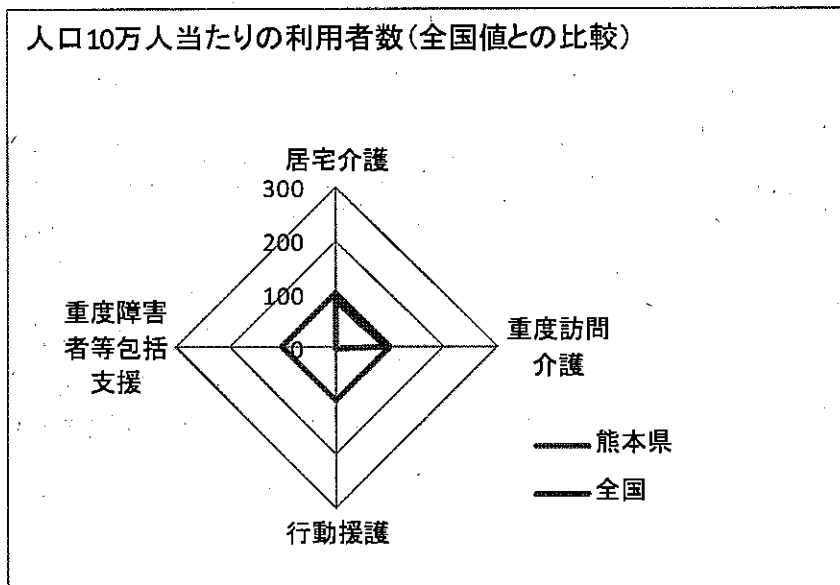
都道府県	在宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
長崎県	103	78	29	0

#### 2. 日中活動系

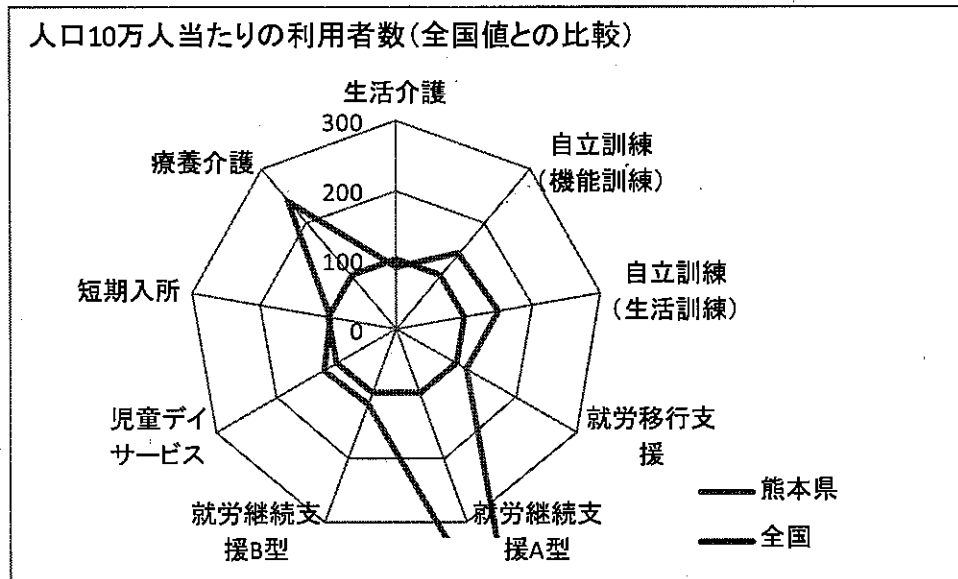
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
長崎県	66	100	300	176	187	134	103	118

# 【熊本県(利用者数)】

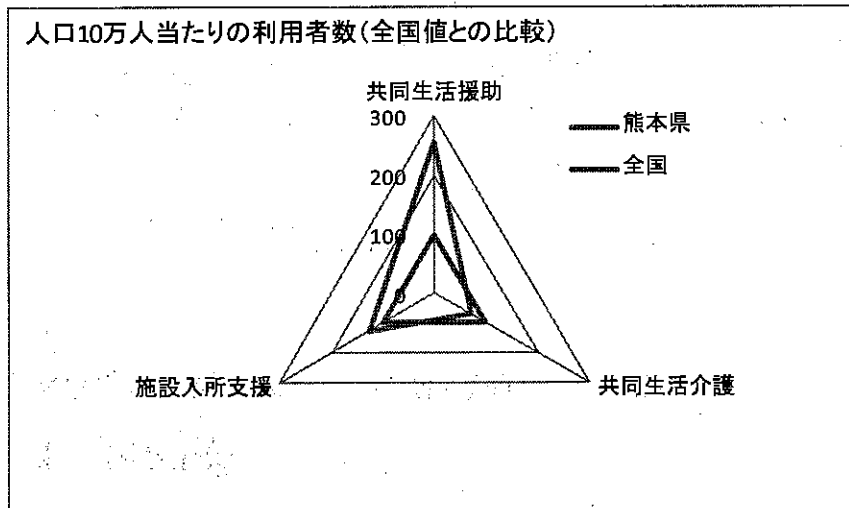
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
熊本県	86	93	4	0

#### 2. 日中活動系

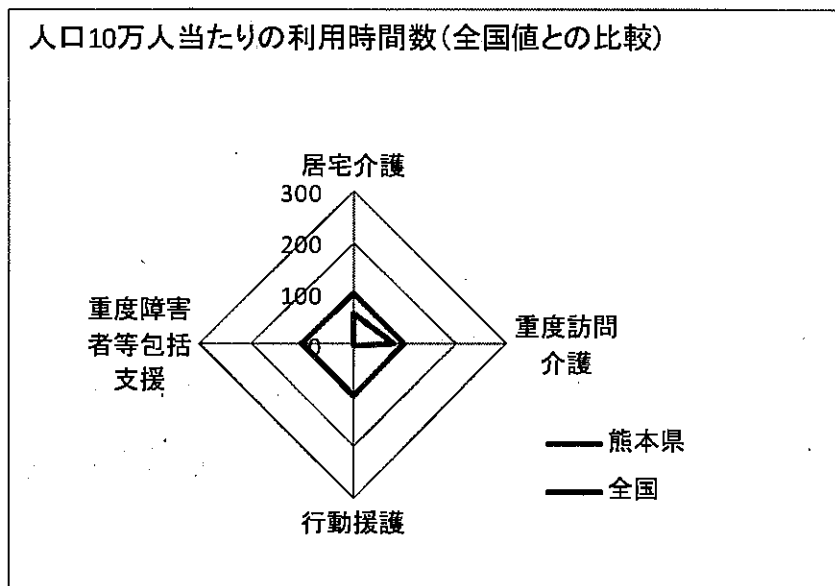
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
熊本県	88	141	150	117	518	116	121	97	242

#### 3. 居住系

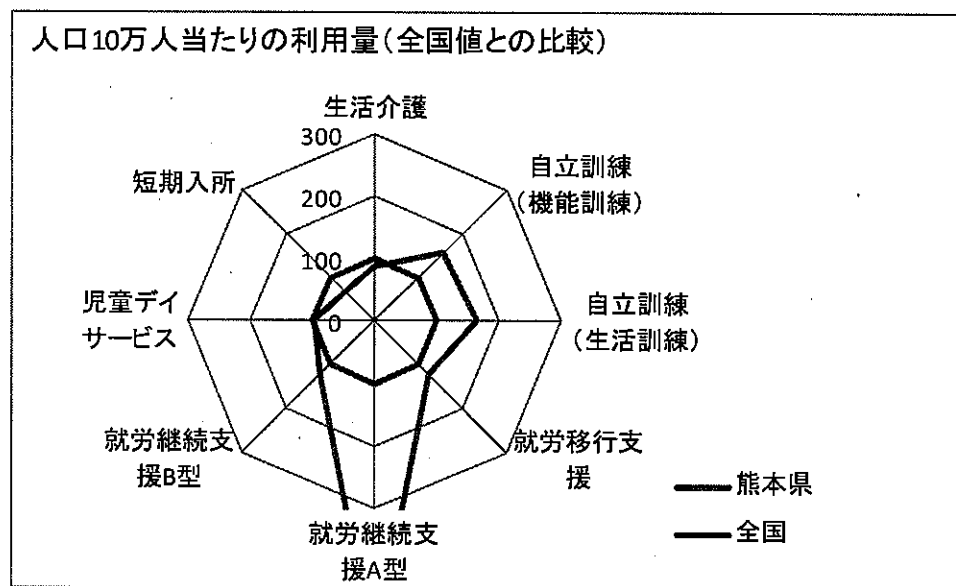
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
熊本県	257	71	128

# 【熊本県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

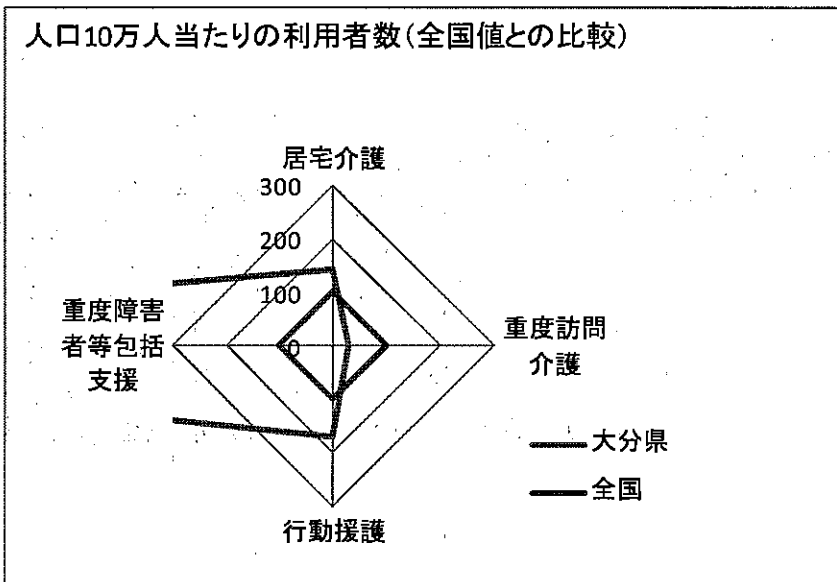
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
熊本県	61	79	1	0

#### 2. 日中活動系

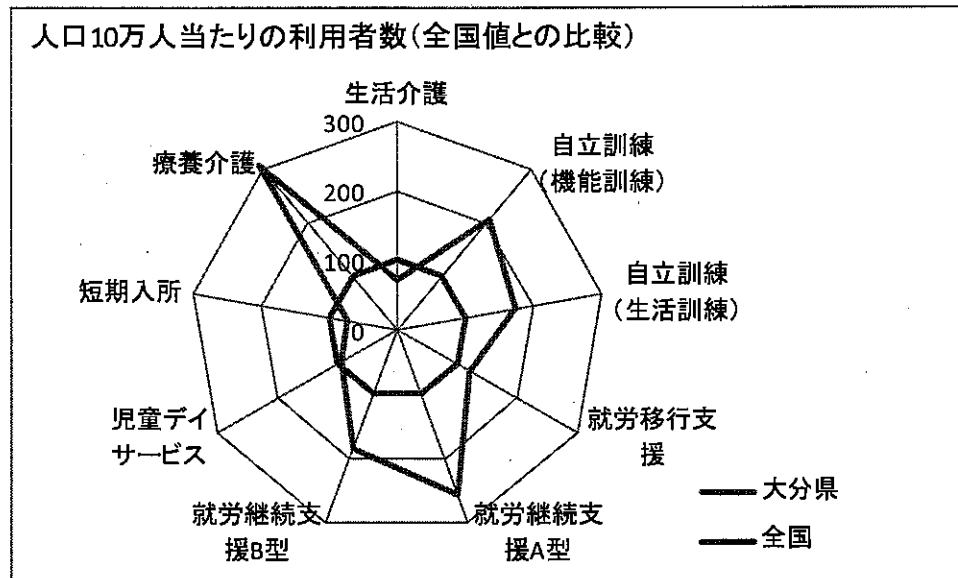
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
熊本県	89	158	165	122	535	123	95	68

# 【大分県(利用者数)】

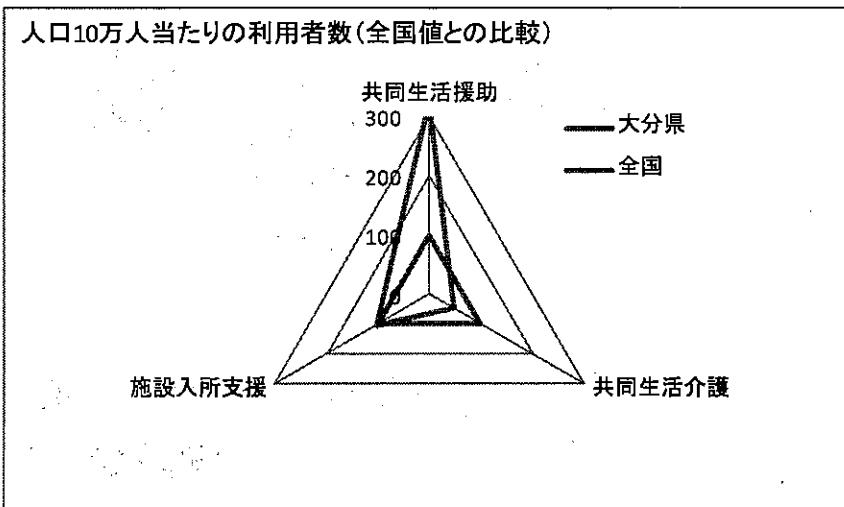
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
大分県	142	29	172	1650

#### 2. 日中活動系

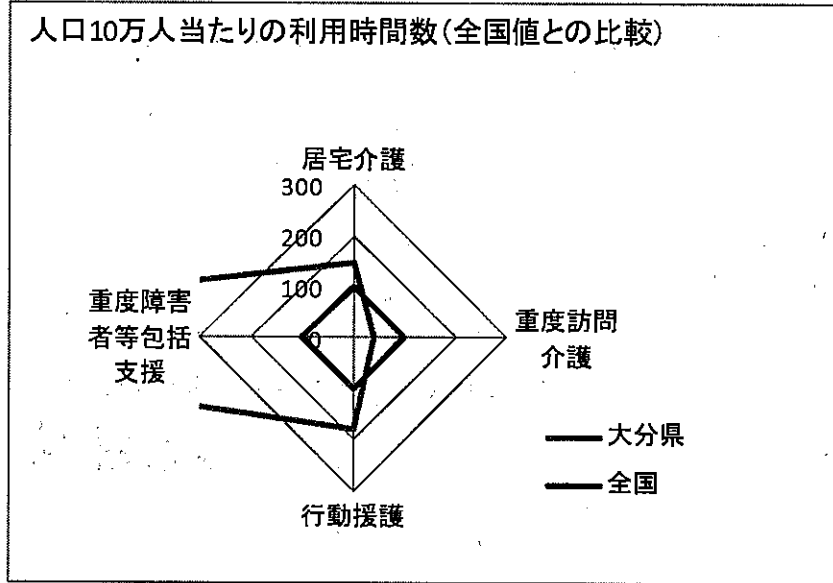
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
大分県	73	206	174	121	257	185	92	74	307

#### 3. 居住系

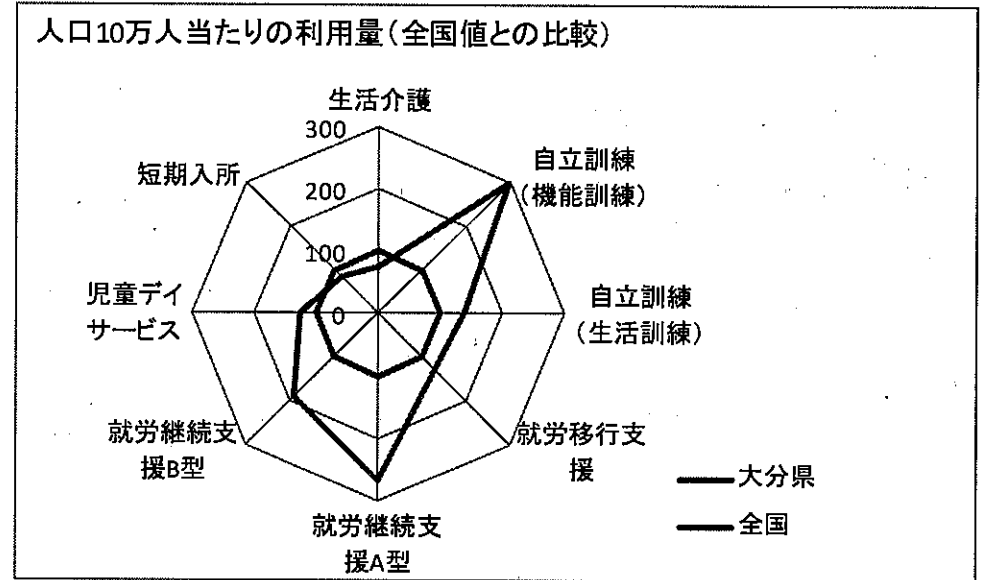
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
大分県	325	46	104

# 【大分県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

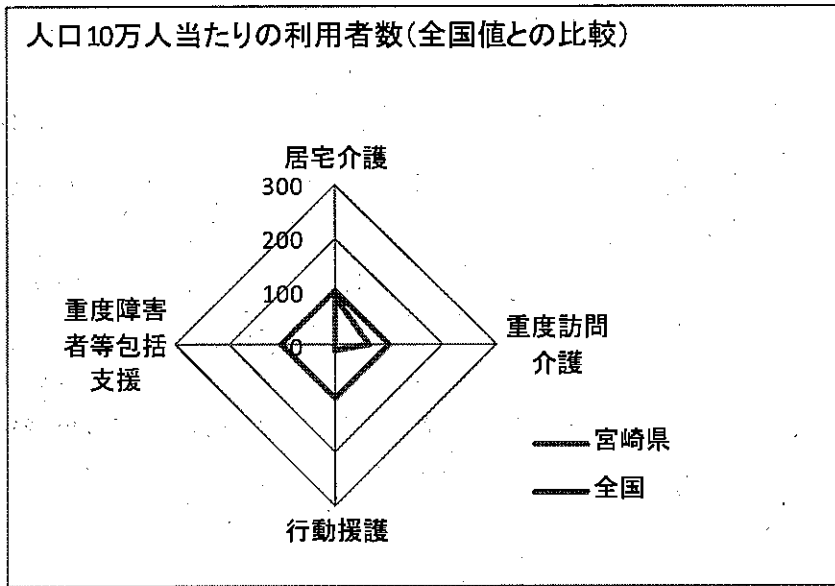
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
大分県	146	42	180	1250

#### 2. 日中活動系

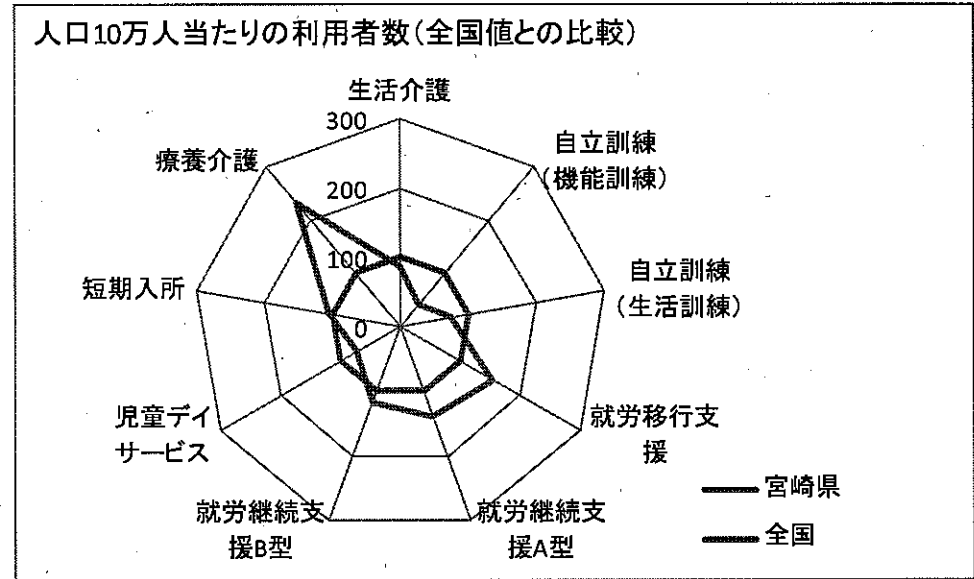
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
大分県	75	296	138	129	269	191	124	83

# 【宮崎県(利用者数)】

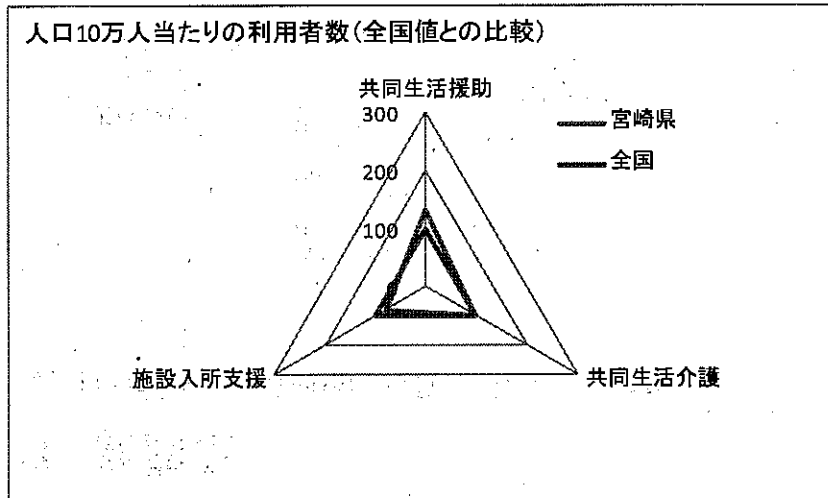
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動支援	重度障害者等包括支援
宮崎県	92	61	12	0

#### 2. 日中活動系

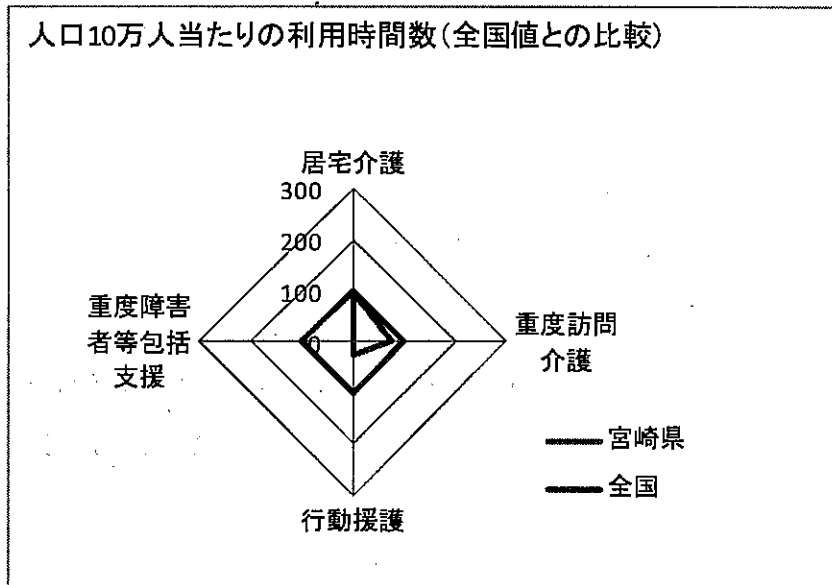
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
宮崎県	85	41	73	156	140	116	73	106	234

#### 3. 居住系

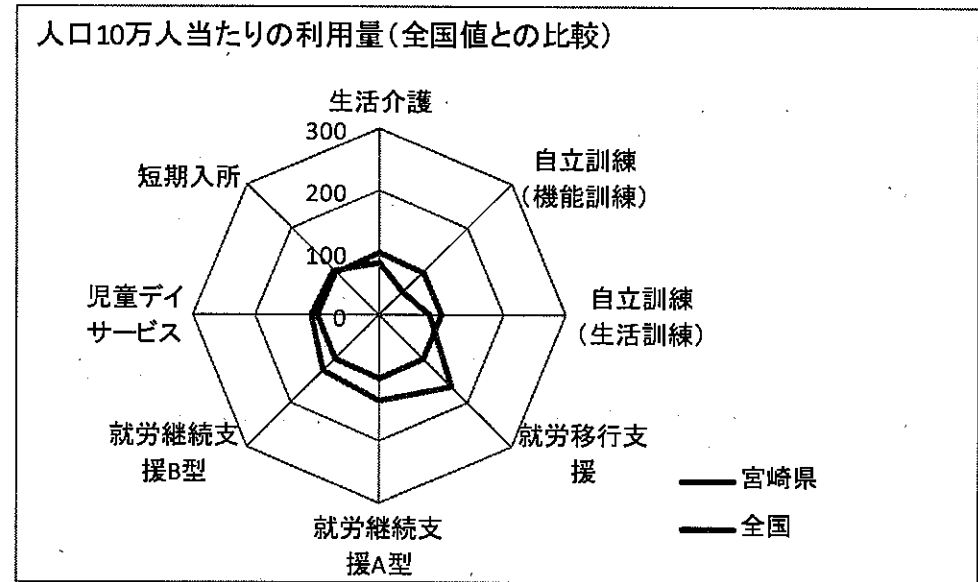
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
宮崎県	132	98	78

# 【宮崎県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

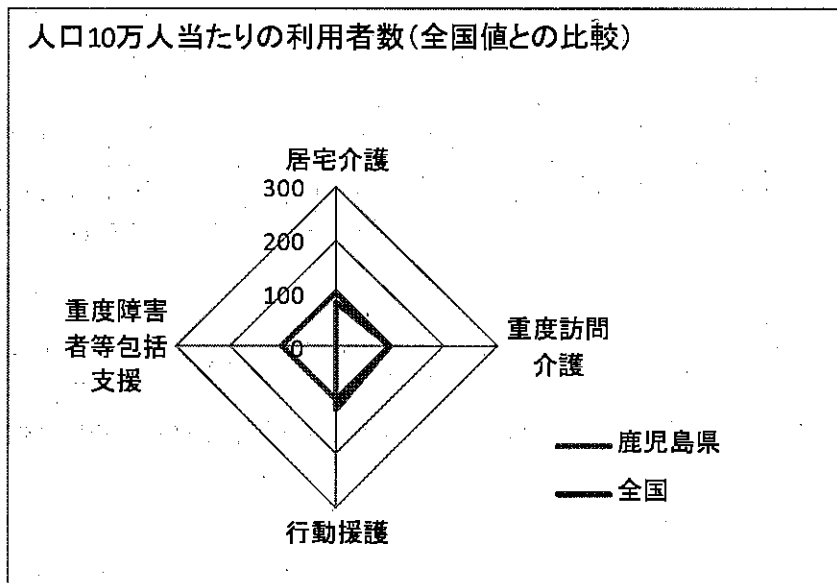
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
宮崎県	95	77	26	0

#### 2. 日中活動系

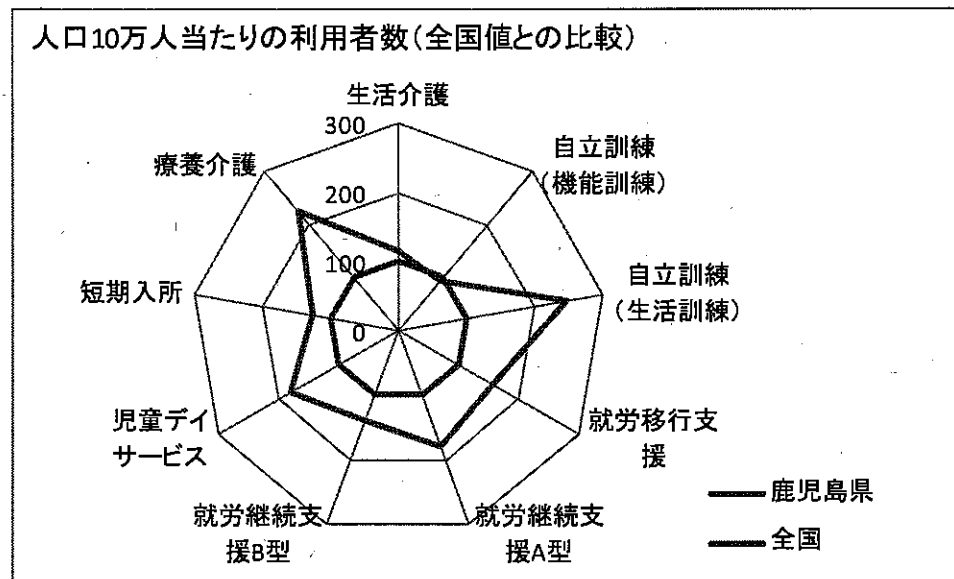
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
宮崎県	87	54	82	164	138	126	109	104

# 【鹿児島県(利用者数)】

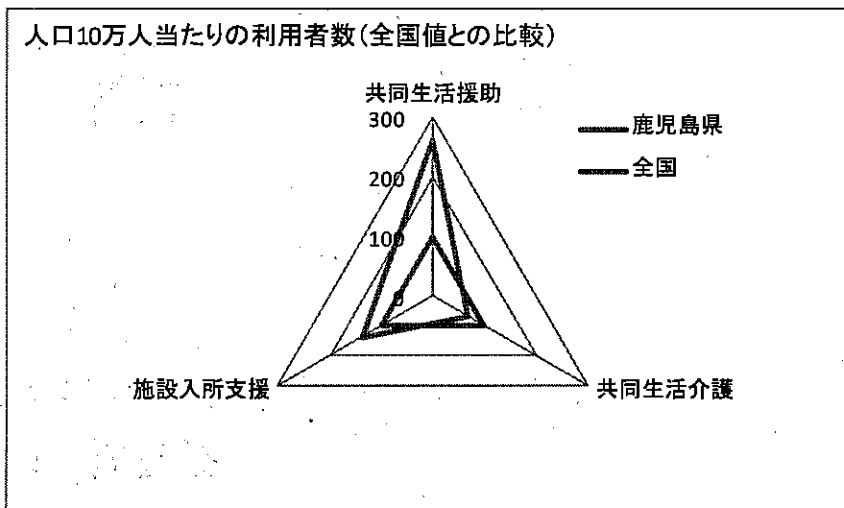
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
鹿児島県	84	99	118	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
鹿児島県	116	95	246	157	179	139	179	125	226

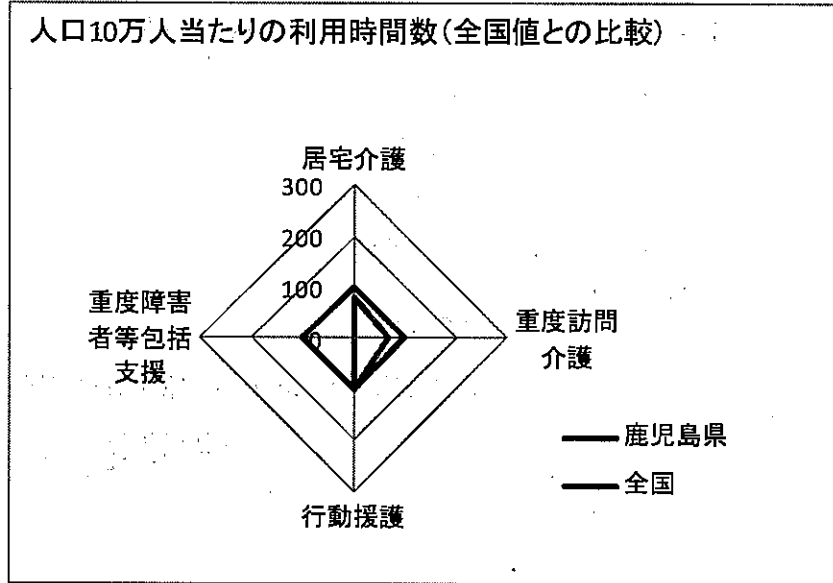
#### 3. 居住系

都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
鹿児島県	262	69	139

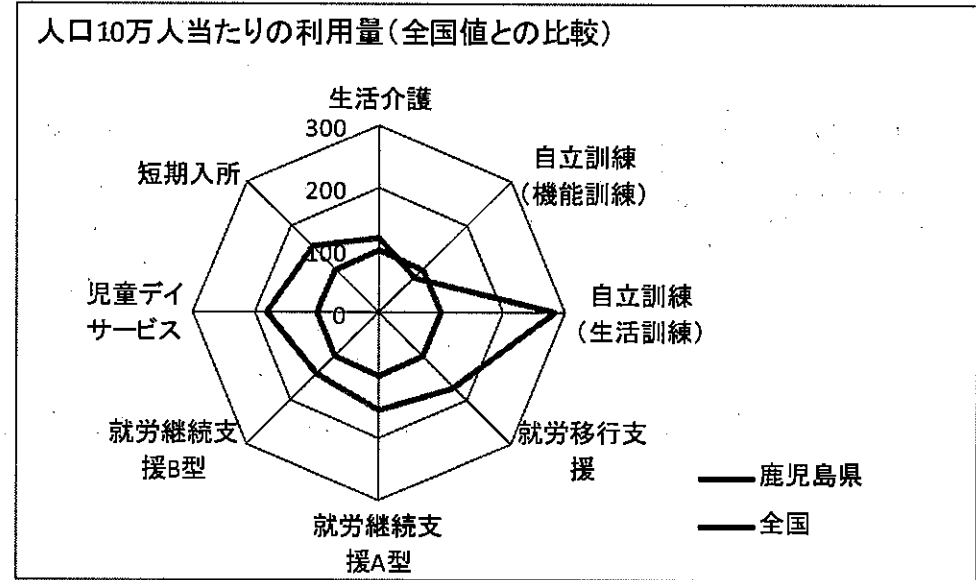


# 【鹿児島県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

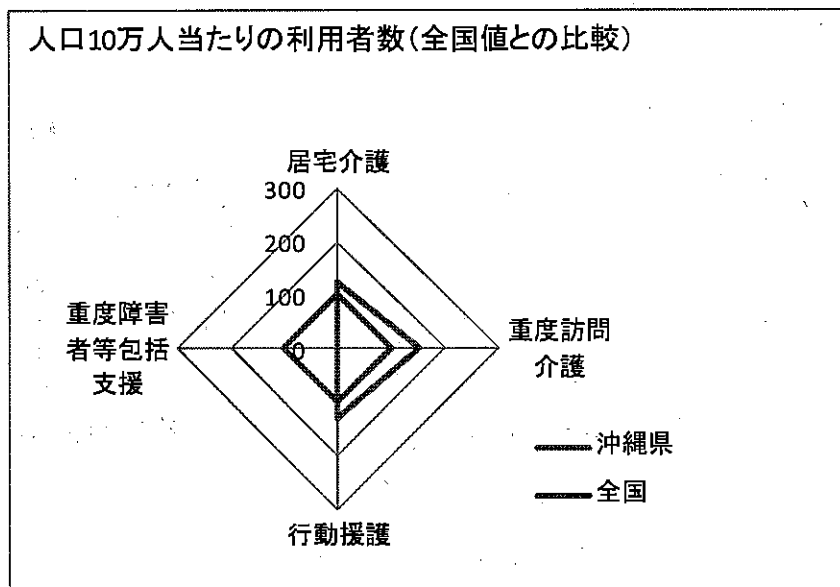
都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
鹿児島県	80	67	101	0

#### 2. 日中活動系

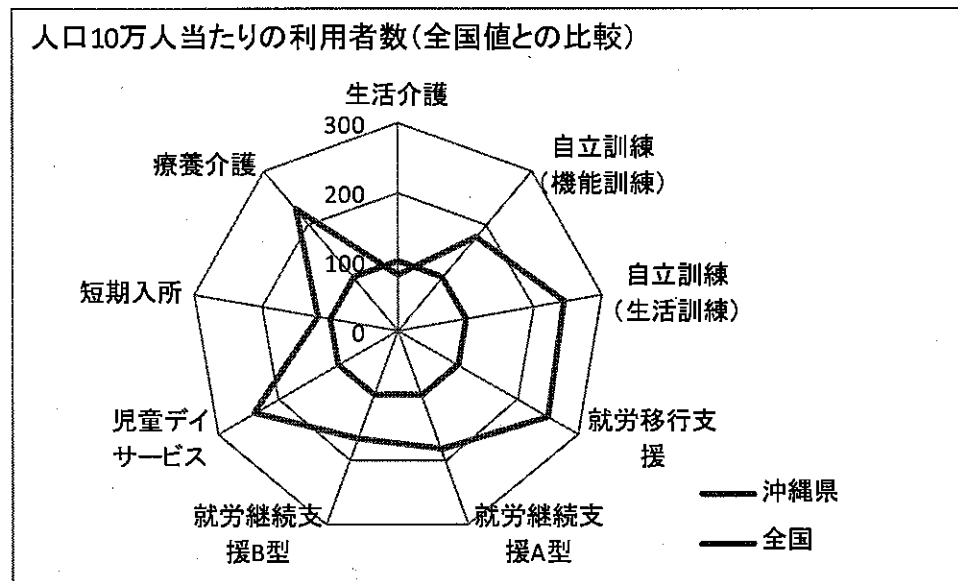
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
鹿児島県	121	81	283	170	157	138	179	151

# 【沖縄県(利用者数)】

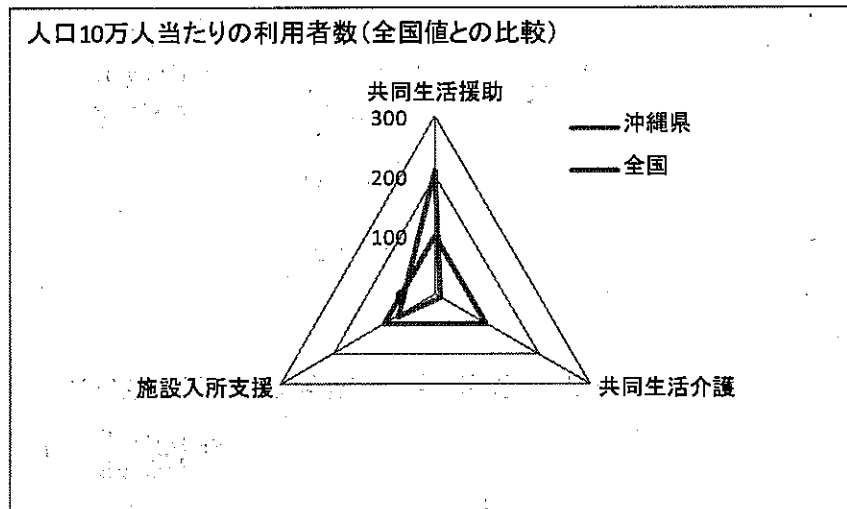
## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



## 3. 居住系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
沖縄県	123	154	128	0

#### 2. 日中活動系

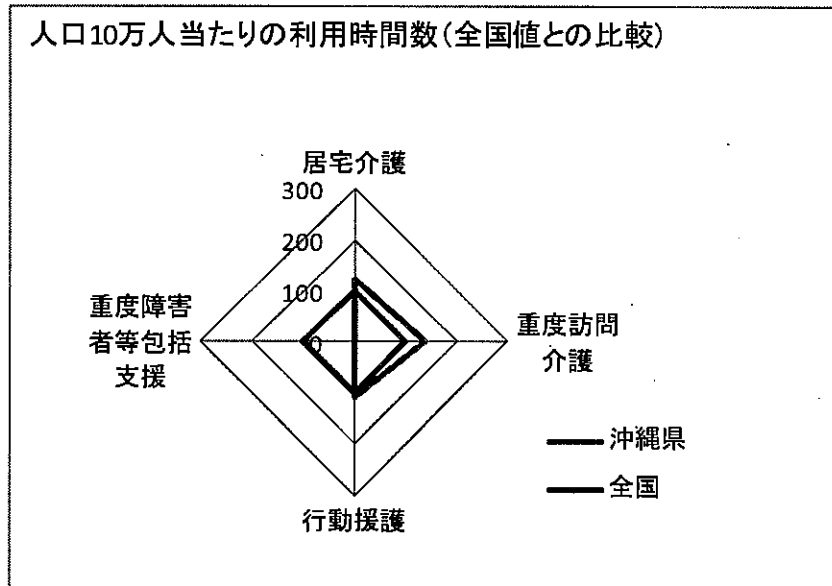
都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所	療養介護
沖縄県	82	177	244	250	183	165	240	116	230

#### 3. 居住系

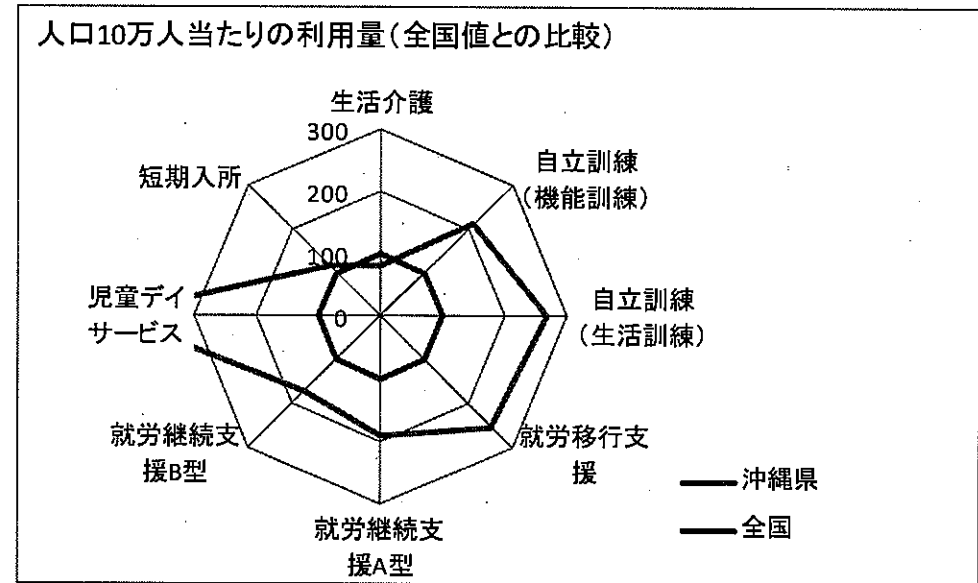
都道府県	共同生活援助	共同生活介護	施設入所支援
沖縄県	208	9	73

# 【沖縄県(利用量)】

## 1. 訪問系



## 2. 日中活動系



### 【参考】全国値との比較(全国を100としたときの相対値)

#### 1. 訪問系

都道府県	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
沖縄県	123	137	110	0

#### 2. 日中活動系

都道府県	生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童デイサービス	短期入所
沖縄県	81	212	267	252	193	173	434	114

事務連絡  
平成23年12月27日

各都道府県 障害保健福祉主管課 (室) 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

地域生活支援事業における必須事業の実施状況について

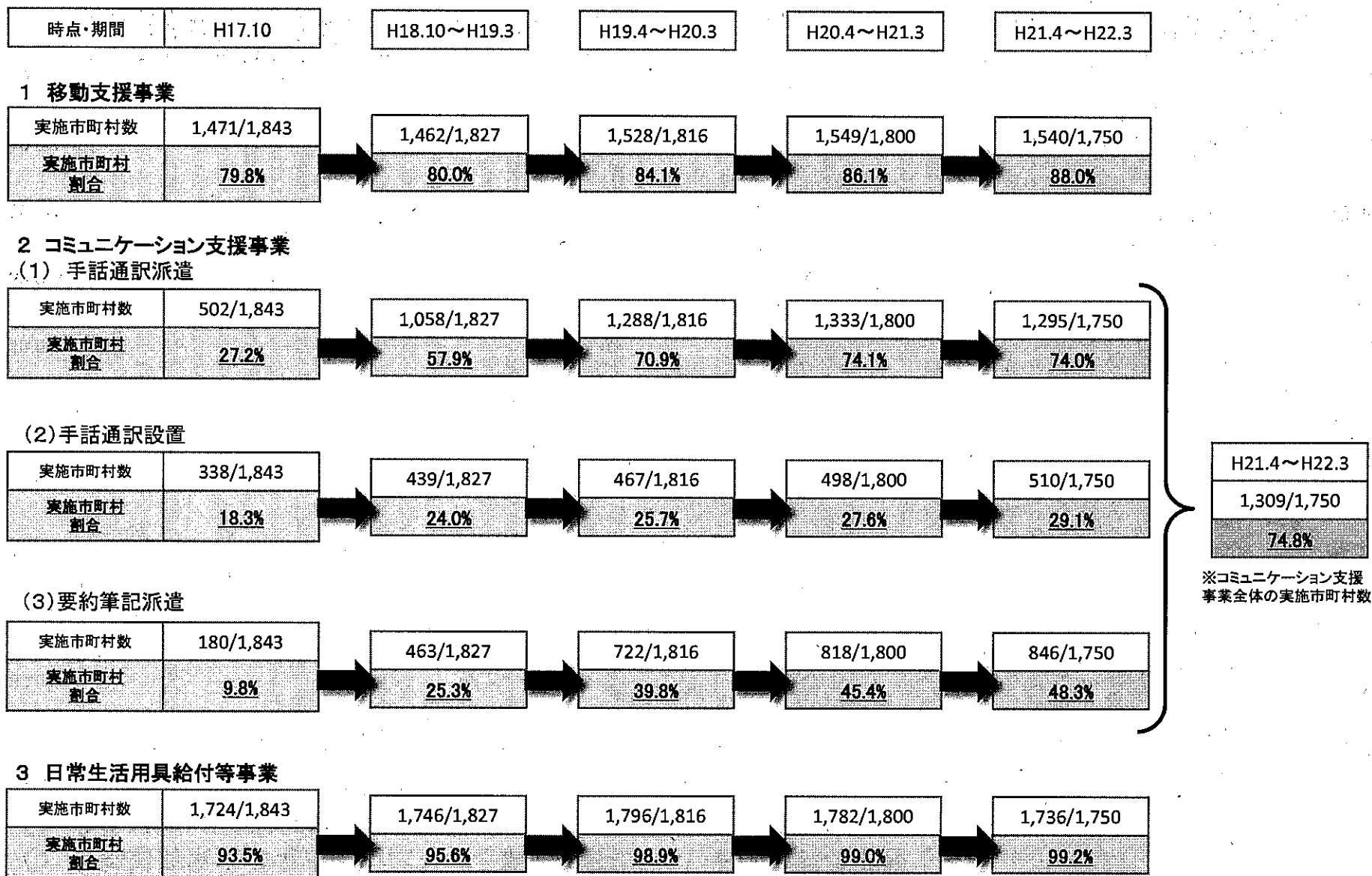
平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申しあげます。今般、平成23年12月27日障企自発1227第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」において、第3期障害福祉計画における地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方等をお示したところですが、

地域生活支援事業については、障害者自立支援法において、市町村が実施しなればならない事業が定められているところですが、その実施状況については、別添資料のとおり、平成21年度末現在においても未実施の市町村が見られるところですが、

未実施の市町村においては、早期の事業化を図ることが必要であり、平成24年4月から新たに必須事業化される成年後見制度利用支援事業も含め、第3期障害福祉計画期間において、市町村と都道府県が協力して事業化に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、別添資料につきましては、本年8月に、各都道府県に情報提供を行うとともに、厚生労働省ホームページに掲載していることを申し添えます。

# 地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

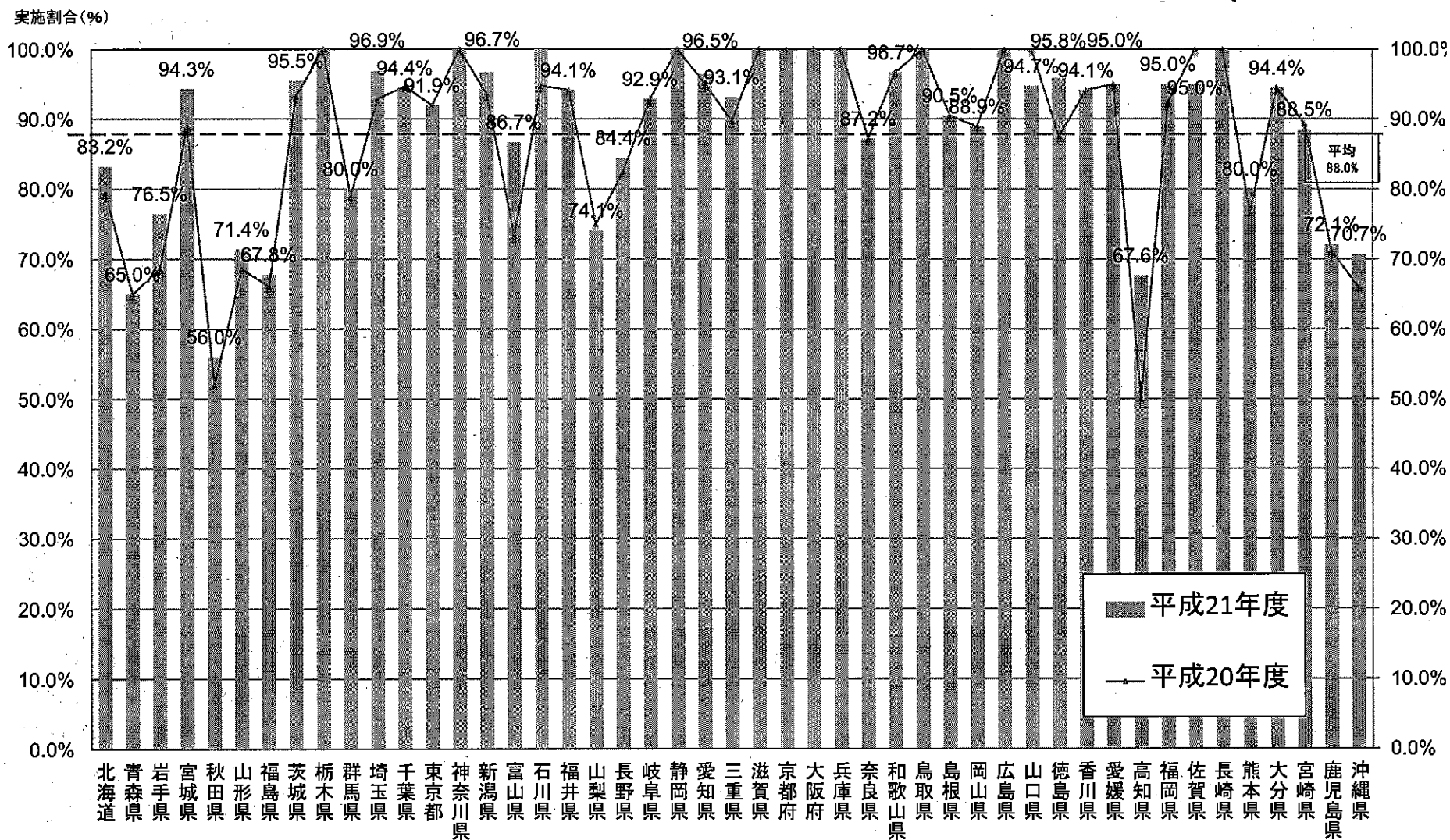


各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

# 移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,540市町村／1,750市町村(H22.3.31現在)で実施割合は88.0%である。

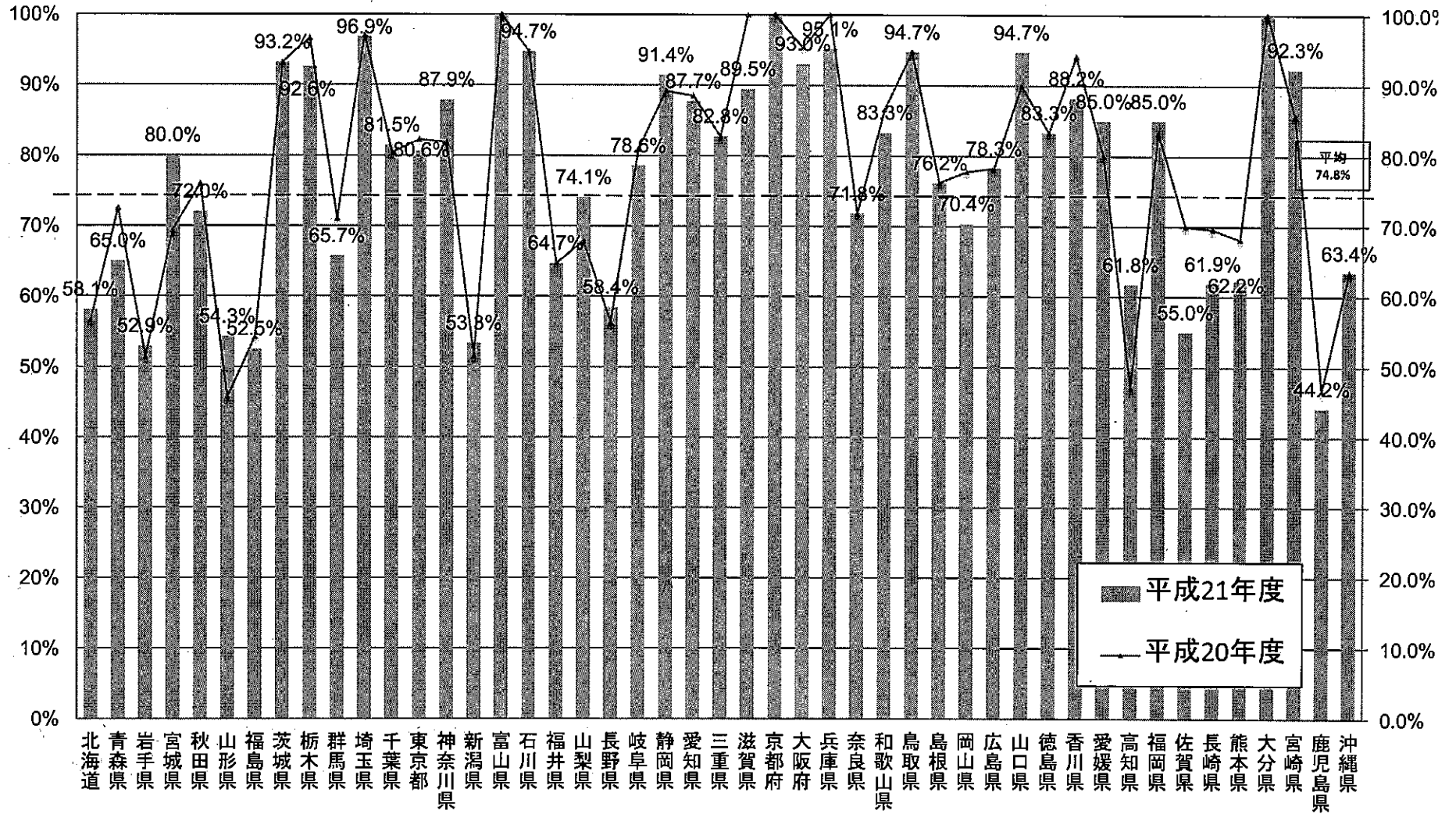


※数値は平成21年度値。  
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものを。

# コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,309市町村／1,750市町村(H22.3.31現在)で実施割合は74.8%である。

実施割合(%)

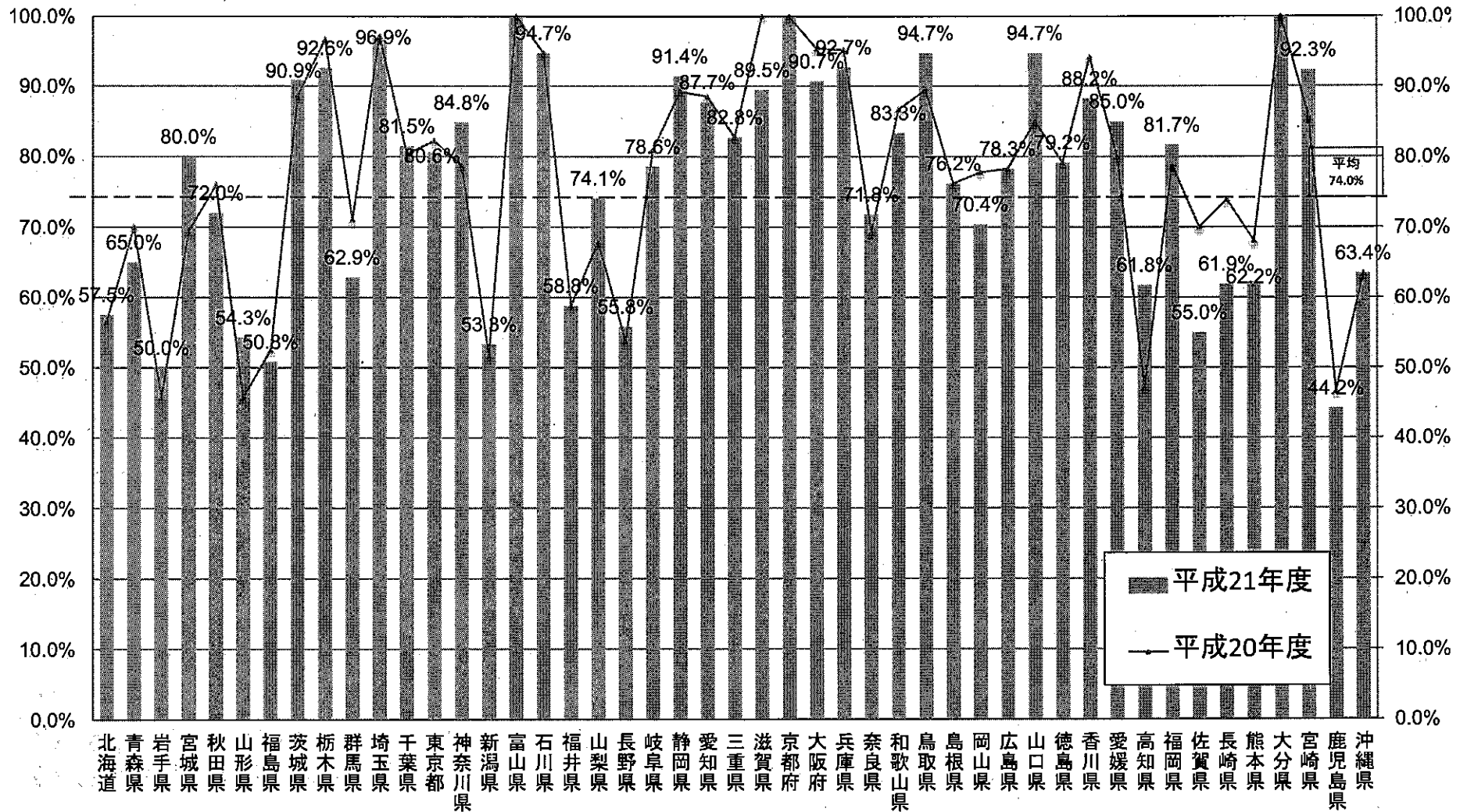


※数値は平成21年度値。  
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

# (内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,295市町村／1,750市町村(H22.3.31現在)で実施割合は74.0%である。

実施割合(%)



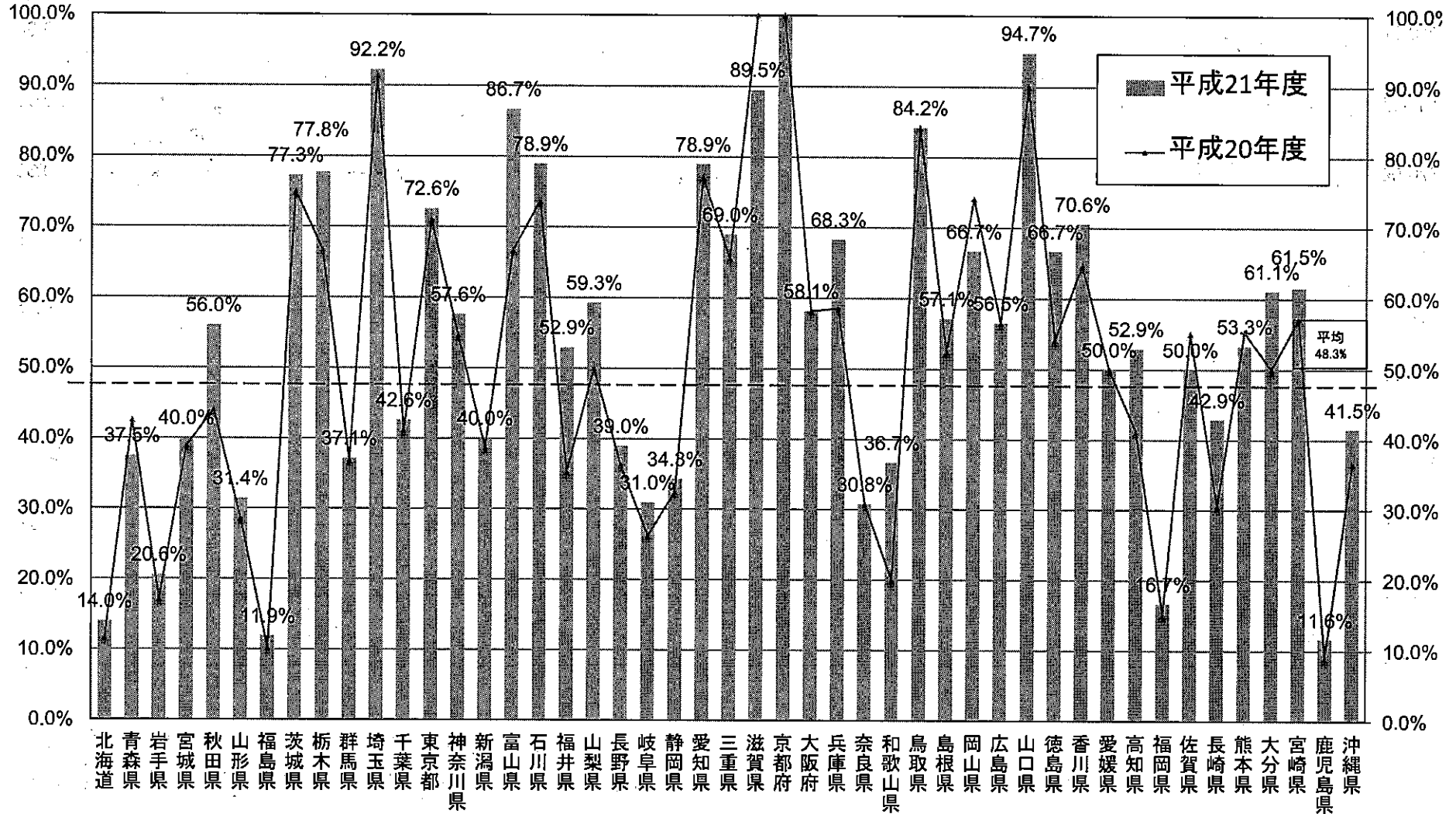
※数値は平成21年度値。  
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。



## (内訳2) 要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では846市町村／1,750市町村(H22.3.31現在)で実施割合は48.3%である。

実施割合(%)

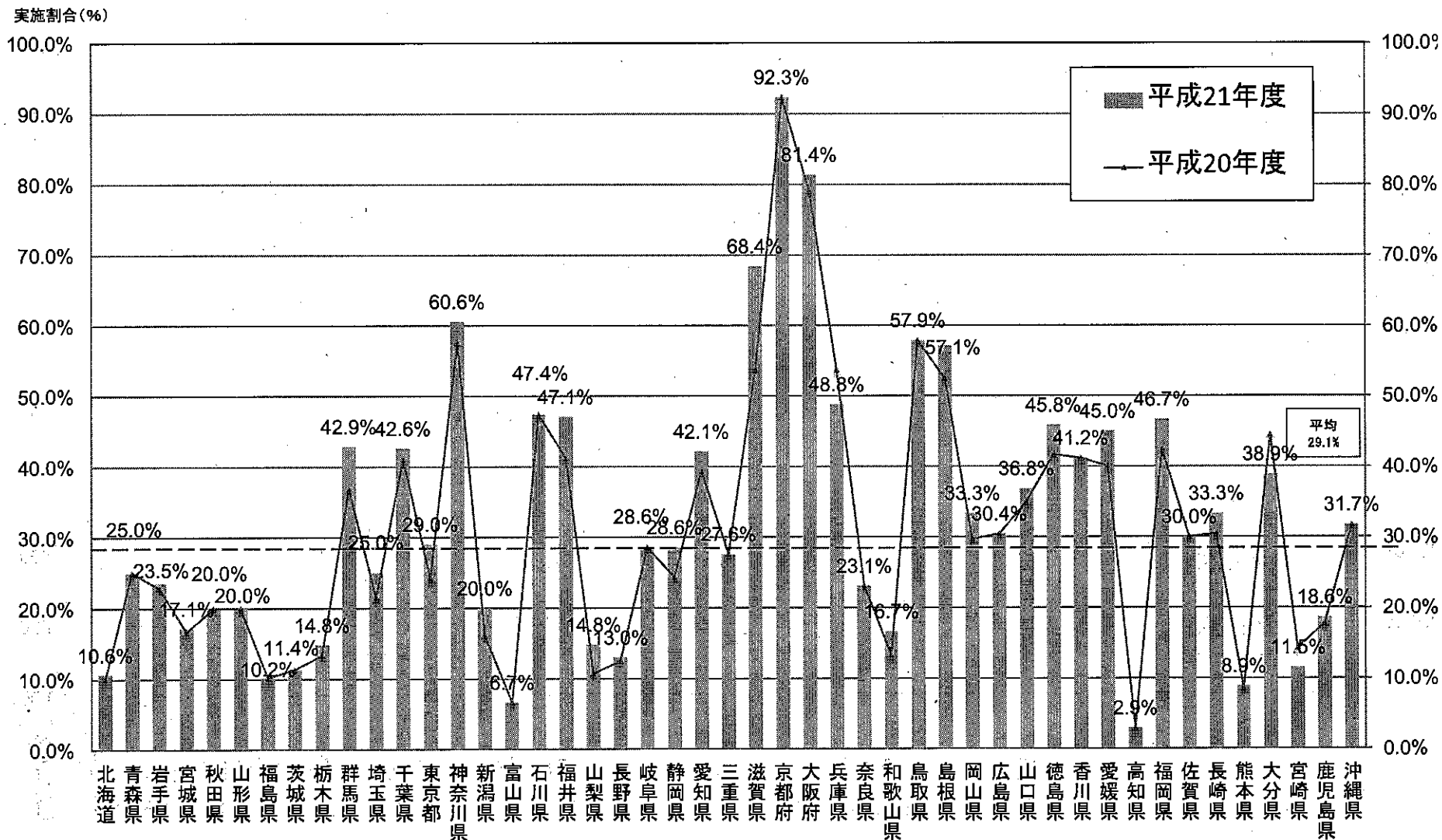


※数値は平成21年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

### (内訳3) 手話通訳者設置事業の実施状況【都道府県別】

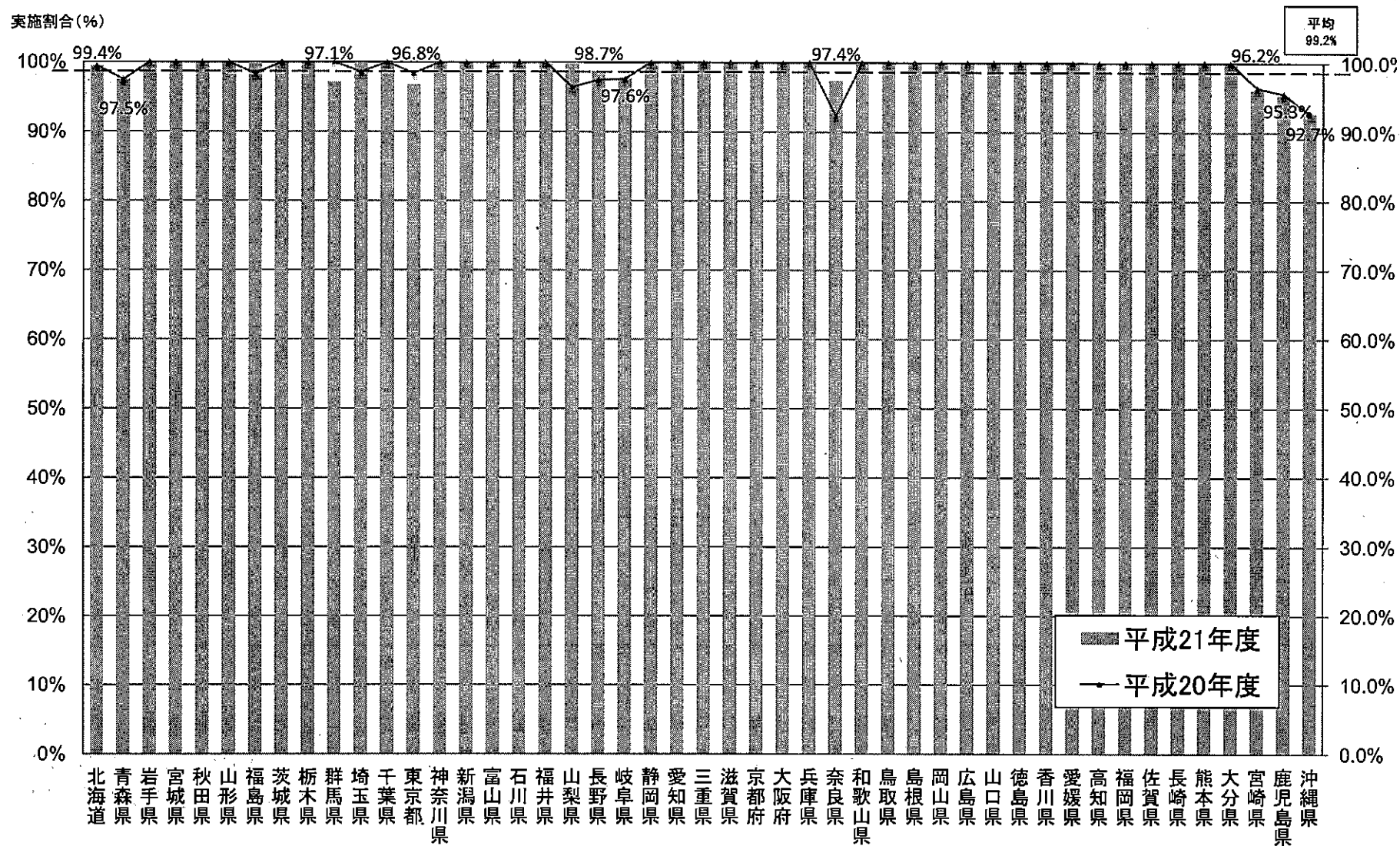
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では510市町村／1,750市町村(H22.3.31現在)で実施割合は29.1%である。



※数値は平成21年度値。  
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものです。

# 日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,736市町村／1,750市町村(H22.3.31現在)で実施割合は99.2%である。



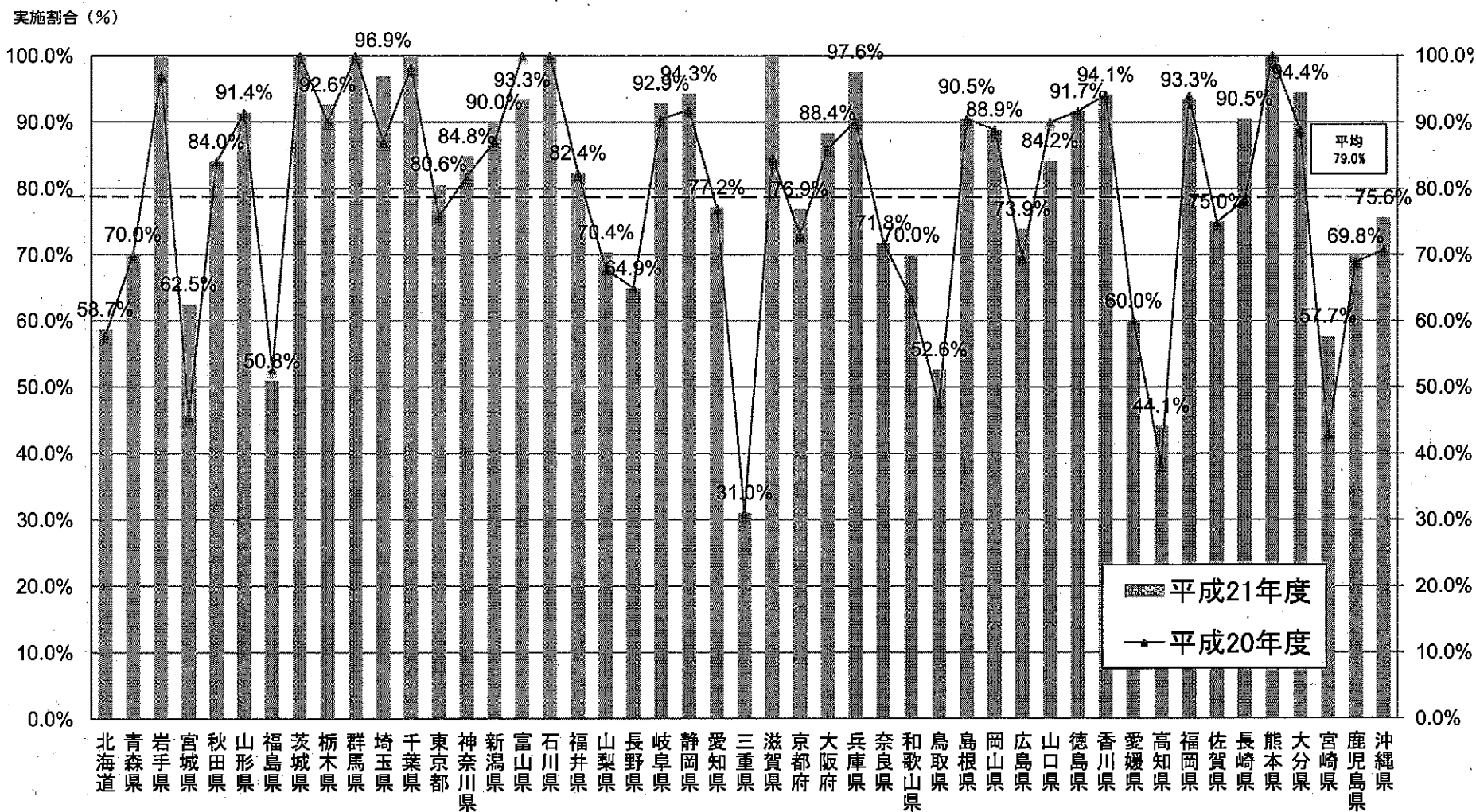
※数値は平成21年度値。  
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

# 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。

○ 全体では1,381市町村／1,747市町村で実施割合は79.0%である。

※ 一部の被災市町村については、実施状況を確認することができないため、市町村数に含まれていない。



※数値は平成21年度値。

※各自治体からの報告に基づき、障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したものである。

第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A

質問内容	回答
1 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量は実利用者数で見込むのか。それとも延べ利用者数で見込めばよいのか。	実利用者数で見込んでいただきたい。
2 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のサービス見込量については月間の実利用者数を見込むこととされているが、月間の実利用者数とは、特定の月(例えば3月)の利用者数を見込むのか、それとも各月の利用者数の平均を見込むのか。	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれも各月の利用者数の平均を見込む。 具体的には、各月ごとにサービス見込量を算出・集計して、年間の総利用者数を算出し、その算出した年間の総利用者数を「12(ヶ月)」で除した値を月間の利用者数とする。 なお、実績値の集計についても、各月ごとの利用者数(実績)を集計し、年間の総利用者数(実績)を算出後に「12(ヶ月)」で除した値を月間の利用者数(実績)とする。
3 計画相談支援については、以下の例のようにサービス利用支援や継続サービス利用支援を実施しない月は利用者数にカウントしないことであるか。  (例)6ヶ月ごとに継続サービス利用支援を利用する者 5月 → 11月 → 5月 →利用した5月、11月、5月に1名としてそれぞれ計上。それ以外の月は計上しない。	お見込みのとおり。
4 入院中の精神障害者の地域移行支援に係る計画相談支援についても、計画相談支援のサービス見込量に含めるか。	お見込みのとおり。 なお、地域移行支援は6ヶ月に1回を標準として継続サービス利用支援を行う旨、別途お示ししていることに留意いただきたい。
5 障害児入所施設に入所する18歳以上の者についても、計画相談支援や地域移行支援のサービス見込量に含めて見込むのか。	お見込みのとおり。
6 同一月に計画相談支援と地域相談支援のサービスを利用する者がいる場合、各々、サービス見込量を見込むのか。	お見込みのとおり。

第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A (2)

質問内容	回答
<p>平成23年2月22日の障害保健福祉関係主管課長会議資料では、サービス見込量の考え方で「18歳以上の障害児施設入所者については、…数値目標や、サービスの見込量、入所定員総数を設定する際には、…除いて行うものとする。」とされている。</p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者が平成24年度以降、当該障害児入所施設が障害者支援施設の指定を受けて、引き続き日中は生活介護や就労継続B型のサービスを受けたい。②重症心身障害児施設が平成24年度以降、障害者自立支援法における療養介護事業所へ移行した場合、療養介護のサービス見込量に含めて見込むのか。</p>	<p>ご指摘の抜粋については、障害児入所施設に入所している者(18歳以上の者に限る。)であって、当該指定知的障害児施設等が指定障害者支援施設の指定を受けて、引き続き入所している者について、障害者自立支援法第38条の特定障害福祉サービスに関する生活介護、就労継続支援B型及び第38条の指定障害者支援施設に関する施設入所支援の3つについてはサービス見込量などから除く取り扱いとしている。</p> <p>すなわち①について、(夜)施設入所支援+(昼)生活介護又は(夜)施設入所支援+(夜)就労継続支援B型の利用者は施設入所支援及び生活介護又は就労継続支援B型ともにサービス見込量などに含めないものとするが、(夜)施設入所支援+(昼)自立訓練(生活訓練)の場合は施設入所支援はサービス見込量などに含めないが、自立訓練(生活訓練)はサービス見込量などに含めて見込んでいただきたい。</p> <p>また、②については、療養介護へ移行していることからサービス見込量に含めて見込んでいただきたい。</p> <p>なお、上記の取り扱いについて、障害者支援施設の入所定員総数が計画上的入所定員総数を上回る場合であっても指定を行うなど移行が円滑に進むよう留意いただきたい。</p> <p>また、計画上的数値目標、見込量、入所定員総数には含まないものの、計画的に地域移行を進めることが望ましい。</p>
<p>予算事業で行われていた重症心身障害児(者)通園事業の18歳以上の利用者は障害者施設(障害福祉サービス)で対応することとなるため、サービス見込量に含めて見込むと考慮よろしいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>平成10月31日の障害保健福祉関係主管課長会議資料の基本指針(案)において資料51ページに「障害児支援のための計画的な基盤整備」についての規定があります。</p> <p>①「障害児支援に係る方針を策定することが望ましい。」とされているが、障害福祉計画とは別に策定すべきものなのか。また、具体的にどのような内容を策定することが求められているのか。</p> <p>②障害児支援について第3期障害福祉計画に盛り込む必要があるのか。</p>	<p>①つなぎ法が24年4月1日から施行され、障害児支援の強化がなされることを踏まえ、児童福祉法に基づく指定障害児通園事業、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者の整備方針等、障害福祉計画に定める事項に準じたものを障害福祉計画と同様に策定することが望ましいが、内容や方法等については、各自治体の実情に応じて策定いただきたい。</p> <p>②障害福祉計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者自立支援法に基づき業務の円滑な実施に関する計画であるため、障害児支援については盛り込むことは要さないが、国の基本指針において、障害児支援に取り込むことが望ましい旨明記したものである。</p>

第3期障害福祉計画の作成に係るQ&A (3)

質問内容	回答
<p>1 基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)【第二の一の2の(三)関連】の数値目標「就労移行支援事業の利用者数」の福祉施設利用者数について、新体系での移行先と考えられる生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)の利用者数の全てについて継続入所者の数を除いて設定するのか。</p>	<p>当該数値目標の福祉施設の範囲についてはお見込みのとおりだが、第二の一の1の(一)(市町村障害福祉計画)及び第二の三の1の(一)(都道府県障害福祉計画)において「指定障害福祉サービス」のうち生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援の必要量の見込みについては、継続入所者の数を除いて設定するものとする。1としており、当該数値目標の福祉施設利用者についても生活介護及び就労継続支援B型の利用者数についてものみ継続入所者の数を除いて設定する。 また、数値目標「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」についても就労継続支援B型の利用者数のみ継続入所者の数を除いて設定する。</p>
<p>2 基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)において、これまで障害福祉計画に定める事項だったものが、今般、地域主権改革による改正により、定めるよう努めなければならぬ事項等に変更されている。 23年度中に定めることとなっている第3期障害福祉計画は、上記の定めるよう努めなければならない事項についても定める必要があるのか。</p>	<p>お見込みのとおり。平成24年3月31日までに障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、地域主権改革による改正法の施行前であるため、第3期障害福祉計画であっても定める事項として取り扱うことに留意が必要。</p>
<p>3 数値目標「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労継続支援(A型)事業の利用者の割合」において、「平成26年度末において」又は「平成26年度末における」とされているが、下記いずれの時点の利用者数を考えているのか。 ①平成27年3月31日の日間利用者数 ②平成27年3月中の月間利用者数 ③平成26年4月から平成27年3月までの月間利用者数の平均</p>	<p>②の平成27年3月中の月間利用者数である。</p>





第3部 第3期障害福祉計画に係る  
数値目標等

I 数値目標の集計結果

I-1 数値目標（全国）の集計結果について  
 (1) 施設入所者の地域生活への移行

数値目標に定める数値目標等

平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

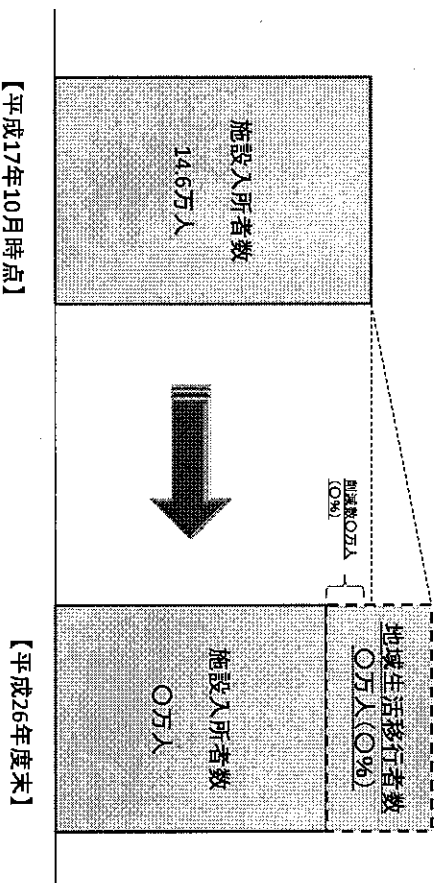
【全国集計】

項目	数値	考案方
平成17年10月1日現在の施設入所者	14.6 万人	
地域生活移行者数	万人	上記のうち、グループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数
	%	地域生活移行者数を平成17年10月1日現在の施設入所者数で除した値
施設入所者の削減数	万人	平成26年度末段階での削減数
	%	削減数を平成17年10月1日現在の施設入所者で除した値

(参考図)

【数値目標】施設入所者の地域生活への移行

○施設入所者の地域生活への移行については、平成26年度までに平成17年10月1日現在の施設入所者(14.6万人)のうち、○万人(○%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、現在の施設入所者のうち○万人(○%)が削減されることが見込まれる。



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

基本指針に定める数値目標等

目標値の設定に当たっては、一年未満入院者の平均退院率については、平成二十六年年度における一年未満入院者の平均退院率を平成二十年六月三十日の調査時点から七パーセント相当分増加させることを指標とする。また、高齢長期退院者数（退院者のうち、六十五歳以上であって、五年以上入院していた者の数をいう。以下同じ。）については、平成二十六年年度における高齢長期退院者数を直近の数から二割増加させることを指標とする。

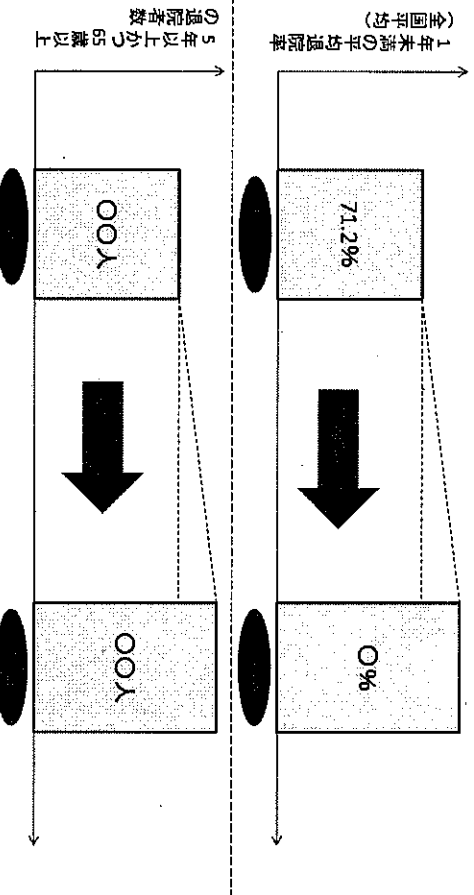
【全国集計】

項目	数値		考え方
	平成20年度	71.2 %	
【着眼点①】 1年未満入院者の平均退院率	平成26年度	%	平成20年6月30日調査における1年未満入院者の平均退院率
	伸び率	%	平成20年6月30日調査を基準とし、平成27年6月30日調査における1年未満入院者の平均退院率の伸び率
【着眼点②】 5年以上かつ65歳以上の退院者数	直近の状況	人	直近の状況※における1ヶ月当たりの5年以上かつ65歳以上の退院者数
	平成26年度 増加率	人 %	平成27年6月30日調査における1ヶ月当たりの5年以上かつ65歳以上の退院者数 平成20年6月30日調査を基準とし、平成27年6月30日調査における5年以上かつ65歳以上の退院者数の増加率

(参考図)

【数値目標】入院中の精神障害者の地域生活への移行

○入院中の精神障害者の地域生活への移行については、平成20年度における1年未満の平均退院率（全国平均：71.2%）を○%相当分増加させて平成26年度までに○%にすることを目指す。また、平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況※よりも○%増加させることを目指す。  
※直近の状況とは原則平成23年6月の1ヶ月間の状況としているが、それ以前のデータを有している都道府県はそのデータを活用しても差し支えないとしている。



(3) 福祉施設から一般就労への移行

【数値目標】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十六年中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成十七年度の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。

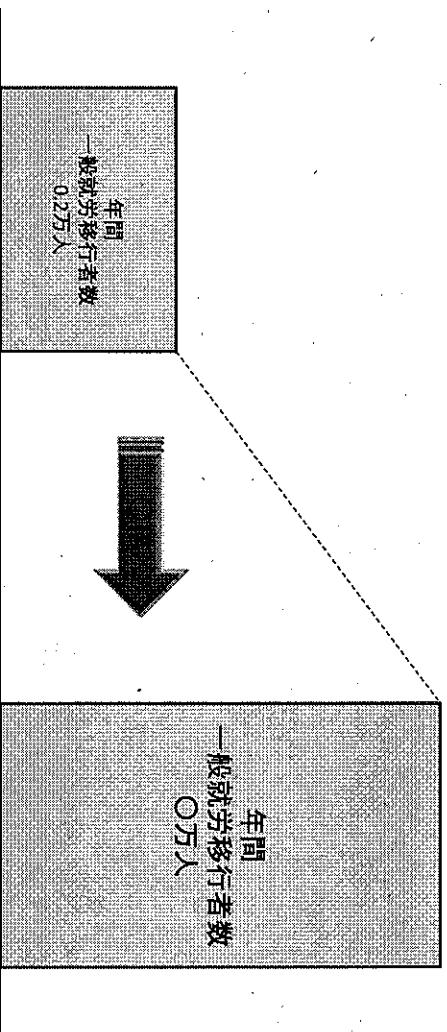
【全国集計】

項目	数値	考案方
平成17年度の 一般就労移行者数	0.2 万人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成26年度の 一般就労移行者数	2 万人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
目標値	10 倍	平成26年度目標値の平成17年度実績に対する割合

(参考図)

【数値目標】施設入所者の地域生活への移行

○一般就労への移行については、平成26年度中に一般就労へ移行する者の数が、平成17年度の一一般就労移行実績の約10倍になることが見込まれる。



【平成17年度】

【平成26年度】

(4) 就労移行支援事業の利用者数

基本指針に定める数値目標等

福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十六年度末における福祉施設の利用者のうち二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨す。

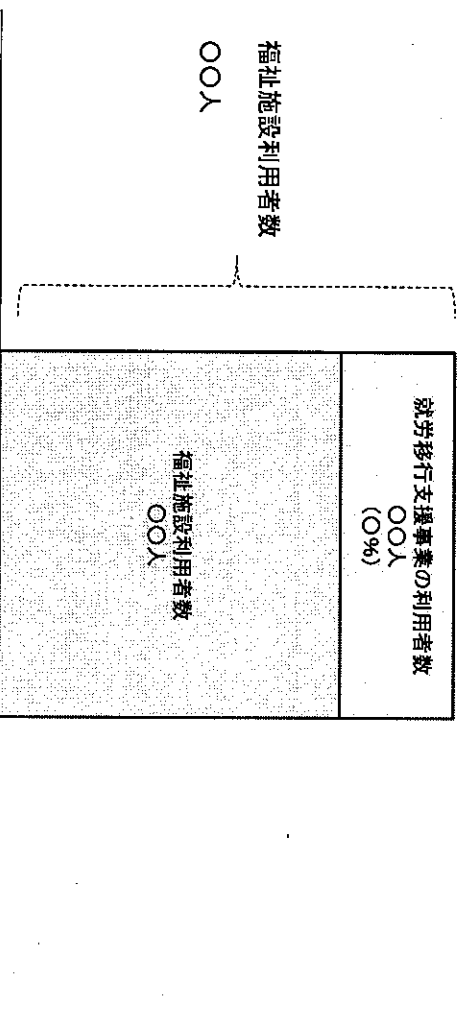
【全国集計】

項目	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	万人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
平成26年度末の就労移行支援利用者数	万人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	%	平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の割合

(参考図)

【数値目標】就労移行支援事業の利用者数

○平成26年度末における福祉施設利用者のうち、○%の者が就労移行支援事業を利用することを旨す。



(5) 就労継続支援 (A型) 事業の利用者数の割合

就業継続支援事業の利用者数

平成二十六年度末における就労継続支援事業の利用者のうち三割以上の者が就労継続支援 (A型) 事業を利用することを旨とする。

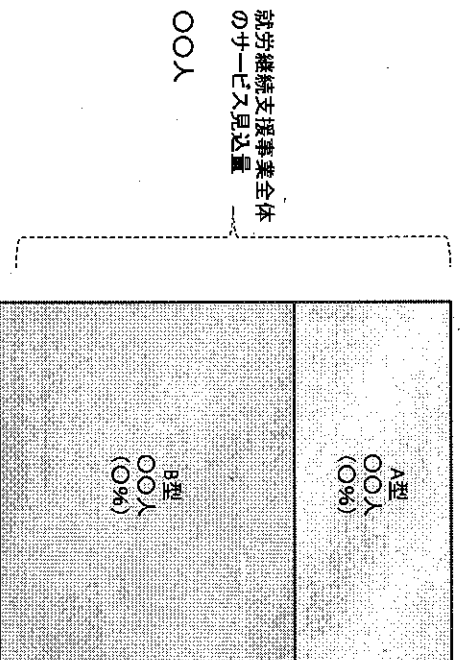
【全国集計】

項目	数値	考え方
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型) の利用者数	万人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型)事業の 利用者数	万人 %	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の割合

(参考図)

【数値目標】就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

○平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、○%は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。



(6) 労働施策に関する数値目標

基本指針に定める数値目標等

<p>①公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数 平成26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。</p>
<p>②障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 平成26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。(目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す。)</p>
<p>③障害者試行雇用事業の開始者数 平成26年度において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。(目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す。)</p>
<p>④職場適応援助者による支援の対象者数 平成26年度において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。(目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援を受けられることを目指す。)</p>
<p>⑤障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等 平成26年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に1ヶ所ずつ設置することを目指す。</p>

【全国集計】

項目	数値	考え方
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	人	平成26年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行する者
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者
障害者試行雇用事業の開始者	人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者
職場適応援助者による支援の対象者	人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	人	平成26年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者
障害者就業・生活支援センターの設置	ヶ所	平成26年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

1-2 数値目標（各都道府県別）の集計結果について

(1) 施設入所者の地域生活への移行

都道府県	平成17年10月1日時点の 入所者数(A)	平成20年度末の入所 者数(B)	削減率又は (A-B)	〔目標値2〕 増減率 (%)	地域生活移行 者数 (%)	〔目標値1〕 地域生活移行率 (%)
1 北海道						
2 青森県						
3 岩手県						
4 宮城県						
5 秋田県						
6 山形県						
7 福島県						
8 茨城県						
9 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都						
14 神奈川県						
15 新潟県						
16 富山県						
17 石川県						
18 福井県						
19 山梨県						
20 長野県						
21 岐阜県						
22 静岡県						
23 愛知県						
24 三重県						
25 滋賀県						
26 京都府						
27 大阪府						
28 兵庫県						
29 奈良県						
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県						
33 岡山県						
34 広島県						
35 山口県						
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県						
39 高知県						
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県						
44 大分県						
45 宮崎県						
46 鹿児島県						
47 沖縄県						
全国						



(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

都道府県	【指標①】11年末未入院者の平均退院率		【指標②】15年以上かつ65歳以上の退院者数	
	平成20年度(A) (%)	平成26年度(B) (%)	調査時点(A) (人)	平成26年度(B) (人)
			【目標値】 増加率 (B)/(A)-1 (%)	【目標値】 増加率 (B)/(A)-1 (%)
1 北海道				
2 青森県				
3 岩手県				
4 宮城県				
5 秋田県				
6 山形県				
7 福島県				
8 茨城県				
9 栃木県				
10 群馬県				
11 埼玉県				
12 千葉県				
13 東京都				
14 神奈川県				
15 新潟県				
16 富山県				
17 石川県				
18 福井県				
19 山梨県				
20 長野県				
21 岐阜県				
22 静岡県				
23 愛知県				
24 三重県				
25 滋賀県				
26 京都府				
27 大阪府				
28 兵庫県				
29 奈良県				
30 和歌山県				
31 鳥取県				
32 島根県				
33 岡山県				
34 広島県				
35 山口県				
36 徳島県				
37 香川県				
38 愛媛県				
39 高知県				
40 福岡県				
41 佐賀県				
42 長崎県				
43 熊本県				
44 大分県				
45 宮崎県				
46 鹿児島県				
47 沖縄県				
全国				

(3) 福祉施設から一般就労への移行

都道府県	平成17年度の 一般就労移行者数(A)	平成28年度の 一般就労移行者数(B)	【目標値】一般就労移行比率 (B)/A (倍)
1 北海道			
2 青森県			
3 岩手県			
4 宮城県			
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県			
8 茨城県			
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県			
全国			

(4) 就労移行支援事業の利用者数

都道府県	平成26年度末の 福祉施設利用者数(A) (人)	平成26年度末の就労移行支援事 業の利用者数(B) (人)	(目標値)就労移行支援利用率 (B/A) (%)
1 北海道			
2 青森県			
3 岩手県			
4 宮城県			
5 秋田県			
6 山形県			
7 福島県			
8 茨城県			
9 栃木県			
10 群馬県			
11 埼玉県			
12 千葉県			
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県			
17 石川県			
18 福井県			
19 山梨県			
20 長野県			
21 岐阜県			
22 静岡県			
23 愛知県			
24 三重県			
25 滋賀県			
26 京都府			
27 大阪府			
28 兵庫県			
29 奈良県			
30 和歌山県			
31 鳥取県			
32 島根県			
33 岡山県			
34 広島県			
35 山口県			
36 徳島県			
37 香川県			
38 愛媛県			
39 高知県			
40 福岡県			
41 佐賀県			
42 長崎県			
43 熊本県			
44 大分県			
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県			
全国			

(5) 就労継続支援 (A型) 事業の利用者数の割合

都道府県	平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者数	平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者数	平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者数	【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合
	(A)	(B)	(A)	(A)/(B) (%)
1 北海道				
2 青森県				
3 岩手県				
4 宮城県				
5 秋田県				
6 山形県				
7 福島県				
8 茨城県				
9 栃木県				
10 群馬県				
11 埼玉県				
12 千葉県				
13 東京都				
14 神奈川県				
15 新潟県				
16 富山県				
17 石川県				
18 福井県				
19 山梨県				
20 長野県				
21 岐阜県				
22 静岡県				
23 愛知県				
24 三重県				
25 滋賀県				
26 京都府				
27 大阪府				
28 兵庫県				
29 奈良県				
30 和歌山県				
31 鳥取県				
32 島根県				
33 岡山県				
34 広島県				
35 山口県				
36 徳島県				
37 香川県				
38 愛媛県				
39 高知県				
40 福岡県				
41 佐賀県				
42 長崎県				
43 熊本県				
44 大分県				
45 宮崎県				
46 鹿児島県				
47 沖縄県				
全国				

(6) 労働施策に関する数値目標

都道府県	【目標値】公共職業安定所 所業由による福祉施設 利用者の就職者 (%)	【目標値】障害者の雇用 に力いた多様な委託制 事業家の受通者 (%)	【目標値】障害者就労 支援者就労 開始者 (%)	【目標値】障害者の雇用 者による支援の対象者 (%)	【目標値】障害者就業 生活支援センター の支援対象者 (%)	【目標値】障害者就業 生活支援センターの 数 (件)
1 北海道						
2 青森県						
3 岩手県						
4 宮城県						
5 秋田県						
6 山形県						
7 福島県						
8 茨城県						
9 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都						
14 神奈川県						
15 新潟県						
16 富山県						
17 石川県						
18 福井県						
19 山梨県						
20 長野県						
21 岐阜県						
22 静岡県						
23 愛知県						
24 三重県						
25 滋賀県						
26 京都府						
27 大阪府						
28 兵庫県						
29 奈良県						
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県						
33 岡山県						
34 広島県						
35 山口県						
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県						
39 高知県						
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県						
44 大分県						
45 宮崎県						
46 鹿児島県						
47 沖縄県						
全国						



## II サービス見込量の集計結果

II-1 サービス見込量の集計結果について

【全国集計】

○訪問系サービス 種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	時間 人	時間 人	時間 人
居室介護			
重度訪問介護			
同行支援			
行動支援			
重度障害者等包括支援			

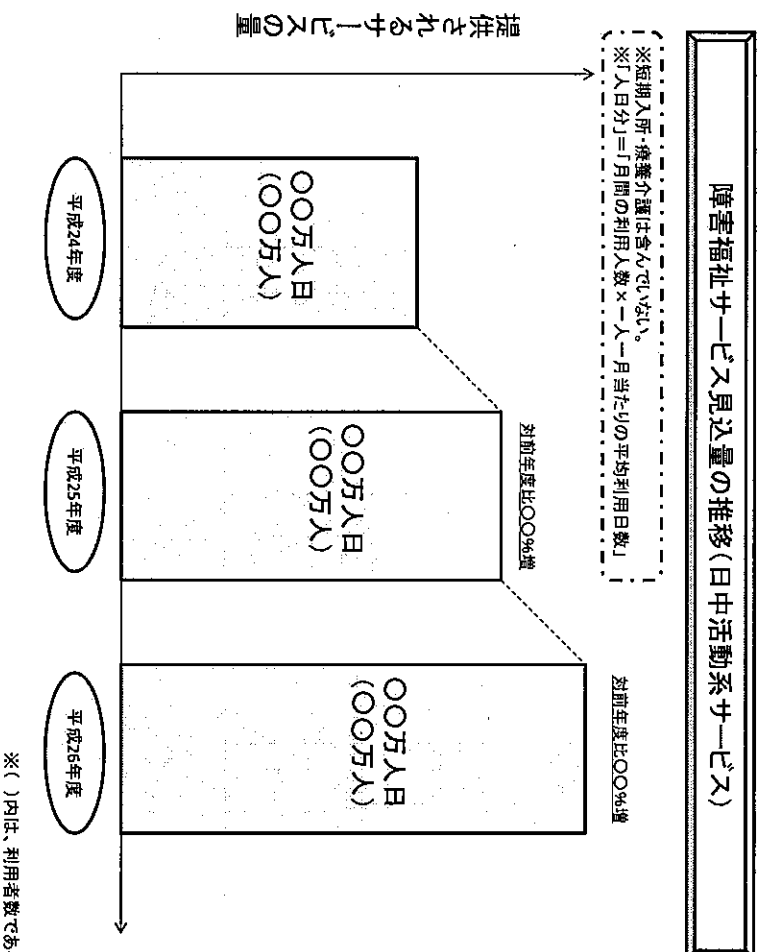
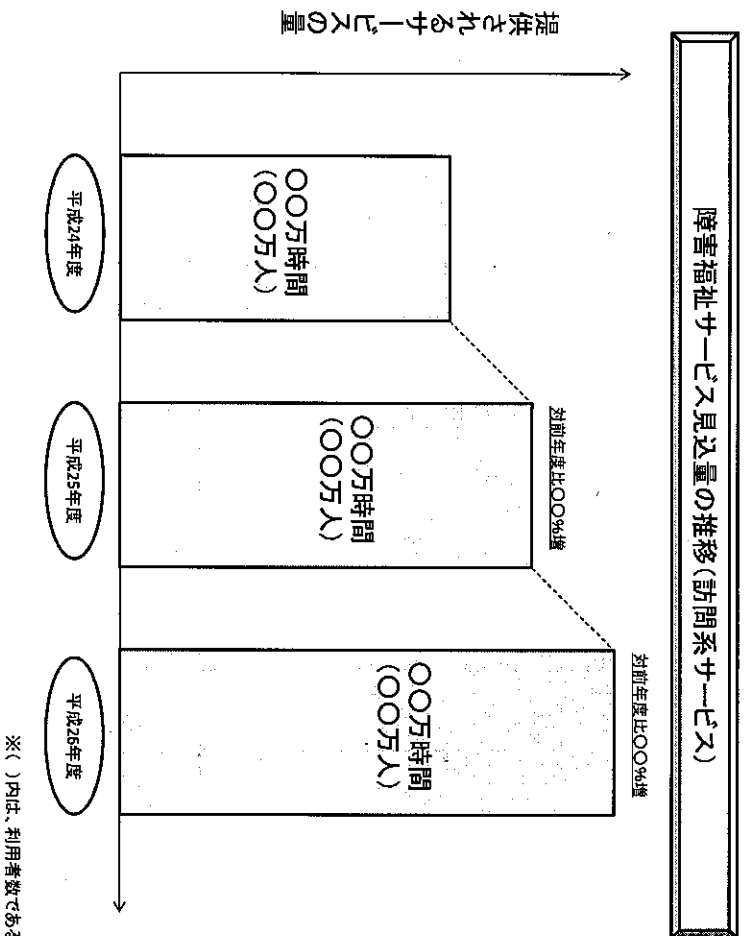
○日中活動系サービス 種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人日分 人	人日分 人	人日分 人
生活介護			
自立訓練(機能訓練)			
自立訓練(生活訓練)			
就労移行支援			
就労継続支援(A型)			
就労継続支援(B型)			
療養介護			
短期入所			

○居住系サービス 種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人日分 人	人日分 人	人日分 人
共同生活援助			
共同生活介護			
施設入所支援			

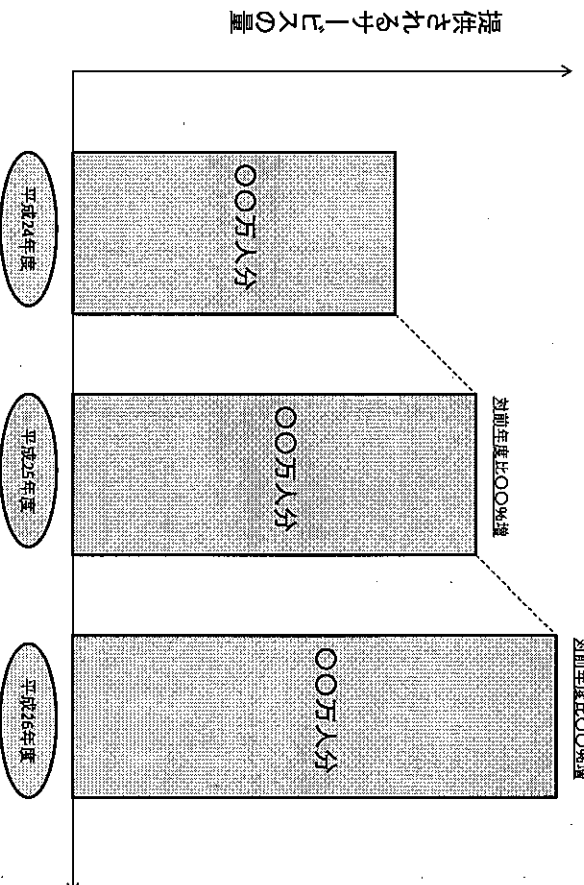
○相談支援 種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	人日分 人	人日分 人	人日分 人
計画相談支援			
地域移行支援			
地域定着支援			



(参考図)



障害福祉サービス見込量の推移 (GH・CH)



障害福祉サービス見込量の推移 (相談支援)

